

豊島区震災復興マニュアル

資 料 編

平成 2 5 年 3 月
豊島区

平成 2 3 年 7 月策定（平成 2 5 年 3 月改定）

資料編 目次

総則関係

・復興の全体像	資 1
・総則-3-1① 震災復興に関する所管課一覧（東京都・八都県市）	資 2
・総則-3-1② 豊島区における震災復興に関する標準的な制度スキーム	資 4
・総則-3-1③ 震災復興本部の構成等（案）	資 7
・総則-3-1④ 震災復興本部各部の分掌事務（案）	資 8
・総則-3-1⑤ 震災復興本部構築の準備行動の流れ	資 10
・総則-3-1⑥ ○○区市町村震災復興本部及び関連組織	資 11
・総則-3-1⑦ 復興本部設置時行動要領の主な内容項目例	資 14
・総則-3-3① 豊島区が事前に締結している防災協定都市一覧	資 15
・総則-3-3② 派遣職員の受入れの流れ	資 16
・総則-3-3③ 職員派遣に関する協定書（案）	資 17
・総則-3-3④ 応援職員要請書	資 20

第 1 章関係

・1-1-1① D I S 出力様式	資 21
・1-1-1② 災害に係る住家の被害認定の概要	資 23
・1-1-1③ 災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抜粋）	資 25
・1-1-1④ 地震等による被害に係る被害認定の流れ	資 29
・1-1-1⑤ 被害認定様式	資 31
・1-1-1⑥ 住民被害等の実態調査体系（案）	資 36
・1-1-1⑦ 民間住宅等の被害状況把握（家屋・住家の被災度調査）の流れ図	資 37
・1-1-2① 社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ図	資 38
・1-1-2② 公共建築物等応急危険度判定部会設置要綱【骨子】	資 39
・1-1-2③ 応急危険度判定調査表	資 40
・1-1-2④ 発災時施設点検報告シート	資 43
・1-1-3① 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法（案）	資 44
・1-1-3② 被災者生活実態調査表（兼地域福祉需要基礎調査）	資 45
・1-1-3③ 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）報告書	資 46
・1-2-1① り災証明発行に係る流れ（案）	資 47
・1-2-1② り災証明申請書（案）	資 48
・1-2-1③ り災証明書（案）	資 49
・1-2-1④ り災証明発行・総合相談窓口設置例	資 50
・1-2-2① 震災時の相談体制と相談内容	資 51
・1-2-2② 被災者相談シート（案）	資 52
・1-3-1① 震災復興基本計画策定スケジュール	資 53

・1-3-1② 震災復興基本方針（東京都案）	-----	資 54
・1-3-2 震災復興計画の骨子となる項目	-----	資 56
・1-4-1 財政需要見込みシート	-----	資 57
・1-4-2① 財団法人〇〇大震災復興基金（案）について	-----	資 58
・1-4-2② 財団法人〇〇〇〇大震災復興基金寄附行為（案）	-----	資 60
・1-4-2③ 阪神・淡路大震災復興基金事業の概要	-----	資 64
・1-5-1① オープンスペース等利用計画の策定	-----	資 66
・1-5-1② 事前用地調整方針	-----	資 68
・1-5-1③ 豊島区における災害時利用可能なオープンスペース一覧	-----	資 70
・1-6-1 がれき処理の基本的流れ	-----	資 74
・1-7-1 ボランティア活動運営関連図	-----	資 75
・1-8-1 震災後の被害状況等に対応した復興関連情報一覧	-----	資 76
・1-8-2 外国人災害時情報センターの機能（災害対策本部の場合）	-----	資 77

第2章関係

・2-1-1、3-1-1 家屋被害概況調査要領	-----	資 78
・2-2-1 都市復興基本方針（案）	-----	資 79
・2-2-2 第1次建築制限文案（東京都）	-----	資 81
・2-2-4 時限的市街地のイメージ	-----	資 82
・2-2-5① 復興地区区分の作業要領	-----	資 88
・2-2-5② 復興対象地区の指定基準	-----	資 90
・2-2-6① 建築行為届出書	-----	資 91
・2-2-6② 被災市街地復興推進地域内建築行為等許可申請書	-----	資 93
・2-3-1 都市復興基本計画骨子案の策定	-----	資 94
・2-3-2 第2次建築制限	-----	資 98
・2-3-3、3-5-4 復興まちづくり計画の策定	-----	資 103
・2-3-4 都市復興基本計画の策定	-----	資 109
・2-4-1 復興事業計画の策定	-----	資 110

第3章関係

・3-0-0① 地域協働復興の進め方フロー	-----	資 111
・3-0-0② 池袋本町地区の復興の手順の流れ（訓練成果）	-----	資 112
・2-1-1、3-1-1 家屋被害概況調査要領	-----	資 78
・3-1-1 救援センターにおける被害概況の集約と報告	-----	資 113
・3-1-2 被害概況の図化イメージ	-----	資 114
・3-1-3 復興準備会の開催の方法	-----	資 115
・3-2-1① 東京都が想定する合意形成プロセス	-----	資 116
・3-2-1② 地区における震災復興協議会の事例	-----	資 117

・ 3-2-1③ 復興まちづくり協議会の会則（案）	-----	資 118
・ 3-2-1④ 地域復興組織認定申請書	-----	資 120
・ 3-2-1⑤ 地域復興組織（認定・不認定）通知書	-----	資 121
・ 3-2-1⑥ 地域復興組織認定取消通知書	-----	資 122
・ 3-3-1① 時限的市街地＜地域協働型＞の流れ	-----	資 123
・ 3-3-1② 上池袋二三丁目地区の時限的市街地の事前配置計画	-----	資 124
・ 3-3-1③ 池袋本町地区の時限的市街地の事前配置計画	-----	資 126
・ 3-4-1① 復興まちづくり広報の事例 1	-----	資 128
・ 3-4-1② 復興まちづくり広報の事例 2	-----	資 129
・ 3-4-3 東京都による専門家派遣制度	-----	資 130
・ 3-5-1① 上池袋二三丁目復興まちづくり方針（訓練用）	-----	資 131
・ 3-5-1② 池袋本町地区の復興まちづくり方針（訓練用）	-----	資 132
・ 2-3-3、3-5-4 復興まちづくり計画の策定	-----	資 103
・ 3-5-4① 上池袋地区の復興まちづくり計画図（訓練用）	-----	資 135
・ 3-5-4② 池袋本町地区の復興まちづくり計画図（訓練用）	-----	資 136
・ 3-6-3 仮設商店街の取り組み事例（神戸市長田区久二塚地区のパラール）	-	資 137
・ 3-7-1 阪神・淡路大震災の市街地開発の適応状況	-----	資 138
・ 3-8-1① 防災都市づくり推進計画の整備地域	-----	資 141
・ 3-8-1② 豊島区の事前復興ビジョン（案）	-----	資 143
・ 3-8-3① 上池袋地区の震災復興まちづくり訓練の概要（平成 21 年度）	-----	資 146
・ 3-8-3② 池袋本町地区の震災復興まちづくり訓練の概要（平成 24 年度）	----	資 149

第 4 章関係

・ 4-1-1 住宅の被害状況の把握 詳細手順	-----	資 152
・ 4-1-2 区営住宅等の被災度区分判定の実施上の留意点	-----	資 154
・ 4-1-3① 豊島区被災建築物応急危険度判定員連絡フロー	-----	資 155
・ 4-1-3② 応急危険度判定業務の流れ	-----	資 156
・ 4-2-1① 応急修理の基準、募集案内等	-----	資 157
・ 4-2-1② 応急修理手続きの簡素化	-----	資 160
・ 4-2-1③ 応急修理の都区区分	-----	資 161
・ 4-2-2 一時提供住宅の提供にあたっての留意点	-----	資 162
・ 4-2-3 応急仮設住宅の建設にあたっての留意点	-----	資 164
・ 4-2-4 応急仮設住宅の基準、タイプ	-----	資 167
・ 4-2-5 入居者選定基準	-----	資 169
・ 4-2-6 入居者名簿、入居者調査等	-----	資 170
・ 4-3-1 住宅復興計画の検討組織等	-----	資 173
・ 4-4-1、4-4-2 被災者のための各種支援事業	-----	資 175

第5章関係

・5-1-4① 要援護高齢者等に対する福祉サービスの確保について	資 178
・5-2-1① 巡回相談チームの業務（例）	資 179
・5-2-2① 飲料水の安全確保のための作業方法	資 180
・5-3-1① 生活に必要な資金の貸付（生活福祉資金、災害援護資金）	資 181
・5-3-1② 生活福祉資金の貸付の流れ	資 182
・5-3-1③ 災害援護資金の貸付手続き	資 183
・5-3-1④ 災害弔慰金等の支給	資 184
・5-3-1⑤ 災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続き	資 185
・5-3-1⑥ 被災者生活再建支援金支給事務の手続き	資 186
・5-3-3① 東日本大震災による被災納税者に対する区民税・都民税の延滞金取扱基準	資 187

第6章関係

・6-1-2① 学用品の供与	資 188
・6-2-2① 文化財の復旧支援制度の事例	資 189

第7章関係

・7-1-1① 現地調査に関する実施方針	資 190
・7-1-1② 被害・復旧状況分析班の編成等	資 192
・7-1-2① 仮設店舗、仮設共同工場の確保のための調査	資 194
・7-1-2② 仮設店舗の事例	資 195
・7-2-1① 災害復旧・復興時の事業再開等のための支援制度（東日本大震災関連）	資 196
・7-2-1② 雇用維持の要請文書（案）	資 204
・7-2-1③ 雇用維持のための支援制度（東日本大震災関連）	資 205

巻末

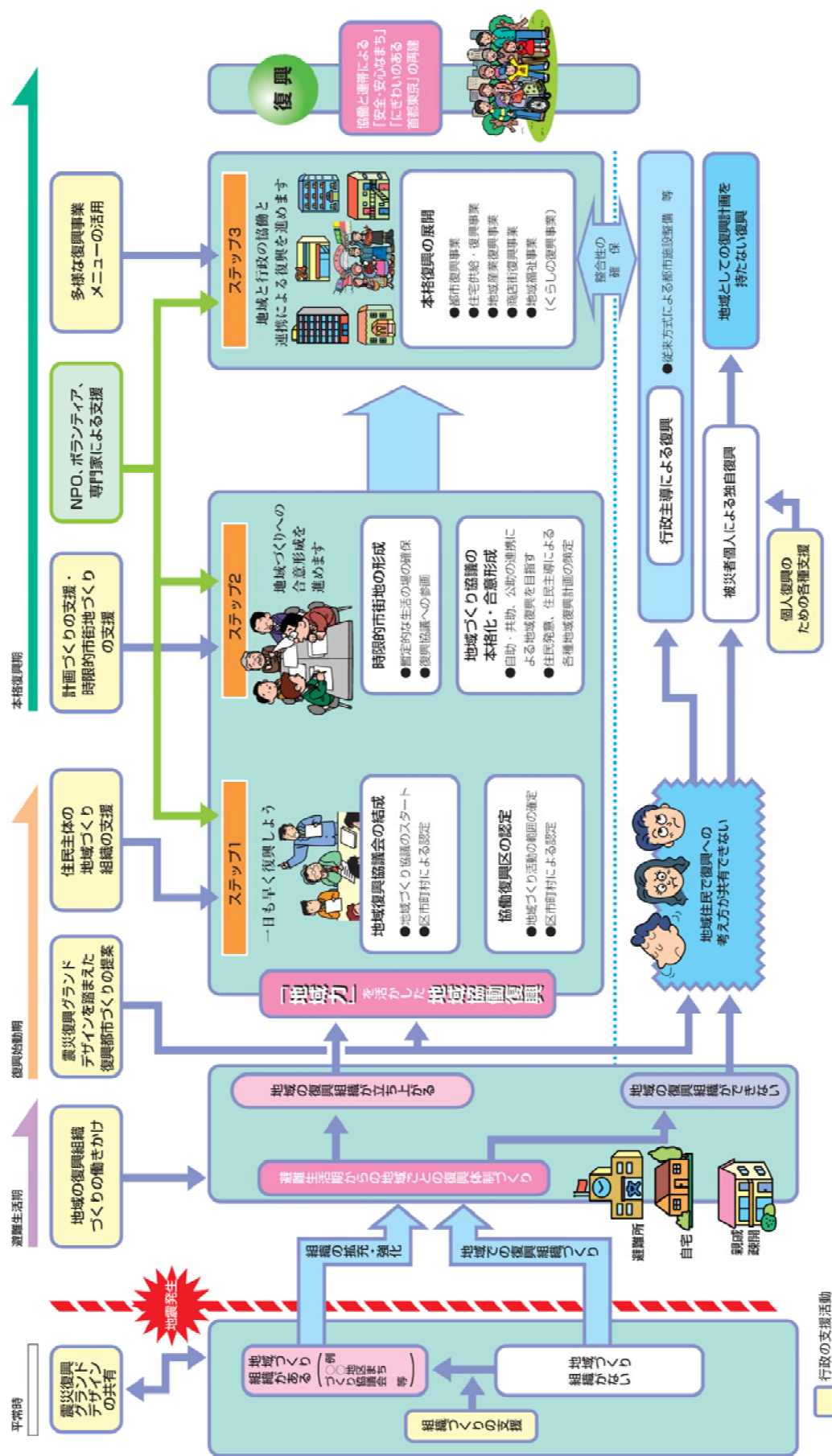
・「豊島区震災復興マニュアル」本編コラムの参考文献一覧	資 206
・各部課の復興業務一覧表	資 207
・災害対策本部と震災復興本部の分掌事務の比較表（案）	資 218
・震災復興マニュアルの課題について	資 224
・豊島区震災復興の推進に関する条例本文	資 228
・豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則本文	資 233
・用語解説	資 236

復興の全体像

～地域力を活かした住民主体の復興のために～

自助・共助・公助の連携による復興の全体像を以下に示しました。

区の復興を円滑に進めるためには、地域住民の復興への強い意欲と復興のあり方への合意形成からなる「共助」の仕組み、「地域力を活かした地域協働復興」を進めることが必要です。



震災復興に関する所管等一覧（局別）

都庁代表 5321-1111

局名	担当部署	電話	ファクシミリ	委員会・部会等事務局
総務局	総合防災部防災管理課 防災事業推進係	直通 5388-2528 内線 25 - 021～3	外線 5388-1270 内線 65 - 270	東京都震災復興検討 委員会・幹事会 総括部会
都市整備局	市街地整備部企画課 復興企画担当	直通 5320-5124 内線 31 - 257～8	外線 5388-1355 内線 65 - 355	東京都震災復興検討 委員会・幹事会 都市復興部会
	住宅政策推進部住宅政 策課区市町村調整係	直通 5320-4916 内線 30 - 311	外線 5388-1476 内線 65 - 476	住宅復興部会
知事本局	計画調整部計画調整課	直通 5388-2135 内線 21 - 178	外線 5388-1210 内線 65 - 210	
総務局	総務部総務課庶務係	直通 5388-2313 内線 24 - 118	外線 5388-1253 内線 65 - 253	
財務局	経理部総務課庶務係	直通 5388-2611 内線 26 - 123	外線 5388-1275 内線 65 - 275	
主税局	総務部総務課庶務係	直通 5388-2921 内線 28 - 112	外線 5388-1302 内線 65 - 302	
生活文化局	総務部企画計理課	直通 5388-3111 内線 29 - 022	外線 5388-1325 内線 65 - 325	
都市整備局	総務部総務課庶務係	直通 5388-3206 内線 30 - 113	外線 5388-1350 内線 65 - 350	
環境局	環境政策部総務課 庶務係	直通 5388-3416 内線 42 - 113	外線 5388-1377 内線 65 - 377	
福祉保健局	総務部総務課	直通 5320-4021 内線 32 - 111	外線 5388-1400 内線 65 - 400	福祉保健復興部会
病院経営本部	経営企画部総務課庶務 係	直通 5320-5810 内線 50 - 112	外線 5388-1435 内線 65 - 435	
産業労働局	総務部企画計理課企画 主査	直通 5320-4607 内線 36 - 321～2	外線 5388-1454 内線 65 - 454	産業復興部会
建設局	総務部企画計理課調整 係	直通 5320-5231 内線 40 - 032	外線 5388-1525 内線 65 - 525	
港湾局	総務部企画計理課企画 主査	直通 5320-5514 内線 43 - 015	外線 5388-1575 内線 65 - 575	
会計管理局	総務課庶務係	直通 5320-5911 内線 45 - 112	外線 5388-1625 内線 65 - 625	
交通局	総務部総務課庶務係	直通 5320-6006 内線 46 - 115	外線 5388-1650 内線 65 - 650	
水道局	総務部総務課危機管理 係	直通 5320-6313 内線 48 - 124	外線 5388-1675 内線 65 - 675	
下水道局	総務部総務課調整主査	直通 5320-6506 内線 51 - 031～2	外線 5388-1700 内線 65 - 700	
教育庁	総務部総務課庶務係	直通 5320-6718 内線 53 - 117	外線 5388-1725 内線 65 - 725	
東京消防庁	防災部防災課	代表 3212-2111 内線 4813	外線 3213-1478	

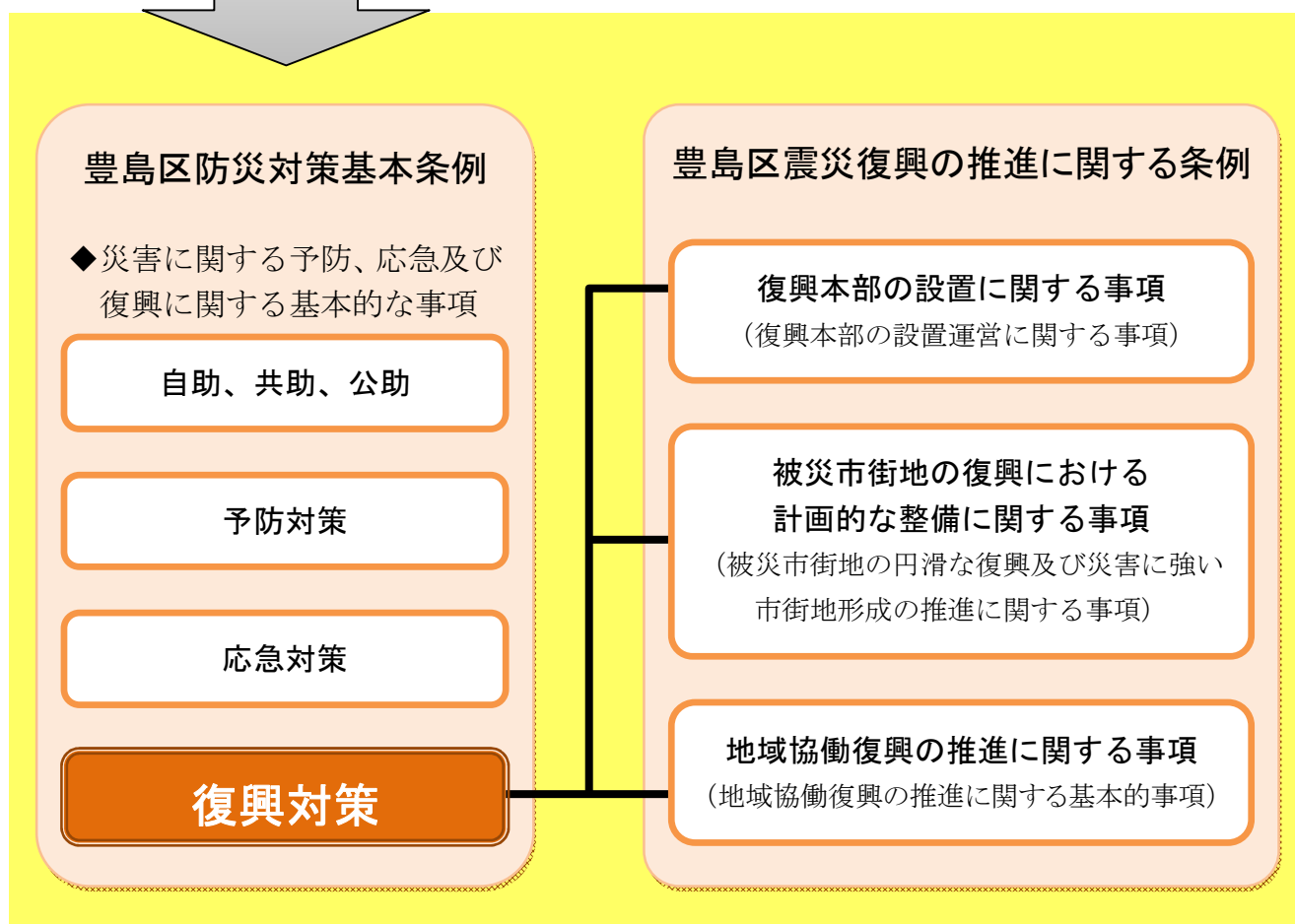
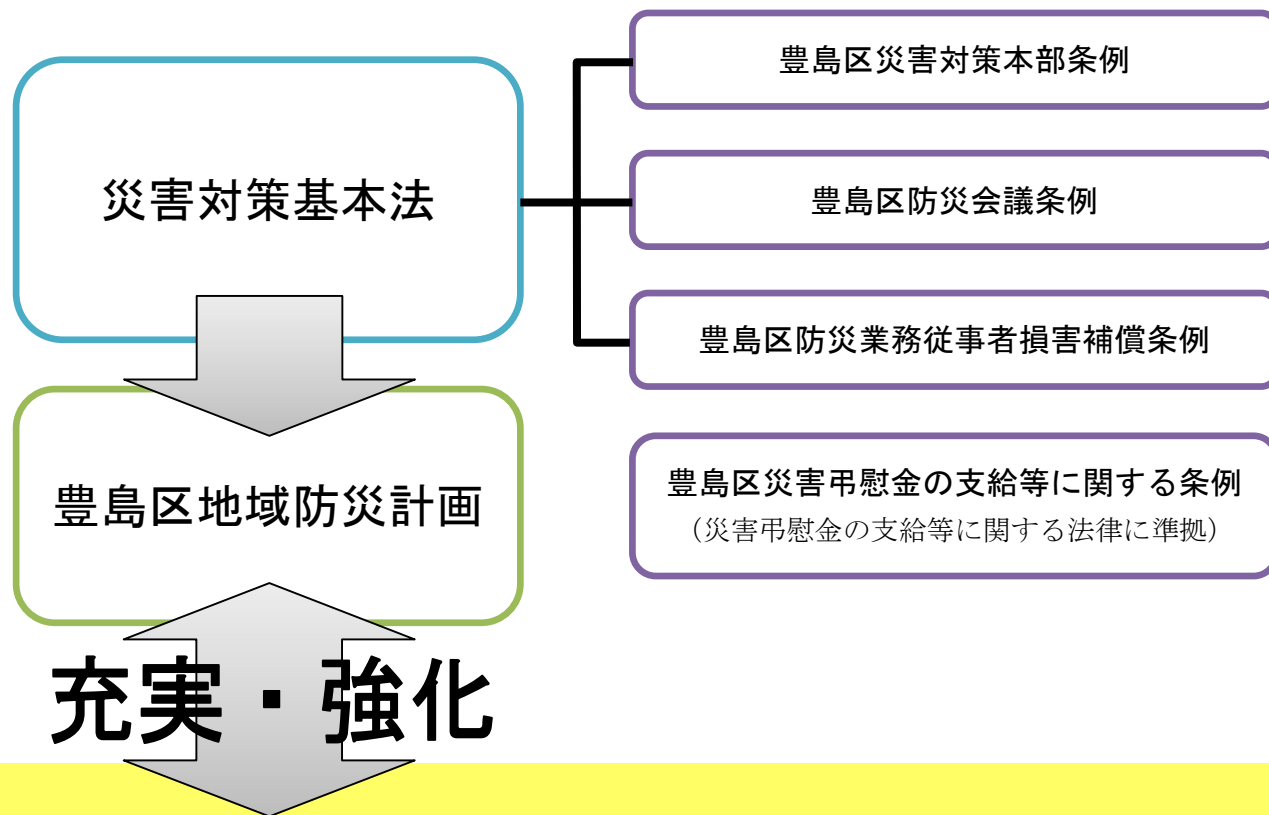
震災復興に関する所管等一覧（八都県市）

都県市名	震災復興担当所管	電話番号	ファクシミリ
埼玉県	危機管理防災部消防防災課	048 - 830-3184	048 - 830-4776
	企画財政部地域政策課	048 - 830-2765	048 - 830-4741
千葉県	総務部消防地震防災課防災政策室	043 - 223-2176	043 - 222-5208
神奈川県	安全防災局危機管理部災害対策課 計画グループ	045 - 210-3425	045 - 210-8829
横浜市	都市経営局総務課	045 - 671-2016	045 - 663-4613
川崎市	総務局危機管理室	044 - 200-2841	044 - 200-3972
千葉市	市民局市民部総合防災課※	043 - 245-5151	043 - 245-5596
さいたま市	総務局危機管理部防災課	048 - 829-1126	048 - 829-1978
東京都	総務局総合防災部防災管理課	03 - 5388-2528	03 - 5388-1270

※都市復興については、都市局が担当

豊島区における震災復興に関する標準的な制度スキーム

(現行法令)



豊島区防災対策基本条例の構成

豊島区防災対策基本条例の構成

第1章 総則	
目的	基本理念、区、区民及び事業者の責務、施策の基本事項を定めることにより、防災対策を総合的、計画的に推進し、災害による被害の最小化を図り、区民の生命、身体、財産を保護することを目的とする【1条】
定義	災害、防災、区民、事業者、外出者、帰宅困難者、災害時要援護者、地域防災組織、防災関係機関の定義を規定【2条】
基本理念	防災対策は、地域の絆を広げながら取り組むセーフコミュニティ活動の一つとし、「自助」、「共助」、「公助」の考え方に基き、区、区民及び事業者が責務と役割を果たし、相互に連携して取り組む【3条】
防災対策に関する組織	(1) 豊島区防災会議 (2) 豊島区災害対策本部【4条】
第2章 自助、共助及び公助	
区民	(1) 防災知識及び防災意識の向上、災害から自己の安全を確保 (2) 建物の安全化、出火防止、備蓄の確保等の備え【5条】
事業者	(1) 施設等の安全確保、従業員・来所者の保護、災害情報の提供 (2) 一斉帰宅の抑制、3日分の飲料水等及び帰宅困難者等のための必要な備蓄を確保【6条】
外出者	(1) むやみに移動せず、災害時の混乱防止に努める (2) 家族との連絡手段の確保、徒歩による帰宅経路の確認 (3) 帰宅困難者の自己の安全確保、帰宅に関する情報収集【7条】
区民	(1) 負傷者の救護、災害時要援護者の保護、帰宅困難者対策等の緊急活動への協力 (2) 相互協力により生活再建及び居住地域の復興に努める (3) 良好な関係づくり、防災訓練への参加、教訓の伝承等【8条】
事業者	(1) 地域の防災活動、区の防災対策への協力 (2) 被害の防止、区民生活の高揚・安定、都市の復興への最大の努力 (3) 帰宅困難者対策への取組み、災害時要援護者の安全確保 (4) 事業継続計画の策定、検証【9条】
外出者	(1) 区等の応急対策への協力 (2) 帰宅困難者は相互に助け合い安全な帰宅に努める【10条】
区の責務	(1) 区民の生命、身体等の保護、区民生活の再建、被災市街地の復興 (2) 国、都、区市町村との連絡調整、区民、事業者等との連携及び協力 (3) 地域防災計画による防災対策の実施 (4) 業務継続計画の策定、検証 (5) 災害時要援護者に対する施策の推進 (6) 職員の防災に関する知識、技術の習得【11条】
第3章 予防対策	
防災訓練	(1) 防災訓練の積極的な実施 (2) 地域防災組織による防災訓練の実施 (3) 円滑な実施への必要な措置、支援【16条】
ボランティアへの支援	(1) 円滑な活動のための活動拠点の提供等の支援 (2) 関係機関との連携によるボランティアの育成【17条】
防災まちづくりの推進	(1) 都市基盤の整備、密集市街地の改善等の推進 (2) 参加と協働によるまちづくり (3) 公共施設の耐震性等強化、施設利用者の安全確保 (4) 民間建築物等の耐震性及び耐火性の確保、所有者等に対する必要な助言・指導及び助成 (5) 風水害対策【18条】
第4章 応急対策	
協働会の結成	(1) 事業者等による駅周辺エリア防災対策協議会の結成、区の支援及び協定 (2) 潜在者等の安全確保に関する計画の作成、土地所有者等との協定の締結 (3) 部会の設置【23条】
協議会等に 対する支援	(1) 安全確保計画の策定、実施等の支援 (2) 帰宅困難者対策を実施する事業者への支援【24条】
他の地方公共 団体等との協定	(1) 他の地方公共団体及び事業者との相互応援協定による連携の確保 (2) 区の区域外における被災地の復旧・復興支援【25条】
放射性物質対策 等の実施	(1) 放射線量測定等と区民への情報提供 (2) 除染等の対策の実施、基準等の設定 (3) 電力不足対策の実施、区民への周知【26条】
第5章 復興対策	
復興対策	(1) 国、都、関係機関と連携、全力を挙げて復興対策を推進 (2) 区、区民等、事業者の協働による総合的、計画的な推進 (3) 震災復興本部の設置 (4) 震災復興基本方針等の策定と区民等、事業者の意見の反映 (5) 平常時から協働による復興対策 (6) 条例への委任【27条】

豊島区震災復興の推進に関する条例の構成

項目	概要	復興マニュアルとの関係
総則	第1条 目的	震災復興マニュアルの目的等(総則1節)
	第2条 定義	
	第3条 基本理念	地域協働復興(3章全般)
	第4条 区の責務	都市復興基本方針の策定(2章2節) 復興マニュアルの更新等(総則4節) 事前まちづくりと復興の準備(3章8節)
	第5条 区民等及び事業者の責務	
豊島区震災復興本部	第6条 復興本部の設置	震災復興本部の設置 (総則3節)
	第7条 組織	
	第8条 部	
	第9条 復興本部の廃止	
被災市街地の復興	第10条 復興対象地区の指定	復興地区区分(2章2節⑤) ・復興地区区分を設定 ・復興地区区分の指定・告示 ・復興地区区分の変更・廃止
	第11条 復興対象地区の変更等	
	第12条 都市復興基本計画の策定	都市復興基本計画の策定(2章3節④)
	第13条 震災復興事業の推進	復興事業の推進(2章4節)
	第14条 被災市街地復興推進地域の指定	第2次建築制限の実施(2章3節②) ・被災市街地復興推進地域の都市計画決定・告示 ・被災市街地復興推進地域の建築制限の実施
	第15条 建築行為の届出	建築行為の届出・許可(2章2節⑥) ・建築行為の届出と 情報提供・協議の実施
	第16条 情報の提供及び協議	
地域協働復興	第17条 地域協働復興の活動	地域協働復興(3章全般) ・復興まちづくり協議会の結成 ・復興まちづくりへの支援

１ 震災復興準備室（災害対策本部）から震災復興本部設置までの手順

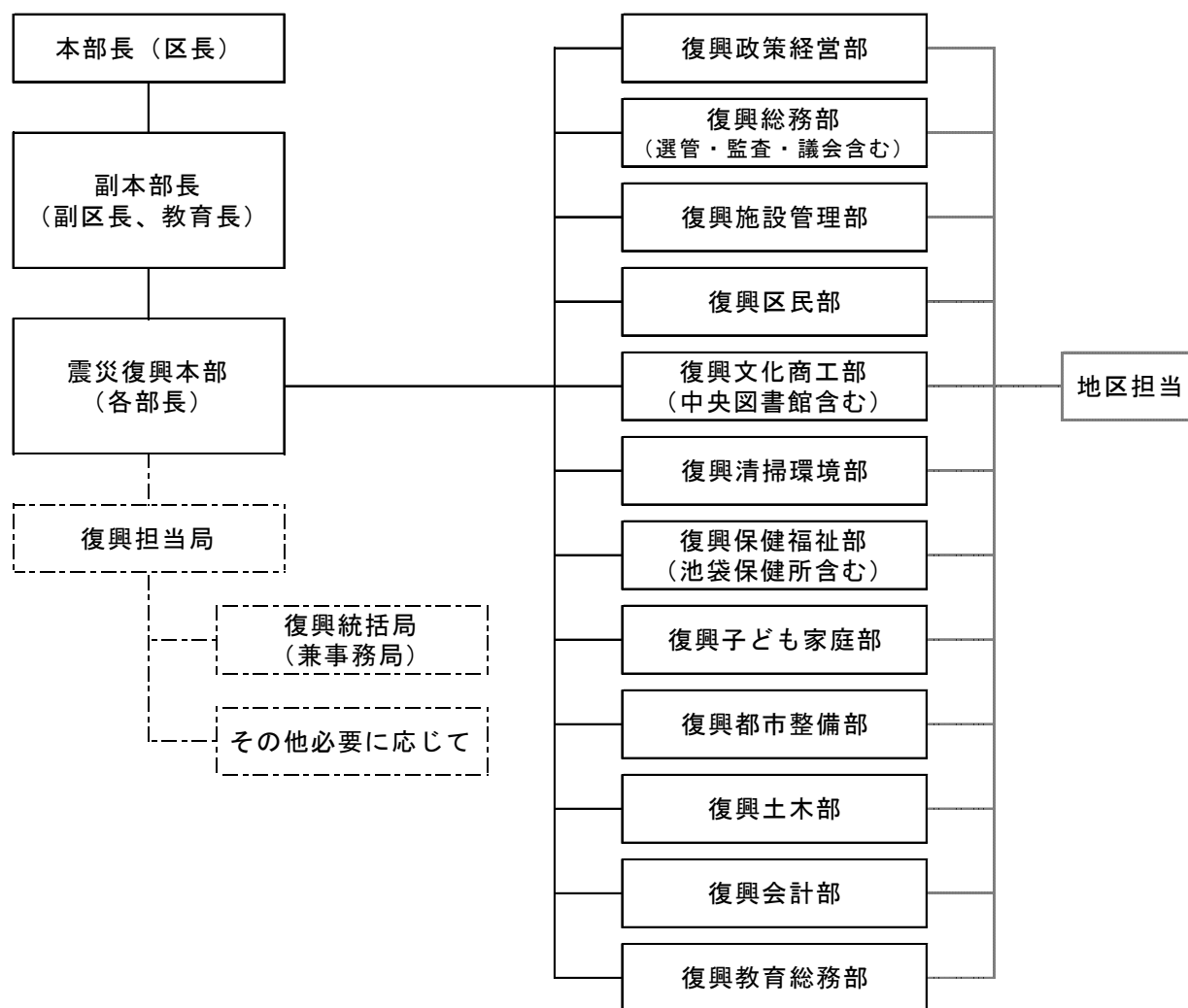
被害が甚大な場合は、発災とともに災害対策本部を設置し、同時に「震災復興準備室」を設置する。

「震災復興準備室」は、発災後１週間を目処に震災復興本部の立ち上げ準備を行う。

「震災復興準備室」は、企画課、防災課、都市計画課を中心に組織し、復興本部の設置準備にあたる。

なお、「震災復興準備室」は、震災復興本部立ち上げ後、「復興統括局」として、本部の総合調整及び事務局等の機能を有するものとする。

２ 震災復興本部の構成



※地区単位での対応が必要になった際は、各部より地区担当を選任し、組織横断的な復興課題に対応することとする。なお、地区担当の統括は復興都市整備部内の職員とする。

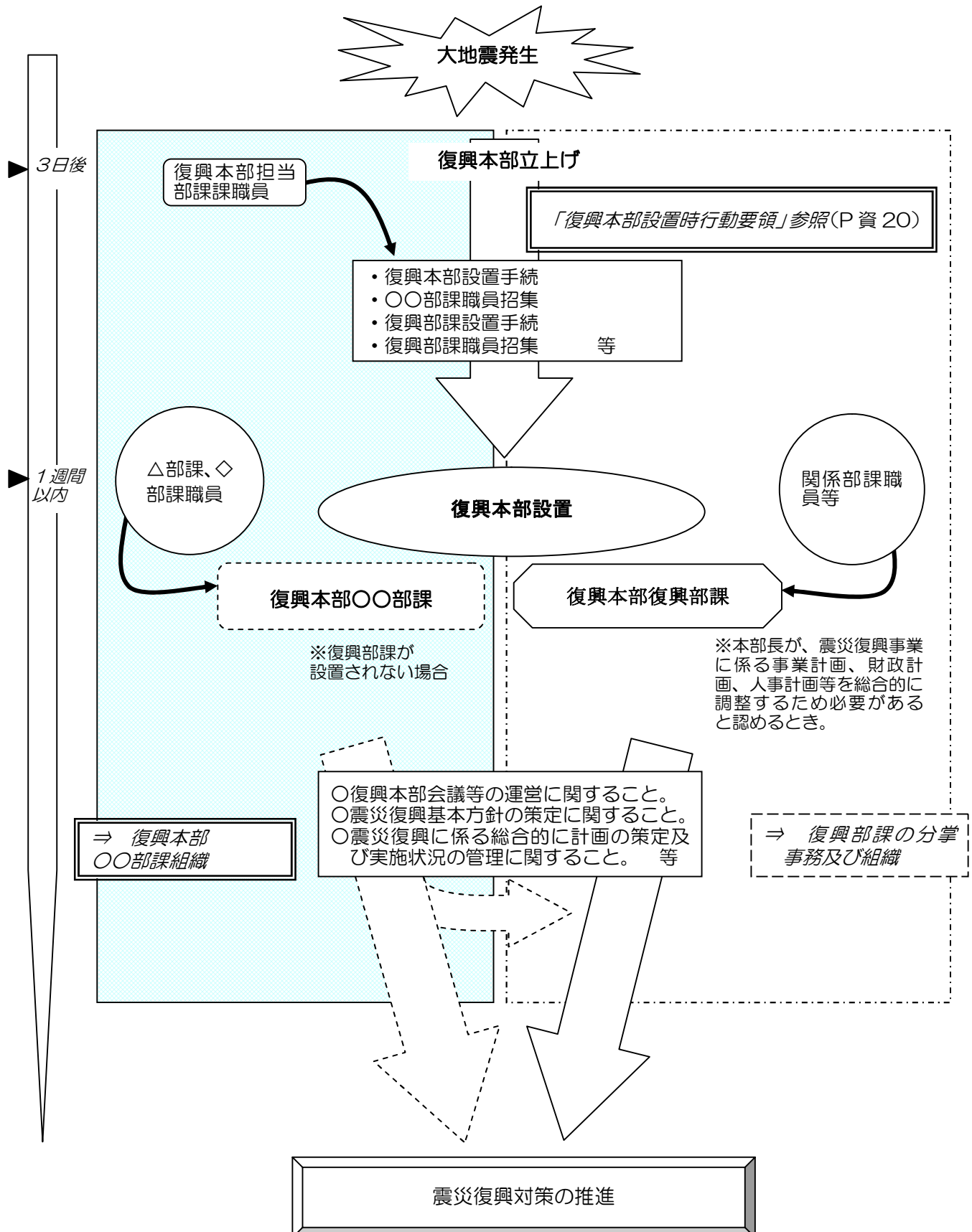
震災復興本部各部の分掌事務（案）

部課の名称	分 掌 事 務
※ 復 興 統 括 局	(1) 本部活動の総合統制・庶務・記録に関する事。 (2) 本部会議の運営に関する事。 (3) 震災復興事業の総合調整に関する事。 (4) 被災区市町村との震災復興事業の調整に関する事。 (5) 区有施設の復旧・再建の総括に関する事。 (6) 震災復興に係る施設、用地の総合的な利用調整に関する事。 (7) 災害対策本部業務と震災復興本部業務の総合調整に関する事。 (8) 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関する事。 (9) 専門ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関する事。 (10) 前各号に掲げるもののほか、震災復興対策の総合調整及び進行管理に関する事。
復興政策経営部	(1) 震災復興方針の策定に関する事。 (2) 震災復興計画の策定に関する事。 (3) 震災復興に係る予算の総括に関する事。 (4) 震災復興に係る国・都への要望事項のとりまとめに関する事。 (5) 震災復興に係る広報及び報道機関との調整に関する事。 (6) 情報提供及び相談体制の整備の総括に関する事。 (7) 在住外国人等に対する震災復興に係る情報連絡等に関する事。 (8) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る企画、調査及び情報管理に関する事。
復興総務部 (区議会事務局、 監査委員事務局、 選挙管理委員会 事務局含む)	(1) 震災復興事業に係る人事計画に関する事。 (2) 震災復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関する事。 (3) 義援金の募集、配分に関する事。 (4) 支援物資の受け入れ、配分に関する事。 (5) 生活物資の調達、配分に関する事。 (6) 車両等の調達及び調整に関する事。 (7) 被害情報等の収集及び連絡調整に関する事。 (8) 生活安全・治安対策に関する事。 (9) 震災復興事業の実施に係る区議会との調整に関する事。 (10) 前各号に掲げるもののほか、他の部に属さないこと。
復興施設管理部	(1) 震災復興に係る施設及び用地の利用調整に関する事。
復興区民部	(1) 被災証明に関する事。 (2) 課税、減税等の措置に関する事。 (3) 国民健康保険料の減免に関する事。 (4) 区民活動の支援に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る区民生活に関する事。
復興文化商工部	(1) 産業の復興に関する事。 (2) 雇用の確保に関する事。 (3) 消費者の保護に関する事。 (4) 観光の復興に関する事。 (5) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る文化・商工活動に関する事。

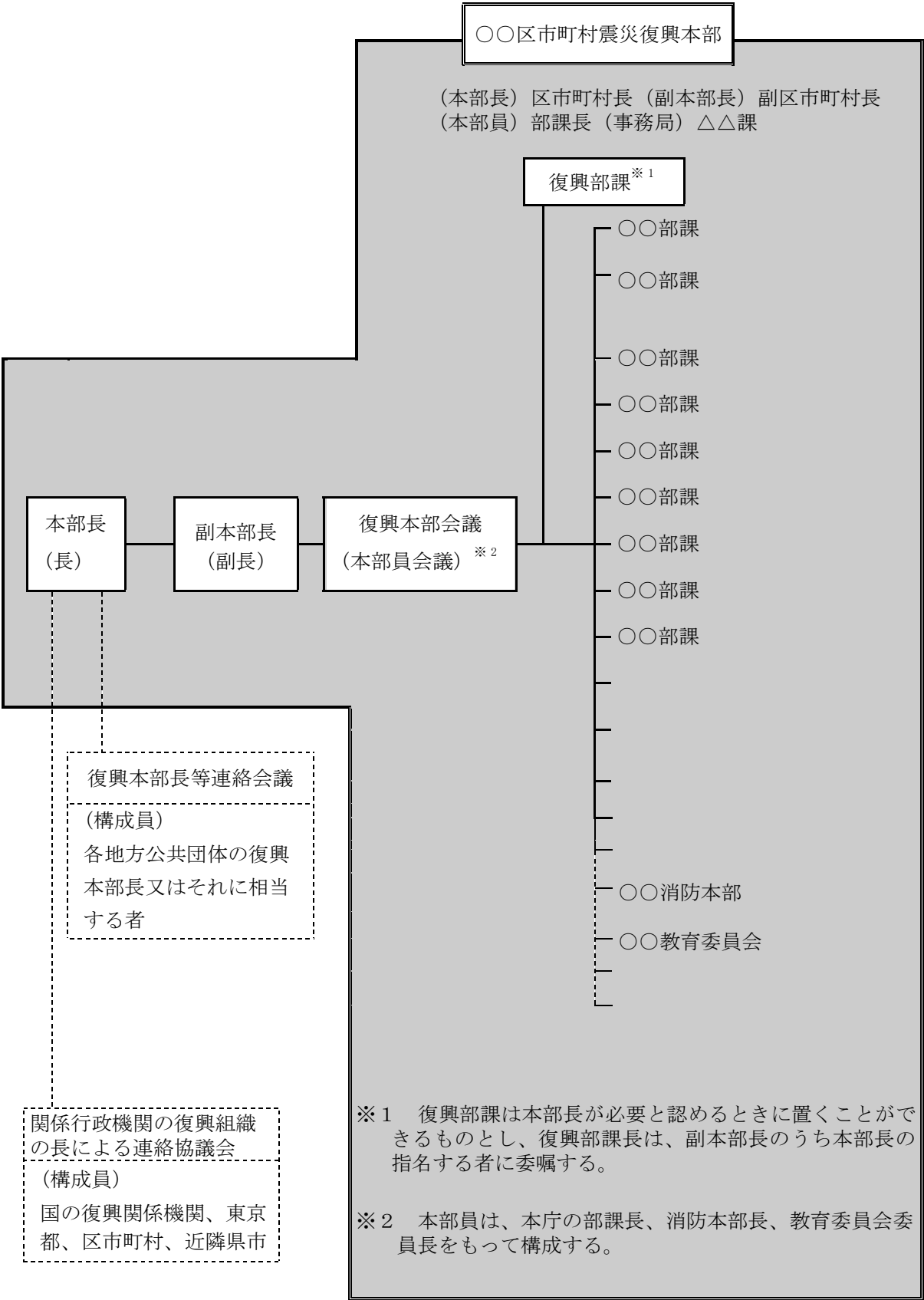
復興清掃環境部	(1) ごみ、し尿及びがれきの処理に関する事。 (2) 前号に掲げるもののほか、震災復興事業の実施に係る環境保全及び清掃事業に関する事。
復興保健福祉部 (池袋保健所 含む)	(1) 医療体制の整備に関する事。 (2) 要援護者に対する支援に関する事。 (3) 保健・衛生対策及び生活環境の整備に関する事。 (4) 生活支援対策に関する事。(他の部に属するものを除く) (5) 専門ボランティアの受け入れ及び配置に関する事。(他の部に属するものを除く) (6) 一般ボランティアに関する事。 (7) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る保健福祉に関する事。
復興子ども家庭部	(1) 震災復興に係る青少年の健全な育成に関する事。
復興都市整備部	(1) 都市復興に関する事。 (2) 家屋被害概況調査に関する事。 (3) 家屋被害状況調査に関する事。 (4) 都市復興基本計画の策定及び推進に関する事。 (5) 応急仮設住宅の建設、入居に関する事。 (6) 住宅復興に関する事。 (7) 住宅の供給及び再建支援に関する事。 (8) 専門ボランティア等の受け入れ及び配置に関する事。(他の部に属するものを除く) (9) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る都市整備に関する事。
復興土木部	(1) 道路、公園等の復旧・復興に関する事。 (2) 公園用地等のオープンスペースの利用調整に関する事。 (3) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る土木に関する事。
復興会計管理部	(1) 震災復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関する事。
復興教育総務部	(1) 学校教育活動の継続、再開に関する事。 (2) 被災児童・生徒への支援に関する事。 (3) 文化財の復旧・復興支援に関する事。 (4) 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る教育に関する事。
各部共通事項	(1) 区有施設の復旧・再建に関する事。 (2) 情報提供及び相談体制の整備に関する事。 (3) 地域協働復興に関する事。 (4) 被災者生活実態調査に関する事。 (5) 特命事項に関する事。

震災復興本部構築の準備行動の流れ

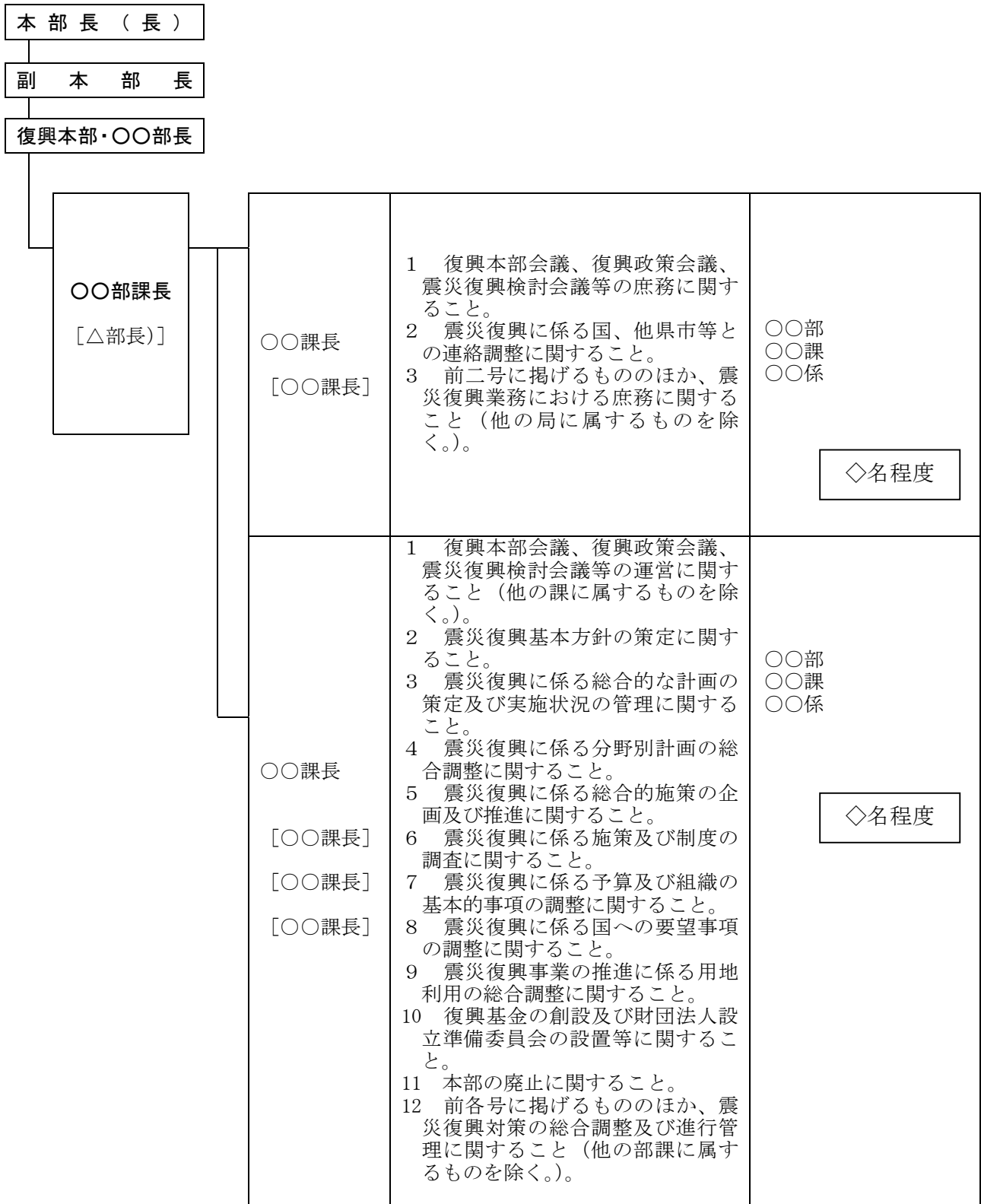
地震により被害を受けた地域が〇〇区市町村の地域内で相当の範囲に及び、かつ、震災からの復興に相当の期間を要すると考えられるような重大な被害を受けた場合



〇〇区市町村震災復興本部及び関連組織



復興本部〇〇部課組織



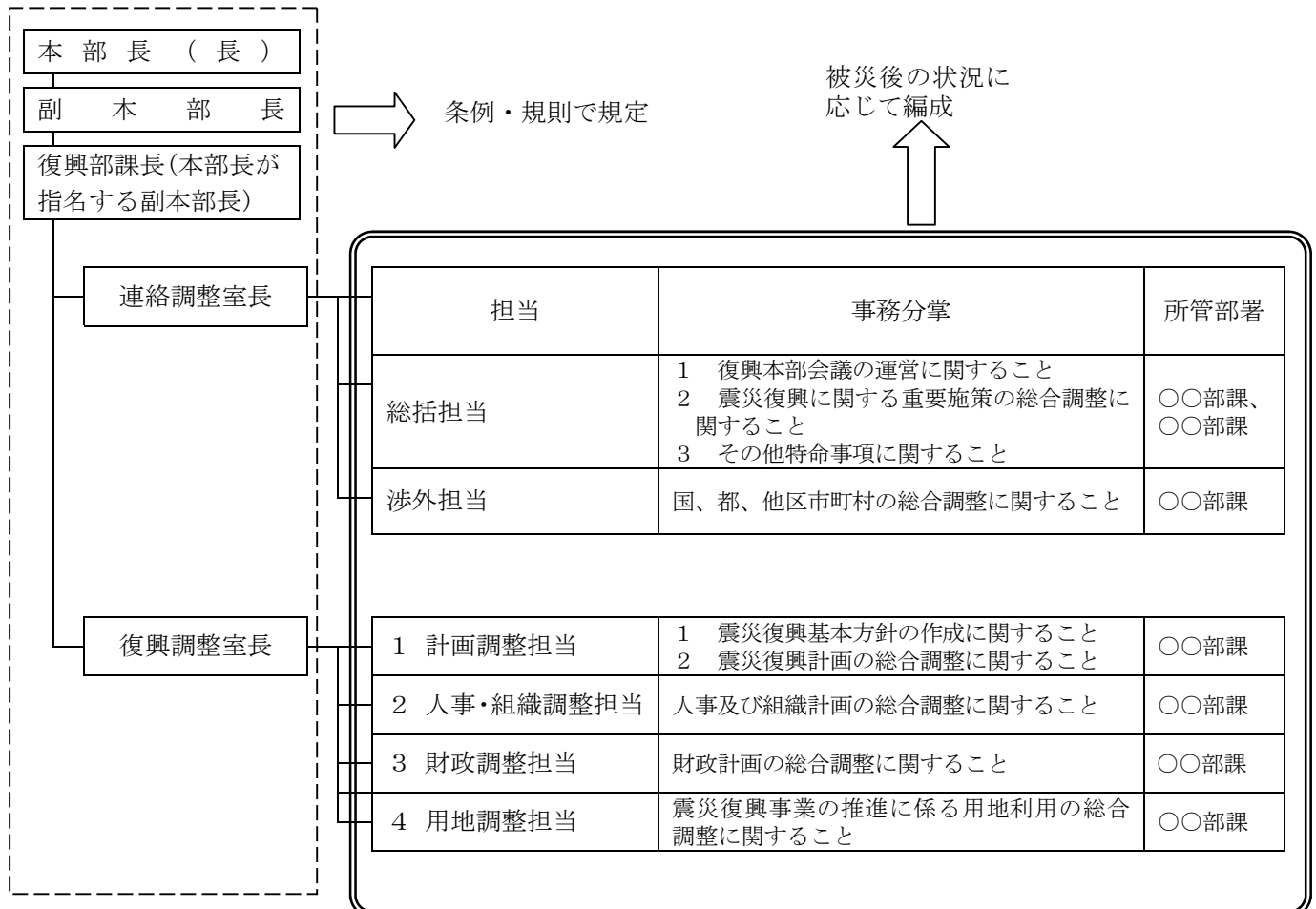
復興部課の分掌事務及び組織

1 復興部課の分掌事務及び役割

- (1) 震災復興に係る総合的な事業計画、人事・組織計画、都市復興計画、予算・財政計画及び報道に関するについては、本部の部課である〇〇部課、〇〇部課、〇〇部課及び〇〇部課が、それぞれ所管するものであるが、復興部課を設置した場合には、復興部課がこれら個別の施策調整・立案部門を更に横断的に総合調整を行う。
- (2) 用地の利用調整など震災復興事業の推進に当たって必要となる重要事項についての全庁的な調整を行う。
- (3) 震災復興事業に関する重要な方針及び計画に関して、国、都、他の区市町村及びその他の地方公共団体等との連絡調整を行う。
- (4) 復興部課は、個別計画等の策定等自体を直接行うものではなく、これらを総合的に調整するためのスタッフ機能を担う。
- (5) 復興部課長は、震災復興事業に関する重要な計画等を総合的に調整するという職務を有するものであるため、その範囲内で各部課の事務を総括する。

2 復興部課の編成

復興部課の組織は、被災後の状況に応じて柔軟かつ機動的に編成し、改変していく必要があるとの考えから、条例・規則で規定されている事項は、復興部課に置く2つの室の分掌事務のみである。



※1 連絡調整室長及び復興調整室長は、本部長が本庁の部課長のうちから任命する。また、担当課長は、事務分掌を所管する課の課長とする。

2 復興部課の職員は、本部の職員であり、組織規程上の部課等の職員のうちから本部長が指名する。

3 復興部課の職員の身分は、本部員である部長の指揮監督下にあるとともに、復興部課の部課長の指揮監督下にも入るといふ兼務の形態となる。

4 復興部課の組織は、被災状況により弾力的に対応する。

復興本部設置時行動要領の主な内容項目例

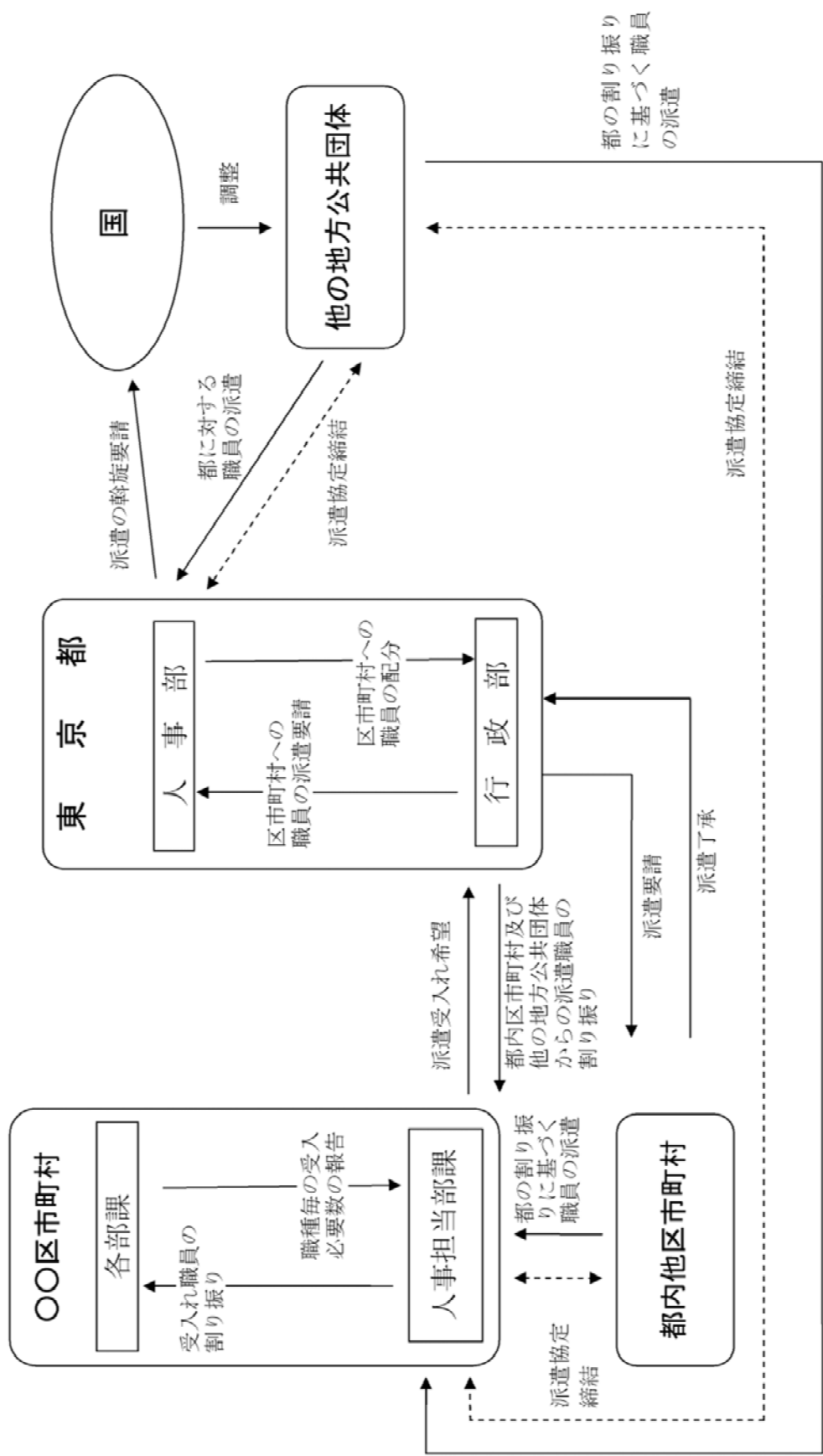
- 1 復興本部設置時行動要領の取扱い
 - ・ 要領の内容
 - ・ 想定期間
 - ・ 対象
 - ・ 点検及び整備
- 2 復興本部復興部課構築の準備行動の流れ
- 3 復興本部復興部課の設置手順
 - ・ 復興本部復興部課を設置しない場合
 - ・ 復興本部復興部課を設置する場合
- 4 復興本部〇〇部課詳細手順等
 - ・ 参集及び復興本部復興部課等設置の判断基準
 - ・ 復興本部復興部課編成表
 - ・ 復興本部〇〇部課職員招集連絡網
 - ・ 復興本部〇〇部課室レイアウト想定図
 - ・ 必要物品等一覧
 - ・ 情報の収集及び整理方法
 - ・ 職員参集受付・職務担当・勤務状況表
 - ・ 復興本部〇〇部課電話番号簿
 - ・ 文書の取扱いについて
 - ・ 文書整理簿
 - ・ 復興本部〇〇部課プレス発表簿
- 5 参考資料
 - ・ 復興本部設置条例
 - ・ 同条例施行規則
 - ・ 復興本部組織要綱など

防災協定都市一覧

豊島区はこれまでに 12 の自治体と災害時における相互応援の協定を結んでおり、いずれかの地域に大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分な応急活動が困難な場合、物的、人的な協力や支援を行う。

「非常災害時における相互応援に関する協定」締結自治体	
自治体	締結年月
山形県遊佐町	平成 7 年 5 月
埼玉県秩父市	平成 7 年 6 月
福島県猪苗代町	平成 7 年 7 月
埼玉県三芳町	平成 9 年 2 月
岩手県一関市	平成 13 年 6 月
岐阜県関市	平成 13 年 11 月
群馬県神流町	平成 15 年 7 月
栃木県那須烏山市	平成 18 年 11 月（再協定） （南那須町：平成 16 年 11 月）
新潟県魚沼市	平成 17 年 4 月（再協定） （堀之内町：平成 15 年 11 月）
長野県箕輪町	平成 17 年 4 月
茨城県常陸大宮市	平成 17 年 5 月（再協定） （美和町：平成 16 年 1 月）
山形県村山市	平成 22 年 8 月

派遣職員の受入れの流れ



職員派遣に関する協定書（案）

◇◇大地震に係る△△区市町村の復旧復興事業に従事するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の規定に基づき、〇〇区市町村から△△区市町村に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）の身分取扱い等について、〇〇区市町村長（以下「甲」という。）から△△区市町村長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

1 派遣職員の職・氏名及び主たる従事予定業務

職	氏名	主たる従事予定業務

2 派遣期間

派遣職員の派遣期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、必要があるときは、甲乙協議のうえその期間を延長し、又は短縮することができる。

3 身分

- (1) 乙は、派遣職員を派遣職員が甲において保有する職と同等と認める職に併任するものとする。
- (2) 甲又は乙は、派遣職員について派遣又は併任の発令をしたとき及び発令事項に変更があるときは、速やかに発令事項を相互に通知するものとする。

4 給与

- (1) 派遣職員の給料（給料の調整額を含む。）、扶養手当、調整手当、住居手当、初任給調整手当、単身赴任手当、管理職手当、管理職特別勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当は、〇〇区市町村がその関係規定に基づいて支給する。
- (2) 派遣職員の通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、宿日直手当及び災害派遣手当は、△△区市町村がその関係規定に基づいて支給する。
- (3) 派遣職員の退職手当は、〇〇区市町村がその関係規定に基づいて支給する。

5 旅費

派遣職員の赴任旅費及び帰任旅費並びに派遣期間中の旅費（専ら〇〇区市町村の用務によるものを除く。）は、△△区市町村がその関係規定に基づいて支給する。

6 勤務時間等

派遣職員の勤務時間、休日及び休暇等については、△△区市町村の関係規定を適用する。

7 サービス

- (1) 派遣職員のサービスについては、△△区市町村の関係規定を適用する。
- (2) 派遣職員の職務専念義務の免除の承認及び営利企業等の従事の許可については、甲乙協議のうえ、△△区市町村の関係規定を適用して、乙が行う。

8 分限及び懲戒

派遣職員の分限処分及び懲戒処分は甲が行い、その事由、手続き及び効果については、△△区市町村の関係規定の定めるところによる。この場合において、処分を必要とする事由が生じたときは、その都度甲乙の協議するものとする。

9 共済組合

- (1) 派遣職員は、派遣期間中、〇〇区市町村職員共済組合の組合員とする。
- (2) 甲は、派遣期間中、派遣職員に係る掛金、特別掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに〇〇区市町村共済組合に払い込む。

10 福利厚生

- (1) 派遣職員は、派遣期間中、△△区市町村職員互助組合員とする。
- (2) 甲は、派遣期間中、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う交付金とともに△△区市町村職員互助組合に払い込む。
- (3) 派遣職員は、派遣期間中、〇〇区市町村職員互助会の会員となることができる。この場合、〇〇区市町村は、派遣職員に係る掛金を徴収し、これに見合う負担金とともに〇〇区市町村職員互助組合員に払い込む。

11 公務災害補償

- (1) 派遣職員の公務災害補償の手続等は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)を適用し、地方公務員災害補償基金東京都支部が行うものとする。
- (2) 派遣職員に係る負担金については、〇〇区市町村及び△△区市町村が4の(1)及び(2)の規定により支給する給与の額に応じて、それぞれが地方公務員災害補償基金に払い込む。

12 研修

派遣職員の研修は、乙が行う。

13 健康管理

派遣職員の健康管理は、乙が行う。

14 勤務状況、健康状況等の報告

- (1) 乙は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について毎月甲に報告ものとする。
- (2) 甲は、派遣職員の勤務状況、健康状況等について、必要に応じ乙に報告を求めることができる。
- (3) 派遣職員の身分、給与、健康状況等に変動があったときは、その都度甲乙が相互に

通知する。

15 経費の負担

- (1) ○○区市町村が4の(1)の規定により支給した給与並びに9の(2)及び11の(2)の規定により払い込んだ負担金に相当する額については、△△区市町村が負担し、甲乙協議のうえ別に定める方法により、○○区市町村に負担金として納付する。
- (2) △△区市町村が4の(2)の規定により支給した手当及び5の規定により支給した旅費については、△△区市町村乙が負担する。
- (3) ○○区市町村が4の(3)の規定により支給する退職手当については、○○区市町村が負担する。

16 その他

この協定書に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定書に定めるもののほか派遣職員の身分取扱い等に関して必要な事項があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、記名押印のうえ、甲乙各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

(甲) ○○区市町村長 区市町村長名

(乙) △△区市町村長 区市町村長名

応援職員要請書	
職員課長 殿	課長 (公印省略)
下記のとおり応援職員の派遣を申請します。	
応援職員の職種と人数 (職種) (人数) 名 応援職員を要する期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 応援職員の配置場所 応援職員が従事する職務内容 その他応援職員に関すること(条件、希望、装備等)	
応援職員の職種と人数 (職種) (人数) 名 応援職員を要する期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日 応援職員の配置場所 応援職員が従事する職務内容 その他応援職員に関すること(条件、希望、装備等)	
担当	電話

区市町村被害第一報報告

災害名：

報 告 番 号		報 告 日 時	
報 告 機 関		報 告 者	無 線 番 号
建 物 状 況	庁 舎 被 害 有 無	☐ 有 ☐ 無	
	電 気 被 害 有 無	☐ 有 ☐ 無	
	水 道 被 害 有 無	☐ 有 ☐ 無	
	ガ ス 被 害 有 無	☐ 有 ☐ 無	
	電話回線被害有無	☐ 有 ☐ 無	
人 的 被 害	被 害 度	☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	
	人 的 被 害 概 数	人	
建 物 被 害	被 害 度	☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	
	建 物 到 壊 概 数	棟	
火 災	被 害 度	☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	
	火 災 発 生 概 数	棟	
道 路 被 害	被 害 度	☐ 大 ☐ 中 ☐ 小 ☐ 無	
	道 路 被 害 概 数	件	
通 信 欄			

注：当該様式は、東京都災害情報システム（D I S）から出力される様式である。

区市町村被害概数情報

災害名：

報 告 番 号		報 告 日 時			
報 告 機 関		報 告 者		無 線 番 号	
人 的	死 者	約 人	重 傷	約 人	
	行 方 不 明 者	約 人	軽 傷	約 人	
火 災	火 災 建 物	約 件	火 災 危 険 物	約 件	
	火 災 そ の 他	約 件			
	り 災 世 帯 数	約 世帯	り 災 者 数	約 人	
住 家	全 壊 (棟)	約 棟	全 壊 (世帯)	約 世帯	全 壊 (人) 約 人
	半 壊 (棟)	約 棟	半 壊 (世帯)	約 世帯	半 壊 (人) 約 人
	一 部 損 壊 (棟)	約 棟	一 部 損 壊 (世帯)	約 世帯	一 部 損 壊 (人) 約 人
	床 上 浸 水 (棟)	約 棟	床 上 浸 水 (世帯)	約 世帯	床 上 浸 水 (人) 約 人
	床 下 浸 水 (棟)	約 棟	床 下 浸 水 (世帯)	約 世帯	床 下 浸 水 (人) 約 人
非 住 家	公 共 建 物	約 棟			
	そ の 他	約 棟			
そ の 他	田 流 失 ・ 埋 没	約 ha	田 冠 水	約 ha	
	畑 流 失 ・ 埋 没	約 ha	畑 冠 水	約 ha	
	文 教 施 設	約 箇所	病 院	約 箇所	道 路 約 箇所
	橋 梁	約 箇所	河 川	約 箇所	港 湾 約 箇所
	砂 防	約 箇所	清 掃 施 設	約 箇所	崖 崩 れ 約 箇所
	鉄 道 不 通	約 箇所	被 害 船 舶	約 隻	水 道 約 戸
	電 話	約 回線	電 気	約 戸	ガ ス 約 戸
	ブ ロ ッ ク 塀 等	約 箇所			
被 害 金 額	公 立 文 教 施 設	千円	農 林 水 産 業 施 設	千円	
	公 共 土 木 施 設	千円	そ の 他 の 公 共 施 設	千円	小 計 千円
	農 産 被 害	千円	林 産 被 害	千円	
	畜 産 被 害	千円	水 産 被 害	千円	
	商 工 被 害	千円	そ の 他	千円	被 害 総 額 千円
通 信 欄					

注：当該様式は、東京都災害情報システム（DIS）から出力される様式である。

災害に係る住家の被害認定の概要

1. 被害認定基準

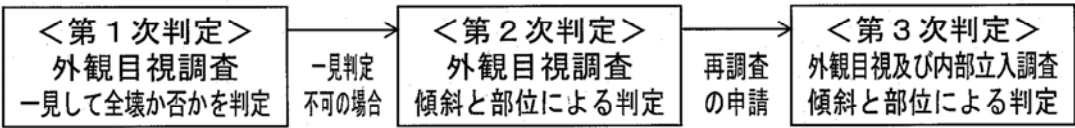
被害認定は「災害の被害認定基準」等に基づき、市町村が下表の①又は②のいずれかによって行う。

	全 壊	半 壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

2. 具体的判定方法（②損壊基準判定（経済的被害）で判定する場合）

具体的な調査方法及び判定方法を示した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により判定する。

(1) 地震等による場合の判定方法

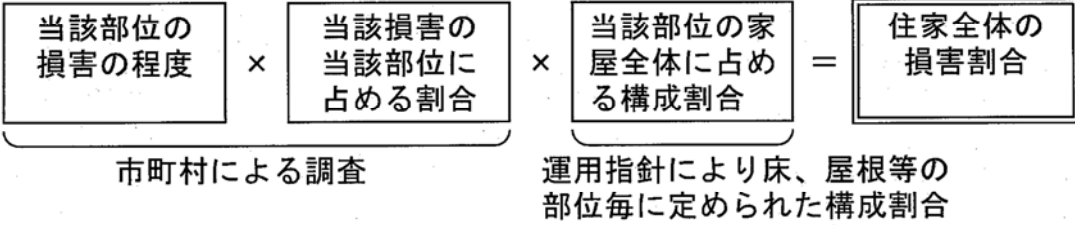


(2) 浸水による場合の判定方法



(3) 住家全体の損害割合の算定方法

部位毎に損害割合を算出し、住家全体の損害割合を求める。



(4) 各部位毎の構成割合（木造・プレハブの場合）

	地震等による被害 (第2次判定)		地震等による被害 (第3次判定)		浸水による被害 (第2次判定)	
木造・プレハブ	屋根	10%	屋根	10%	屋根	10%
	柱(または耐力壁)	30%	柱(または耐力壁)	20%	床(階段含む)	10%
	壁(外壁)	50%	床(階段含む)	10%	外壁	15%
			外壁	15%	内壁	15%
			内壁	15%	天井	5%
			天井	5%	建具	10%
			建具	10%	基礎	10%
	基礎	10%	基礎	10%	設備	5%
			設備	5%		

(5) 損傷の例示

①木造・プレハブにおける地震等による被害の場合の基準（抜粋）

部 位	損傷の例示	損傷程度
屋 根	棟瓦（がんぶり瓦、のし瓦）の一部がずれ、破損が生じている。	10%
	棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない 一部のスレートにひび割れが生じている	25%
	棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。 棟瓦以外の瓦もずれが著しい	50%
	屋根に若干の不陸が見られる 小屋根の一部に破損が見られる 瓦がほぼ全面的にずれ、破損または落下している スレートのひび割れ、ずれが著しい 金属板葺材のジョイント部に、はがれ等の損傷が見られる屋上仕 上面に破断や不陸が生じている	75%
	屋根に著しい不陸が見られる 小屋組の損傷が著しく、葺材の大部分が損傷を受けている 屋根仕上面全面にわたって大きな不陸、亀裂、剥落が見られる	100%

②木造・プレハブにおける浸水による被害の場合（抜粋）

部 位	損傷の例示	損傷程度
屋 根	浸水により屋根葺材等に浮きが見られる	25%
	浸水により屋根断熱材・屋根防水材の機能損失が見られる	50%
	浸水によりスレート等屋根葺材の損傷又は脱落が見られる	
	浸水により下地材の損傷が見られる	

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（抜粋）

【総則】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」という。）は、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

2. 災害の被害認定基準と被害調査の運用

認定基準は、災害の現況を迅速かつ的確に把握し対応するための情報の目安という面と、各種被災者支援策の判断材料となる被害調査の基準としての面がある。

したがって、災害が発生した場合には、被害の状況をより迅速かつ的確に報告する必要があり、一方で、災害による被害の程度を正確に把握する必要があるなど、同じ認定基準に基づいた調査であっても、行政目的と時間の経過によって、被害状況の把握方法と内容は変わってくるものである。

例えば、災害発生時からの的確に災害対策を講じるためには、災害の規模、被害状況の全体像を一刻も早く把握することが最も重要である。したがって、この場合の認定基準は、速報性に重点を置いた報告の判断基準となる。

一方、災害に係る住家の被害調査は、この調査に基づいて発行される「り災証明」が被災者支援策の判断材料の一つとして用いられているが、これは災害の全体像でなく、個々の住家の被害程度に着目するものである。したがって、この場合の認定基準は、的確性に重点を置いた形で使用されることが求められる。

3. 適用範囲

本運用指針は、基本的には地震による被害に代表されるように部材等が外力により物理的に破壊される被害が発生する住家と、浸水被害に代表されるように外力による部材等への物理的な被害が生じていない、あるいは軽微であっても、吸水により機能劣化が生じるなどの被害が発生する住家を想定して作成したものである。また、その他の災害で住家に被害が発生した場合、本運用指針を活用することは差し支えない。

4. 調査方法

地震等の災害により被災した住家に対する被害調査（浸水による被害を除く。）は、第1次判定及び第2次判定のため、住家の外観から目視によって被害の程度を調査する外観目視調査を行う。

外観目視調査による判定結果に対し被災者等からの再調査の申請があった場合は、第3次判定のため、外観目視調査及び住家の内部に立ち入って目視により調査する内部立入調査を行う。

なお、第3次判定のための調査は申請者の立会いを必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。浸水による被害を受

けた住家に対する被害調査は、第1次判定のため、外観目視調査を行い、第1次判定で浸水が床上まで達しているとされた住家等について、第2次判定のため、外観目視調査及び内部立入調査を同時に行う。

また、豪雨や台風等の場合、水流によって住家に外力が働き生じる被害と浸水による被害が混在することがある。この場合、双方の被害について部位別の損害割合を比較してその大きい方をとり、その損害割合の合計で判定することができる。

なお、第2次判定のための調査は、申請者の立会いを必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

被害調査は、本運用指針及び調査表等により行い、その結果に基づいて住家の被害の程度を判定する。

5. 判定方法

今回見直した住家の認定基準は、被災した住家の延床面積と損壊等した部分の床面積の一定割合、又は被災した住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で示し、その住家の損害割合が一定割合以上に達したものを全壊又は半壊としている。

しかし、これを忠実に適用し住家の被害の程度（全壊・半壊等）を判定するには著しい労力と膨大な時間を要し、また、建築の専門的知識を要するものであることから、本運用指針においては、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した部位別構成比を採用することとし、被災した住家の部位ごとの損傷率を部位別構成比に乗じてそれぞれの損害割合を算出し、損害割合の合計によって住家の被害の程度（全壊又は半壊等）を判定する。

● 地震等による被害（浸水による被害を除く。）

(1) 第1次判定

木造・プレハブ、非木造の別なく、外観からの目視調査を行い、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

(2) 第2次判定

第1次判定で、全壊と判定されなかった住家について外観目視調査を次のとおり行う。

- ① 木造・プレハブについては、外壁又は柱の傾斜が $1/20$ 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

外壁又は柱の傾斜が $1/60$ 以上 $1/20$ 未満は損害割合 15%とし、柱（または耐力壁）、基礎を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。

- ② 非木造については、外壁又は柱の傾斜が $1/30$ 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

外壁又は柱の傾斜が $1/60$ 以上 $1/30$ 未満は損害割合 20%とし、柱（または耐力壁）を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。

- ③ 部位別損害割合の合計値が 50%以上の場合は全壊とする。20%以上 50%未満の場合は半壊とする。

（注1） 傾斜は原則として住家の1階部分の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したも

のとする。

(注2) 非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

(3) 第3次判定

第2次判定までの結果に対し、被災者等から再調査の申請があった場合には、外観目視調査とともに内部立入調査を行い、第3次判定を行う。流れは(2)の①～③と同じであるが、内部立入調査を行うため、調査対象部位が床や天井など、内部から確認できる部分にも細かく区分されている。

● 浸水による被害 略

6. 部位別構成比の取り扱いについて

本運用指針は、一般的な住家を想定し、各部位にかかる施工価格等を参考に設定した構成比を採用しているが、住家の部位別構成比は、その規模、階数、仕様により異なり、また、地域差も存することから、地域に応じた適切、適当と思われる部位別構成比を作成して使用することも必要なことと思われる。

7. 集合住宅の扱いについて

原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住戸の被害として認定するものとする。

8. 応急危険度判定及び被災度区分判定との関係

応急危険度判定は、大規模地震の直後に一般的に実施されるが、これは建築の専門家が余震等による被災建築物の倒壊危険性及び建築物の部分の落下の危険性等を判定し、その結果に基づいて当該建築物の当面の使用の可否について判定することにより、二次的災害を防止することを目的とする。したがって、落下物の除去等、適切な応急措置が講じられれば判定が変更されることもあり得る。すなわち、応急危険度判定で「危険」と判定された住家が、必ずしも全壊又は半壊と認定されるとは限らない。

また、被災度区分判定は、建築主の依頼により建築の専門家が被災した建築物の損傷の程度及び状況を調査し、被災度区分判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的とする。すなわち、被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、それを被災前の状況に戻すだけでよいか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定しようとするものである。

したがって、応急危険度判定及び被災度区分判定は、災害による個々の住家の「被害の程度」を判断することを目的とした被害認定業務を行うための本運用指針とはその目的、判定基準を異にするものである。

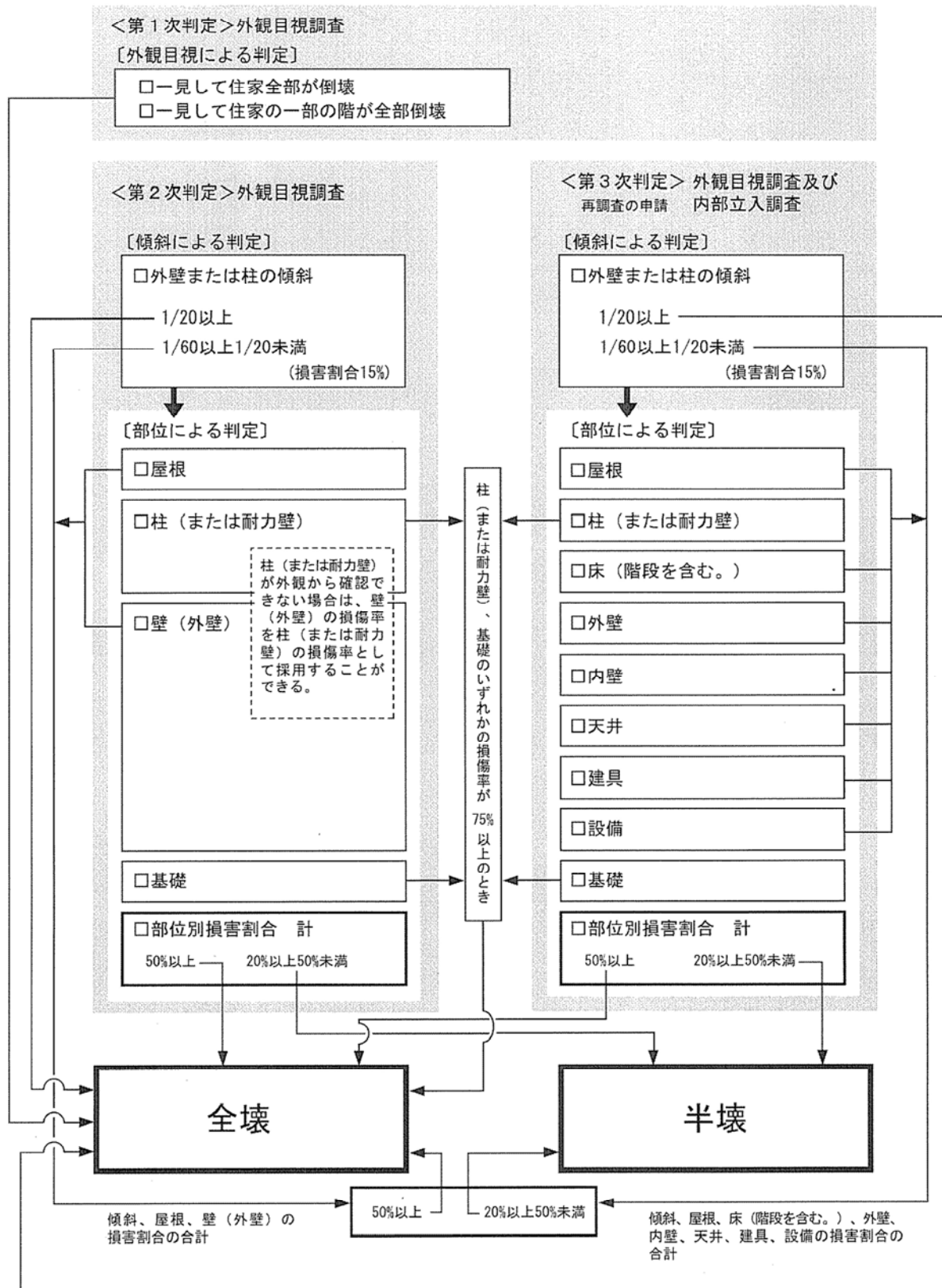
ただし、住家の被害を調査するにあたり、傾斜度など調査内容において共通する部分もあることから、本運用指針による調査に先立ちこれらが実施されている場合に、相違を踏まえた上でその内容を活用することも考えられる。

9. その他

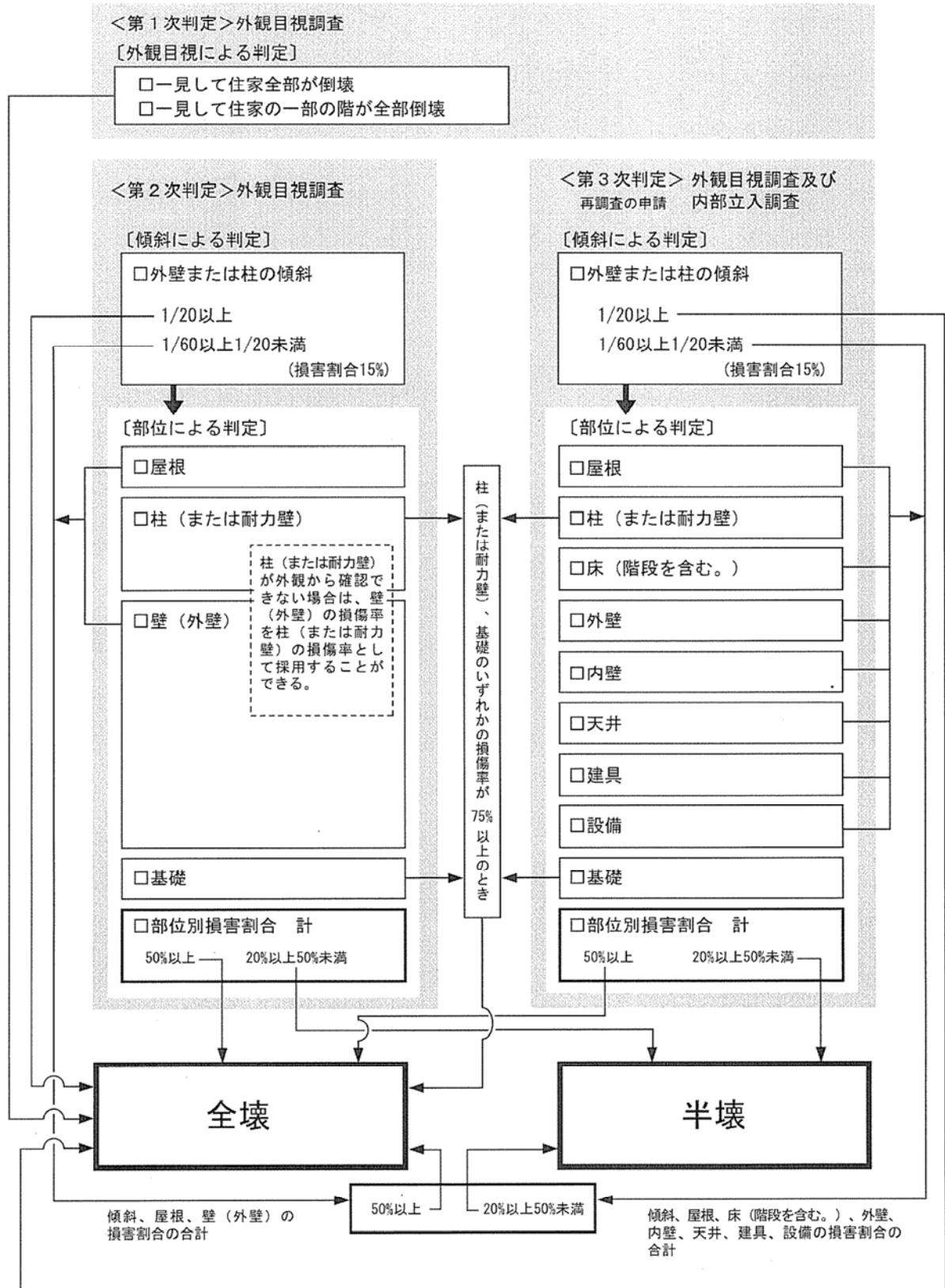
国は見直した住家の認定基準及び運用指針について地方公共団体に対して助言を行うとともに、都道府県及び市町村は、市町村の職員が円滑に被害調査を実施することができるよう、住家の認定基準の内容、被害の調査方法及び判定方法などについて、十分な知識を得るための環境を整備することが必要であると考ええる。

また、大規模地震災害等により、単独の市町村で被害調査を速やかに実施することが困難な場合を想定すると、都道府県間あるいは近隣市町村間との相互協力や、応急危険度判定士、被災度区分判定士、地元の建築士会等との相互支援も重要であり、平時より応援、協調体制を整えておく必要もあると思われる。

地震等による被害に係る被害認定の流れ（木造・プレハブ）



地震等による被害に係る被害認定の流れ（非木造）



参考

住家被害調査表(木造・プレハブ)

整理番号

住家所在地			
所有者		調査日	年 月 日
居住者		調査員氏名	
連絡先等			

<1>

○一見して	*該当する場合は□にチェックし調査終了。該当しない場合<2>へ進む。 ・住家全部が倒壊(=全壊判定。) ☐ ・住家の一部の階が全部倒壊(=全壊判定。) ☐
-------	--

<2>

(1) 傾斜	*測定結果を下表に記入し、該当するものの□にチェックする。 <table border="1"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ・傾斜の状況(スケッチ等) (チェック欄:()内は下げ振り1200mmの場合の例) ・1/20以上(60mm以上)=全壊判定。 ☐ ・1/60以上1/20未満(20mm以上60mm未満)=損害割合15%とし、(2)へ進む。 ☐ ・1/60未満(20mm未満)=傾斜判定は行わず、(2)へ進む。 ☐	測定箇所							平均	水平距離(mm)							
測定箇所							平均										
水平距離(mm)																	

(2) 部位の損傷状況(傾斜が1/20未満の場合に行う。)

①屋根 (10%)	・損傷屋根面割合 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>...</td><td>(ア)</td></tr></table> ・損傷程度(%) <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>...</td><td>(イ)</td></tr></table> (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) ・(ア)×(イ) <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>合計</td><td>...</td><td>(ウ)</td></tr></table> ・よって、屋根全体の損害割合...(ウ)×0.1(構成比)= <table border="1"><tr><td></td></tr></table> %...A								...	(ア)								...	(イ)								合計	...	(ウ)	
							...	(ア)																						
							...	(イ)																						
							合計	...	(ウ)																					
②柱 (又は耐力壁) (30%)	□柱の損傷で判定する場合 <table border="1"> <tr> <th>程度 (エ)</th> <th>柱の本数(本) (オ)</th> <th>$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの総計)}}$</th> </tr> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>...(カ)</td> </tr> </table> ※(カ)が75%以上である場合、全壊判定。 ☐ ・よって、柱全体の損害割合...(カ)×0.3(構成比)= <table border="1"><tr><td></td></tr></table> %...B1	程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの総計)}}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		...(カ)					
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの総計)}}$																												
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																												
10%																														
25%																														
50%																														
75%																														
100%																														
合計		...(カ)																												

注: 資料1-1-1 ⑤として『木造・プレハブ』及び『木造・プレハブ: 再調査』の様式を掲載するが、他に、「非木造」「非木造: 再調査」「木造・プレハブ: 浸水被害」「木造・プレハブ: 混合被害」「非木造: 浸水被害」「非木造: 混合被害」の様式が存在する。詳細は内閣府が発行する「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料」を参照されたい。

(http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html)

住家被害調査表(木造・プレハブ:再調査)

整理番号

住家所在地			
所有者	調査日	年	月 日
居住者	調査員氏名		
連絡先等			

<3>

(1) 傾斜	*測定結果を下表に記入し、該当するものの□にチェックする。 <table border="1"> <tr> <td>測定箇所</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>平均</td> </tr> <tr> <td>水平距離(mm)</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table> ・傾斜の状況(スケッチ等) (チェック欄:()内は下げ振り1200mmの場合の例) ・1/20以上(60mm以上)=全壊判定。 ☐ ・1/60以上1/20未満(20mm以上60mm未満)=損害割合15%とし、(2)へ進む。 ☐ ・1/60未満(20mm未満)=傾斜判定は行わず、(2)へ進む。 ☐								測定箇所							平均	水平距離(mm)																																																							
測定箇所							平均																																																																	
水平距離(mm)																																																																								
(2) 部位の損傷状況(傾斜が1/20未満の場合に行う。)																																																																								
① 屋根 (10%)	・損傷屋根面割合 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>…(ア)</td></tr></table> ・損傷程度(%) <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>…(イ)</td></tr></table> (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(ア)×(イ) <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>…(ウ)</td></tr></table> ・よって、屋根全体の損害割合…(ウ)×0.1(構成比)= <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%…A</td></tr></table>															…(ア)								…(イ)								…(ウ)								%…A																																
							…(ア)																																																																	
							…(イ)																																																																	
							…(ウ)																																																																	
							%…A																																																																	
② 柱 (又は耐力壁) (20%)	□柱の損傷で判定する場合 <table border="1"> <tr> <th>程度 (エ)</th> <th>柱の本数(本) (オ)</th> <th>$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$</th> </tr> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>…(カ)</td> </tr> </table> ※(カ)が75%以上である場合、全壊判定。 ☐ ・よって、柱全体の損害割合…(カ)×0.2(構成比)= <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%…B1</td></tr></table> □耐力壁の損傷で判定する場合 ・損傷耐力壁面割合 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>…(キ)</td></tr></table> ・損傷程度 <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>…(ク)</td></tr></table> (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(キ)×(ク) <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>…(ケ)</td></tr></table> ※(ケ)が75%以上である場合、全壊判定。 ☐ ・よって、耐力壁全体の損害割合…(ケ)×0.2(構成比)= <table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>%…B2</td></tr></table>								程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		…(カ)								%…B1								…(キ)								…(ク)								…(ケ)								%…B2
程度 (エ)	柱の本数(本) (オ)	$\frac{(エ) \times (オ)}{\Sigma \text{オ(オの縦計)}}$																																																																						
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の柱」の本数を記入。																																																																						
10%																																																																								
25%																																																																								
50%																																																																								
75%																																																																								
100%																																																																								
合計		…(カ)																																																																						
							%…B1																																																																	
							…(キ)																																																																	
							…(ク)																																																																	
							…(ケ)																																																																	
							%…B2																																																																	

③床(十階段) (10%)	・損傷床(階段)割合 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(コ) ・損傷程度(%) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(サ) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(コ)×(サ) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(シ) ・よって、床(階段)全体の損害割合…(シ)×0.1(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…C																								
④外壁 (15%)	・損傷外壁面割合 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ス) ・損傷程度(%) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(セ) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(ス)×(セ) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ソ) ・よって、外壁全体の損害割合…(ソ)×0.15(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…D																								
⑤内壁 (15%)	・損傷内壁面割合 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(タ) ・損傷程度(%) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(チ) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(タ)×(チ) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ツ) ・よって、内壁全体の損害割合…(ツ)×0.15(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…E																								
⑥天井 (5%)	・損傷天井面割合 <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(テ) ・損傷程度(%) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ト) (↑各々10、25、50、75、100のいずれかの数値を記入。) 合 計 ・(テ)×(ト) <table border="1" style="display: inline-table; width: 150px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> …(ナ) ・よって、天井全体の損害割合…(ナ)×0.05(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…F																								
⑦建具 (10%)	・損傷建具の状況 <table border="1" style="display: inline-table; width: 300px; vertical-align: top;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">程度 (ニ)</th> <th style="width: 20%;">建具枚数(枚) (ヌ)</th> <th style="width: 70%;">(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>無・軽微</td> <td></td> <td>←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。</td> </tr> <tr> <td>10%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>25%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>50%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>75%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>100%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>…(ネ)</td> </tr> </tbody> </table> ・よって、建具全体の損害割合…(ネ)×0.1(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…G	程度 (ニ)	建具枚数(枚) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)	無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。	10%			25%			50%			75%			100%			合計		…(ネ)
程度 (ニ)	建具枚数(枚) (ヌ)	(ニ)×(ヌ) Σヌ(ヌの縦計)																							
無・軽微		←この欄には「軽微・無被害の建具」の本数を記入。																							
10%																									
25%																									
50%																									
75%																									
100%																									
合計		…(ネ)																							
⑧基礎 (10%)	・外周基礎長 <table border="1" style="display: inline-table; width: 60px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> m …(ノ) ・損傷基礎長 <table border="1" style="display: inline-table; width: 60px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> m …(ハ) (ハ)÷(ノ)×100= <table border="1" style="display: inline-table; width: 60px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…(ヒ) ※(ヒ)が75%以上である場合、全壊判定。 ☐ ・よって、基礎全体の損害割合…(ヒ)×0.1(構成比)= <table border="1" style="display: inline-table; width: 80px; height: 20px; vertical-align: middle;"></table> %…H																								

⑨設備 (5%)	・設備の損傷を具体的に記入する。 ・よって、設備全体の損害割合… %…I
⑩集計	□傾斜が1/60以上1/20未満のとき ・ 傾斜(15%) + A + C + D + E + F + G + I = %…J ・ A + (B1又はB2) + C + D + E + F + G + H + I = %…K ・ JとKを比較した結果、大きい数値は % = 住家全体の損害割合 □傾斜が1/60未満のとき A + (B1又はB2) + C + D + E + F + G + H + I = % = 住家全体の損害割合
⑪特記事項	

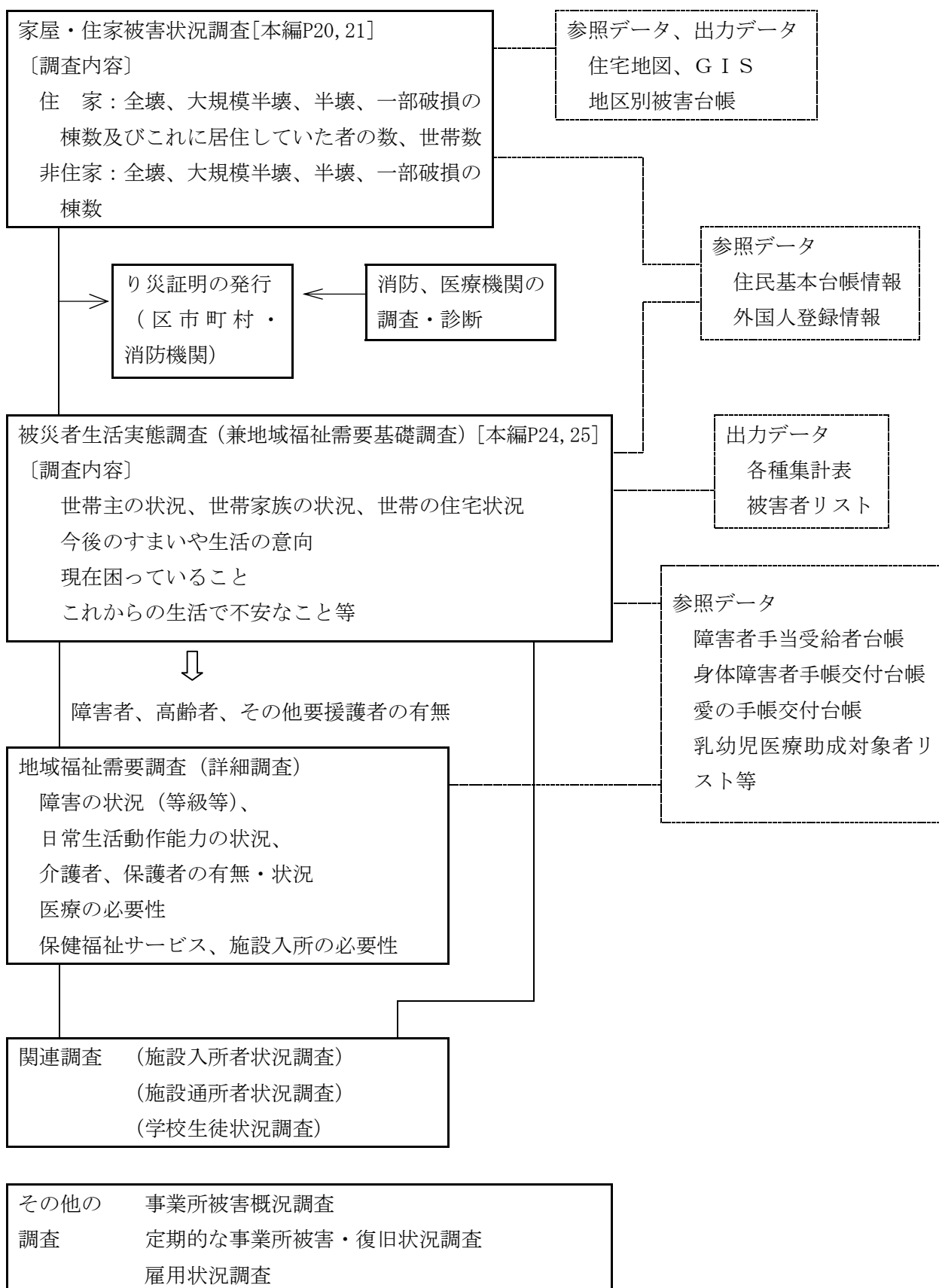
(注1) 計算は、その都度小数第1位を四捨五入する。

(注2) 損傷面の割合は、全体を「1」として算定する。

注：資料1－1－1⑤として『木造・プレハブ』及び『木造・プレハブ：再調査』の様式を掲載するが、他に、「非木造」「非木造：再調査」「木造・プレハブ：浸水被害」「木造・プレハブ：混合被害」「非木造：浸水被害」「非木造：混合被害」の様式が存在する。詳細は内閣府が発行する「災害に係る住家の被害認定基準運用指針参考資料」を参照されたい。

(<http://www.bousai.go.jp/hou/unyou.html>)

住民被害等の実態調査体系（案）



〔震災発生〕

(被災直後)

区市町村災害対策本部設置

(全壊・
全焼)

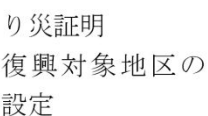
(大規模
半壊)

(半壞・半燒)

(一部損壞)

(その他)

災害対策本部における被害状況把握



[被災度区分判定 (所有者)]

応急住宅供給

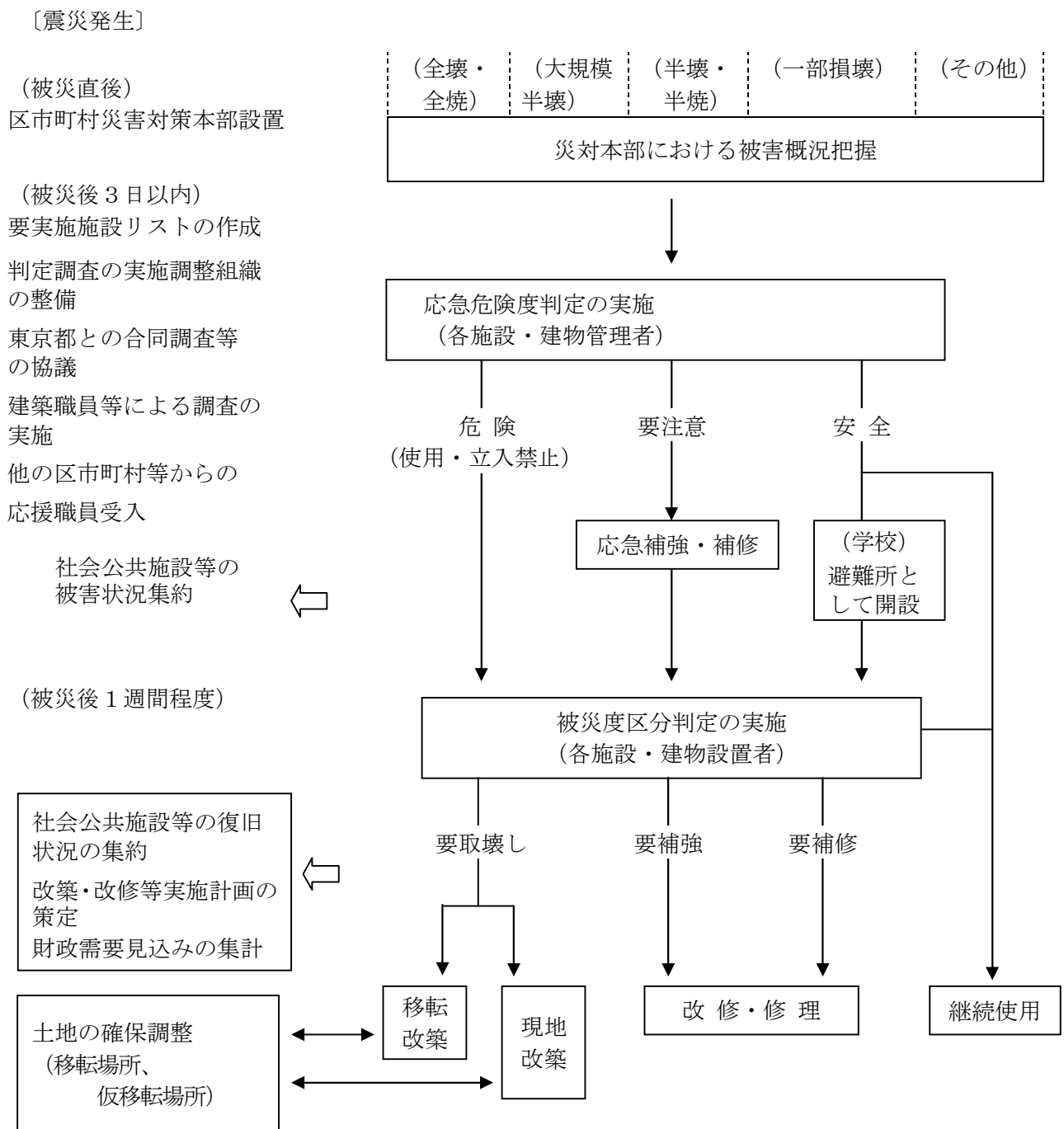
(本格的な復旧・復興)

解体取壊し

改築

修理

社会公共施設等の被害状況把握（公共建築物被災度調査）の流れ図



公共建築物等応急危険度判定部会設置要綱【骨子】

第1 設置

応急危険度判定が必要と認められる都立及び区市町村立の公共建築物について、その判定調査の実施を円滑に行うため、公共建築物等応急危険度判定部会（以下「判定部会」という。）を設置する。

第2 役割

判定部会は、地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定することにより余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、次に掲げる役割を担う。

- 1 財務局の所要人員の見積りを基に、判定に参加する判定技術者の各局への割当て数を調整し、及び決定する。
- 2 各局が所管する施設において対応が困難になったとき、又は区市町村立施設から応援要請があり、被災地域の状況から必要と認めたときにおいて、支援措置をとる。
- 3 判定技術者が不足するときにおいて、他団体へ判定技術者の派遣を協力依頼する。

第3 構成

- 1 判定員を派遣する局の建築関係部課長、判定を要請する局の施設運営関係部課長等を構成員とする。
 - 2 「判定員を派遣する局」とは、財務局、都市整備局のほか、災害対策本部（指令班）が指定する局とする。
 - 3 「判定を要請する局」とは、教育庁、福祉保健局のほか、災害対策本部（指令班）が指定する局とする。
 - 4 事務局は災害対策本部（調整班）とする。
- ＊ 災害の規模、状況により判定要員数も変動するので、事前に特定しない。

第4 応急危険度判定の優先度

応急危険度判定は、対象建築物の重要度により、次の優先順位で行う。

- 1 庁舎等の防災活動の拠点、避難所となる都立学校（教育庁等の対応がとれない場合に限る。）
- 2 二次避難所となる都立福祉施設（福祉保健局から要請のあった場合に限る。）、都立病院及び災害時後方医療施設（福祉保健局から要請のあった場合に限る。）
- 3 2以外の都立福祉施設
- 4 1以外の都立学校、その他の公共施設

第5 その他

応急危険度判定が終了したときは、判定部会の任務も終了する。

木造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

木

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）
 _____ （ _____ / _____ ）

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
 4 構造形式 1.在来（軸組）構法 2.枠組壁工法（ツーバイフォー） 3.プレファブ 4.その他（ _____ ）
 5 階数 1.平屋 2.2階建て 3.その他（ _____ ）
 6 建築物規模 1階寸法 約ア _____ m×イ _____ m

建築物番号

住宅地図整理番号

3 _____

4 _____

5 _____ 階

ア _____ m

イ _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

- 1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

調査方法

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②構造躯体の不同沈下	1.無し又は軽微	2.著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がり	3.小屋組の破壊、床全体の沈下
③基礎の被害	1.無被害	2.部分的	3.著しい（破壊あり）
④建築物の1階の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/20	3.1/20超
⑤壁の被害	1.軽微なひび割れ	2.大きな亀裂、剥落	3.落下の危険有り
⑥腐食・蟻害の有無	1.ほとんど無し	2.一部の断面欠損	3.著しい断面欠損
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合（要内観調査）	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①瓦	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランク	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

⑦ _____

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄骨造建築物の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

S

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
 調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）

整理番号

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
 2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
 3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
 7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
 12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
 4 構造形式 1.ラーメン構造 2.ブレース構造 3.プレファブ 4.その他（ _____ ）
 5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
 6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

建築物番号

 住宅地図整理番号

 3 _____
 4 _____
 地上 _____ 階
 地下 _____ 階
 ア _____ m
 イ _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

調査方法

 1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
②不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/300以下	2.1/300～1/100	3.1/100超
③建築物全体又は一部の傾斜			
傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合	1.1/100以下	2.1/100～1/30	3.1/30超
傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合	1.1/200以下	2.1/200～1/50	3.1/50超
被害最大の階（ _____ ）			
④部材の座屈の有無	1.無し	2.局部座屈あり	3.全体座屈あるいは著しい局部座屈
⑤筋違の破断率	1. 20％以下	2. 20％～50％	3. 50％超
⑥柱梁接合部及び継手の破壊	1.無し	2.一部破断あるいは亀裂	3. 20％以上の破断
⑦柱脚の破損	1.無し	2.部分的	3.著しい
⑧腐食の有無	1.ほとんど無し	2.各所に著しい錆	3.孔所が各所に見られる
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合 (要内観調査)	2.要注意 Bランクが3以内の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが4以上

① _____
 ② _____
 ③ _____
 被害最大の階
 _____ 階
 ④ _____
 ⑤ _____
 ⑥ _____
 ⑦ _____
 ⑧ _____
 判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①屋根材	1.ほとんど無被害	2.著しいずれ	3.全面的にずれ、破損
②窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
③外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
④外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
⑤看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑥屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑦その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____
 ② _____
 ③ _____
 ④ _____
 ⑤ _____
 ⑥ _____
 ⑦ _____
 判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物等の応急危険度判定調査表

集計欄は数字で記入

RC

整理番号 _____ 調査日時 _____ 月 _____ 日 午前・午後 _____ 時 調査回数 _____ 回目
調査者氏名（都道府県／No） _____ （ _____ / _____ ）

建築物概要

- 1 建築物名称 _____ 1.1 建築物番号 _____
2 建築物所在地 _____ 2.1 住宅地図整理番号 _____
3 建築物用途 1.戸建て専用住宅 2.長屋住宅 3.共同住宅 4.併用住宅 5.店舗 6.事務所
7.旅館・ホテル 8.庁舎等公共施設 9.病院・診療所 10.保育所 11.工場
12.倉庫 13.学校 14.体育館 15.劇場、遊戯場等 16.その他（ _____ ）
4 構造種別 1.鉄筋コンクリート造 2.プレキャストコンクリート造 3.ブロック造
4.鉄骨鉄筋コンクリート造 5.混合構造（ _____ ）と（ _____ ）
5 階数 地上 _____ 階 地下 _____ 階
6 建築物規模 1階寸法 約 _____ m × _____ m

整理番号 _____

建築物番号 _____

住宅地図整理番号 _____

3 _____
4 _____
地上 _____ 階
地下 _____ 階
ア _____ m
イ _____ m

調査 調査方法：（1.外観調査のみ実施 2.内観調査も併せて実施）

1 一見して危険と判定される。（該当する場合は○を付け危険と判定し調査を終了し総合判定へ）

1.建築物全体又は一部の崩壊・落階	2.基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれ
3.建築物全体又は一部の著しい傾斜	4.その他（ _____ ）

調査方法 _____

1 _____

2 隣接建築物・周辺地盤等及び構造躯体に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
判定(1) ①損傷度Ⅲ以上の損傷部材の有無	1.無し	2.あり	
判定 ②隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険	1.危険無し	2.不明確	3.危険あり
③地盤破壊による建築物全体の沈下	1.0.2m以下	2.0.2m～1.0m	3.1.0m超
④不同沈下による建築物全体の傾斜	1.1/60以下	2.1/60～1/30	3.1/30超
判定 柱の被害〔下記⑤⑥の調査階（被害最大の階） _____ 階〕（壁構造の場合は柱を壁の長さに読みかえる）			
⑤損傷度Ⅴの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅴの柱総数 本 調査柱 本 （調査率 _____ %） 1.1%以下	2.1%～10%	3.10%超
⑥損傷度Ⅳの柱本数／調査柱本数	損傷度Ⅳの柱総数 本 調査柱 本 （調査率 _____ %） 1.10%以下	2.10%～20%	3.20%超
判定(2)	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1の場合	3.危険 Cランクが1以上又はBランクが2以上
危険度の判定 判定(1)と判定(2)のうち大きな方の危険度で判定する	1.調査済み （要内観調査）	2.要注意	3.危険

判定(1)

① _____

② _____

③ _____

④ _____

柱の被害最大の階

⑤ _____

⑥ _____

判定(2)

判定

3 落下危険物・転倒危険物に関する危険度

	Aランク	Bランク	Cランク
①窓枠・窓ガラス	1.ほとんど無被害	2.歪み、ひび割れ	3.落下の危険有り
②外装材 湿式の場合	1.ほとんど無被害	2.部分的なひび割れ、隙間	3.顕著なひび割れ、剥離
③外装材 乾式の場合	1.目地の亀裂程度	2.板に隙間が見られる	3.顕著な目地ずれ、板破壊
④看板・機器類	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.落下の危険有り
⑤屋外階段	1.傾斜無し	2.わずかな傾斜	3.明瞭な傾斜
⑥その他（ _____ ）	1.安全	2.要注意	3.危険
危険度の判定	1.調査済み 全部Aランクの場合	2.要注意 Bランクが1以上ある場合	3.危険 Cランクが1以上ある場合

① _____

② _____

③ _____

④ _____

⑤ _____

⑥ _____

判定

総合判定（調査の1で危険と判定された場合は危険、それ以外は調査の2と3の大きい方の危険度で判定する。）

1. 調査済（緑） 2. 要注意（黄） 3. 危険（赤）

総合判定

コメント（構造躯体等が危険か、落下物等が危険かなどを記入する。）

コメントは判定ステッカーの注記と同じとする。

RC造

【発災時点検報告シート】

施設名：

作成日時： 年 月 日 時 分 点検者氏名： 連絡先：

★ 一見して危険と感じるか（建物全体又は一部崩壊、著しい傾斜、ずれなど）

- ☐ 一見して危険である。 ⇒ 点検終了（立入禁止）
- ☐ 危険と思われる要素は見当たらない。 ⇒ 点検開始

1. 建物の構造体の外部点検

点検項目・内容	チェック	判定
①建物に傾斜や沈下はないか		
・ないと感じる。		立入可能
・わずかに傾いている、わずかに沈下しているように感じる。		立入注意
②建物の倒壊による危険はないか		
・外壁にひび割れがあるが、コンクリートの浮きや剥落はない。		立入可能
・外壁に斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		立入注意
・外壁に大きなX字形のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
③隣接建築物・周辺地盤の破壊による危険はないか		
・危険はない。		立入可能
・隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、建物への影響はないと考えられる。		立入注意
・隣接建築物等が建物の方向に傾いている。周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		立入禁止

※ 上記点検の結果、「立入禁止」の判定が1つもない場合 ⇒ 2. 建物の構造体の内部点検へ進む

2. 建物の構造体の内部点検

点検項目・内容	チェック	判定
①建物内の床に傾斜はないか		
・ないと感じる。		立入可能
・明らかに傾いていると感じる。		立入禁止
②廊下や階段に変形・損傷はないか		
・ひび割れがあるが、コンクリートの浮きや剥落はない。		立入可能
・斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		立入注意
・大きなX字形のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止

※ 上記点検の結果、「立入禁止」の判定が1つもない場合 ⇒ ◆建物の外部・内部点検へ進む

◆建物の外部点検

点検事項	チェック
①外装材のひび割れ、はがれなどによる落下の危険はないか	
・大きなひび割れ、はがれなどがあり落下しそうである。	☐ あり ☐ なし
②窓ガラスの落下による危険はないか	
・広範囲で窓ガラスが破損している。窓枠が変形しガラスが落下しそうである。	☐ あり ☐ なし
③突起物の落下・転倒による危険はないか（庇、屋上水槽、室外機、塀など）	
・大きなひび割れや傾きがあり、落下・転倒しそうである。	☐ あり ☐ なし
④その他設備に異常はないか	
・水漏れ、燃料漏れ、ガス臭い等の異常がある。	☐ あり ☐ なし

◆建物の内部点検

点検事項	チェック
①壁材や壁取付器具の損傷・落下による危険はないか	
・壁材や壁取付器具が落下しそうである。	☐ あり ☐ なし
②天井材や照明器具の損傷・落下による危険はないか	
・天井材や照明器具が落下しそうである。	☐ あり ☐ なし
③設備機器に異常はないか（受電盤、受水槽、ポンプなど）	
・停電している、断水している、または警報ブザーが鳴っている。	☐ あり ☐ なし
・機器から異音や異臭がする、または転倒・破損したり、落ちかかったりしている。	☐ あり ☐ なし
④エレベーターに異常はないか	
・停止している。	☐ あり ☐ なし
・かご内に人が閉じ込められている。	☐ あり ☐ なし
⑤その他設備に異常はないか	
・水漏れ、燃料漏れ、ガス臭い等の異常がある。	☐ あり ☐ なし

■その他の異常・特記事項等

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要基礎調査）の実施方法〔案〕

調査対象者	被災者の居所		
	（従前居住区市町村）	（他の被災区市町村）	（被災地域外）
避難所滞在世帯	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所が所在する区市町村の調査員による聞き取り調査	避難所開設を依頼した区市町村調査班による聞き取り（福祉保健局調整）
応急的住宅入居者	入居応募時に窓口で確認調査		
自宅等残留者	調査班員による訪問聞き取り又は郵送による調査		
疎開者等		連絡先の申し出又は調査を受け、返送封書つきで郵送	

この案は、東京都震災復興マニュアル（復興施策編）第2節1の3において定められているもので、震災発生後における調査実施方法の原案となるものです。

被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）

①調査月日	月 日	②調査員		所属		氏名	
③調査場所	学校(学校名)					自宅(住所)	
	その他(施設名または住所)						
④世帯構成	氏名	性別	年齢	続柄	被災時の住所	現在の居所	
⑤心身の状態	ケガの状態	ケガをした方 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※具体的状態			健康状態等	1 病気の方 人 (上記のうち医療を要する方 人) 2 要介護高齢者 要介護 人 (うち重症者 人) 要支援 人 (上記のうち医療を要する方 人) ※「重症者」とは要介護度4・5 3 障害のある方 人(手帳の有無、種類) (上記のうち医療を要する方 人) ※手帳の種類は、「身」「愛」等と記載	
⑥住宅の状況	被災前の住宅の状況Ⅰ		持家 借地・持家 公営住宅 公団賃貸 公社賃借 民間賃借 給与住宅(社宅・寮) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅱ		一戸建て 長屋建て 共同建て(アパート) 共同建て(マンション) その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅲ		居住専用 居住・産業併用 その他 ※○を付ける				
	被災前の住宅の状況Ⅳ		木造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 コンクリートブロック造 その他 わからない ※○を付ける				
	被災後の現状		そのまま住むことができる 住むことはできるが修理が必要 住むことができない わからない その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅰ		自宅に住み続けたい 公共賃貸住宅に移りたい 民間賃貸住宅に移りたい 持家を購入したい その他 ※○を付ける				
	今後の意向Ⅱ		都外に移りたい 都内に住み続けたい ※○を付ける				
⑦世帯の収入状況		世帯全員で、月収 約 万円 (生活保護受給の有無 ※○を付ける)					
⑧暮らしの上で困難なことや不安なことなど		住まいに関すること 健康に関すること 介護に関すること 教育に関すること 仕事に関すること 収入に関すること その他() ※○を付ける					
⑨必要とする福祉サービス等		施設入所(種別) ホームヘルパー デイサービス ショートステイ 訪問看護 保育所 障害者の作業所 生活保護 その他() ※○を付ける					

この様式案は、東京都震災復興マニュアル（復興施策編）第2節1の3において定められているもので、震災発生後に実施する調査の様式原案となるものです。

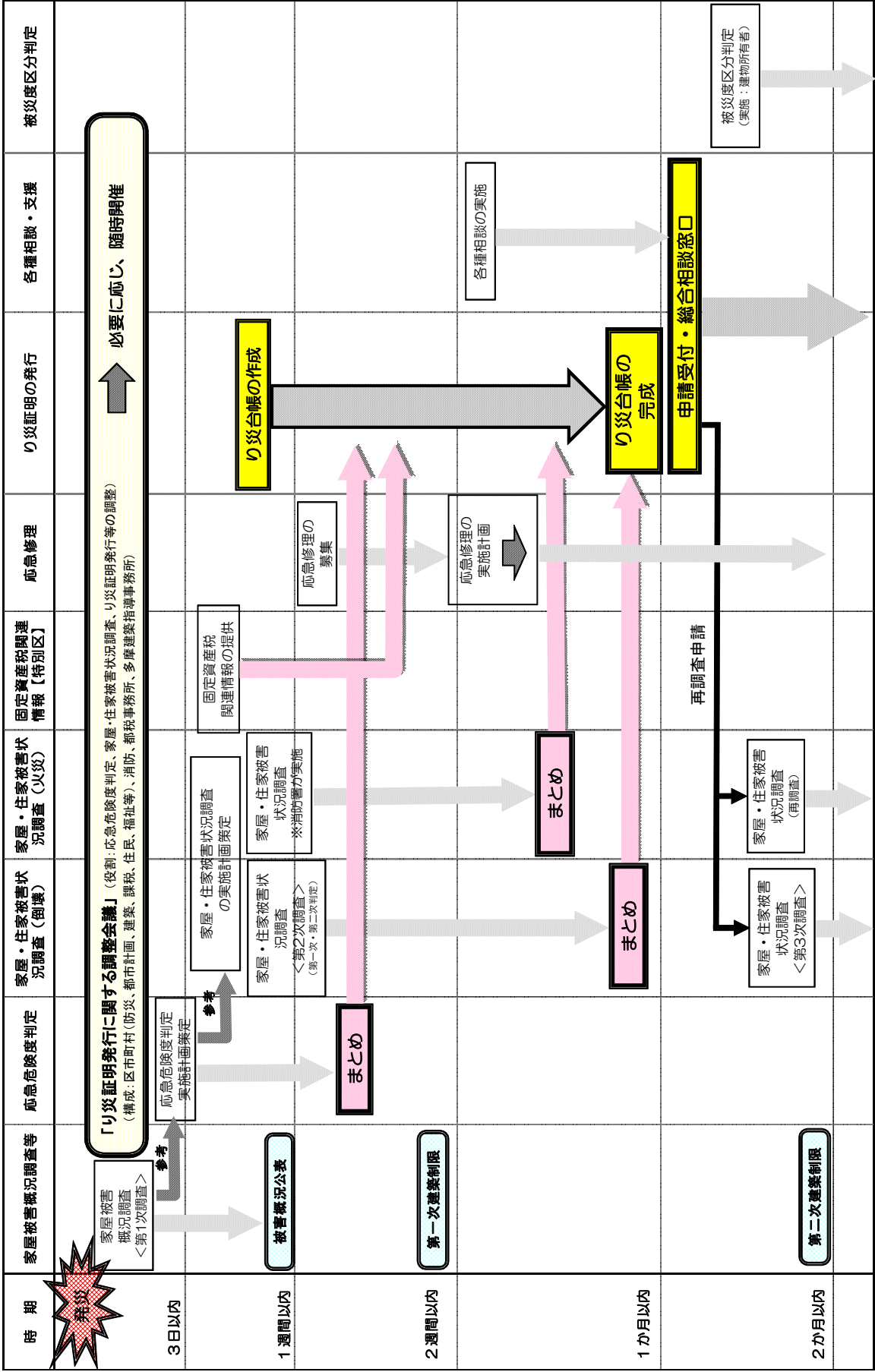
被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）報告書

区市町村名		担当		部 課		(担当者)		Tel	
世帯の状況									
被災世帯数		被災者総数		高齢者数		児童数		障害者数	
避難所		ケガをした人		要介護		乳児		身体障害	
応急的住宅		うち要医療		上記のうち重症者(再掲)		幼児		知的障害	
自宅等		病気の人		要支援		その他		精神障害	
その他		うち要医療		その他				不明	
				不明					
住宅の状況									
被災前の住宅の状況 I		被災前の住宅の状況 II		被災前の住宅の状況 IV		(参考)			
持家		一戸建て		木造		・長屋建 → テラスハウス等、2つ以上の住宅を1棟に建て連ねた住宅 ・給与住宅 → 社宅・寮等、会社、官公署、学校等がその社員、職員、教員等を居住させる目的で建築された住宅			
借地・持家		長屋建て		鉄骨鉄筋コンクリート造					
公営住宅		共同建て(アパート)		鉄筋コンクリート造					
公団賃借		共同建て(マンション)		鉄骨造					
公社賃借		その他		コンクリートブロック造					
民間賃借		被災前の住宅の状況 III		その他					
給与住宅(社宅・寮)		居住専用		わからない					
その他		居住・産業併用							
		その他							
被災後の現状				今後の意向 I		今後の意向 II			
そのまま住むことができる				自宅に住み続けたい		都外に移りたい			
住むことはできるが修理が必要				公共賃貸住宅に移りたい		都内に住み続けたい			
住むことができない				民間賃貸住宅に移りたい					
分からない				持家を購入したい					
その他				その他					
収入状況等				※世帯種別					
世帯の平均収入		生活保護受給世帯				65歳未満の単身世帯			
暮らしの上で困難なことや不安なこと				必要とする福祉サービス		65歳以上の単身世帯			
住まいに関すること				高齢者の入所施設(介護保健)		夫婦のみ			
健康に関すること				高齢者の入所施設(その他)		高齢者夫婦のみ			
介護に関すること				身体障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳未満)			
教育に関すること				知的障害者の入所施設		夫婦と子供(18歳以上)			
仕事に関すること				障害児の入所施設		夫婦と高齢者			
収入に関すること				その他の入所施設		夫婦と高齢者と子供(18歳未満)			
その他				ホームヘルパー		その他			
				デイサービス					
				ショートステイ					
				訪問看護					
				保育所					
				障害者の作業所					
				生活保護					
				その他					

この様式案は、東京都震災復興マニュアル（復興施策編）第2節1の3において定められているもので、震災発生時に実施する調査の集計様式原案となるものです。

り災証明発行に係る流れ (案)

この流れは標準的なものを示したもので、被災規模等により異なる。



り 災 証 明 申 請 書（案）

〇〇区市町村長

※太わく部分を記入してください。

担当者

平成 年 月 日

申 請 者 (窓口に來 られた方)	住所							
	現在の連絡先							
	ふりがな 氏名	り災者との関係 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ その他()						
り 災 者	住所							
	ふりがな 氏名							
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主						
り災場所等 (アパート・マンション 等の名称、室番 号)	〇〇区市町村							
	☐ 住宅 ☐ 非住宅	☐ 持家 ☐ 共同住宅（自己所有）						
		☐ 借家 ☐ 共同住宅（賃借） （所有者・住所）						
り災程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 （全焼） （半焼） （ぼや）				調査済証 整理番号			
	☐ 流出 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水							
り災原因	平成 年 月 日に発生した〇〇〇〇地震による。							

※本人若しくは同一世帯以外の方が申請者の場合は、下記委任状に記入してください。

委 任 状	
平成 年 月 日	
〇〇区市町村長 様	
上記申請者 _____ にり災証明書の請求・受領について委任します。	
住 所	
委任者	
氏 名	印

■ 確認欄

本人 確 認 欄	☐ 住基	☐ 住基カード	☐ 職員による確認 ☐ その他 ()
	☐ 運転免許証	☐ 外国人登録証	
	☐ 保険証	☐ 納税通知書	

り 災 証 明 書 （ 案 ）

申 請 者 (窓 口 に 来 られた方)	住所							
	現在の連絡先							
	ふりがな 氏名	り災者との関係 ☐ 本人 ☐ 親族 ☐ その他()						
り 災 者	住所							
	ふりがな 氏名							
り災世帯の 構 成 員	氏 名	続柄	性別	生年月日	氏 名	続柄	性別	生年月日
		世帯主						
り災場所等 (アパート・マンション 等の名称、室番 号)	〇〇区市町村							
	☐ 住宅	☐ 持家 ☐ 共同住宅（自己所有）						
	☐ 非住宅	☐ 借家 ☐ 共同住宅（賃借） (所有者・住所) ☐ 貸家（氏名・住所)						
り災程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 (全焼) (半焼) (ぼや)							
	☐ 流出 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水							
り災原因	平成 年 月 日に発生した〇〇〇〇地震による。							

上記のとおり相違ないことを証明します。

第 号

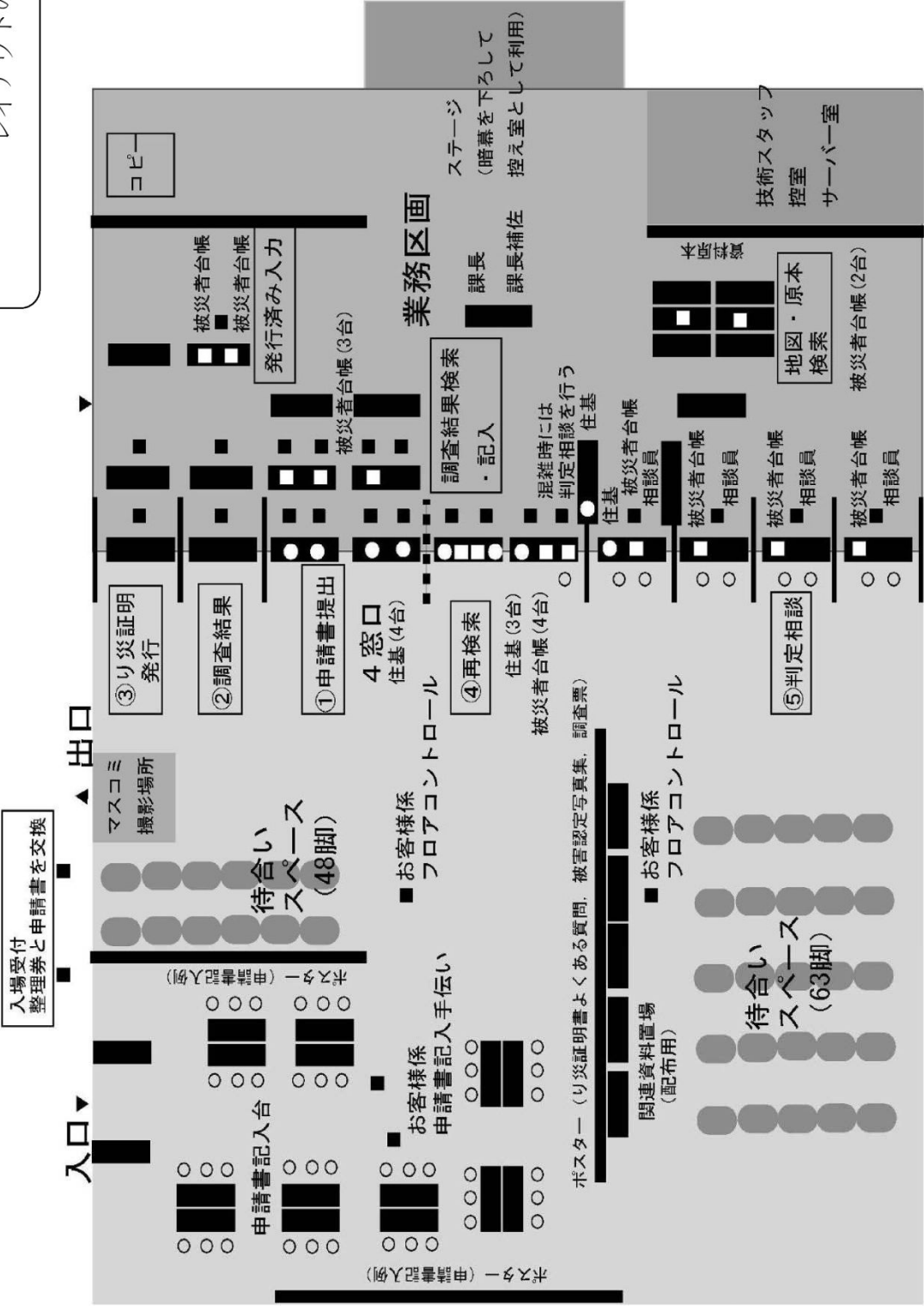
平成 年 月 日

〇〇区市町村長 印

※ この証明は、原則として一世帯に一枚の発行となりますので大切に保管してください。

リ災証明発行・総合相談窓口設営例

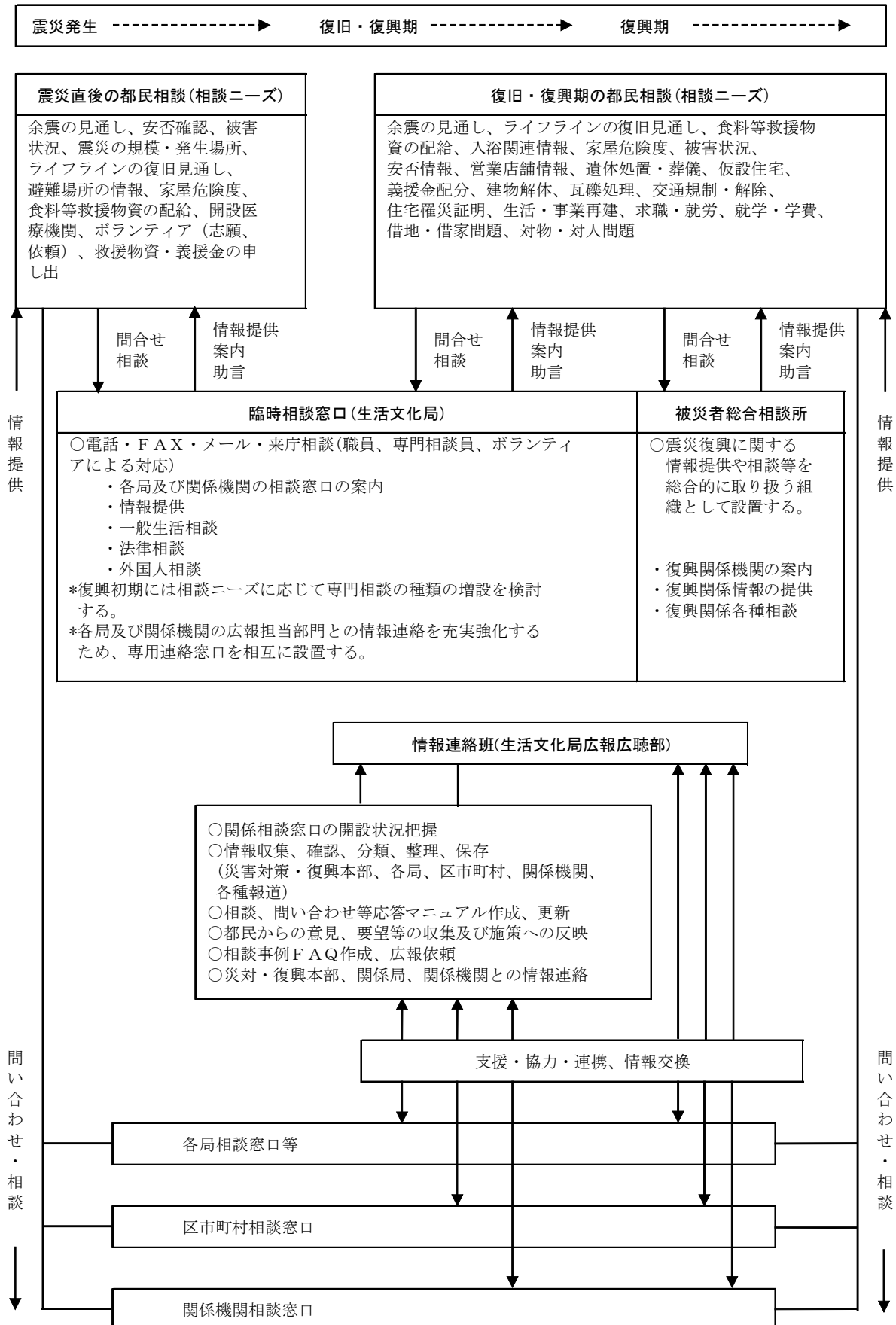
平成 16 年新潟県中越地震時の
レイアウトの事例



総合相談窓口を併設

(資料提供) 牧 紀男 助教 (京大大学防災研究所 巨大災害研究センター)

震災時の相談体制と相談内容



被災者相談シート（案）

相談日 平成 年 月 日

被災者名	被災者住所
被災者連絡先（電話） （電子メール） （現在の被災者の居所）	（ファクス）
記入者所属氏名	相談受付場所
相談内容	
要望事項	
対応	
備考	

震災復興計画策定スケジュール（区市町村一群）

	〔区市町村〕	〔東京都〕
事前		震災復興検討会議の設置及び運営（会議設置要綱作成、委員候補者選出）
“発災”	災害対策本部設置	災害対策本部設置
1 週間程度	- 復興本部設置 - 復興本部運営態勢の構築 都、隣接区市町村等に通知 - 住民に周知 - 計画策定体制の構築	- 復興本部設置 - 復興本部運営態勢の構築
2 週間後まで		- 復興基本方針本部長決定 - 震災復興検討会議の招集 - 本部長、会議へ依頼（計画理念等の検討）
3 週間程度	- 震災復興基本方針の策定 - 震災復興本部会議等で審議 - 基本方針の決定 - 公表	
1 ヶ月後まで		- 検討会議提言 - 復興計画理念等決定 - 計画策定方針を各局に通知 - 各局に局原案作成依頼
4 ヶ月後まで		- 各局から局原案提出 - 財政計画の調製（財務局と協議）
5 ヶ月後		- 復興計画原案作成 - 区市町村へ照会。意見集約 - 被災地域住民及び一般都民、昼間都民へ提示、意見集約
6 ヶ月後まで		- 特定分野計画との調整（特定分野計画の進捗状況と合わせて随時） - 区市町村の復興計画との調整 - 国との調整
6 ヶ月	- 震災復興計画の策定（復興本部で調整） - 公表	- 復興計画策定（復興本部会議審議→本部長決定） - 公表

東京都震災復興本部設置後 2 週間以内に策定する、復興に係る基本方針の概要は、以下のとおり。

震災復興基本方針（東京都案）

はじめに

- 被害の概要
- 復興の課題と復興への決意表明

1 復興の理念

- (1) 本震災を契機として、従前より震災に強い都市構造構築し、「人々の暮らし」と「都市の機能」がバランスよく調和するとともに、一人ひとりの生活にゆとりと豊かさをもたらす活力に満ちた都市づくりを進める。
- (2) 行政は、社会公共施設の早急な復興・整備等を行うとともに、被災者の自立・共助を基本としつつ、一刻も早い復興が可能となるよう公的支援と環境整備を行う。
- (3) 都民とのパートナーシップに基づく協働と連携による復興を進めるとともに、区市町村や近隣他県等、他の地方公共団体及び国との間に広域的な連携・協力体制を確立する。

2 復興の基本目標

- (1) 人々の暮らしのいち早い再建と安定
- (2) 災害に強く、安心してらせる都市づくり
- (3) 誰もが快適にらせる生活環境づくり
- (4) 雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
- (5) わが国政治、経済、情報通信等の中枢機能の速やかな回復

3 震災復興計画等の策定

復興の理念を踏まえつつ、基本目標を効率的かつ効果的に実現するため「震災復興計画」を策定するとともに、特定分野計画として「震災復興計画」との整合性を図りつつ、「都市復興基本計画」と「住宅復興計画」を策定する。

(1) 震災復興計画

ア 震災復興計画の位置づけ

震災後の東京の復興に係る都政の最上位の総合計画

イ 計画の内容

- (ア) 東京都が、広域自治体として実施する復興施策に係る基本目標と体系を明らかにする。
- (イ) 都民の生活再建、生活基盤であるまちの再生等に必要なソフト、ハードのいずれの施策をも計画の内容とする。
- (ウ) 繰り返し起こりうる大地震に耐えられる都市の創造を目指し、長期的視点に立った計画とする。

ウ 計画期間

今年度を初年度とする 10 か年とする。

ただし、重点項目については 3 年間で終了することを目標とする。

エ 震災復興計画の策定手順

- 2週間～1か月 復興検討会議の審議
- 1か月 復興計画策定方針の策定、各局への策定指示
- 4か月～5か月 関係機関への意見照会
震災復興計画原案の取りまとめ
- 6か月 震災復興計画の策定

(2) 都市復興基本計画

ア 内容

都市復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地復興の基本方針など、行政が取り組むべき具体的な都市復興施策を示すもの。

イ 都市復興の基本理念

- 被災を繰り返さない都市づくり
- 持続的発展が可能な都市づくり
- 協働と連携による都市づくり

ウ 策定の手順

- 建築制限の実施
- 2か月以内 地元自治体との調整
計画骨子案作成
- 6か月以内 都市復興基本計画の策定

(3) 住宅復興計画

ア 内容

- 応急的な住宅の確保
- 自力再建への支援
- 公的住宅の供給

イ 策定の手順

- 計画策定の専管組織の設置、住宅復興計画委員会設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 住宅復興計画の策定

(4) 産業復興計画

ア 内容

産業復興を総合的かつ中長期的な視点から進めていくため、行政が取り組むべき具体的な産業復興施策を示すもの。

イ 策定の手順

- 計画策定体制の整備、産業復興対策委員会の設置
- 3か月以内 計画原案策定・公表
- 6か月以内 産業復興計画の策定

震災復興計画の骨子となる項目

復興計画を策定する際、その骨格として考慮すべき項目を例示する。

- 1 理念
- 2 基本目標
- 3 計画期間
- 4 施策体系
 - ①人々のくらしのいち早い再建と安定
 - ②災害に強く、安心してくらせる都市づくり
 - ③誰もが快適にくらせる生活環境づくり
 - ④雇用の確保・事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造
 - ⑤地域経済の速やかな回復
- 5 分野別計画
- 6 地域別計画
 - ①被災地の機能回復及び整備促進
 - ②〇〇地域の重点的復興・整備 など

【震災時用】財政需要見込みシート

作成日:

応 急 ・ 復 旧 事 業	
復 興 事 業	

	部		課
担当		内線	

事業名					
目 的 及 概 要		緊急度	高い		
			普通		
			低い		
		復興基金	対象		
			対象外		
			希望する 予算計上 方法	流転用 予備費 補正予算	
経 費 積 算 内 訳					
事 項	数 量	単価(円)	金 額	備 考	
合 計		円単位			
		千円単位			
特定財源	名称:	千円単位			
	名称:	千円単位			
	名称:	千円単位			
	計	千円単位			
(差引) 一般財源		千円単位			
特 記 事 項					

財政課 確認欄	予算計上の要否	予算額	特定財源	一般財源	特 記 事 項	確認欄
	要					担当者
	否					
	予算計上方法	予 算 科 目				財政課長
	流転用	款				
	予備費	項				
	補正予算	目				

財団法人〇〇大震災復興基金（案）

1 復興基金の目的及び業務内容

(1) 目的

震災からの早期復興のため、被災者の救済と自立支援及び被災地域の総合的な復興のための行政の取組みを補完するとともに、これらに関連する施策を長期的視点に立って機動的かつ弾力的に進め、もって災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

(2) 事業

この法人は、前記の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ・被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- ・被災者の住宅再建等、住宅の復興を支援する事業
- ・被害を受けた中小企業の事業再開等、産業の復興を支援する事業
- ・被害を受けた私立学校の再建等、教育・文化の復興を支援する事業
- ・その他被災地域の早期のかつ総合的な復興に資する事業

(3) 都・区市町村の協力

基金事業の円滑な遂行のため必要と認められる場合には、復興基金は、東京都及び被災区市町村の関連事業実施部局に基金事業実施に対する協力を要請する。

(4) 連絡調整会議

事業の実施につき所要の調整を図るため、必要に応じて、財団法人の事務局と東京都及び被災区市町村の関連事業実施部局により構成される連絡調整会議を開催する。

2 財団の財産

(1) 基本財産に係る出捐

財団の基本財産へは、原則として東京都及び被災区市町村が出捐する。

(2) 運用財産に係る貸付け

財団の運用財産には、原則として東京都及び被災市町村からの無利子貸付金（転貸債を原資とする。）を充てる。なお、被災特別区の分については、現行の地方交付税制度及び都区財政調整制度を前提として、東京都において一括して貸し付けることも検討する。

寄附金、震災復興宝くじの収益金等についても、運用財産として受け入れることができるものとする。

東京都及び各被災区市町村に集まる義援金は、義援金配分委員会の決定に従って被災者に配分することになるが、一定期間（1、2年程度）経過後の未使用残額又はその後に集まる義援金については、復興基金の運用財産として引き継ぐものとする。ただし、義援金は生活再建支援事業に充てることを原則とし、その使途及び金額が明らかになるように経理し、定期的に公表を行う。

なお、転貸債は10年後に元本を一括して返済する必要があるため、これを原資とする貸付けの受入金については元本据置型基金として経理し、その運用により得られる果実を事業実施の原資とする。一方、その他の収益金や義援金からなる運用財産は元本を取り崩しても差し支えないので、元本取崩し型基金として、別に経理する。

(3) 復興基金事業の決算の公表

毎年度、義援金の充当内容等が明らかになるようにして公表する。

(4) 貸付金の返還

財団の解散時に、貸付金の元本を東京都及び被災市町村に返還する。

3 財団の組織及び運営

(1) 組織の構成

財団の組織は、理事会、評議員会及び事務局とする。(具体の組織については、行政改革推進室と協議のうえ、決定する。)

理事会は、基金の予算、事業内容等を審議し、決定する。理事長は東京都知事とし、被災区市町村長を理事とする。互選により2名以内の副理事長を置くことができるものとする。

評議員会は、財団の運営や基金の事業内容等について理事長の諮問に応じ、意見交換、事業内容の調整等を行う。評議員は、東京都及び被災区市町村の復興担当の局長級又は部長級の職員とする。

事務局は、日常業務の処理や関係者間の意見調整を行う。

(2) 職員の派遣

事務局本部の業務に従事させるため、財団に基本財産を出捐する東京都及び被災区市町村は、職員を派遣する。

職員の派遣要請は、財団を所管する総務局総括部が、東京都職員については総務局人事部に対して、区市町村職員については総務局行政部を通して区市町村に対して行う。

東京都職員を派遣する場合には、総務局総括部に配属させたいと、派遣する。

区市町村職員の派遣については、総務局行政部の要請に基づき、各地方公共団体が直接財団に派遣する。

なお、職員の派遣に当たっての服務上の取扱い及び給料等の経費負担については、事前に関係団体と協議する。

※ 東京都において復興総局が設置された場合、「総務局総括部」は「復興総局」と読み替える。

財団法人〇〇〇〇大震災復興基金寄附行為（案）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、財団法人〇〇〇〇大震災復興基金という。

（事務所）

第2条 この法人は、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目8番1号に置く。

（目的）

第3条 この法人は、〇〇〇〇大震災からの早期復興のための各般の取組みを保管し、被災者の救済及び自立支援並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を魅力ある地域に再生させることを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 被災者の生活の安定・自立及び健康・福祉の増進を支援する事業
- (2) 被災者の住宅の再建等住宅の復興を支援する事業
- (3) 被害を受けた小中企業者の事業再開等産業の復興を支援する事業
- (4) 被害を受けた私立学校の再建等教育・文化の復興を支援する事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか被災地域の早期かつ総合的な復興に資する事業

第2章 資産及び会計

（資産の構成）

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

（資産の種別）

第6条 資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、東京都知事の承認を得て、担保に供することができる。

（資産の管理）

第8条 資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前に理事会の議決により定める。

(事業報告及び収支決算)

第11条 この法人の事業報告及び収支決算は、事業年度終了後3箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第12条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、理事現在数の3分2以上の同意を得、東京都知事の承認を得なければならない。ただし、収支予算に定めるところにより、当該資金を地方公共団体から借入れる場合は、理事会の同意を要しない。

2 前項ただし書きの場合において、当該地方公共団体が当該資金を金融機関から調達するときは、同時に、東京都知事の承認を得て、長期借入金に相当する資金を当該地方公共団体の金融機関に対する債務の担保に供することができる。

第3章 役員等

(役員の種別及び選任)

第14条 この法人に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 〇人
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事 10人以上20人以内(理事長、副理事長及び常務理事を含む。)
- (5) 監事 2人

2 理事長、副理事長は、それぞれ東京都知事及び〇〇区長並びに〇〇市長の職にある者をもって充てる。

3 常務理事は、理事長が任命する。

4 理事(理事長、副理事長及び常務理事を除く。)及び監事は、理事会において選任する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、会務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

3 常務理事は、常務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 17 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において、理事現在数の 4 分の 3 以上の同意により解任することができる。この場合、その役員に対し、理事会において議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第 18 条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

(事務局)

第 19 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任命する。

第 4 章 理事会

(構成)

第 20 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 21 条 理事会は、この寄付行為に別に規定するもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第 22 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事現在数の 3 分の 1 以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開催の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 24 条 理事会は、理事現在数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第 25 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第 26 条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 理事長は、緊急の必要があるときは、書面により賛否を求めて、理事会の議決に替えることができる。

(議事録)

第 27 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のなかから、その会議において選出された議事録署名人2人以上が議長とともに署名押印しなければならない。

第5章 幹事会

（幹事会）

第28条 この法人の事業を円滑に推進するために、幹事会を置く。

2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

（寄附行為の変更）

第29条 この寄附行為は、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、東京都知事の認可を得なければ変更することができない。

（解散及び残余財産の処分）

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、東京都知事の許可があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、東京都及び〇〇区（市町村）に帰属する。

第7章 雑則

（委任）

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、第14条第2項から第4項までの規定にかかわらず、設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成 年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の事業年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成 年3月31日までとする。

附則

1 この寄附行為は、平成 年 月 日から施行する。

阪神・淡路大震災復興基金事業の概要（平成 14 年 10 月現在）

（基金の概要）

- 1 名 称：財団法人阪神・淡路大震災復興基金
- 2 設立年月日：平成 7 年 4 月 1 日
- 3 設 立 者：兵庫県、神戸市
- 4 基金の規模：基本財産（出損金）200 億円 運用財産（長期借入金）8,800 億円

（基金の事業）

1 住宅対策

事業名
（個人住宅）
大規模住宅補修利子補給
被災宅地二次災害防止対策事業補助
宅地防災工事融資利子補給
被災者住宅購入支援事業補助（利子補給等）
被災者住宅再建支援事業補助（利子補給等）
県・市町単独住宅融資利子補給
住宅債務償還特別対策
高齢者特別融資（不動産活用型）利子補給
隣地買増し宅地規模拡大利子補給
定期借地権方式による住宅再建支援事業補助
高齢者住宅再建支援事業補助
被災宅地二次災害防止緊急助成
（共同住宅）
被災マンション共有部分補修支援利子補給
民間住宅共同化支援利子補給
小規模共同建替等事業補助
被災者向けコレクティブ・ハウジング等建設費補助
被災マンション建替支援利子補給
定期借地権による被災マンション建替支援事業補助
災害復興グループハウス整備事業補助
（賃貸住宅）
災害復興準公営住宅建設支援事業補助
特定借上・特定目的借上公共賃貸住宅建設支援事業補助
被災者向ファミリー賃貸住宅建設促進利子補給
学生寄宿舎建設促進利子補給
民間賃貸住宅家賃負担軽減事業
生活福祉資金（転宅費）貸付金利子補給等
公社賃貸住宅家賃負担軽減事業
（相談等）
総合住宅相談所設置運営事業補助
ひょうご輸入住宅総合センター設置運営事業補助
災害公営住宅入居予定者事前交流事業補助

2 まちづくり支援

事業名
復興まちづくり支援事業補助
復興土地区画整理事業等融資利子補給
景観ルネサンス・まちなみ保全事業補助
私道災害復旧費補助
住宅再建型宅地整備事業補助

3 生活対策

事業名
（コミュニティづくりと交流・活動ネットワーク）
ふれあいセンター設置運営事業補助
応急仮設住宅共同施設維持管理費補助
被災地域コミュニティプラザ設置運営事業補助
フェニックス・ステーション設置運営事業補助
地域集会所再建費補助
復興地域コミュニティ拠点設置事業補助
民間防犯灯復旧費補助
災害復興ボランティア活動補助
被災外国人県民支援活動補助（終了）
阪神・淡路大震災被災者支援県民会議運営補助（終了）
「生活復興県民ネット」設置運営事業等補助
生活復興相談員設置事業補助
生活支援マネジメントシステム事業補助
被災単身世帯緊急通報装置設置事業補助
（生活再建資金）
生活再建支援金の支給
生活復興資金貸付金利子補給等
災害復興公営住宅等空家入居者支援事業
（健康・福祉の増進支援）
小規模共同作業所復旧事業費補助
医療関係施設復興融資利子補給
医療情報ネットワーク整備事業補助
外国人県民救急医療費損失特別補助（終了）
コミュニティプラザ医療相談事業補助
仮設住宅地スポーツ遊具等設置事業補助（終了）

「こころのケアセンター」運営事業補助
健康づくり支援事業補助
アルコールリハビリテーション事業補助
健康アドバイザー設置事業補助
(生きがいづくり)
元気アップ自立活動補助
いきいきライフサポート事業補助
消費生活共同組合貸付金利子補給

4 教育対策

事業名
私立学校復興支援利子補給
私立専修学校・外国人学校施設等災害復旧費補助（終了）
私立学校仮設校舎事業補助
私立専修学校・外国人学校授業料等軽減補助（終了）
私立専修学校・外国人学校教育活動復旧費補助（終了）
文化財修理費助成事業補助
歴史的建造物修理費補助
私立登録博物館修理費補助
私立博物館相当施設修理費補助（終了）
私立博物館相当類似施設修理費補助
被災地芸術文化活動補助

5 雇用・産業対策

事業名
(雇用対策)
被災者雇用奨励金
雇用維持奨励金
被災地しごと開発事業補助
被災地求職者特別訓練事業補助
いきがい「しごと」づくり事業補助
(中小企業等対策)
政府系中小企業金融機関災害復旧資金利子補給
緊急災害復旧資金利子補給
環境衛生金融公庫融資利子補給
環境事業団融資利子補給

港湾運送事業者等復興支援利子補給
民有海岸保全施設復旧融資利子補給
農林漁業関係制度資金利子補給
地域産業活性化支援事業補助
地域産業活性化支援事業補助（地域産業情報化推進事業）
小規模製造企業復興推進事業補助
路線バス災害復旧費補助（終了）
産業復興ベンチャーキャピタル制度
新産業構造拠点地区進出企業賃料補助
新産業構造拠点地区中核的施設建設費補助・利子補給
新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業（特別会計）
事業再開等支援資金利子補給
本格復興促進支援利子補給
復興市街地再開商業施設等入居促進利子補給
小規模事業者事業再開支援事業

(商店街等対策)

商店街・小売市場共同仮設店舗緊急対策事業補助（終了）
商店街・小売市場復興イベント開催事業補助
震災復興高度化事業促進助成補助
商店街・小売市場共同施設建設費補助
被災商店街復興支援事業
被災商店街コミュニティ形成支援事業補助
共同店舗実地研修支援事業
店舗共同化促進利子補給事業

(観光等)

テレビCM放映事業補助（終了）
会議、大会等誘致奨励金交付事業補助（終了）
観光復興リレーイベント開催事業補助（終了）
観光対策推進事業補助

6 その他

事業名
追悼行事関連文化復興事業補助（終了）
震災周年追悼・記念行事関連復興事業補助

7 自主事業

事業名
被災者自立復興支援事業
震災復興広報強化事業

オープンスペース等利用計画の策定

1 目的

震災時の活動拠点となるオープンスペース等を事前に確保し、あらかじめ様々な応急活動の用途に充てるための利用計画を策定することにより、迅速な応急活動が可能となるようにすることを目的とする。

2 根拠

- (1) 東京都震災対策条例第 5 2 条
- (2) 東京都震災対策条例施行規則第 2 6 条及び第 2 7 条

3 個別利用計画

本計画においては、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議のうえ把握し、次の用途に関する個別利用計画を策定していく。

- (1) 大規模救出・救助活動拠点
- (2) (1) 以外の救出・救助活動拠点
- (3) 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場
- (4) 物資輸送を中心とするヘリコプター緊急離着陸場
- (5) 広域ボランティア活動拠点
- (6) がれき置き場
- (7) 遺体安置所
- (8) ライフライン復旧活動拠点
- (9) 応急仮設住宅建設用地
- (10) 公営住宅建設用地
- (11) 庁舎建設用地
- (12) 時限的市街地づくり用地
- (13) その他の用地

4 活動拠点の指定及び告示

個別利用計画のうち、(1)、(3) 及び (5) の活動拠点については、指定を行い、告示していく。

5 主管部署

総務局総合防災部

震災後対策に必要な用地の例

用 途	設置・利用の時期	所 管
避難場所	事前（発災時）～数日間	〇〇部課
住民の一時集合場所	事前（発災時）～数日間	〇〇部課
野外受入施設設置場所	被災直後～短期間	〇〇部課
救出・救助部隊の活動拠点	被災直後～3か月程度	〇〇部課
災害時ヘリ緊急離着陸場	被災直後～短期間	〇〇部課
生活物資の集積・輸送拠点	被災直後～1か月程度	〇〇部課
ライフライン復旧工事のために必要な資材置場、工事事務所・宿舎	被災直後～6か月程度	〇〇部課
がれき等の集積場（分別場）中継所 第一仮置場（道路啓開がれき等） 第二仮置場（積替え用地） 第三仮置場（貯留・減容化用地）	被災直後～約1年間 被災直後～約1年間 被災後2週間～約1年間 被災後2週間～約1年間	〇〇部課
応援部隊活動拠点・宿舎	被災直後～	〇〇部課
ボランティア活動拠点等	被災直後～	〇〇部課
応急仮設住宅建設用地	被災後1週間～約2年間	〇〇部課
仮設診療所用地	被災後1か月～	〇〇部課
賃貸型共同仮設工場・ 共同仮設店舗の設置用地	被災後2週間～	〇〇部課
その他福祉施設等の新設、移転改築仮設庁舎、 仮設校舎、仮設施設用地	随時	〇〇部課

事前用地調整方針

I 用地調整の基本的考え方

震災後の応急・復旧対策事業及び復興事業を進めていく過程で、各種の用地需要が被災地を中心に発生する。しかし、当区市町村においては、利用可能な用地が限られるため、目的ごとに必要な用地の確保が難しく、緊急時の対応に支障が生じることも予想される。

限られた用地を合理的かつ効率的に使用するためには、用地の全体的な把握、使用時期・使用目的ごとの用地需要の集約及び中長期的視点に立った土地利用を適切に行うため、災害対策の経過に合わせて優先順位を考慮し調整する必要がある。

さらに緊急用途需要に対して不足が見込まれる場合は、国や都、公社、民間の用地についても対象にし、必要な確保に努める。

II 用地調整の基本的枠組みについて

震災後の土地利用調整を円滑に行うため、①発災～2週間程度、②2週間～1か月程度、③1か月～2年間程度の期間に分けて、予め震災対策に必要な用地需要を想定し優先順位を設定した調整方針を作成する。

【発災～2週間程度】

避難者の安全を確保するための拠点、被災者の救出・救助活動にあたる警察、消防、自衛隊等の活動拠点、被災地内の医療活動を迅速に行うための拠点、緊急輸送路の確保等が必要であり、そのために利用できる用地を優先的に割り当てる。

発災当初は被災者の安全確保のため、各区市町村で対応するケースが多くなることが想定されるが、被害状況等により広域的な対応が必要な場合等用地の確保が求められる時は、東京都災害対策本部が調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 広域避難場所
- ② 救出・救助活動拠点
- ③ ヘリコプター緊急離着陸場
- ④ がれき仮置き場

〔都本部との調整〕

- (1) 区市町村は、用地の利用要望を都本部に提出する。
- (2) 都本部は、被害状況を把握し、緊急活動に必要な用地の確保及び現在の利用状況を把握する。
- (3) 都本部は、応急対策に伴う全体的な用地需要を集約・整理するため調整部会を設置する。
- (4) 都各局及び区市町村の利用要望に対して不足が予想される場合は、行政間の調整及び他の未利用地を活用する。
- (5) 用地を使用する機関は、定期的に使用状況を都本部に報告する。

【発災後 2 週間～ 1 か月程度】

震災復興本部設置後の用地使用は、災害対策本部と震災復興本部が共同で設置する「用地調整会議」において調整する。

救出・救助活動は継続していることも想定されるが、用地調整基本方針に基づき、被災者の生活復旧に向けた用途について優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 応急仮設住宅建設用地
- ② 生活物資の集積・輸送拠点
- ③ がれき置き場

〔都本部との調整〕

- (1) 区市町村は、家屋の被害状況、避難所利用者数、がれき等の発生量を予測し、復旧対策に必要な用地需要を報告する。
- (2) 都本部は、用地調整会議を設け各用途の復旧対策に伴う全体的な用地需要を集約し調整する。

【発災後 1 か月～ 2 年間程度】

震災復興本部は、住宅を失った被災者のための災害住宅の建設、時限的市街地づくりなど復興事業を長期的視点に立って計画的に実施していくために必要な用地について、復興計画に基づき優先的に調整する。

〔優先的に対応する用途〕

- ① 公営復興住宅建設用地
- ② 時限的市街地づくり用地

〔都本部との調整〕

- (1) 区市町村は、復興対策に必要な用地の利用要望を震災復興本部に提出する。
- (2) 新たな需要に対する割り当て（区市町村を含む）は、その必要性や用地の利用状況等を考慮し調整する。

災害時利用可能なオープンスペース一覧

確保 主体名	施設名	避難 場所 番号	1 避難 場所 ※1	2 一時 集合 場所	3 救出・ 救助部 隊の活 動拠点	4 災害時 ヘリ緊 急着陸 場	5 ボラン ティア 活動 拠 点	6 生活物 資の集 積・輸 送拠点	7 ライフ ライン 復 旧 拠 点	8 第一仮 置き場	9 第二仮 置き場	10 第三仮 置き場	11 一時の 遺 体 安置所	12 応急仮 設住宅 建 設 用 地	13 公 営 住宅建 設 用 地	14 庁舎建 設用地	15 仮 設 市街地 づくり 用 地	16 その他 の用地
豊島区	染井墓地・駒込中学校一帯	83	104,900															
豊島区	雑司ヶ谷墓地	84	38,200															
豊島区	豊島区立総合体育場	85	6,000											15,411				
豊島区	学習院大学	86	129,700															
豊島区	立教大学	87	33,200															
豊島区	仰高小学校	83	2,968	2,968														
豊島区	駒込小学校			3,822														
豊島区	巣鴨小学校			2,430														
豊島区	清和小学校			2,658														
豊島区	西巣鴨小学校			2,909														
豊島区	豊成小学校			1,887														
豊島区	朋有小学校	85	2,800	3,730														
豊島区	朝日小学校			2,800														
豊島区	池袋第一小学校			2,699														
豊島区	池袋第二小学校			3,545														
豊島区	池袋第三小学校			2,750														
豊島区	みらい館大明			2,840														
豊島区	池袋小学校			2,437														
豊島区	文成小学校			1,700														
豊島区	南池袋小学校			2,182														
豊島区	高南小学校			2,500														
豊島区	目白小学校																	
豊島区	長崎小学校			2,346														
豊島区	要小学校			4,485														
豊島区	椎名町小学校			2,248														
豊島区	富士見台小学校			2,450														
豊島区	千早小学校			1,800														
豊島区	高松小学校			5,280														
豊島区	(旧)千川小学校			5,886														
豊島区	さくら小学校			3,348														
豊島区	駒込中学校	83	3,032	3,032														
豊島区	巣鴨北中学校			6,017														
豊島区	西巣鴨中学校			2,600														
豊島区	池袋中学校			3,800														
豊島区	明豊中学校			5,333														
豊島区	西池袋中学校※2			5,257														
豊島区	千登世橋中学校			4,000														
豊島区	(旧)長崎中学校※3			8,700														
豊島区	(旧)真和中学校			2,494														
豊島区	千川中学校			4,209														
豊島区	(旧)第十中学校			10,410														
豊島区	(旧)高田小学校			3,277														
豊島区	西部区民事務所 (旧平和小学校)			2,734				2,734										
豊島区	豊島体育館							3,306										
豊島区	豊島区民センター						1,442											
豊島区	豊島公会堂						1,717											
豊島区	駒込東公園									700				700				
豊島区	千川上水公園									790								
豊島区	大塚台公園									1,920				1,920				
豊島区	上池袋さくら公園									2,100				2,100				
豊島区	千早フラワー公園									2,300				2,300				
豊島区	千早公園									480								
豊島区	南長崎はらっぱ公園									370								
豊島区	池袋西自転車駐車場							1,346										

17 所 在 地	18 敷地面積 (㎡)	19 有効面積 (㎡)		20 現 況	21 所 有 者	22 連絡先	23 電 気	24 ガ ス	25 上 下 水 道	26 電 話	27 アクセス道路	28 その他のアクセスポイント
豊島区駒込 5丁目他	269,900	92,100		墓地	東京都	3918-3502	○	×	○	×	白山通り	
豊島区南池袋 4丁目	107,300	24,800		墓地	東京都	3971-6868	○	○	○	×	日の出通り	地下鉄有楽町線
豊島区東池袋 4丁目他	196,300	63,100		野球場	豊島区	3971-0094	○	○	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区目白 1丁目	238,200	129,700		大学構内	学校法人学習院	3986-0221	○	○	○	○	目白通り	J R山手線
豊島区西池袋 3丁目	111,500	33,200		大学構内	学校法人立教学院	3985-2553	○	○	○	○	要町通り	J R山手線
豊島区駒込 5-1-19	6,333	2,968		運動場	豊島区	3918-2325	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区駒込 3-13-1	6,802	3,822		運動場	豊島区	3918-5691	○	○	○	○	本郷通り	
豊島区南大塚 1-24-10	6,793	2,430		運動場	豊島区	9346-9551	○	○	○	○	南大塚通り	J R山手線
豊島区巣鴨 3-14-1	7,107	2,658		運動場	豊島区	3918-2605	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区西巣鴨 1-27-1	9,615	2,909		運動場	国	3918-6345	○	○	○	○	明治通り	地下鉄三田線
豊島区上池袋 1-18-24	6,224	1,887		運動場	豊島区	3918-2315	○	○	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区東池袋 4-40-1	7,425	3,730		運動場	豊島区	3987-6275	○	○	○	○	春日通り	へり緊急離着陸場（総合）
豊島区巣鴨 5-33-1	7,181	2,800		運動場	豊島区	3918-2339	○	○	○	○	白山通り	地下鉄三田線
豊島区上池袋 4-28-1	6,013	2,699		運動場	豊島区	3916-3435	○	○	○	○	明治通り	私鉄東武東上線
豊島区池袋本町 1-43-1	8,264	3,545		運動場	豊島区	3986-7176	○	○	○	○	川越街道（国道）	私鉄東武東上線
豊島区西池袋 3-14-3	6,402	2,750		運動場	豊島区	3984-8501	○	○	○	○	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区池袋 3-30-8	8,123	2,840		運動場	豊島区	3986-7186	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区池袋 4-23-8	7,198	2,437		運動場	豊島区	3986-2858	○	○	○	○	川越街道	
豊島区池袋本町 4-36-1	4,891	1,700		運動場	豊島区	3986-7166	○	○	○	○	山手通り	私鉄東武東上線
豊島区南池袋 3-18-12	9,948	2,182		運動場	豊島区	3987-6278	○	○	○	○	山手通り	都電荒川線
豊島区高田 2-12-7	5,745	2,500		運動場	豊島区	3987-6266	○	○	○	○	明治通り	都電荒川線
豊島区目白 2-11-6	8,420			運動場	豊島区	3987-4801	○	○	○	○	目白通り	J R山手線
豊島区長崎 2-6-3	7,070	2,346		運動場	豊島区	3956-8146	○	○	○	○	山手通り	
豊島区要町 2-3-20	8,377	4,485		運動場	豊島区	3956-8151	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区南長崎 4-30-5	7,432	2,248		運動場	豊島区	3953-6461	○	○	○	○	目白通り	私鉄西武池袋線
豊島区南長崎 1-10-5	7,365	2,450		運動場	豊島区	3953-6472	○	○	○	○	山手通り	私鉄西武池袋線
豊島区千早 3-33-5	7,185	1,800		運動場	豊島区	3956-8154	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区高松 2-57-22	10,540	5,280		運動場	豊島区	3956-8157	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区要町 3-54-16	10,159	5,886		運動場	豊島区	3956-8163	○	○	○	○	山手通り	
豊島区長崎 6-16-1	8,709	3,348		運動場	豊島区	3956-8164	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区駒込 4-5-1	7,742	3,032		運動場	豊島区	3956-2105	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区西巣鴨 3-17-1	13,201	6,017		運動場	豊島区	3918-2144	○	○	○	○	白山通り	地下鉄三田線
豊島区南大塚 3-18-1	7,566	2,600		運動場	豊島区	3986-0661	○	○	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区池袋本町 4-5-24	10,275	3,800		運動場	豊島区	3986-5435	○	○	○	○	川越街道	私鉄東武東上線
豊島区長崎 5-31-29	10,138	5,333		運動場	豊島区	3956-8174	○	○	○	○	千川通り	地下鉄有楽町線
豊島区西池袋 4-7-1	12,486	5,257		運動場	豊島区	3986-5427	○	○	○	○	山手通り	
豊島区目白 1-1-1	12,180	4,000		運動場	豊島区	3987-6285	○	○	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区南長崎 4-13-22	13,007	8,700		運動場	豊島区	3953-6478	○	○	○	○	目白通り	私鉄西武池袋線
豊島区目白 5-24-12	7,252	2,494		運動場	豊島区	3953-6765	○	○	○	○	山手通り	私鉄西武池袋線
豊島区高松 1-9-21	9,321	4,209		運動場	豊島区	3957-0255	○	○	○	○	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区千早 4-8-19	16,178	10,410		運動場	豊島区	3957-0255	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区雑司が谷 2-12-1	7,502	3,277		運動場	豊島区	3987-6270	○	○	○	○	目白通り	都電荒川線
豊島区千早 2-39-3	6,095	2,734		運動場	豊島区	3958-9151	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区要町 3-47-8	4,156	3,306		体育館	豊島区	3973-1701	○	○	○	○	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区東池袋 1-20-10	730	1,442		会議室	豊島区	3984-7601	○	○	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区東池袋 1-19-1	2,562	1,717		公会堂	豊島区	3984-7601	○	○	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区駒込 1-22-1	3,701	700		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	本郷通り	J R山手線
豊島区西巣鴨 2-39-5	1,020	790		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	
豊島区南大塚 3-27-1	3,546	1,920		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	明治通り	J R山手線
豊島区上池袋 2-45-15	4,991	2,100		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	川越街道	私鉄東武東上線
豊島区千早 1-8-1	5,542	2,300		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	山手通り	地下鉄有楽町線
豊島区千早 2-31-10	2,337	480		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	要町通り	地下鉄有楽町線
豊島区南長崎 6-1-20	5,734	370		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	新目白通り	
豊島区西池袋 3-20-1	2,484	1,346	*	駐車場	豊島区	3950-3837	○	×	○	○	池袋劇場通り	

確 保 主体名	施 設 名	避難場所 番号	1 避難 場 所 ※1	2 一時集 合場所	3 救出・ 救助部 隊の活 動拠点	4 災害時 へ り 緊 急 着陸場	5 ボラン ティア 活動拠 点	6 生活物 資の集 積・輸 送拠点	7 ライフ ライン 復旧拠 点	8 第一仮 置き場	9 第二仮 置き場	10 第三仮 置き場	11 一時の 遺 体 安置所	12 応急仮 設住宅 建設用 地	13 公営住 宅建設 用地	14 庁舎建 設用地	15 仮設市 街地づ くり用 地	16 その他 の用地
豊島区	巣鴨体育館							2,483										
豊島区	雑司が谷体育館												4,173					
豊島区	江戸橋公園													280				
豊島区	巣鴨公園													600				
豊島区	南大塚公園													340				
豊島区	中池袋公園													1,050				
豊島区	池袋駅前公園													1,400				
豊島区	東池袋公園													1,200				
警視庁																		
豊島区	日出町公園													360				
豊島区	南池袋公園													960				
豊島区	池袋西口公園													2,400				
豊島区	上り屋敷公園													900				
豊島区	警視庁 陸上自 衛隊													1,000				
豊島区	池袋本町公園													1,220				
豊島区	朝日児童遊園													660				
豊島区	雑司が谷一丁目 児童遊園													350				
豊島区	長崎公園													1,400				
豊島区	上池袋東公園													960				
豊島区	染井よしの桜の 里公園													780				
豊島区	西巣鴨体育場													2,118				
豊島区	舞台芸術交流セン ター（あうるすぽ っと）																	2931.19

※ 1 「広域避難場所見直し案（東京都）」に基づく避難有効面積及び平均有効面積率より算定した有効面積。有効面積に記載がない場合は、平均有効面積率「（有効面積／敷地面積）の区部全体の平均値」を敷地面積に乗算して算出している。計算の有無は有効面積の右欄に「＊」マークで表示する。

※ 2 改築工事中

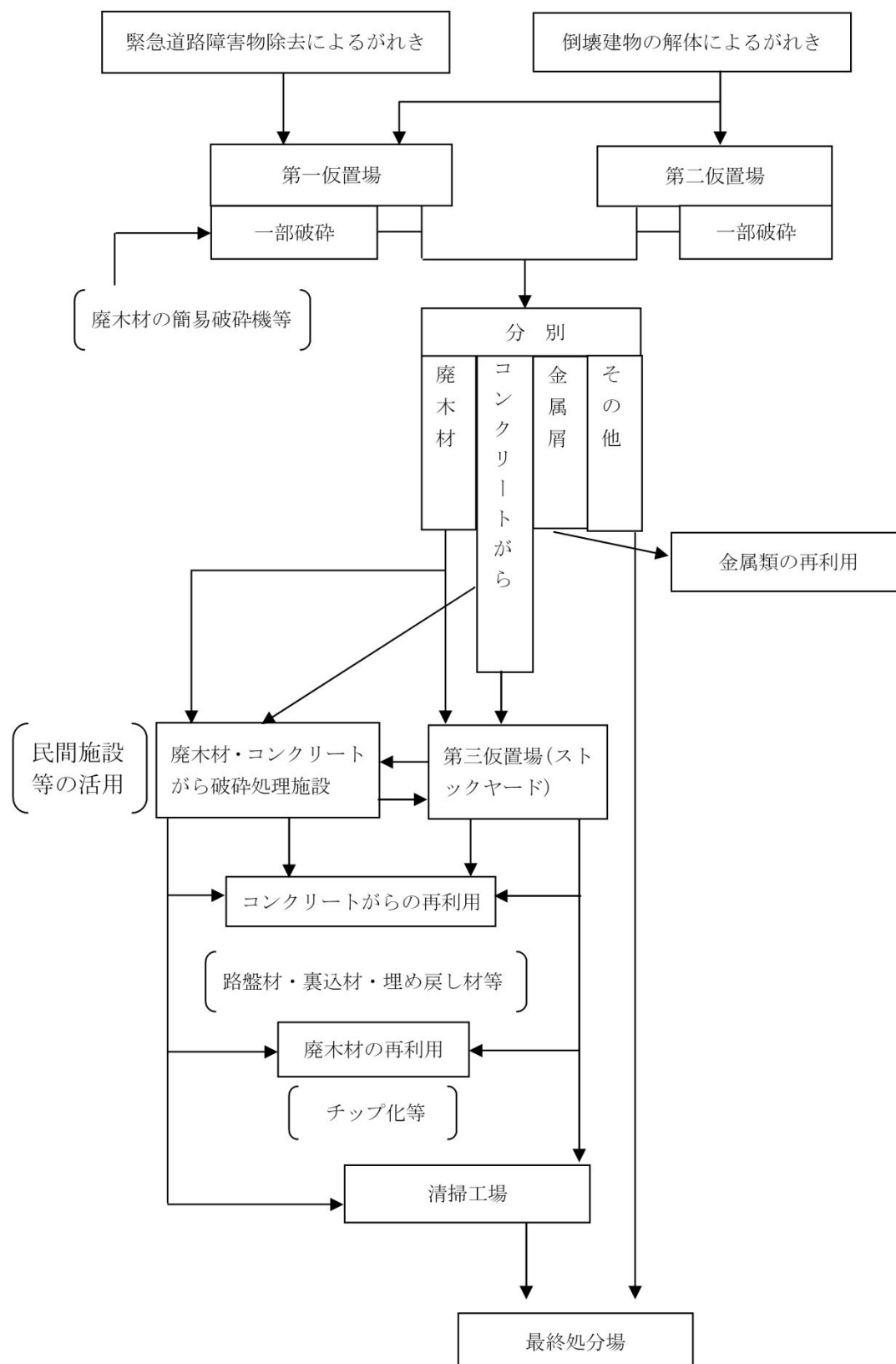
※ 3 22年9月末より南長崎中央公園として整備工事中。完工後再度救援センターに指定予定

※ 区は小中学校を救援センター（避難所）に指定しているため、「1 広域避難場所」や「2 一時集合場所」以外の用途には指定していない。

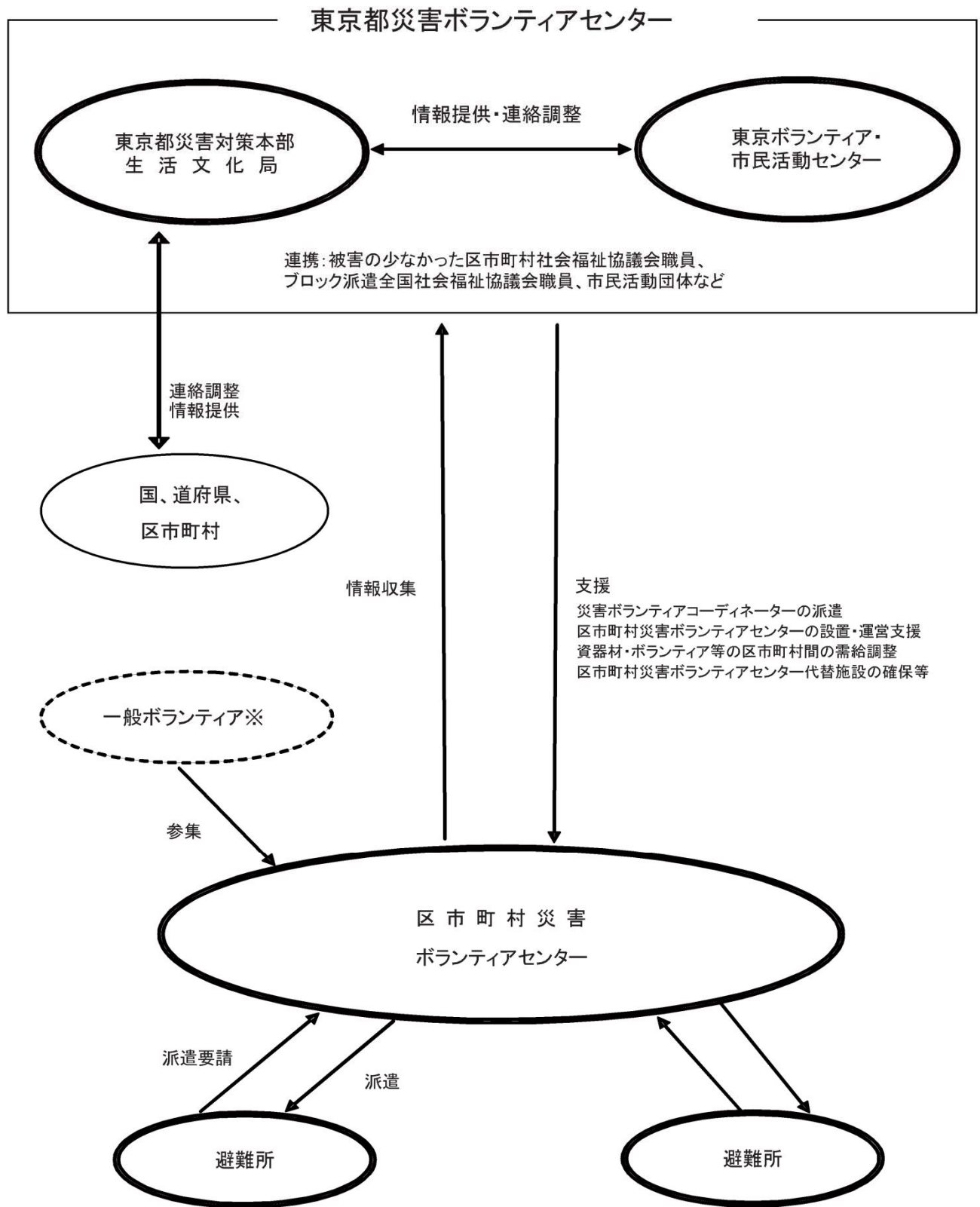
17 所 在 地	18 敷地面積 (㎡)	19 有効面積 (㎡)		20 現 況	21 所 有 者	22 連絡先	23 電気	24 ガス	25 上下 水道	26 電話	27 アクセス道路	28 その他のアクセスポイント
豊島区巣鴨 3-8-7	1,069	2,483		体育館	豊島区	3918-7101	○	○	○	○	白山通り	J R山手線
豊島区雑司が谷 3-1-7	3,140	4,173		体育館	豊島区	3590-1252	○	○	○	○	明治通り	都電荒川線
豊島区巣鴨 1-37-1	1,321	280		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	白山通り	J R山手線
豊島区北大塚 1-12-10	2,516	600		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	南大塚通り	J R山手線
豊島区南大塚 2-27-1	1,533	340		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	南大塚通り	J R山手線
豊島区東池袋 1-16-1	1,786	1,050		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	J R山手線
豊島区東池袋 1-50-23	2,966	1,400		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	明治通り	J R山手線
豊島区東池袋 3-14-1	3,222	1,200		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	環状5号の1	
豊島区東池袋 4-22-1	1,616	360		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	春日通り	J R山手線
豊島区南池袋 2-21-1	7,812	960		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	日の出通り	J R山手線
豊島区西池袋 1-8-26	3,123	2,400		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区西池袋 2-14-2	2,983	900		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区西池袋 3-20-1	8,691	1,000		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	池袋劇場通り	J R山手線
豊島区池袋本町 1-27-1	6,147	1,220		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	川越街道	私鉄東武東上線
豊島区巣鴨 5-22-1	1,179	660		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	白山通り	地下鉄三田線
豊島区雑司が谷 1-36-3	999	350		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	×	日の出通り	地下鉄有楽町線
豊島区長崎 3-25-15	4,608		*	公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	✕		私鉄西武池袋線
豊島区上池袋 1-30-20	4,046	960		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	明治通り	JR山手線
駒込 6-3-1	2,705	780		公園	豊島区	3981-0534	○	×	○	○	白山通り	JR山手線
豊島区西巣鴨 4-22-19	3,907	2,118	*	運動場	豊島区	3949-4440	○	×	○	○	白山通り	地下鉄三田線
豊島区東池袋 4-5-2 ライズアリーナビル 2F, 3F	9377.28	2931.19		劇場	豊島区	5391-0751	○	×	○	○	都道音羽池袋線	地下鉄有楽町線

「がれき処理」の基本的流れ（東京都地域防災計画より）

〔被災地の応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「がれき」という。）を適正に処理する。〕



ボランティア活動運営関連図

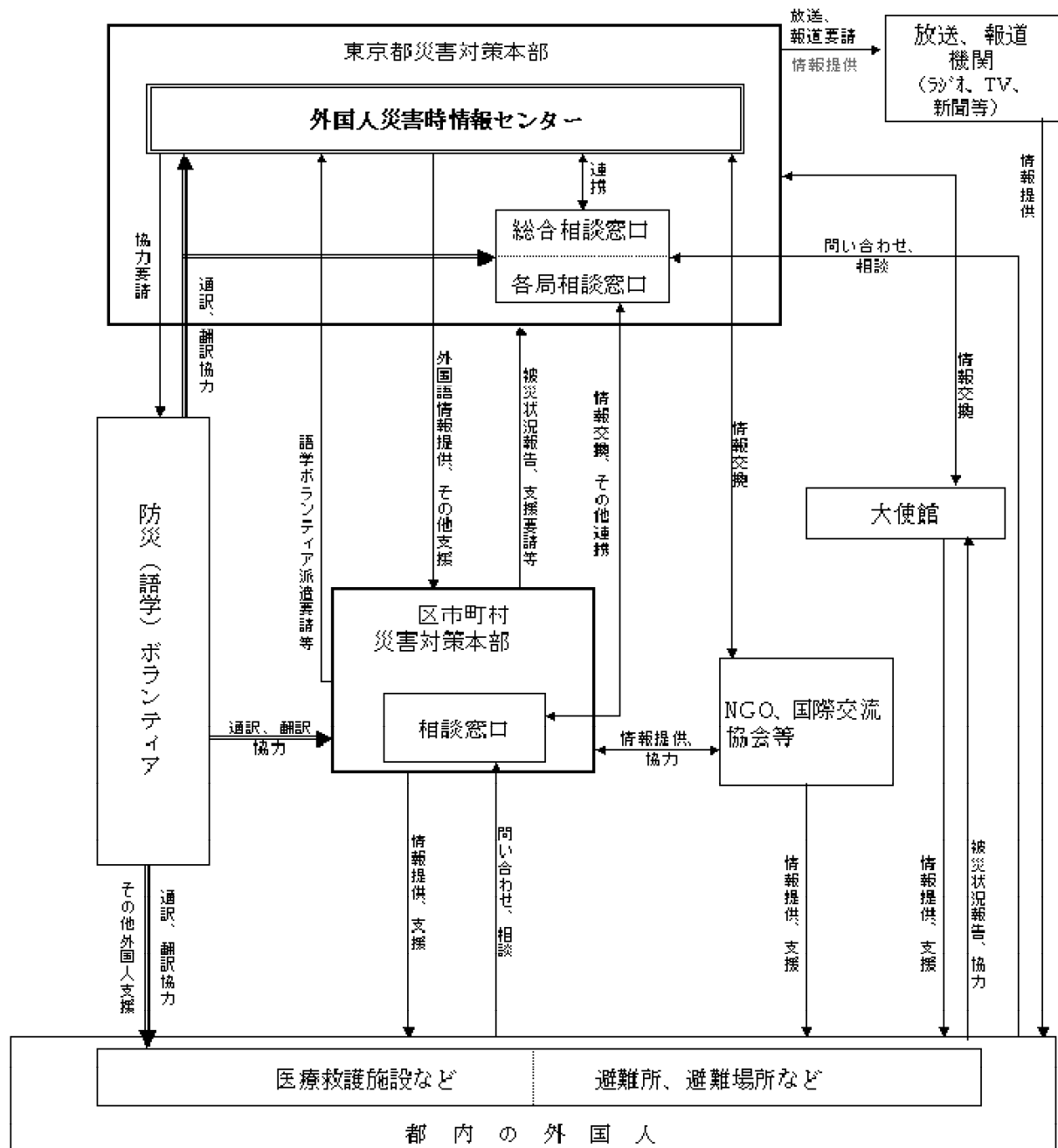


※専門知識・技術や経験に関係なく労力等を提供する（避難所運営支援やがれき撤去等）ボランティア

震災後の被害状況等に対応した復興関連情報一覧

区 分 (大項目)	項 目	所管部課
1 復興体制	震災復興基本方針など	〇〇部課
	震災復興基金	〇〇部課
2 復興財政	震災復興に係る財政計画	〇〇部課
3 区市町村民税	申告・納付等期限の延長など	〇〇部課
4 相談体制	被災者総合相談所の設置など	〇〇部課
5 都市の復興	都市復興基本方針など	〇〇部課
6 住宅の復興	応急仮設住宅等の提供など	〇〇部課
7 道路の状況	被災箇所：（目標物）～（目標物）など	〇〇部課
8 河川の状況	被災箇所：護岸、堤防、水門、分水路、工作物など	〇〇部課
9 公園の状況	区市町村立公園活用状況（災害時）など	〇〇部課
10 港湾等の状況	被災箇所：港湾、空港、漁港等など	〇〇部課
11 環境保全	環境保全事業など	〇〇部課
12 医療	医療機関の復旧情報など	〇〇部課
	区市町村立病院の運営情報	〇〇部課
13 福祉	社会福祉法人等の再建支援など	〇〇部課
14 保健	公衆浴場の営業情報など	〇〇部課
15 中小企業施策	仮設工場・仮設店舗の設置状況など	〇〇部課
16 観光施策	都市イメージ回復情報の発信など	〇〇部課
17 雇用・就業施策	雇用維持助成金など	〇〇部課
18 相談・指導	特別相談窓口の設置	〇〇部課
19 消費生活	消費生活相談の実施など	〇〇部課
20 学校教育	《公立学校》 授業再開（避難所縮小・閉鎖）など	〇〇部課
	《私立学校》 授業再開支援など	〇〇部課
21 ボランティア等	ボランティア関連情報（活動拠点・需要等）	〇〇部課
22 外国人への支援	外国人災害時情報センター	〇〇部課
23 社会教育施設等	社会教育施設等の再開	〇〇部課
24 文化・社会教育	文化施設等の再開	〇〇部課

外国人災害時情報センターの機能 （災害対策本部の場合）



1 家屋被害概況調査要領

① 家屋被害概況調査の事前準備（被災前）

救援センターの情報は、小学校区単位に地図に落とす。使用する地図は、以下の 3 版。

- ・住宅地図⇒調査用 1 部（必要な図面をコピーして使用）、整理用 1 部、予備用 1 部
- ・1/2,500 地形図⇒整理用 1 部、東京都報告用 1 部、公表用 1 部、予備用 1 部
- ・1/10,000 地形図⇒整理用 1 部、東京都報告用 1 部、公表用 1 部、予備用 1 部
- ・筆記具（赤ボールペン、黒ボールペン、マジック、色鉛筆）
- ・その他（画板、雨具、ヘルメット、防寒具、マスク、巻尺、軍手、携行品を入れるナップザック、デジカメ等）

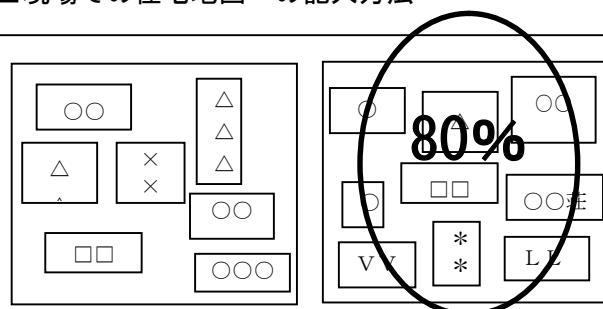
② 現場調査

補足調査は、1 チーム 2 人で構成する。

あらかじめ避難拠点区域を単位に調査区域を定め、その部分の住宅地図コピーをもって対象地区に移動し、目視にて概ねの被害割合を判定、記入する。

「被害棟数」＝全壊・半壊、全焼・半焼とする。

■現場での住宅地図への記入方法



③ 集計調査票の作成

以下の表で集計し、都には町丁目単位の結果を報告する。

調査表例		被害概況調査			被害状況調査		
町丁目	街区	建物総棟数	被害割合 (視認)	被害棟数	全壊	半壊	全半壊
		A	b	$A \times b$			
町丁目計		ΣA	B %	$\Sigma A \times b$			

◆地区別家屋被害概況の区分と判定基準---町丁目ごとに被害棟数／全棟数で評価する。

（表中 B の値）

- ・概 8 割以上の家屋が全・半壊、全・半焼-----→大被害地区
- ・概 5 割以上の家屋が全・半壊、全・半焼-----→中被害地区
- ・上記以外-----→小被害地区、無被害地区

④ 家屋被害台帳等の作成、整理、公表

- ・調査結果は、町丁目単位で大被害地区及び中被害地区についての家屋被害台帳（Excel ファイル）として作成し、都へDISメール・電子メール等で送付する。
- ・調査結果および被害分布図などの被害概況の情報を、第一次建築制限の区域指定（案）検討に活用し、その補足資料として公表する。

1 都市復興基本方針（案）

東京都の都市復興基本方針策定指針は、以下のとおり。

■都市復興基本方針策定指針

1 留意事項

- (1) 生活再建、防災性の向上、生活環境の向上、中枢管理機能の維持・回復を通じて東京の復興を図っていく視点を重視する。
- (2) 市街地復興については、速やかな生活再建と長期的に安全で快適な生活環境を創造するため、都民と行政が協働により計画的かつ柔軟な復興都市づくりを目指すことを提示する。
- (3) 壊滅的な被災市街地で土地区画整理事業、市街地再開発事業等により基盤整備を図るべき地区では、建築制限を実施することを提示する。
- (4) 被災者の早期の生活再建と都民主体の都市復興を目指した時限的市街地づくりを導入することを提示する。

2 策定内容

(1) 都市復興の理念

都市復興の理念は、復興に当たっての基本的な考え方を示すものであり、被災状況や「東京構想2000」、「東京の新しい都市づくりビジョン」等の既定計画に示される理念を踏まえて設定する。

(2) 都市復興の目標

都市復興の理念を踏まえて復興後の都市の将来像を提示する。

(3) 都市復興への取り組み

今後の都市復興に向けた以下の方針を提示する。

ア 都市基盤施設の復興方針

イ 特定地区の復興方針

ウ 市街地の復興方針

エ 住宅供給の復興方針

(1) 東京都の活動

ア 都市復興基本方針の策定

都は、被害概況調査及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、以下の策定指針に沿って、都市復興基本方針を策定する。また、区市町村の作成する都市復興基本方針との整合性に留意する。

また、都市復興基本計画検討委員会を開催し、調査・検討を行う。

※ 都市復興基本計画検討委員会の震災発生後における調査・検討の所掌事項

(ア) 都市復興に係る主要課題 (イ) 都市復興基本方針 (ウ) 都市復興地区区分

(エ) 都市復興基本計画 (オ) 復興都市計画

イ 東京都都市復興基本方針の公表

都は、都市復興基本方針を策定後、速やかに都民に公表する。なお、公表は第一次建築制限区域の指定・公表（2週間以内）と同時に行う。

(2) 区市町村の活動

ア 区市町村都市復興基本方針の策定

区市町村は、被害概況調査結果及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、東京都都市復興基本方針との整合を図りながら、都市復興基本方針策定指針、都市計画マスタープラン等を踏まえ、地域特性を加味した区市町村都市復興基本方針を策定する。

イ 区市町村都市復興基本方針の公表

区市町村は、都市復興基本方針を策定後速やかに公表する。なお、東京都及び特定行政庁である多摩8市が行う第一次建築制限区域の指定・告示（2週間以内）の前に行う。

2 市街地の復興に関する標準的な復興シナリオ

都市復興において都市基盤施設の復興方針と並んで、被害をうけた地区を対象とする「市街地の復興方針」が重要になる。被害をうけた地区の特性や被害状況によって進め方が異なるが、標準的な地区レベルの復興を展開する進め方は以下のとおりである。

	大被害地区	中被害地区	小被害地区
2週間以内	第1次建築制限 ↓		
1か月以内	重点復興地区 復興市民組織結成 ↓	復興促進地区 復興市民組織結成 ↓	復興誘導地区 (復興市民組織結成) ↓
2か月以内	時限的市街地の展開 ↓	←	←
2か月前後	第2次建築制限 被災特措法の決定 ↓		
6か月	復興まちづくり計画 面的整備等 ↓	復興まちづくり計画 任意事業+地区計画等 ↓	復興まちづくり計画 地区計画・任意協定等 ↓
6か月以降	復興事業計画 権利調整、仮換地等 ↓	復興事業計画の策定 ↓	
	住宅再建等の誘導	住宅再建等の誘導	住宅再建等の誘導

1 第 1 次建築制限文案（東京都）

① 第 1 次建築制限・第 2 次建築制限（被災市街地復興特別措置法第 7 条）の考え方

ア 一般型（第 1 次建築制限から第 2 次建築制限へ移行して建築制限を継続する地区）

復興都市計画の決定について、第 1 次建築制限期間内（1～2 か月以内）に実施すること
にこだわらず、第 2 次建築制限（2 年以内）をかけて復興都市計画の決定を進めていくもので
ある。

イ 短期型（第 1 次建築制限のみの地区）

被災前からまちづくりの熟度が高く、住民の概ねの合意がなされていた場合に適用すること
を想定し、第 1 次建築制限期間内（1～2 か月）で復興都市計画を決定するものである。

（案）

平成●年●月●日
告示第●●●号
（特 定 行 政 庁）

被災市街地における建築制限について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 84 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり区域を指定し、期間
を限り建築物の建築を制限する。

1 建築制限の内容

次項に掲げる区域内においては、建築物の建築（新築、改築、増築及び移築）をしてはならない。
ただし、以下に掲げるものについてはこの限りではない。

- (1) 国、地方公共団体等が復興都市計画事業の一環として建築する建築物。
- (2) 次に掲げる要件に該当する建築物。
 - ア 階数が 2 以下であり、かつ、地階を有しないこと。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (3) 停車場、郵便局、官公署その他これらに類する公益上必要な用途に供する応急仮設建築物。
- (4) 工事を施工するために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物。
- (5) 前各号に掲げるもののほか特定行政庁が復興都市計画事業の施行に支障がないと認められて許可した建築物。

2 区域（詳細は、別添図面のとおり）

地区名 区域

●●地区 ●●町、●●町、及び●●町の一部、並びに●●町

●●地区 ……………

●●地区 ……………

3 期間

平成●年●月●日まで。

【参考】建築制限広報のチラシ内容

単独で発行する場合と継続的に発行するチラシ（例：都市復興ニュース）等の場合がある。
記すべき内容は以下のとおり。

- ① 建築制限の趣旨の説明
- ② 制限区域（リストおよび図面）
- ③ 制限内容及び事例（制限される建築物・建築可能な建築物）
- ④ 相談窓口
- ⑤ 市街地復興に関する今後の予定

1 時限的市街地のイメージ（練馬区震災復興マニュアルより）

＜時限的市街地の種類＞

- ・大規模応急仮設住宅団地タイプ（早急に建設）――住宅復興マニュアル
- ・地域協働復興で建設する応急仮設住宅群※――地域協働復興マニュアル
- ・仮設店舗／市場／商店街――産業復興マニュアル
- ・仮設作業所――産業復興マニュアル
- ・復興市街地整備事業関連の事業仮設住宅、店舗

※復興まちづくり協議会を住民が立ち上げた場合には、区は住民による時限的（仮設住宅等）市街地の形成を支援する。この場合、災害救助法による応急仮設住宅の他、復興事業関連の仮設住宅・店舗など、時期と状況にあわせて様々な方法を活用して時限的市街地を確保する。

○用地の調整

大規模な震災の場合は、復旧復興段階でも、テント村（避難者、応援人員）・救援物資、資機材置き場など様々なオープンスペースの需要が生じている。公園などの公共用地の他、企業保有地・農地等民間オープンスペースの活用も必要になる。復興本部にて調整する仕組みを検討しておくことが必要である。

○時限的（仮設）市街地のイメージ（東京都震災復興マニュアルより）

① 設置期間

被災規模や復興事業の進捗状況を考慮すること。

② 設置場所

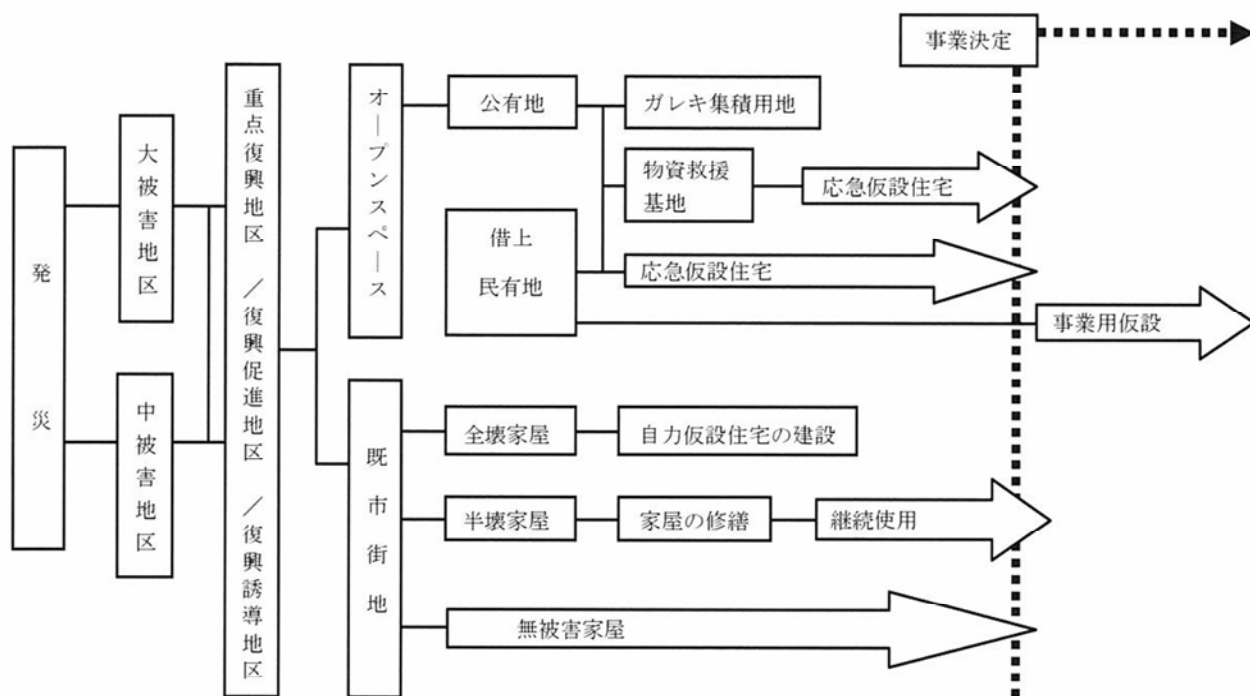
- ・復興まちづくりを進めるためには、可能な限り被災市街地内かその近傍に設置すること。
- ・被災市街地内やその近傍に確保しがたい場合は、従前居住地への交通条件や被災前のコミュニティに配慮すること。
- ・設置場所は、従前から空地的に利用されていた場所や、家屋倒壊や火災などで生じた空地なども対象とし、被災の程度に応じて公有地だけではなく民有地の利用も考慮すること。
- ・従前から空地的に利用されている土地については、事前に土地所有者と被災時の土地利用について協議をしておくこと。

③ 構成要素

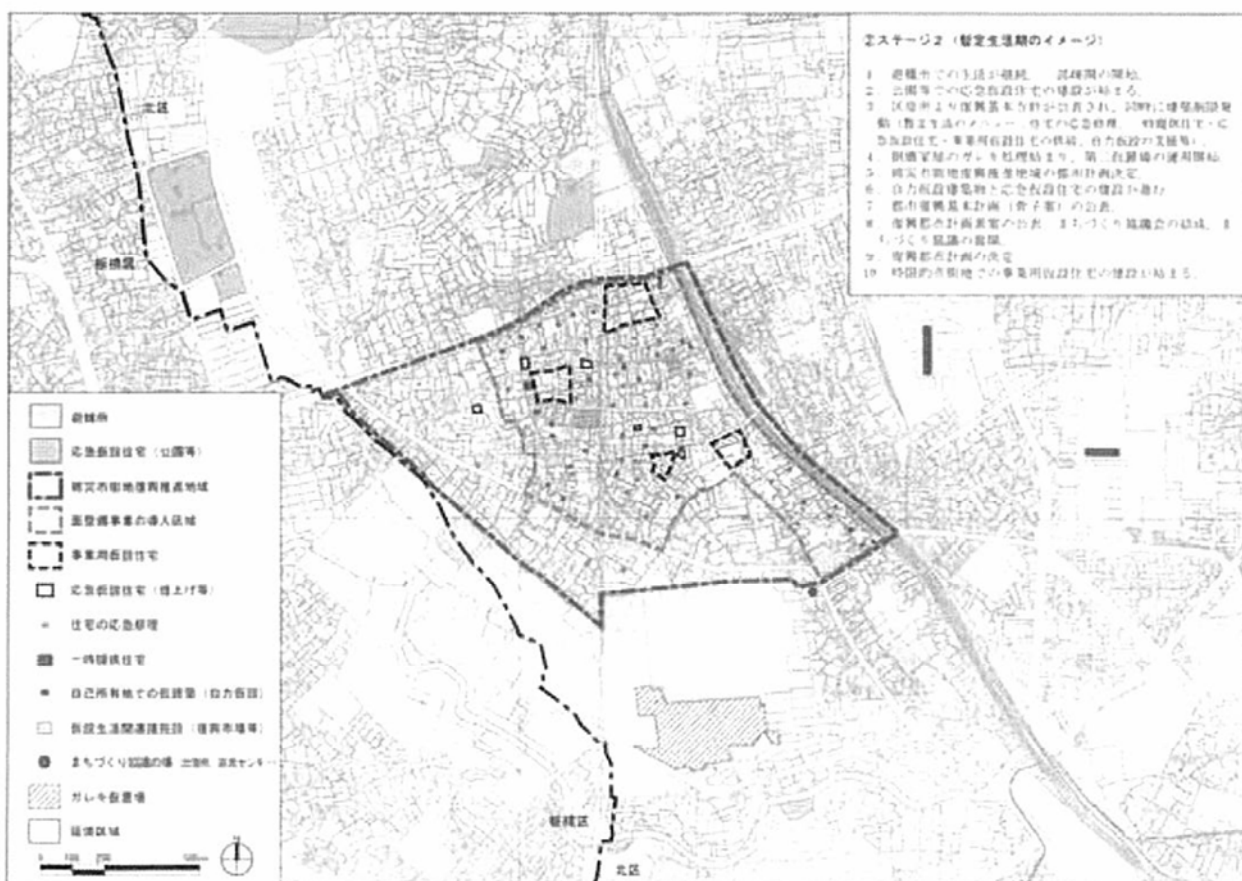
- ・応急仮設の住宅、店舗、事務所や残存する利用可能な建築物からなるが、応急修理が可能な建築物は最大限利用すること。
- ・応急仮設の建設量を抑制するために、公的住宅や民間賃貸住宅の空家を積極的に活用し、一時提供住宅とすること。

2 時限的市街地の形成イメージ（東京都震災復興マニュアルより）

時限的市街地の形成イメージ



時限的市街地の形成イメージの検討例



4 整備主体・運営主体

- ・区は、応急仮設の必要量とそれに係る土地の供給可能性を調査し、都は、応急仮設の整備方針や計画を策定する。
- ・時限的（仮設）市街地の整備方針は、区が原案を作成する。
- ・応急仮設の建設、維持管理および被災住宅の応急修理に係る支援は都が実施し、区は応急仮設への入居者募集や運営を行う。

◆時限的市街地における都・区の役割（東京都震災復興マニュアルから）

(1) 東京都の活動

ア オープンスペースの恒常的把握と利用調整

- (ア) 都は、震災時に利用可能なオープンスペース（大規模空地、公園、農地等）について、区市町村の協力のもと恒常的に把握する。
- (イ) オープンスペースは、救出・救助活動拠点、応急仮設住宅建設用地、ガレキ置き場等として活用するが、暫定的な土地利用調整を行って作成した「震災時におけるオープンスペース等利用計画案」（平成14年3月）に基づき、被災後の時間経過に対応した暫定利用及び転用のあり方について検討しておく。

イ 応急的な住宅の供給量の検討

(ア) 必要量把握

都は、家屋・住家被害状況調査、被災者生活実態調査及び応急修理等により居住可能な戸数の把握などにより応急的な住宅の必要量を把握する。

(イ) 供給可能性の検討

応急的な住宅の供給可能性を下記により算出する。

- a 「震災時におけるオープンスペース等利用計画案」などのオープンスペースの把握結果をもとに、応急仮設住宅の建設可能用地量を把握する。
- b (社)東京建設業協会及び(社)プレハブ建設協会等関係団体に、応急仮設住宅の建設資材等のストック及び生産見込み、労働力等を確認する。また、海外からの供給可能性についても、把握可能な情報を整備しておく。

※ 「災害時における応急対策業務に関する協定」（昭和54年12月）

- c 公的住宅及び民間賃貸住宅の利用可能状況等を調査し、一時提供住宅の利用可能戸数を把握する。

※ 「震災時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」（平成14年9月）

ウ 時限的市街地づくりの方針策定（2か月以内）

都は、区市町村と調整のうえ、応急仮設住宅等の必要量把握及び供給可能性の検討結果を踏まえて、時限的市街地づくりの方針を策定する。

(ア) 時限的市街地づくりの方針

- a 国、公有地の利用方針
- b 民有地の利用方針
- c 応急仮設住宅建設の方針

- d 公的住宅、民間住宅等の空家利用の方針
- e 事業用仮設住宅建設の方針
- f 自力仮設住宅等支援の方針
- g 仮設店舗・工場等支援の方針
- h 住宅応急修理の方針
- (イ) 他縣市への要請事項
 - a 応急仮設住宅の供給
 - b 疎開の受入れ

エ 時限的市街地計画の策定（２か月以内）

都は、時限的市街地づくりの方針を踏まえ、区市町村の配置計画の検討と連携をとりながら、用地過不足などに関する調整を行い、時限的市街地計画を策定する。

計画種別	計画の内容
1 時限的市街地の対象区域	時限的市街地の対象区域
2 応急仮設住宅建設計画	(1) 建設量 (2) 建設用地（区内、区外、都外） (3) 住宅種別 (4) 建設スケジュール (5) 入居方式 など
3 公的住宅・民間住宅利用計画	(1) 公的住宅の空家確保（施設名、戸数） (2) 民間住宅の共同住宅の空室確保（施設名、戸数） (3) 入居方式 など
4 事業用仮設住宅建設計画	(1) 建設量 (2) 建設用地 (3) 建設スケジュール (4) 入居方式 など
5 住宅応急修理推進計画	(1) 対象棟数 (2) 修理限度額 (3) 施工業者の登録制度 など
6 自力仮設住宅等支援計画	(1) 対象棟数 (2) 支援限度額 など
7 仮設店舗・工場等供給計画	(1) 建設量 (2) 建設用地 (3) 施設種別 (4) 建設スケジュール (5) 入居方式 など

オ 時限的市街地の建設・運営（２か月以降）

時限的市街地計画に基づいて、以下に示す都及び区市町村の役割分担のもとに進める。

	項目	東京都	区市町村
住宅 (産業) 復興	応急仮設住宅	・建設用地の確保 ・応急仮設住宅の建設・撤去 ・入居者の募集計画の策定	・建設用地の確保 ・必要量の把握 ・入居者募集、選定 ・入居者の管理
	公的住宅・民間住宅	・空家（空室）情報の集約 ・供給計画の策定 ・住宅の斡旋、入居者の管理	・区市町村が管理する公的住宅の空家情報の提供 ・区市町村が管理する公的住宅の入居者の管理
	住宅応急修理	・方針（選定基準、金額等）の設定 ・業者の斡旋依頼	・応急修理の募集・選定 ・施工の確認
	自力仮設住宅・店舗等	・仮設工場・店舗の設置・提供 ・支援方策の検討(事前)	・仮設店舗、工場、倉庫等の必要量の把握 ・支援方策の検討(事前)
都市復興	事業用仮設住宅	・事業主体による建設	・事業主体による建設

(2) 区市町村の活動

ア 時限的市街地形成のための事前検討

区市町村は、時限的市街地の運営主体及び復興事業の実施主体であるため、被害想定や利用可能なオープンスペースの情報をもとに、時限的市街地形成のシミュレーションを行い、あらかじめ想定される課題等について検討しておく。

イ 非住宅（仮設店舗等）の必要量把握

区市町村は、各業界団体の意向調査を通じて、仮設店舗、工場、倉庫等の必要量を把握する。

ウ 時限的市街地づくりの方針原案の策定（２か月以内）

区市町村は、応急仮設住宅等の必要量把握及び供給可能量の検討結果を踏まえて、各区市町村で形成される時限的市街地ごとの対応方策を検討し、時限的市街地づくりの方針原案として取りまとめ、都に報告する。

エ 時限的市街地の配置計画の策定（２か月以内）

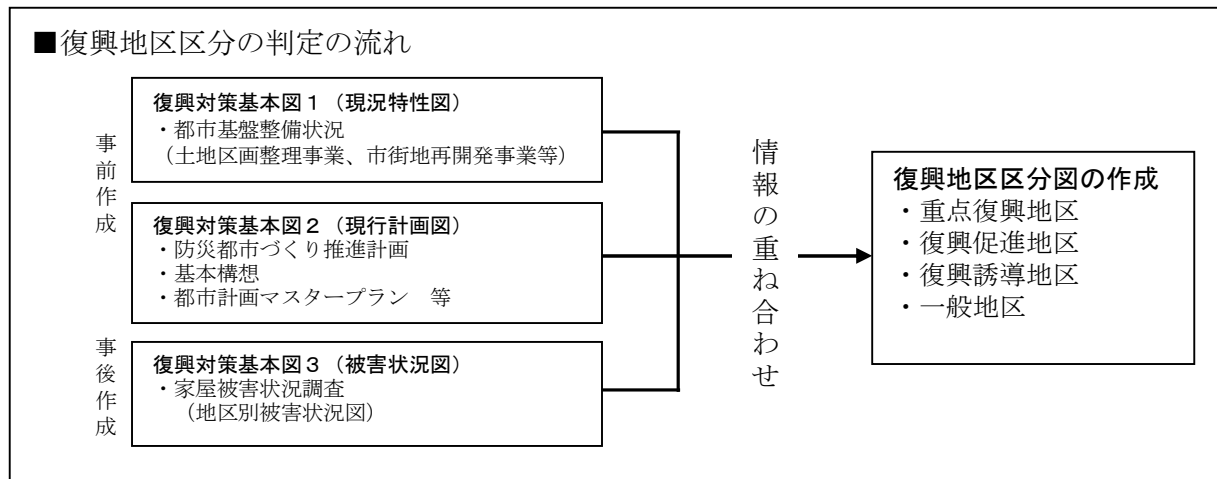
(ア) 配置計画は、東京都が示す時限的市街地計画を踏まえ、各区市町村内の個々の時限的市街地ごとに具体的な施設の配置等を明らかにするものである。

(イ) 区市町村は、町会、小学校区等の従前コミュニティの形成状況や被災状況を加味した上で、都の時限的市街地計画と同様の計画項目について、個々の時限的市街地の区域内での施設の配置を示す。

オ 時限的市街地の建設・運営（２か月以降）

1 復興地区区分の作業要領

復興対策基本図 1（基盤整備状況を示す）と復興対策基本図 3（被害状況を示す）をもとに、復興対策基本図 2（市街地整備の計画等）を加味して、復興地区区分を行う。



ア 復興対策基本図 1（現況特性図）

(ア)復興対策基本図 1 は、被災前の市街地における都市基盤整備状況を整理し、復興時の面整備等による抜本改造の対象となりうるエリアを示したものである。

(イ)被災前の地区の都市基盤整備状況により、「未整備地区」と「整備済み地区」に分類する。

- a 整備済み地区：土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合支援事業、住宅地造成事業、一団地、開発許可による住宅地開発事業、新住宅市街地開発事業（1 ha以上）その他区市町村長が整備済みと判断した地区
- b 未整備地区：整備済み地区に該当しない地区

イ 復興対策基本図 2（現行計画図）

(ア)復興対策基本図 2 は、東京都の防災まちづくりの基本計画である「防災都市づくり推進計画」及びその他都市づくりに係る各種計画に位置づけられ、被災の程度によっては復興により重点的整備の対象となる地区を整理したものである。

(イ)以下に示す現行計画の内容を整理して、復興対策基本図 2 を作成する。

- a 都市計画区域マスタープラン
- b 都市再開発方針（再開発促進地区）
- c 防災再開発の方針（防災再開発促進地区）
- d 既定都市施設計画（都市計画道路、都市計画公園等の基幹的都市施設で未完成のもの）
- e 既定都市計画市街地開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）
- f 区市町村が定めた基本構想（又は都市計画マスタープラン）
- g 東京構想2000
- h 住宅マスタープラン（重点供給区域）
- i 区市町村長が特に必要と認めた現行計画

2 区市町村の活動

ア 復興対策基本図作成に向けた市街地性状の検討

区市町村は、復興対策基本図の作成に当たって、地域の特性に応じた復興対象地区の設定が可能となるよう、現行の市街地性状等について実態把握と復興対策基本図の作成方針を設定する。

※ 標準条例では、復興対策基本図1の要素として土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の施行の有無を取り上げている。しかしながら、都内には同法制定以前から耕地整理やこれを準用した区画整理が多く、多くの地区で実施されている。これらの地区では、市街地としての基盤整備水準に差異があり、基盤整備の有無を一概に判断するのは困難な状況にある。このため、市街地の防災性状の評価等を通じて、区市町村独自の観点から、きめ細かな復興対策基本図1の作成方針を設定することが求められる。

イ 復興対策基本図の作成

(ア) 復興対策基本図1（現況特性図）

区市町村は、都が作成した復興対策基本図1に加え、区市町村の市街地性状などを加えて復興対策基本図1を作成する。

(イ) 復興対策基本図2（現行計画図）

区市町村は、都が作成した復興対策基本図2に加え、区市町村が定める計画等を加えて復興対策基本図2を作成する。

(ウ) 区市町村は、事前に復興対策基本図1と復興対策基本図2及び両図の重ね合せ図を作成しておく。

ウ 復興対象地区の設定

(ア) 復興対策基本図3（地区別被害状況図）の作成

家屋被害状況調査の結果により作成される「地区別被害状況図」を復興対策基本図3とする。

(イ) 復興対象地区の設定（復興対策基本図1及び3による判定）

現況の都市基盤整備状況と被害状況により以下のように判断する。

		復興対策基本図3			
		大被害地区	中被害地区	小被害地区	無被害地区
復興対策基本図1	未整備地区	重点復興地区	復興促進地区	復興誘導地区	一般地区
	整備済み				

※ 未整備地区で中被害地区や整備済み地区でも現行計画の位置付けがある大被害地区などは、重点復興地区に指定することができる。

復興対象地区の指定基準

【豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則】

(復興対象地区の指定の基準)

第 7 条 条例第 10 条第 2 項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域、地区又は区域内に復興促進地区が存するときは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

- (1) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 6 項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域
- (2) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成 18 年東京都条例第 165 号）第 17 条に規定する東京都住宅マスタープランをいう。）における重点供給地域
- (3) 豊島区基本構想及び豊島区基本計画に則した計画がある地区
- (4) 豊島区都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき定める区の都市計画に関する基本的な方針をいう。）に則した計画がある地区
- (5) 豊島区街づくり推進条例（平成 15 年豊島区条例第 15 号）第 7 条第 1 項に規定する特定地区街づくり計画がある地区
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

別表（第 7 条関係）

重点復興地区	都市基盤未整備地区であって大被害地区であるもの
復興促進地区	都市基盤未整備地区であって中被害地区であるもの又は都市基盤整備済地区であって大被害地区若しくは中被害地区であるもの
復興誘導地区	都市基盤未整備地区又は都市基盤整備済地区であって小被害地区であるもの

備考

- 1 「都市基盤未整備地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、都市基盤整備済地区に該当しない地区をいう。
- 2 「都市基盤整備済地区」とは、被災前の都市基盤整備状況において、土地地区画整理事業、市街地再開発事業等により整備された地区又は区長が整備済みと判断した地区をいう。
- 3 「大被害地区」とは、被害度（1 の街区における全家屋棟数に占める全壊家屋、半壊家屋及び全半焼家屋の棟数を合算した棟数の割合をいう。以下同じ。）がおおむね 80 パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 4 「中被害地区」とは、被害度がおおむね 50 パーセント以上の街区が連担した地区をいう。
- 5 「小被害地区」とは、大被害地区又は中被害地区に該当しない地区であって、部分的な被害が見られる街区が連担した地区をいう。

別記第 1 号様式 (第 8 条関係)

(表)

建築行為届出書			
			年 月 日
豊島区長			
届出者 住所 氏名 電話 () -			
豊島区震災復興の推進に関する条例第 15 条及び同条例施行規則第 8 条の規定により、 次のとおり届け出ます。			
1 代理人の住所及び 氏名	() 級建築士 () 登録 号 () 級建築士事務所 () 登録 号 住所 氏名 電話 () -		
2 建築計画の概要	(1) 住居表示	豊島区	
	(2) 行為の種別	建築物・工作物 (新築・増築・改築)	
	(3) 主要用途		
	(4) 敷地面積	m ²	
	(5) 建築面積	m ²	建ぺい率 %
	(6) 延べ面積	m ²	容 積 率 %
	(7) 構造	SRC ・ RC ・ S ・ W ・ その他 ()	
	(8) 階数・高さ	地上 階 ・ 地下 階 ・ 高さ m	
	(9) 工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日	
3 備考			

(裏)

付近見取図

配置図 ※概ねの配置を、敷地内に図示

主管課記入欄	建築確認申請受付日			年	月	日			
内容確認の結果等（確認日							年	月	日）
課長	係長		担当						

別記様式第 1 (第 2 条関係)

被災市街地復興推進地域内建築行為等許可申請書

年 月 日

豊島区長

申請者 住所

氏名

印

被災市街地復興特別措置法（以下「法」という。）第 7 条第 1 項の許可を受けたいので、下記により申請します。

記

(一) 土地の形質の変更

区域に含まれる地域の名称	
区域の面積	
土地の形質の変更の内容等	

(二) 建築物の新築、改築又は増築

建築物の敷地の所在及び地番	
建築物の用途及び構造等	
新築、改築又は増築の別	
敷地面積、建築面積及び延べ面積	

備考

- 1 申請者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 申請書の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 「土地の形質の変更の内容等」欄には、当該土地の形質の変更の具体的内容及び当該土地の形質の変更が法第 7 条 2 公第 1 号イ、ロ又はハに該当する場合にあっては、その旨を記載すること。
- 4 「建築物の用途及び構造等」欄には、当該建築物が自己の居住又は業務の用に供するものか否かの別及び当該建築物の構造並びに当該建築物の新築、改築又は増築が法第 7 条第 2 項第 2 号イ、ロ又はハに該当する場合にあっては、その旨を記載すること。

1 都市復興基本計画骨子案の策定

◆区市町村の都市復興基本計画骨子案について

① 都市復興基本計画（骨子案）の検討・策定

- (ア) 区市町村の策定する都市復興基本計画（骨子案）は、以後、地域ごとに検討が進められる地域復興都市計画及び地域復興まちづくり計画の骨格を示すものであり、地域の実情を充分に加味して策定する必要がある。

このため、住民と行政の都市復興に対する考え方をあらかじめ共有化するとともに、被災時に円滑に計画策定が図れるよう、「震災復興グランドデザイン」及び以下の「区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針」に基づいて検討する。

- (イ) 区市町村は、復興対象地区区分を踏まえ、東京都都市復興基本計画（骨子案）との整合を図りながら、地域特性を加味した区市町村都市復興基本計画（骨子案）を策定する。

■区市町村都市復興基本計画（骨子案）策定指針

【策定内容】

1 都市復興の理念・目標

都市復興基本方針で示された都市復興の理念・目標を踏襲する。また、都市復興の目指す期間について提示する。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 短期目標は3～5年以内の実現を目指す。長期目標は、大規模な被災であっても、10年以内の復興事業完了を目指す。
イ 行政と住民が対話し、協働して住民参加型のまちづくりを進める。
ウ 地域特性に応じたまちづくりを進める。

2 土地利用の方針

既定計画を踏まえながら大括りのゾーニングごとの整備の方向性を示す。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 基本構想や基本計画、都市計画マスタープランなどの既定計画を踏まえて、被災地域の土地利用の基本的方針を示す。
イ 被災の程度が大きく都市全体にわたって改造が必要となる場合には、既定計画にとられない土地利用方針の設定も検討する。

3 都市施設の整備方針

道路や公園、公共施設などで、区市町村が主体的に整備すべき都市施設について、都市復興における整備の基本的方針を示す。なお、整備の基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 壊滅的に被災した市街地では、都市計画道路、都市計画公園等の既に都市計画決定済みの都市施設は原則として整備する。
イ 事前に都市計画マスタープランにより位置づけられ、又は、被災後その必要性が地域住民に十分に認識された都市施設については、新たに都市計画決定を行い整備を進める。特に、土地区画整理事業等の面整備を実施する地区においては、地区レベルの防災性向上に寄与する駅前広場、近隣公園、街区公園及び避難路、集散道路等の整備を図ることが望ましい。
ウ 広域的な都市整備の観点から、早急な整備が求められる都市施設は、都市計画法第55条の指定と先行買収を進めながら整備する。

4 市街地の整備方針

被災を繰り返さないまちづくりを進めるための方針を定める。なお、基本的な考え方は以下の通りである。

- ア 被災した市街地においては、被災を繰り返すことのないように、安全な基盤づくりを推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業等により総合的なまちづくりを進める。
- イ 市街地復興に当たっては、まちの特性、被災の状況を踏まえてきめの細かい市街地の復興方策・整備手法を適用していくことを基本とする。そして、これらまちづくりを広域的な都市基盤整備を通じて体系的に組み立て、全体的な市街地復興を図る。
- ウ 壊滅的に被災した基盤未整備の地区では、原則として被災市街地復興推進地域の指定を行い、建築を制限し、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業を実施する。
- エ 半壊的あるいは被災建物が散在的に分布する地区（住工混在地区など）のうち、基盤未整備市街地については、地元のまちづくりの機運に応じて面整備を推進する。また、面整備を実施しない場合は、主要生活道路のネットワーク化及び狭あい道路の整備方針を作成し、その方針に沿って必要な道路幅員を確保しつつ、本格建築の誘導を図る。
- オ 被災した市街地のうち、土地区画整理事業（耕地整理、震災復興区画整理を除く）等による基盤整備済みエリアにおいては原則として再度の面整備は実施しない。ただし、土地利用更新や高度利用の必要性が高い地区については、再開発事業等により基盤整備水準の向上を図る。
- カ 重点復興地区、復興促進地区、復興誘導地区について地区毎の特性などを踏まえつつ、主に以下の次号について定める。
 - (ア) 都市施設の配置や土地利用の方針
 - (イ) 防災機能確保の方針（避難地、延焼遮断帯、消防水利など）
 - (ウ) 基盤施設整備の方針
 - (エ) 公共公益施設整備の方針

◆骨子案の作成イメージ

都市復興基本計画骨子案は、区民と区が共通して取り組む復興の共通目標を提起することが最大の目的である。基本方針をいっそう具体化し、特に都市づくりの骨格部分について方針を明記する。

＜構成案＞

1 現状認識と都市復興の課題の提起

- ・被災状況及び災害の教訓を整理し、都市復興で取り組むべき課題を示す。

例：住宅倒壊の多発→安心して住み続けられる住宅都市の建設

火災による延焼→火災を食い止める延焼遮断帯

燃えない、消火活動しやすい市街地と地域活動体制の構築

人的被害、要援護者の被災→地域コミュニティの復権

- ・新しい時代に望ましい都市づくりの課題を提起する。
- ・進め方のプログラムの考え方を提起する。

2 都市復興の理念・目標・基本方針

- ・目標とするまちの将来像、目標とするまちの具体的な姿、将来の都市構造を提起する。

＜参考＞都市計画マスタープランH13

○目標とするまちの将来像：「だれもが 安心して 快適に 暮らせるまち、地域コミュニティを大切にした活力あるまち」

○目標とするまちの具体的な姿

- (1) とともに住むまち (2) 安全・安心のまち (3) 活動的でにぎわいがあるまち
- (4) みどりと水のまち、環境と共生するまち

○将来の都市構造／都市復興の役割

大被害地区が何カ所も発生するような災害の場合は、区全体の都市構造を再検討し、その上で、復興の重点となる都市施設や復興地区区分に即した重点復興地区、復興促進地区等を明記する。散発的被災の場合は、目指す都市構造の建設に対する都市復興の役割を記すものとする。

参考：将来都市像（豊島区都市計画マスタープラン）



◆復興の基本方針

復興の目標期間（短期3～5年、長期でも10年以内の事業完了を目指す）

復興の進め方（迅速な都市基盤施設の整備、住民と行政の協働による復興）

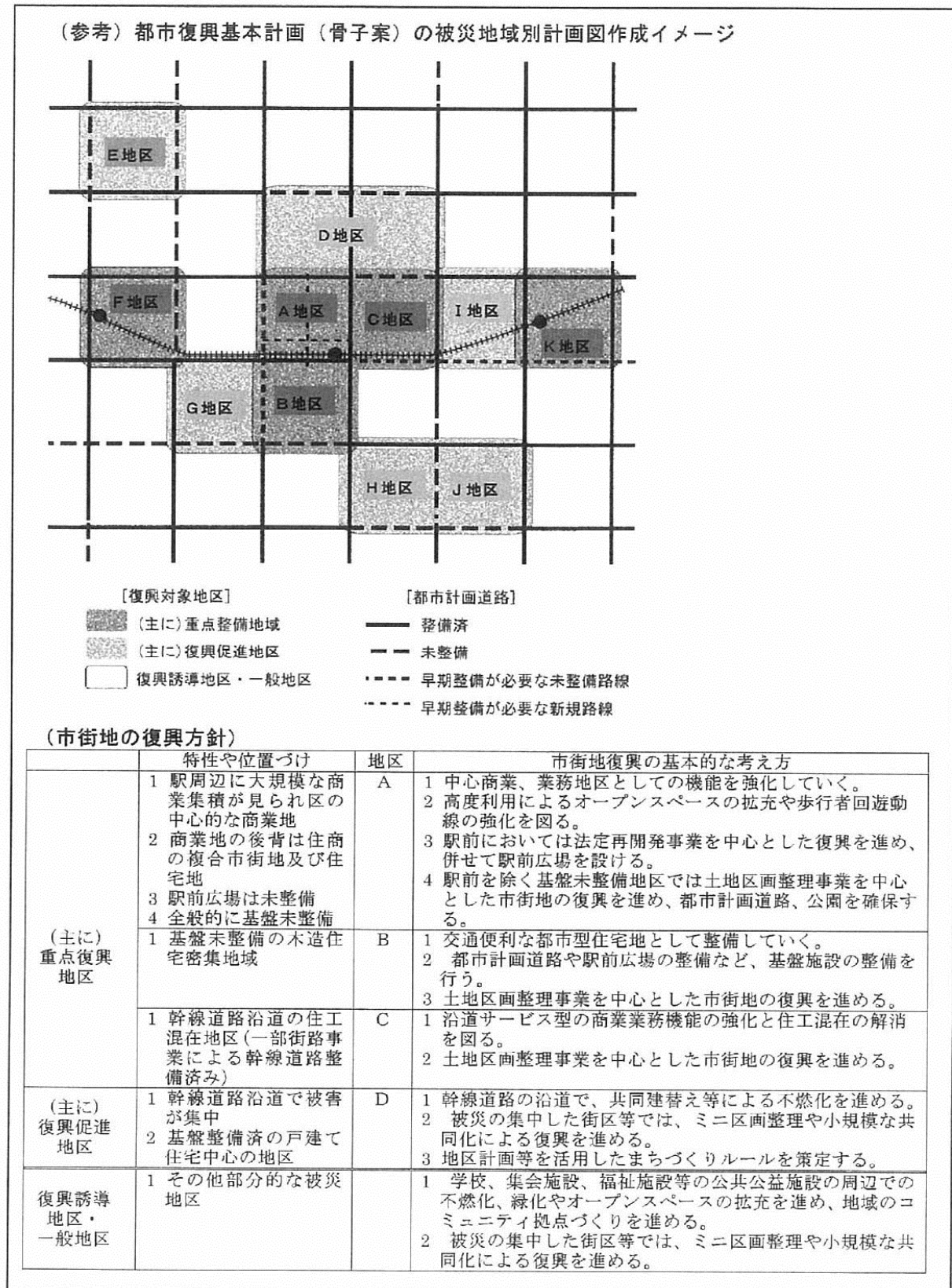
○目指す都市復興の方針と都市復興の分野

「目標とするまちの将来像、目標とするまちの具体的な姿」に即して分野別（土地利用・住環境、交通体系、防災、景観等）の復興施策を提起する。

○復興まちづくりの方針

地区レベルの市街地の復興について、全体的な方針、及び復興地区区分に即して位置づけ・復興まちづくりの基本的な方向を提起する。

(参考図 「東京都震災復興マニュアル(復興施策編)」市街地の復興方針から)



1 第2次建築制限（2か月～2年以内）

（1）区の役割と東京都の役割（東京都震災復興マニュアル）

①区市町村の活動

ア 被災市街地復興推進地域（案）の作成と都市計画決定・告示（2か月以内）

- ・被災市街地復興推進地域の指定要件は以下のとおりである。
 - a 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと
 - b 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること
 - c 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること
- ・被災市街地復興推進地域（案）の作成
 - a 重点復興地区を基本に、地形地物等を参考としながら街区又は町丁目を単位として地域を設定する。
 - b 地域の一体性や被災前の事業の有無等を踏まえ、復興都市計画事業の導入が必要と判断できるところでは、復興促進地区を被災市街地復興推進地域に入れることも検討する。
- ・被災市街地復興推進地域の都市計画決定・告示
区市町村は、知事の同意の上、被災市街地復興推進地域を都市計画決定し、告示する。

※「被災市街地復興推進地域」の都市計画に定める項目

- ①名称 ②位置 ③区域 ④区域の面積
- ⑤緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針（「緊急復興方針」）
（「7. 都市復興基本計画（骨子案）の策定」参照）
- ⑥建築行為等の制限が行われる期間の満了の日

イ 復興相談所の継続と地区復興センターの設置（2か月～2年）

- (ア) 区市町村は復興相談所を継続する。
- (イ) 区市町村は、復興まちづくり計画や復興都市計画を作成する地区において、復興相談所の支所として、被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域に地区復興センターを設置する。
 - a 開設場所－被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域の既存の公共施設を活用するか又は仮設建物を設置する。都による設置も考えられるため調整を図る。
 - b 開設主体：区市町村
 - c 相談・運営内容－土地・建物の相談／住宅相談／その他必要な相談（生活再建、福祉等）／まちづくりに関する協議（協議会の開催）／まちづくり情報の掲示／ボランティアや協議会等の地元組織の活動拠点としての場所の提供
 - d 対象－被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域

ウ 都への応援要請

相談業務等において、専門家等の人員が不足する場合は、都に応援を要請する。

(2) 東京都の活動

ア 被災市街地復興推進地域（案）の調整、同意（2か月以内）

都は、区市町村が作成する被災市街地復興推進地域（案）に対し、広域的な視点から以下の調整を行う。また、都市計画の手続きにおいて知事の同意を行う。

(ア) 隣接区市町村の境界部における被災市街地復興推進地域（案）の不整合の調整

(イ) 地形地物や計画決定済の都市施設の区域を踏まえ、事業区域としての視点からの調整

イ 第2次建築制限の実施（2か月～2か年）

(ア) 知事が指定した指定確認検査機関に対しては、建築基準法第77条の30（監督命令）及び第77条の33（指定確認検査機関に対する配慮）に基づき、第二次建築制限の内容を連絡・徹底する。

(イ) 国土交通大臣が指定した指定確認検査機関に対しては、都は国に対し第二次建築制限の内容が指定確認検査機関に速やかに連絡されるよう要請する。

■ 建築指導等の体制について

対象地域		区市町村の 都市計画決定		知事の 同意		知事の 許可		建築主事 による確認
特別区	所管範囲内	区	⇔	知事	→	知事	→	区
	所管範囲外（※1）	区	⇔	知事	→	知事	→	都
多摩8市（※2）		市	⇔	知事	→	知事	→	市
上記以外の市町村		市町村	⇔	知事	→	知事	→	都

※1 所管範囲外：延べ面積10,000㎡を超える大規模建築物の確認事務及び知事許可に関わる確認等

※2 多摩8市（特定行政庁）：八王子市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、日野市、立川市

ウ 被災者総合相談所の継続と地区復興センターの設置（2か月以降）

(ア) 都は、震災復興マニュアルで定められている被災者総合相談所を設置する。（本編P36参照）

(イ) 都が主体となって復興事業を行う地区では、被災市街地復興推進地域内又はその周辺区域に地区復興センターを設置する。

a 開設場所－都が主体となって復興事業を行う地区に、既存の公共施設を活用するか又は仮設建物を設置する。区市町村による設置も考えられるため調整を図る。

b 開設主体：都（事業者）

c 相談・運営内容－土地・建物の相談／住宅相談／生活再建／まちづくりに関する協議（協議会の開催）／まちづくり情報の掲示／ボランティアや協議会等の地元組織の活動拠点としての場所の提供

d 対象－都が主体となって復興都市計画を作成する地区

エ 区市町村への応援人員の配分調整

都は区市町村からの応援要請に基づき、復興地区センターへの応援人員の配分調整を行う。

(3) 被災市街地復興推進地域の要件（被災市街地復興特別措置法）

(被災市街地復興推進地域に関する都市計画)

第五条 都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域内における市街地の土地の区域で次に掲げる要件に該当するものについては、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。

- 一 大規模な火災、震災その他の災害により当該区域内において相当数の建築物が滅失したこと。
 - 二 公共の用に供する施設の整備の状況、土地利用の動向等からみて不良な街区の環境が形成されるおそれがあること。
 - 三 当該区域の緊急かつ健全な復興を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業その他建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共の用に供する施設の整備に関する事業を実施する必要があること。
- 2 被災市街地復興推進地域に関する都市計画においては、都市計画法第十条の四第二項に定める事項のほか、第七条の規定による制限が行われる期間の満了の日を定めるものとするとともに、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善の方針(以下「緊急復興方針」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 前項の日は、第一項第一号の災害の発生した日から起算して二年以内の日としなければならない。

(建築行為等の制限等)

第七条 被災市街地復興推進地域内において、第五条第二項の規定により当該被災市街地復興推進地域に関する都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長。以下「都道府県知事等」という。)の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの
 - 二 非常災害(第五条第一項第一号の災害を含む。)のため必要な応急措置として行う行為
 - 三 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為
- 2 都道府県知事等は、次に掲げる行為について前項の規定による許可の申請があった場合においては、その許可をしなければならない。
- 一 土地の形質の変更で次のいずれかに該当するもの
 - イ 被災市街地復興推進地域に関する都市計画に適合する〇・五ヘクタール以上の規模の土地の形質の変更で、当該被災市街地復興推進地域の他の部分についての市街地開発事業の施行その他市街地の整備改善のため必要な措置の実施を困難にしないもの

- ロ 次号ロに規定する建築物又は自己の業務の用に供する工作物(建築物を除く。)の新築、改築又は増築の用に供する目的で行う土地の形質の変更で、その規模が政令で定める規模未満のもの
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第二号に該当する土地の形質の変更
 - 二 建築物の新築、改築又は増築で次のいずれかに該当するもの
 - イ 前項の許可(前号ハに掲げる行為についての許可を除く。)を受けて土地の形質の変更が行われた土地の区域内において行う建築物の新築、改築又は増築
 - ロ 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物(住宅を除く。)で次に掲げる要件に該当するものの新築、改築又は増築
 - (1) 階数が二以下で、かつ、地階を有しないこと。
 - (2) 主要構造部(建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第五号に規定する主要構造部をいう。)が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - (3) 容易に移転し、又は除却することができること。
 - (4) 敷地の規模が政令で定める規模未満であること。
 - ハ 次条第四項の規定により買い取らない旨の通知があった土地における同条第三項第一号に該当する建築物の新築、改築又は増築
 - 3 第一項の規定は、次の各号に掲げる告示、公告等があった日後は、それぞれ当該各号に定める区域又は地区内においては、適用しない。
 - 一 都市計画法第四条第五項に規定する都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画についての同法第二十条第一項(同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による告示(以下この号から第五号までにおいて単に「告示」という。) 当該告示に係る都市施設の区域又は市街地開発事業の施行区域
 - 二 都市計画法第十二条の四第一項第一号に掲げる地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る地区計画の区域のうち、同法第十二条の五第二項第一号に掲げる地区整備計画が定められた区域
 - 三 都市計画法第十二条の四第一項第四号に掲げる沿道地区計画に関する都市計画についての告示 当該告示に係る沿道地区計画の区域のうち、幹線道路の沿道の整備に関する法律(昭和五十五年法律第三十四号)第九条第二項第一号に掲げる沿道地区整備計画が定められた区域
 - 四 土地区画整理法第七十六条第一項第一号から第三号までに掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第四項に規定する施行地区
 - 五 都市再開発法第六十条第二項第一号に掲げる公告 当該公告に係る同法第二条第三号に規定する施行地区
 - 六 市街地開発事業に準ずる事業として国土交通省令で定めるものの実施に必要とされる認可その他の処分についての公告、告示等で国土交通省令で定めるもの 当該公告、告示等に係る区域
- 4 第一項の許可には、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な条件を付けることができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

- 5 都道府県知事等は、第一項の規定に違反した者又は前項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地若しくは建築物その他の工作物についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、緊急かつ健全な復興を図るための市街地の整備改善を推進するために必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命ずることができる。
- 6 前項の規定により土地の原状回復又は建築物その他の工作物の移転若しくは除却を命じようとする場合において、過失がなくその原状回復又は移転若しくは除却を命ずべき者を確知することができないときは、都道府県知事等は、それらの者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、これを原状回復し、又は移転し、若しくは除却すべき旨及びその期限までに原状回復し、又は移転し、若しくは除却しないときは、都道府県知事等又はその命じた者若しくは委任した者が、原状回復し、又は移転し、若しくは除却する旨を公告しなければならない。
- 7 前項の規定により土地を原状回復し、又は建築物その他の工作物を移転し、若しくは除却しようとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

１ 行政主導型の進め方

■区市町村の活動（東京都震災復興マニュアル）

ア 事前準備

区市町村は、被災後の住民合意形成が困難となることが予想されるため、都市計画マスタープラン等をベースに、地域の復興まちづくりを想定した復興まちづくり計画素案を事前に準備しておく。

イ 復興まちづくり計画原案等の作成（１か月～３か月）

(ア) 区市町村が主体となって進める内容

区市町村は、都市復興基本計画（骨子案）の地区区分別の方針に沿って、合意形成を図りながら、地区の全体像を明らかにする復興まちづくり計画を作成する。

また、そのまちづくりを実現する個々の事業について復興都市計画、修復型事業計画の整備計画を作成する。

※ 重点復興地区と復興促進地区の一部については面整備を含む復興都市計画が中心となり、復興促進地区及び復興誘導地区では修復型事業が中心となる。

(イ) 復興まちづくり計画原案等の作成

復興まちづくり計画等策定指針（後述）を基本に都と調整を行い、地区住民の参画を得て、復興まちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案を作成する。

また、区市町村は都決定の復興都市計画原案の作成について協力する。

(ウ) 復興まちづくり計画原案等の周知

区市町村は、復興まちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案をとりまとめ公表する。

ウ 復興まちづくり計画等の策定（６か月以内）

(ア) 区市町村が主体となって進める地区について、意見聴取の成果を反映して復興まちづくり計画原案及び復興都市計画原案、修復型事業計画原案を修正した復興まちづくり計画（案）及び復興都市計画（案）、修復型事業計画（案）を作成する。

(イ) 復興都市計画（案）については都市計画決定し、修復型事業計画は事業導入の手続きを行う。

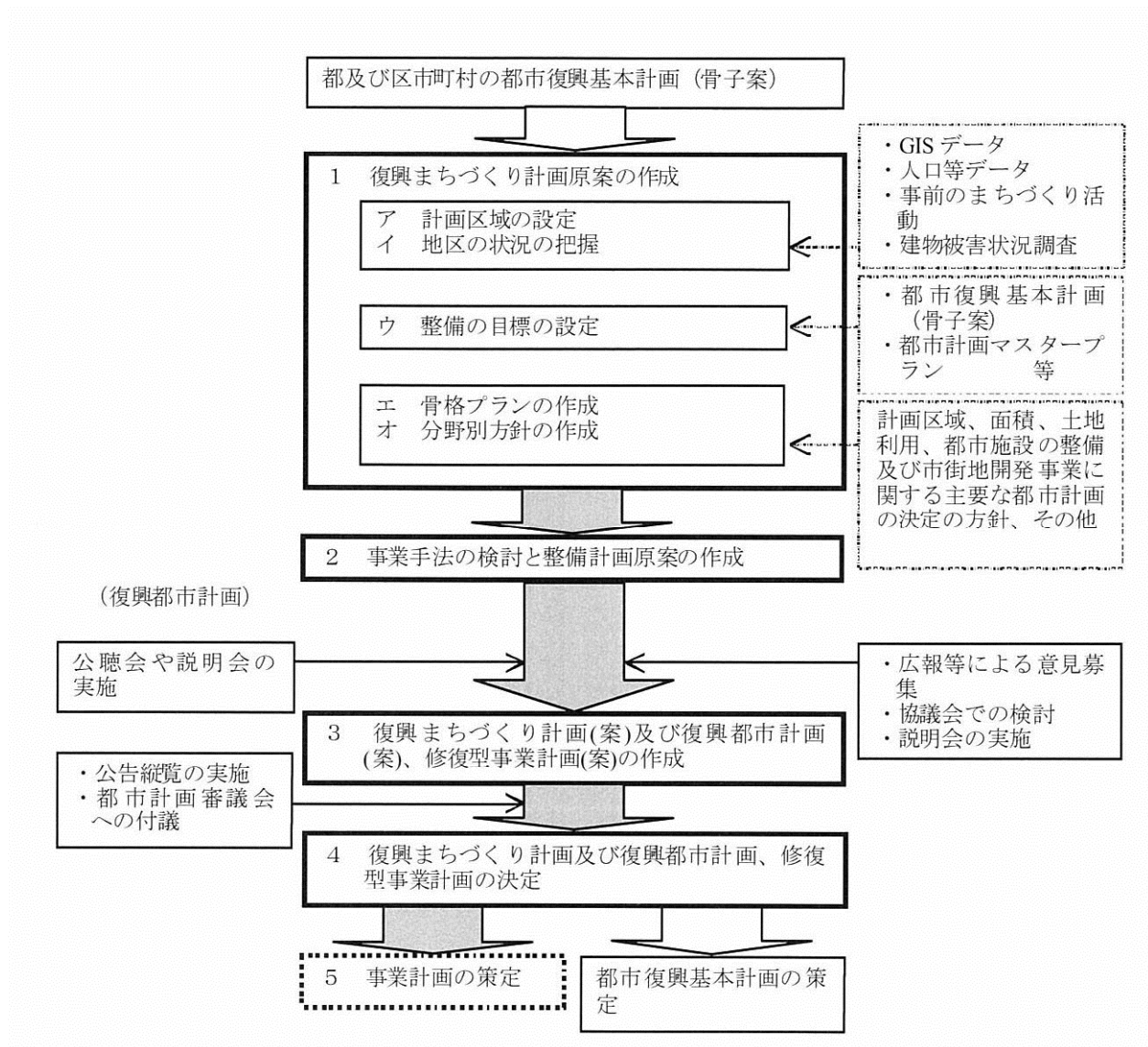
(ウ) 復興まちづくり計画は、復興都市計画及び修復型事業計画を踏まえて策定する。

■復興まちづくり計画等策定指針

復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画は、都市復興基本計画（骨子案）で示された都市づくりの骨格部分を踏まえ、個別地区の復興施策の具現化を図るものである。

復興まちづくり計画等策定指針は、復興まちづくり計画及び復興都市計画、修復型事業計画の策定手順、並びに復興まちづくり計画原案の作成方法と作成例を示すものである。

2 復興まちづくり計画等の作成の流れ



3 復興まちづくり計画原案の作成方法

(1) 計画区域

被害の分布を基本に、既定計画や街区構成、地元組織（町会・自治会、協議会等）の区域などを踏まえて以下の内容を整理・作成する。

a 位置、b 面積

(2) 地区の状況

ア 被災前の状況の整理

GIS等を活用し、以下のデータを整理する。

- a 復興対策基本図1（現況特性図）
- b 復興対策基本図2（現行計画図）
- c 用途地域図
- d 土地利用現況図（数値データとしても整理する）
- e その他（当該地区を特徴づけるもので復興に関係するもの）
- f 年齢別人口、世帯数等のデータを整理（入手できない場合は登記簿と住民基本台帳を利用）
- g 事前のまちづくり活動の有無及び活動内容を整理

イ 被災状況の整理

当該地区について、「2. 家屋被害状況調査」の結果を引用する。

(3) 整備の目標

都市復興基本計画（骨子案）、都市計画マスタープラン等の計画を踏まえて、以下の内容を整理・作成する。

- a 計画年次、b 将来像、c 目標

(4) 骨格プランの作成

以下の内容を整理・作成する。

- a 地区の拠点、b 地区の軸

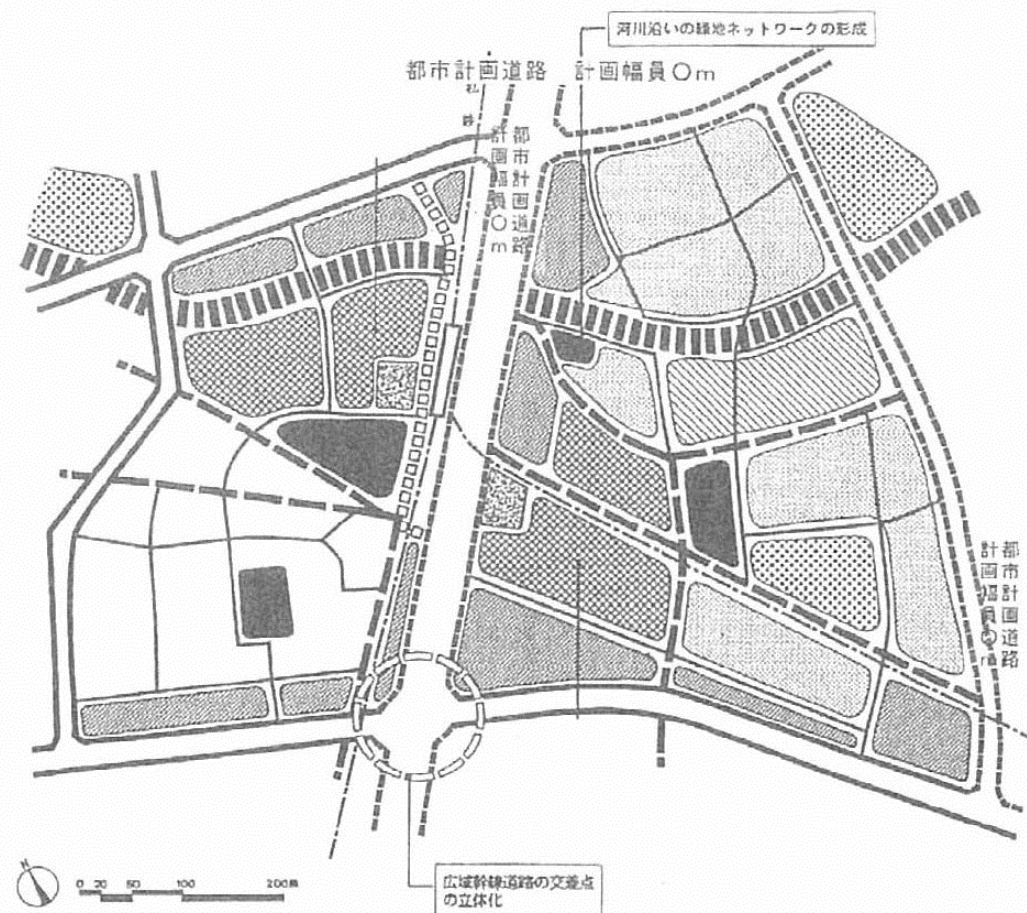
(5) 分野別方針の作成

都市計画、及び導入事業を踏まえて以下の内容を整理・作成する。

- a 土地利用の方針、b 都市施設の整備方針、c 市街地復興の基本方針、d その他

地区		市街地特性	防災都市づくり推進計画での位置付け	面整備の状況	震災復興グランドデザインにおける市街地類型
と商業を とする 地区中心	A地区	区の中心商業地/商住工の混在する市街地/駅前広場は未決定	重点整備地域	未整備 (一部 戦災復興済)	駅周辺の地域拠点 (JR中央線沿線、私鉄沿線など)
と住宅を とする 地区中心	B地区	木造住宅密集地域/近隣商店街の集積が高い/未整備の都市計画道路を含む地区/駅前広場は未決定	整備対象地域	未整備	環状7号線、補助26号線周辺の市街地 : 区部西部

〔復興まちづくり計画図〕（A地区の例）



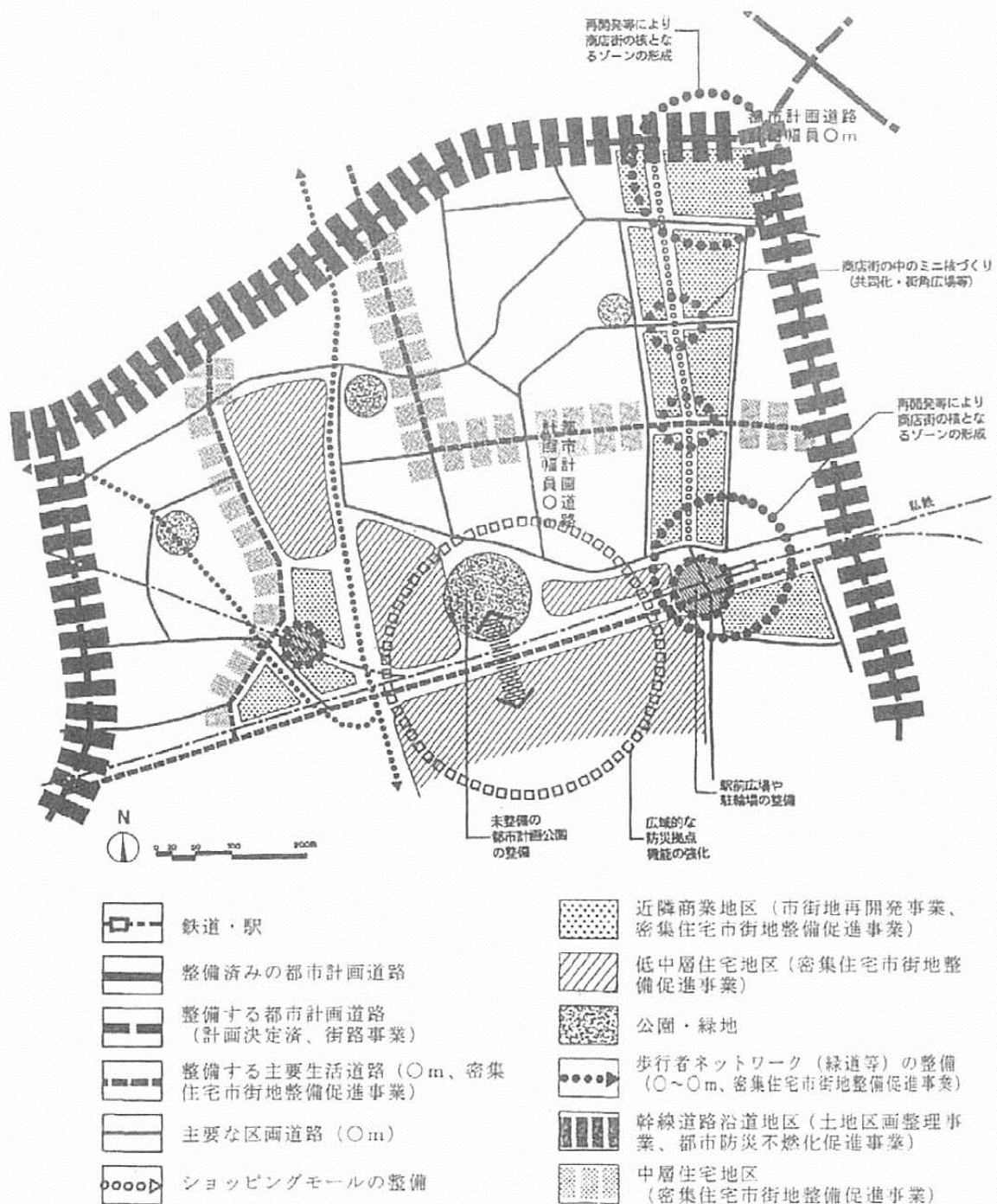
	鉄道・駅		商業・業務・文化等の拠点の形成 （市街地再開発事業）
	整備済みの都市計画道路		幹線道路沿道地区 （密集住宅市街地整備促進事業）
	整備する都市計画道路 （計画決定済、街路事業）		低中層住宅地区（土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業）
	整備する都市計画道路 （新規計画決定、街路事業）		都市型産業地区 （土地区画整理事業、密集住宅市街地整備促進事業）
	整備する駅前広場・駐輪場		学校周辺の防災機能の強化
	整備する主要生活道路（〇m、密集住宅市街地整備促進事業）		公園・緑地
	主要な区画道路（〇m）		歩行者ネットワーク（緑道等）の整備（〇～〇m、密集住宅市街地整備促進事業）

注：凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

※計画の留意点

- ①中心商業地にふさわしい駅前の再整備を行う。（駅前広場や駐輪場の整備/駅前アクセス道路の整備/駅周辺の小規模店舗等の再開発）
- ②商店街は幅員の狭い道路が多く、小規模・老朽化した店舗などで大きな被災を受けた街区では、共同建替え等による復興を行い、十分なオープンスペースを確保していく。
- ③木造住宅密集地域には小規模な工場等も多いことから、地区内での工場の集約化や住宅の共同化による良好な市街地環境づくりを行う。（土地区画整理事業や共同建替え事業等の推進）
- ④河川・学校・公園を連携させた防災機能の強化を進める。

〔復興まちづくり計画図〕（B地区の例）



注：凡例中の事業については、各事業の整備計画を併せてご覧ください。

※計画の留意点

- ①未整備の都市計画道路（3路線）の整備と・沿道環境の整備（不燃空間の拡大、沿道緑化等）を行う。
- ②駅前や駅前商店街の再開発により、駅前広場や駐輪所の整備、安全な商業地の形成を進める。
- ③未整備の都市計画公園を整備し、学校と連担した防災拠点づくりや公園緑地の適正配置を行う。
- ④住宅系市街地については共同化による中高層住宅の整備を進める。
- ⑤主要な区画道路や緑道沿道の不燃化を行い、安全な避難ルートを確保していく。

(参考) インフラ整備に関する検討にあたって考慮すべき事項			
		重点復興地区	復興促進地区・復興誘導地区
整備済みの都市計画道路の復旧		- 被災道路の早急な復旧を行う。 - 鉄道交差点や交差点部等でより円滑な交通流の確保の観点から、拡張が望ましい道路区間については、一部幅員を見直し整備を進める。	
未整備の都市計画道路の整備		- 土地区画整理事業等の面的整備事業により整備する。 - 防災機能の強化、ゆとりある歩行空間の創出、都市環境への配慮などから、計画決定の幅員が十分でないと判断される道路については、都市計画変更による適切な歩道幅員の確保や沿道建築物のセットバック等により歩行空間を確保しつつ整備を進める。	沿道に被災建物が比較的多くあり、建替えに合わせて一定区間の整備が図れる道路については、可能な限り整備を進める。
既決定で未整備の公園緑地等		- 都市計画決定済みで未整備の公園、緑地、広場等については整備を行う。 - 緑のマスタープラン、都市計画マスタープラン等の既定計画に位置づけられている公園緑地等については、可能な限り整備を進める。 - なお、上記の公園緑地等の整備にあたっては、地域コミュニティ機能や防災拠点機能の強化に配慮して、必要に応じて計画面積の拡充や公共公益施設と連担した公園緑地等の配置・整備を検討する。	都市計画決定済みで未整備の公園、緑地、広場を含む地区で、土地区画整理事業等の面的整備事業を行う場合には、整備を進める。
新規計画による都市施設等の整備		- 土地区画整理事業等の面的整備事業により、以下の施設整備を行う。 - 駅前広場の整備（駅前での適切な交通結節機能や防災広場機能の強化・拡充） ※整備済みおよび既決定駅前広場についても再検討を行い、必要な場合には再整備を進める。 - 公園緑地等の整備（公園不足地区の解消、消防水利などの防災拠点機能の強化） - 広域的な観点から必要性の高い骨格防災軸（「防災都市づくり推進計画」において位置づけられている）などの根幹的都市施設の整備 - 都市計画マスタープラン等に位置づけられ、住民にその必要性が十分に認識された都市施設	
都・区の役割分担		- 現在、整備主体の位置づけがなされている都市計画施設は、原則として、その整備主体が整備を実施する。 - 原則として、都は複数の区市町にまたがる都市施設や円滑な復興を進める上で重要な都市施設の整備を行い、区市町はその他の地域レベルの都市施設等の整備を進める。	

(参考) 市街地整備に関する検討にあたって考慮すべき事項			
類型		地域復興の主要課題	復興の基本的な方向
基盤未整備エリア	密木集落地域宅	- 狭あい道路、行き止まり道路の解消 - 狭小宅地、未接道宅地の解消 - 木造賃貸住宅に居住する高齢者世帯の住宅対策 - 道路、公園等の公共施設整備	- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等を中心とする地域復興による公共施設整備と街区の形成 - 共同建替えによる適正な高度利用とオープンスペースの確保 - 復興共同住宅、公的な高齢者住宅の供給
	在住地域混	- 小規模点在型の工場、倉庫等の工業地と住宅地の分離 - 狭あい道路、行き止まり道路の解消	- 土地区画整理事業、市街地再開発事業等を中心とする地域復興による公共施設整備と街区の形成、工業地の集約化 - 土地利用再編による大街区の形成と共同建替え
基盤整備済みエリア※	在住地域混	耕地整理等が実施された後、小規模宅地開発により形成された住工混在地域などで、被災建物が散在する（虫食い状の被災）被災地への対応	- ミニ区画整理型の地区整備の連鎖や小規模な共同化事業の連鎖による地域復興 - ツイン区画整理型の事業による土地利用の再編
	在住地域商混	- 震災復興土地区画整理事業等の実施後、小規模建築の立地や街区内での敷地細分化により形成された狭あい道路地区、未接道宅地への対応 - 下町商業地での木造賃貸住宅に居住する高齢者世帯の住宅対策	- 市街地再開発事業や小規模な共同化事業の連鎖による地域整備 - 一定程度の高度利用によるオープンスペースの拡充（歩道状空地の確保、広場整備等） - 復興共同住宅、公的な高齢者住宅の供給

※水準の低い面整備事業（耕地整理、震災復興区画整理等）の実施地区を含む。

1 都市復興基本計画の策定

■区市町村の活動

ア 区市町村都市復興基本計画の検討・策定

- (ア) 区市町村都市復興基本計画は、都市復興基本計画（骨子案）を基本に、復興まちづくり計画等の内容を反映させたものとして策定する。
- (イ) 策定に当たっては、東京都都市復興基本計画の内容と整合を図る。

イ 区市町村都市復興基本計画の公表

区市町村は、都市復興基本計画を他部門の復興計画と合わせて住民に公表する。

■都市復興基本計画（骨子案）との関係

	基本計画（骨子案）	基本計画
策定期間	被災後 2 か月	被災後 6 か月を目途
計画の位置づけ	都民や地域住民等との都市復興に向けた協議に対する行政のたたき台	都民や地域住民等との概ねの合意形成を経た上での都市復興のマスタープラン
計画内容(水準)	都市の骨格をなす基幹的都市施設や復興対象地区ごとの整備の方向性を提示	骨子案をベースとした復興都市計画等の事業化に向けた地元との検討結果を踏まえた具体計画を提示 ・基幹的都市施設及びその他都市施設の整備内容 ・地区別の適用事業、整備計画、スケジュールなど

■東京都の活動

ア 東京都都市復興基本計画の検討・策定

- (ア) 東京都都市復興基本計画は、先に策定された都市復興基本計画（骨子案）の内容を基本として、その後の復興都市計画等の策定状況を踏まえて、国・周辺区市との連絡調整のために復興都市計画連絡会議を、調査・検討を行うために東京都都市復興基本計画検討委員会を開催し、策定する。
- (イ) 策定に当たっては、区市町村が策定する都市復興基本計画の内容と整合を図る。

イ 東京都都市復興基本計画の公表

東京都は、都市、住宅、くらし、産業・雇用などの各部門で検討された復興施策を「震災復興総合計画」としてとりまとめる。都市復興基本計画は「震災復興総合計画」の部門別計画としての位置づけのもと都民に向けて公表する。

1 復興事業計画の策定

■東京都及び区市町村の活動

ア 復興事業の推進

- (ア) 復興事業計画の策定から事業推進へのプロセスは平常時と同じであり、都及び区市町村等の各事業主体はこの流れに沿って、円滑に復興事業を進める。
- (イ) 東京都は区市町村と協議の上、事業主体となる都、区市町村、都市基盤整備公団、地域振興整備公団及び東京都住宅供給公社等の調整を行う。

イ 特例措置の活用

大規模被災の場合は、被災市街地復興特別措置法に基づく都市計画事業に対する特例措置が講じられる。また、他にも復興のための特別な措置が講じられ、それらを活用しながら迅速に都市復興事業を進める。適宜、復興都市計画連絡会議を行い国等と調整を行う。

（参考）被災市街地復興特別措置法に基づく特例措置

■法律上の措置

項目	措置の内容	効果
被災市街地復興 土地区画整理事業 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業に対して適用	1 復興共同住宅区 共同住宅建設を希望する者の換地を集約した復興共同住宅区の設置が可能となる。 2 清算金住宅 施行者が清算金の交付に代えて住宅を施行地区内外において提供することが可能となる。 3 特別の保留地 公営住宅、共同福祉・利便施設等の用地を保留地として確保することが可能となる。	●民間の共同住宅の供給促進 ●公的主体が先行買収した用地を集約換地しての公的住宅の建設 ●土地利用の整序 ●事業の迅速な実施 ●被災者の早期の生活再建 ●公営住宅の確保 ●地区に必要な公的施設の確保
被災市街地復興推進地域内における第2種市街地再開発事業の施行区域の特例	1 施行区域要件の緩和 施行区域の面積要件(0.5ha以上)及び安全上、防火上支障のある建築物の割合(9/10以上)等の要件は不要。	●事業の活用が容易となる

■被災市街地復興推進地域内における面整備事業に対する特例（阪神・淡路大震災の場合）

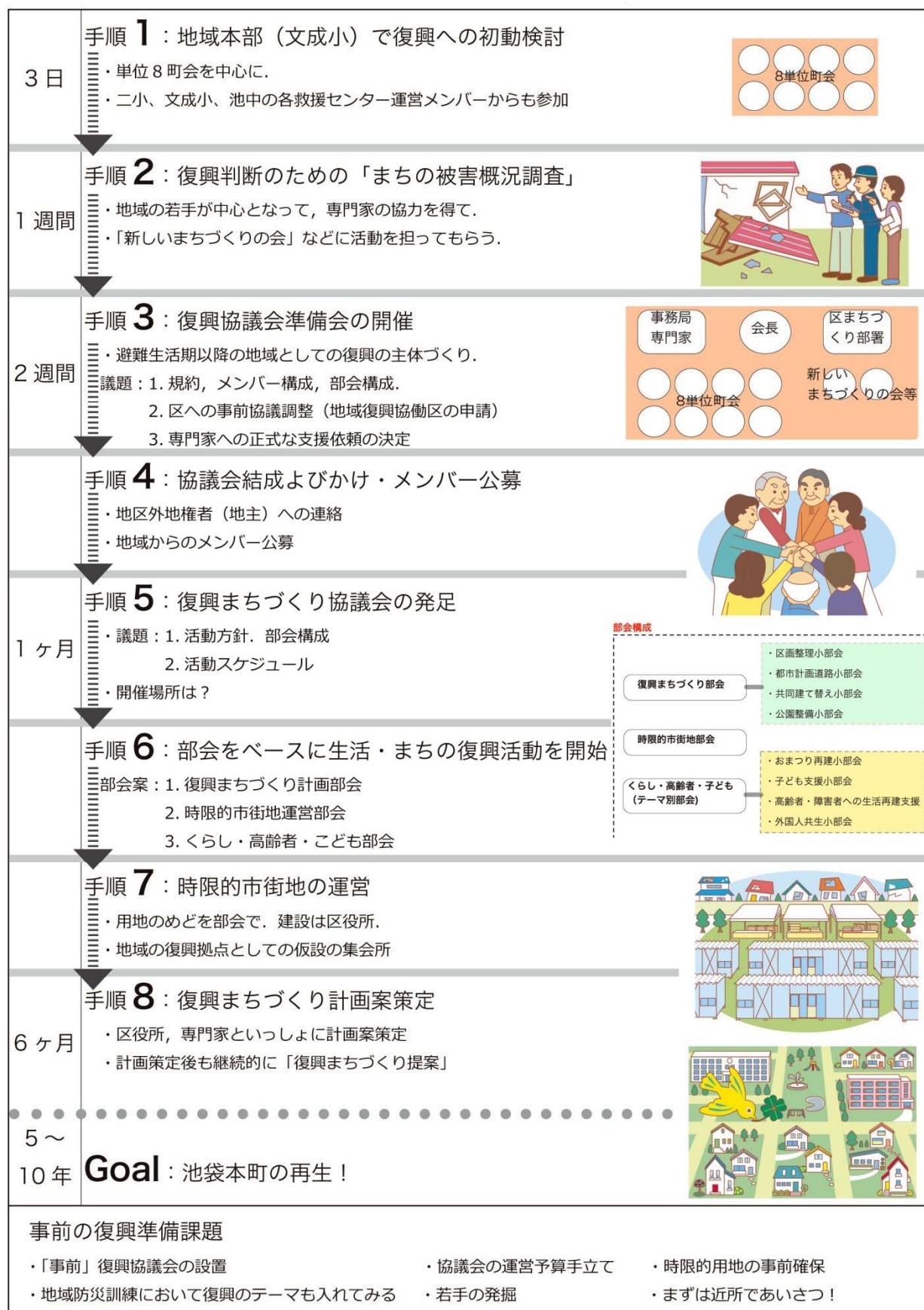
措置の内容	効果
1 地権者からの用地買収において、土地の譲渡益課税に対し事業計画決定前でも5,000万円の特別控除 2 都市計画決定後の事業用仮設住宅・店舗の先行建設 3 地権者等に対する公営住宅入居資格の緩和 4 補助率の引き上げ 5 公共施設用地等の先行取得に係る都市開発資金の利率の低減など	●権利者の負担軽減及び早期の生活再建 ●疎開権利者の地区への復帰 ●被災者の早期の生活再建 ●財政負担の軽減 ●同上

ウ 権利者の整理

復興事業計画の検討・作成にあたっては当該地区の権利関係の整理が必要であり、土地及び建物課税台帳や土地及び建物登記簿によって整理を行う。



池袋本町 直下型大地震時の復興まちづくりの手順 (たたき台案)



（１）被害概況集約と報告のあらまし

○あらまし

- ・甚大な被害が発生している場合は、町会区域または、町丁目・街区単位で大被害（全半壊焼失 80%以上ほとんど壊滅）、小被害以下（半分以下）、中被害（その中間）の区分を建物被害から判定する。
- ・大被害の時（概況調査）
 - 大被害街区：概ね 8 割以上の家屋が全壊、半壊、全半焼
 - 中被害街区：概ね 5 割以上の家屋が全壊、半壊、全半焼
 - 小被害、無被害地区：上記以外
- ・被害が少ない場合――全焼、全壊建物を 1 件ずつ住居表示

○主体

救援センター運営調整会議情報連絡部

（避難者等からもたらされる情報を、救援センター情報連絡部が地図などを用い整理する。）

○資機材

- 筆記用具、デジカメ、パソコン、携帯電話、FAX、コピー機、
大判の地図（住宅地図または白地図（町会名簿内、学区の白地図）
- ・地図に色塗り等をして表示する。
 - ・被害数値を書き込む（全壊棟数・半壊棟数／（従前の棟数）概数とする）。

○事前の準備

被害の集約と報告の手引き、被害結果の集計シート、記入地図例

（２）報告の要領

- ・被害概況を地域本部に連絡する。（地域本部は、区災害対策本部に連絡する。）
- ・2 日後を経過しても被害が甚大で被害調査が困難な場合、その旨を通報する。

○伝達項目

街区別の被害概況（画像等）

○伝達主体

- ・救援センター配備職員→地域本部（状況により徒歩、自転車等でも対応）→災害対策本部

○伝達方法

- ・Eメール（画像データを添付する）
- ・FAX（使用できる場合）
- ・（やむを得ない場合、徒歩・自転車、防災無線電話で読み上げ）

（３）検討課題

- ・救援センターごとに実施できるかどうか、手引きを作成し訓練を行うことが必要である。
- ・救援センターで災害対策本部が把握する情報（人的被害、救助救護、生活障害等）とは異なる情報なので、被害概況の集約はそれらと時期をずらして行うことも考えられる。
- ・画像データをデジカメ、携帯等で撮影し、本部に転送できるとよい。

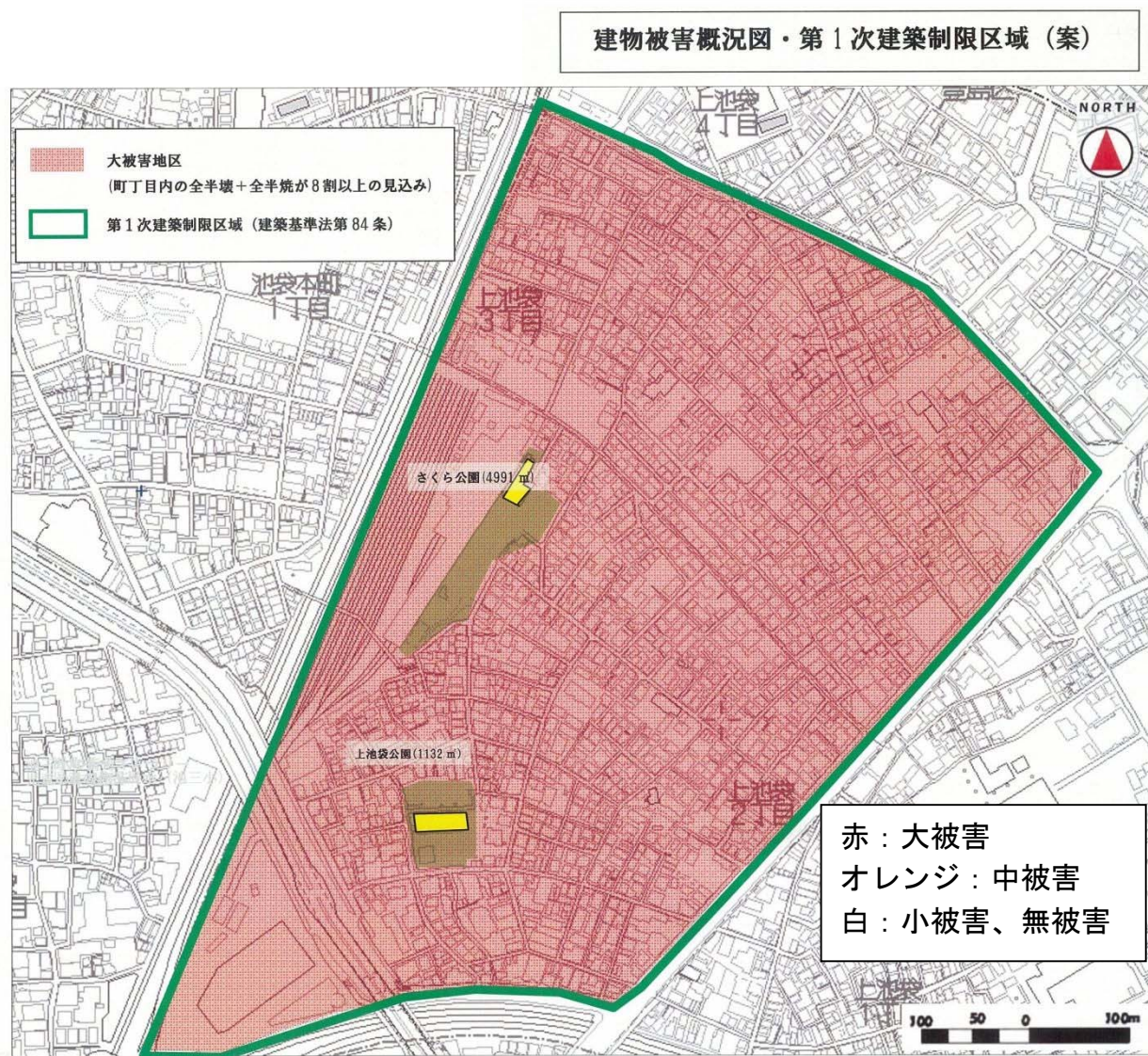


図 上池袋地区の被害概況図（兼第 1 次建築制限区域）

（想定 of 被害は広範な焼失が生じたため、町丁目で見ると全町丁目大被害地区と判定された）

1 復興準備会の発足

・「復興準備会」や「復興まちづくり協議会」の発足のケースは以下が考えられる。

- ① 事前からのメンバー（団体代表等）→復興準備会→復興まちづくり協議会
- ② 救援センター運営連絡会議→復興準備会→復興協議会
- ③ 行政の呼びかけ→復興準備会→復興協議会

これら基本的な手順以外にも、復興準備会や復興まちづくり協議会は発足できるものとする。

2 従前に「まちづくり協議会」がある場合

基本的に、そのまま「復興準備会」として移行し、それを母体に再編成して「地域復興組織（復興まちづくり協議会）」に移行できるようにする。

3 被害が少ないなどの区域

重点復興地区・復興促進地区など都市復興の重点地区に該当しない場合であっても、区民の中から自発的に復興まちづくり活動が展開してくる場合がある。そのような場合でも「復興準備会」を開催し、地域復興組織またはそれに準じる組織として、まちづくり支援を受けることができるようにする。

その場合の条件として、

- ① 当該地区の住民が中心になっていること
- ② 従前のまちづくり活動や地域活動が、地域に広く知られていること
- ③ 会への参加や会議が地域に開かれている等の要件をもつ

これらから、準備会の申請を提出してもらい、支援するものとする。

4 検討課題

災害時にまちづくり組織が有志だけの活動で、町会・自治会等地域組織と比較的疎遠になっていた場合、地域復興組織として認定するかどうか検討する必要がある。

このような場合、以下のような措置をとって地域意思を代表すると考えられる措置を条件にして準備会として扱う。

「復興準備会段階でメンバー再募集など組織の増強を図る。」

「町会連合会や救援センター運営連絡会議からの推薦をもらう」など地域を代表する組織である。

「地域復興組織に準じる規定を設けて復興まちづくり活動を支援する。」

「その他、他に同種の組織がなく、特に区長が準備会・協議会に相当する組織として認める組織」

1 地域での合意形成の取り組みの必要性

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平常時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること（合意形成）が重要である。

ここでは、東京都震災復興マニュアル（プロセス編）で示している区市町村が認定する地域復興協議会について述べているが、認定をしない様々な協議会においても同様に考えることが望ましい。

2 具体的な方向

(7) 震災復興まちづくり協議会（地域復興組織）の組織化

- a 震災後のまちづくり計画について検討を行うために、住民は震災復興まちづくり協議会を組織化する。機運が盛り上がりにくい場合は、区市町村が組織化の呼びかけを行う。
- b 組織化に当たっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、救援センター割り当て区域、学校区等の既存の社会的圏域で区分する。既存の地域組織やまちづくり協議会の会員の他、地権者や借家人、様々な地元組織の役員、公募による選出者等、多様な住民により構成する。
- c 震災復興まちづくり協議会の組織化が困難な地域では、説明会やアンケート等で関係権利者の意向を把握し、意見集約を行う。
- d 震災復興まちづくり協議会は、まちづくりの計画について検討する他に、コミュニティ再生計画や地域産業復興計画、福祉振興計画等の地域の状況に応じた様々な計画づくりについても検討を行うことが必要となる。（東京都震災復興マニュアル（プロセス編）参照）

(イ) 震災復興まちづくり協議会での検討

- a 地域復興協議会では、まちづくりの目標や骨格プラン、分野別の方針について検討を行い、「まちづくり提言」としてまとめ、区市町村に提言を行う。その際、被災地域外への一時転出者の意向を十分に踏まえることに留意する。
- b 被災地域外に一時転出した住民には、アンケートやヒアリング等を通して意向を把握する。
- c 震災復興まちづくり協議会は、復興まちづくり計画や個別事業の整備計画が策定された後の事業の推進や、完成施設の維持管理を担う等、まちづくりの主役として関わっていく。

(ウ) 一時転出者への対応

- a 一時転出者の連絡先の把握については、震災復興まちづくり協議会が中心となり、転出先を書いた立て看板及び近所への伝言の有無等を確認し、転出先の把握に努める。また、郵便局に転送の届出が行われていると想定されるので、被災前の住所へ郵送し、転出先を連絡するように伝える。
- b 地域復興協議会への参画が困難な一時転出者の意向を把握するために、協議会の検討経過等の情報が一時転出者に伝えられる必要がある。協議会における検討内容を郵送やインターネット、ファックスサービス等を活用して十分な情報提供を行う。

◆ 尼崎市築地地区

地域復興協議会の事例

～阪神淡路大震災における尼崎市築地地区の復興委員会～

尼崎市築地地区では、下図に示すような復興委員会がつけられた。まさに、本マニュアルで示した地域復興協議会方式で復興に取り組んだ事例である。

1 地区の概況

- 尼崎城の城下町、江戸時代初期につくられたまち。街路も碁盤目状
- 人口：2,440 人 世帯数：1,040 世帯 面積 13.7ha 人口密度：178 人/ha
- 全世帯の 7 割が借家 持地持家は 5 割 敷地面積 30 坪未満の土地が 7 割
- 地盤沈下（1 m50 c m～1 m80 c m）と住工混在の問題を抱えていた。

2 被害状況

- 建物 1,100 戸 全半壊 302 戸 建物の 80%が液状化によって傾斜・沈下

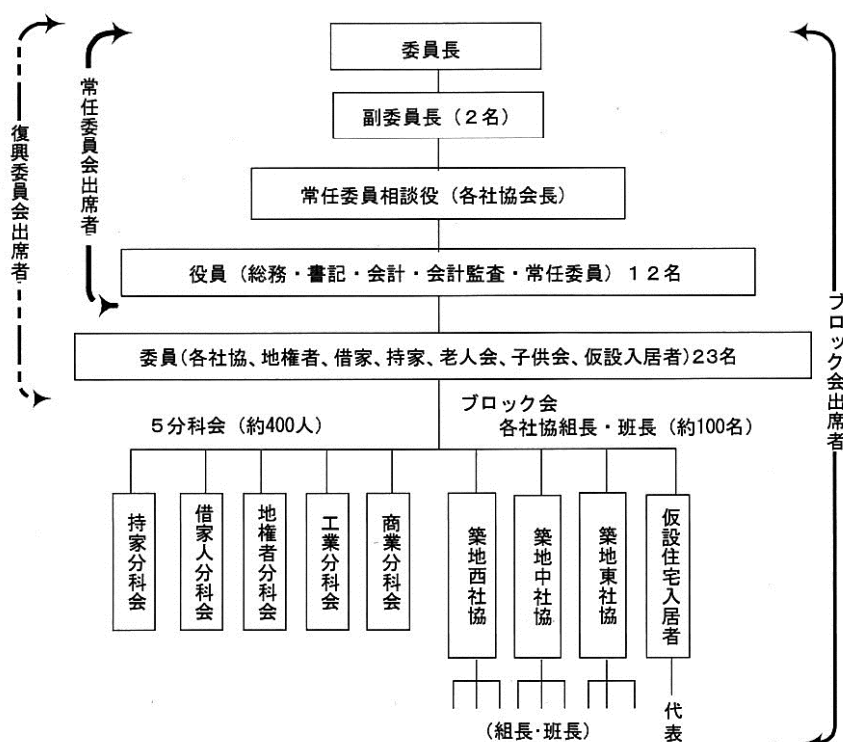
3 復興の歩み

- 平成 7 年 2 月 26 日 築地地区復興委員会発足（常任委 18 名、委員 23 名、合計 41 名）
- 5 分科会＝約 400 名 ブロック会＝約 100 名 総勢＝約 550 名
- 半数の世帯が参加の復興委員会
- 5 年間に延べ約 250 回の復興委員会を開催＝50 回/年・4 回/月
- 事業の選択はあくまでも地域住民が決めることを鉄則とした。
- 事業用仮設住宅を 300 戸建設
- もと住んでいた借家人がもとのように住めるよう、家主と協定し、家賃を据置いた。



(築地地区復興委員会の様子)

築地地区復興委員会組織図



〇〇地区復興まちづくり協議会会則（案）

平成〇年〇月〇日決定

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、〇〇地区復興まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（委員）

第2条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、〇〇地区に属する町会、商店会、青少年団体、教育機関及びその他関係団体並びに協議会の活動について熱意のある個人から構成する。

2 前項により新たに委員になろうとする者の申し出があった場合は、運営委員会の承認をもって委員とする。

3 委員は、活動上知り得た個人情報等を漏らしてはならない。委員を退いた場合もまた同様とする。

（事務局）

第3条 協議会の事務局は、〇〇に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第4条 協議会は、〇〇地区の震災からの復興について協議し、まちづくりの推進を目的とする。

（事業）

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため、次のことを行う。

- (1) 委員の総意を反映したまちづくり提案の作成と区への提出
- (2) まちづくりのための調査、研究、協議、企画、事業の実行
- (3) 復興まちづくりの広報、啓発
- (4) 時限的市街地の運営
- (5) 関係機関への働きかけ、その目的達成に必要な事項に関すること

第3章 役員等

（役員の種類）

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 監査 2名
- (6) 運営委員 別途定める

2 部会を設置したときは部会長1名、副部会長若干名をおく。

（選出の方法）

第7条 会長、副会長、書記、会計、監査、部会長は総会において、委員の中から選出する。

（所掌事項）

第8条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 書記は庶務（記録、連絡など）を担当する。
- (4) 会計は会計事務を担当する。
- (5) 監査は会計監査を行う。
- (6) 部会長は各部会を代表し、専門の業務を行う。
- (7) 運営委員は、会の運営について協議する

（任期）

第9条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

（顧問及び相談役）

第10条 顧問及び相談役は、総会の承認を得てこれを置くことができる。

第4章 会議

（会議の種類及び総会の成立要件）

第11条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び部会とする。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とする。
- 3 総会は委員の2分の1の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に加えられる。
- 4 運営委員会は、監査を除く第6条の役員をもって構成する。
- 5 部会は、各委員をもって構成する。

(招集)

第12条 定時総会は、年1回開催する。臨時総会は、役員3分の1以上の請求があったとき、または運営委員会において総会開催の議決があったときに、会長が招集する。

2 運営委員会は、必要に応じ、会長が招集する。

3 部会は、必要に応じ、各部会長が招集する。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 議長の選出
- (2) 事業報告の承認
- (3) 会計決算の承認
- (4) 事業計画及び予算の承認
- (5) 規約の改正
- (6) 役員の選出
- (7) その他重要事項に関すること

2 総会の議長は、委員の中から選出する。

3 重要事項の中で急を要するものは、運営委員会で決議執行し、次の総会で承認を受ける。

(議長及び議決)

第14条 運営委員会及び部会はそれぞれ会長及び部会長が議長となる。

2 会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

第5章 組織

(部会)

第15条 協議会に、次の部会を置くことができる。

- (1) ○○地区の都市復興を推進するための復興まちづくり部会
- (2) ○○地区の復興状況を広く周知するための広報部会
- (3) ○○地区の時限的市街地を運営するための時限的市街地担当部会

2 運営委員会は、必要と認めたとき、臨時の部会を設けることができる。

(協力体制)

第16条 協議会は、地域の諸組織及び各種関係者並びに行政と協力して、目的の実現に努める。

第6章 会計

(会計年度)

第17条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(収入)

第18条 協議会は、補助金その他の収入により運営する。

(支出)

第19条 支出は、総会で議決された予算にもとづき、第4条の目的に沿って行う。

(会計帳簿の整備)

第20条 協議会の収入、支出を明らかにするために、会計に関する帳簿を整備する。

2 委員が帳簿の閲覧を請求したときは、閲覧させなければならない。

附則

1 会則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

2 運営委員会は、この会則を実施するに当たって必要がある場合には、細則を定めることができる。

3 本会則は、平成○年○月○日から施行する。但し、第9条の規定にかかわらず、協議会設立後の役員の任期は、平成○年3月31日までとする。

別記第 2 号様式 (第 9 条第 2 項関係)

年 月 日

豊島区長

代表者住所

代表者氏名

電話 () -

地域復興組織認定申請書

豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則第 9 条の規定により、地域復興組織の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

団体の名称	
構成人数	委員 およその会員
復興に係る地区の 区域	
復興に係る活動の 目的及び趣旨	1 地区に係る復興計画に関する協議及び提案の作成 2 時限的市街地の建設及び運営 3 その他 ()
添付書類	☐ 規約 ☐ 役員及び委員名簿 ☐ 復興に係る区域の図 ☐ 主要な活動目的及び準備会・会員意見聴取等の記録 ☐ その他、区長が必要と認める書類
支援要望事項	☐ まちづくり専門家の派遣 ☐ 復興まちづくり事務所の建設 ☐ 地区に関わる復興広報の発行 ☐ その他

年 月 日

豊島区長

年 月 日付けで申請のありました地域復興組織の認定の申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

決定内容	☐ 認定する ☐ 認定しない
団体の名称	
構成人数	委員 およその会員
復興に係る地区の区域	
復興に係る活動の目的及び趣旨	1 地区に係る復興計画に関する協議及び提案の作成 2 時限的市街地の建設及び運営 3 その他 ()
認定の条件	
決定理由 (不認定の場合)	
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊島区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 4 号様式 (第 10 条第 2 項関係)

年 月 日

殿

豊島区長

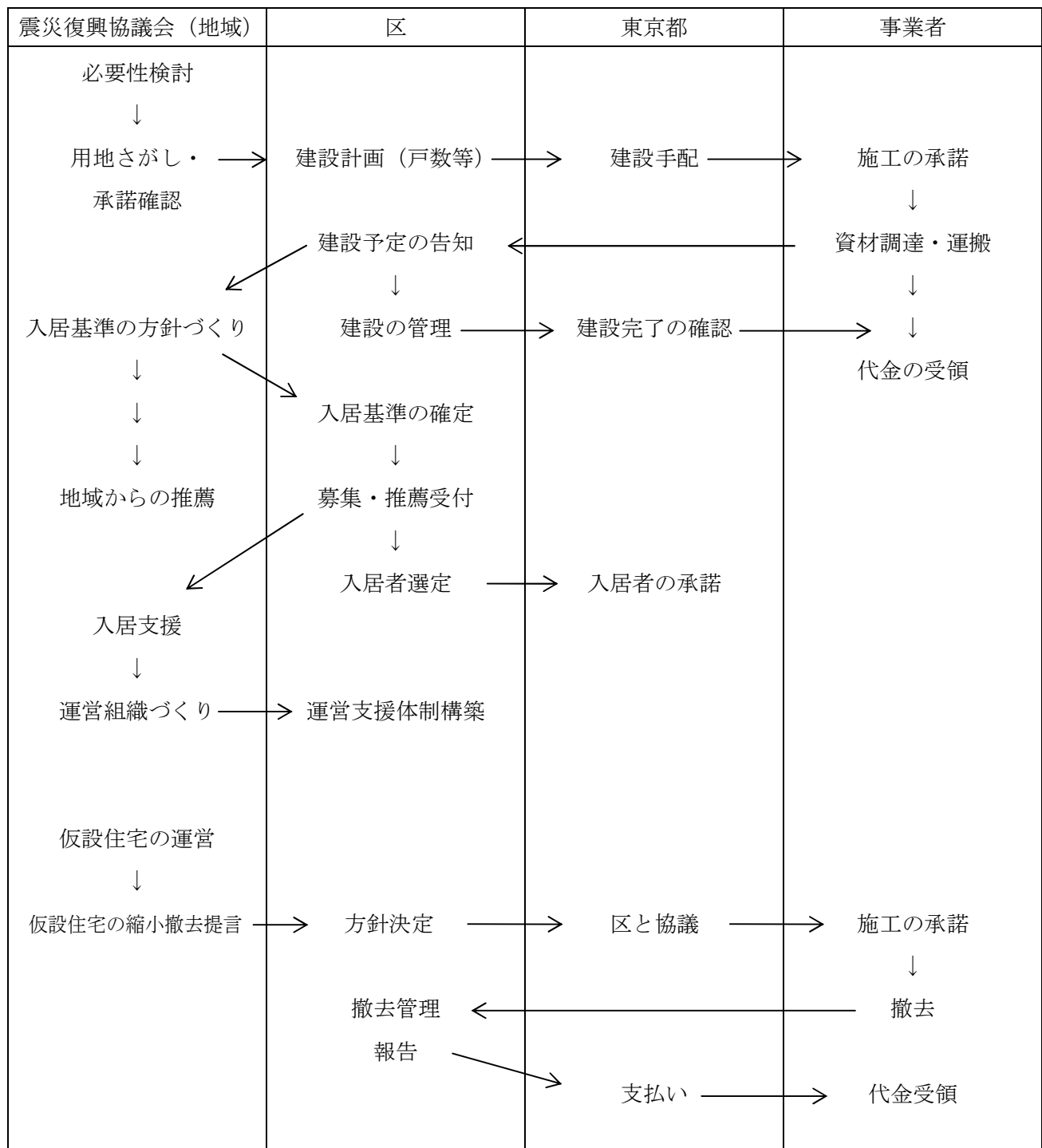
地域復興組織認定取消通知書

豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則第 10 条の規定により、地域復興組織の認定を取り消したので、下記のとおり通知します。

記

団体の名称	
復興に係る地区の区域	
復興に係る活動の目的及び趣旨	1 地区に係る復興計画に関する協議及び提案の作成 2 時限的市街地の建設及び運営 3 その他 ()
取消年月日	
取消理由	
備考	1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、豊島区長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。) 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、豊島区を被告として(訴訟において豊島区を代表する者は豊島区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

仮設建物の建設を、災害救助法の枠内の応急仮設住宅で行う場合を想定して示すと以下のとおりである。仮設店舗・事業所の場合も、震災復興まちづくり協議会内の提起を経て行うことにする。ただし、建設主体については、都との協議が必要である。



◆時限的市街地設置の方針

1. 協議会は、必要な仮設住宅や共同施設等による「時限的市街地」を上池袋地区に建設することを区に提案できます。
2. 時限的市街地の建設候補地は【表】のとおりとします。不足する場合、土地所有者の協力を求めるなど確保に動きます。
3. 協議会は、時限的市街地への入居について、担当部を設け、区と協力して支援活動を行います。

【表】上池袋地区の時限的市街地の候補地（案）

《第 1 順位》
・上池袋さくら公園（区による応急仮設住宅建設用地、一部に地域入居）
《第 2 順位》
・上池袋堀之内公園（ただし状況によって地区の災害対策本部活動の拠点とする）
・上池袋公園
・事前協定してある民間空地（駐車場等）
・上記以外の児童遊園
《第 3 順位》
・その他、震災の状況により協議会で選定した箇所

注意 池袋第一小学校校庭・子安稲荷境内は、状況によって活用を要望することがある。

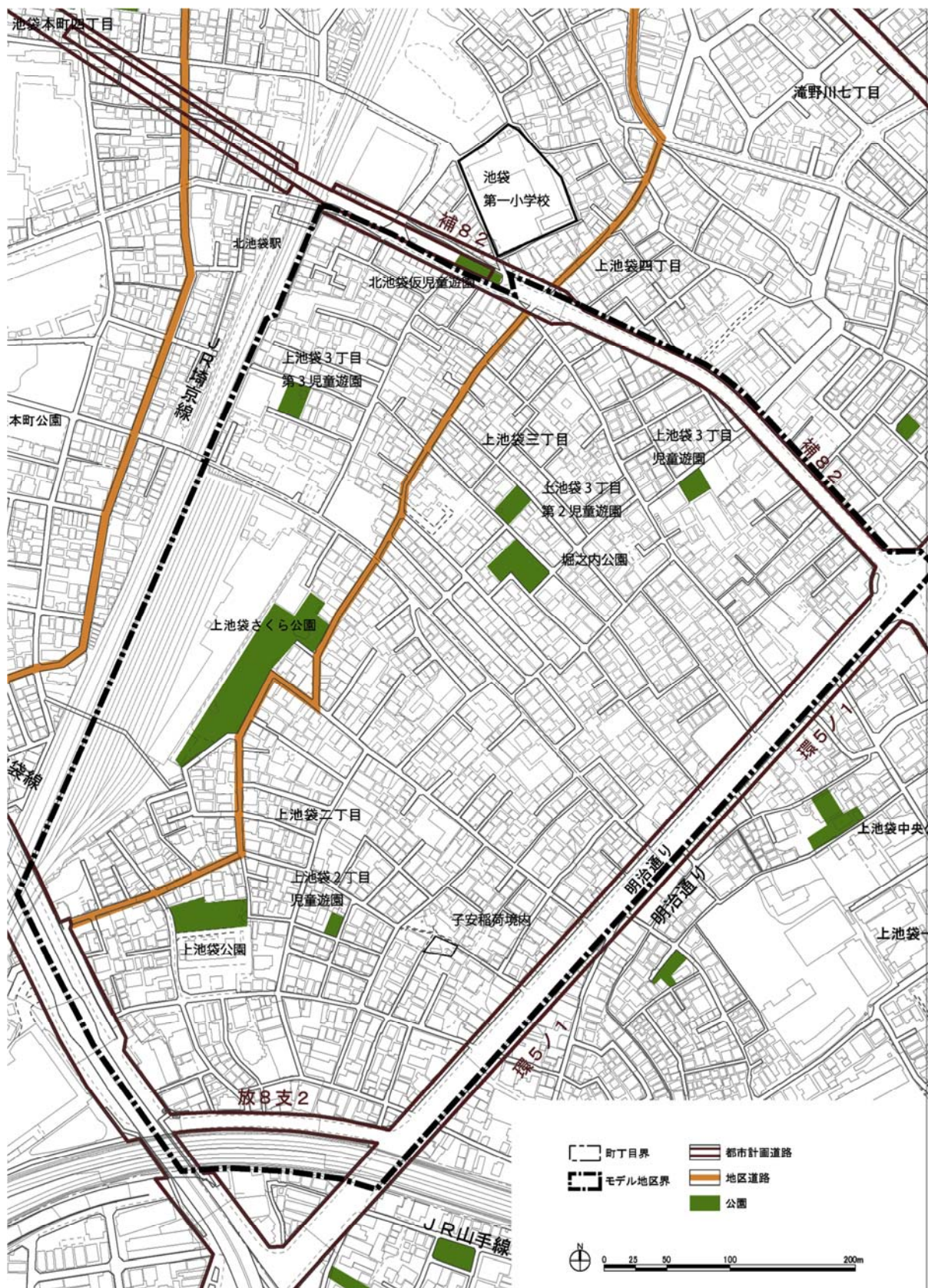


図 上池袋二、三丁目地区の時限的市街地の候補地

◆時限的市街地設置の方針

1. 協議会は、必要な仮設住宅や共同施設等による「時限的市街地」を池袋本町地区に建設することを区に提案できます。

〈時限的市街地づくりの基本的な考え方〉

- ①仮設での生活期間は、なるべく短くする。
- ②やむを得ず生じる仮設での生活における生活環境は、少しでも良いものにする。
- ③話し合って合意形成をしながら物事を進める。

2. 時限的市街地の建設候補地は【次頁の表・図】のとおりとします。不足する場合、土地所有者の協力を求めるなど確保に動きます。

3. 協議会は、時限的市街地への入居について、担当部を設け、区と協力して支援活動を行います。以下の配慮を行います。

【配慮事項】

①商業の継続について

- ・仮設店舗は、場所だけでなく必要な設備等も考慮し、事業を再開するための支援策が必要である。
- ・仮設住宅の近くに仮設店舗を設置する、又は、仮設住宅で移動販売が行われるようにする。

②住まいの継続について

- ・うつや引きこもり等に対する心のケアを行う。
- ・地区内の仮設住宅は、基本は地区内の方が居住するようにしたいが、地域外から仮設住宅にきた人がいれば、知らない人が多い環境で、馴染めるような配慮が必要である。
- ・往診してもらえる医療関係者の確保に努める。
- ・健康でいられるように、健康維持増進や医療のサポートが必要である。

③生活の継続について

- ・疎開などによって、離れた場所にいる人も含めて、地域の連絡網の構築が必要である。

④コミュニティ・地域の継続について

- ・隣組のような制度があるとよい。
- ・コミュニティ活動の中心となる集会施設が必要である。

⑤事前・事後の仕組みづくりについて

- ・がれき発生量などの想定を詳細化して、より細かい復興の進め方やイメージを検討しておく。
- ・民間利用についての交渉を事前に行い、地主の協力を得る。
- ・震災前に復興に備えた体制をつくっておく。
- ・活動を担うことになる地域内の若い人を把握する。
- ・外部からくるボランティアの活動拠点（宿泊にも配慮）となる場所と、受け入れの体制を作っておく。

【表】池袋本町地区の時限的市街地の候補地（案）

《第1順位》

- ・防災ひろば用地（地域入居）
- ・公園（池袋本町公園・池袋本町電車が見える公園）

《第2順位》

- ・学校用地
- ・都市計画道路予定地

《第3順位》

- ・その他、震災の状況により協議会が要請を行う土地

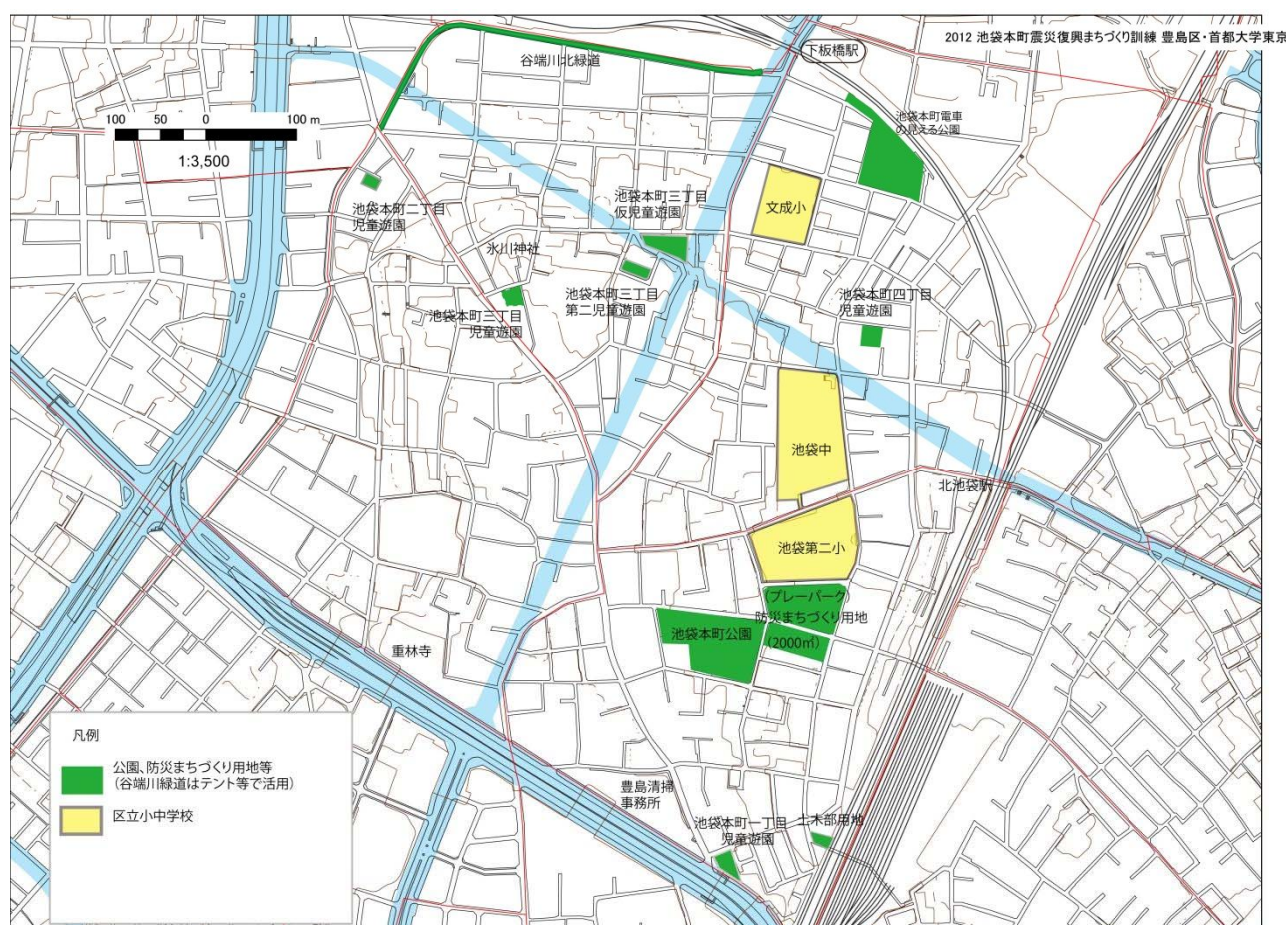


図 池袋本町地区の時限的市街地の候補地

◆神戸市真野地区のニュース (地域の復興組織が発行し、配布)

真野こガンバレ!!

阪神大震災真野地区復興まちづくりニュース

第6号
平成7年4月10日月曜日
真野地区災害対策本部
発行人 岸野 賢治
編集長 清水 光久
☎078-671-9834

1階
2階
3階

頭の痛い戸建住宅

— 建物安全相談の中から —

京都などの建物安全調査ネットワークの皆さんにご支援いただいて二ヶ月以上になります。その間、建物診断、見積りやブルーシート掛けの建物レスキューなど困っておられる家を次々訪問し、建物相談にのっていただきました。

その中で、つらいのは個別建替の話です。長屋はもとと、十坪から十五坪の小さな敷地いっばいに建てているものが多く全壊、全焼した家を個別で建替える場合、一般的に建坪が敷地面積の六割となり(建ぺい率)もとより小さくなります。六一八坪では家にならないと嘆いてこられる人が多くなりました。できるだけ何軒かでまとまっ

て共同の建替えをすすめていますが、地主、家主の関係や、なんといいてもお金のこともあり現実にはむずかしい問題です。そうした中で、力のある人は六一八坪の個別建替を計画するわけですが、その場合よく考えた設計、言い換えれば安全を第一に考えて、住みやすさを追求した建物が必要ではないでしょうか。

絵は、建築基準法で決められている道路巾の確保により敷地が減少し、さらに前述の建ぺい率により建坪の小さくなった個別建替の間取りですが、親子二世帯で住めるように工夫されています。

これは支援ネットワークの方が描かれたものですが、建替えにあたっては、法規制を考慮した上で住まい方にあった住宅を慎重に計画したいものです。

シリーズ⑥

長かった一日—一月十七日

伊藤鉄夫さん、彼は真野同志会の副会長であり、浜添通五、六丁目の自治会副会長でもある。現在は多くの人に喜ばれている建物レスキュー隊長として、毎週日曜日、屋根のブルーシート張りに出動している。

さて、彼の震災体験は生々しい。彼のように、震災直後に神戸を三宮から長田までまのあたりにした人はいないだろう。彼は大型トレーラーの運転手である。朝が早い。

一月十七日の五時四十六分、トレーラーにコンテナをつないで発進した時、地震がきた。追突されたのだと思ひ、あわててブレーキを踏んだが車は止まらない。激しい揺れがおさまったときである。真暗だった東の空が真赤になったという。ミシミシという音と同時に地割れが走り、岸壁がくずれ、クレインが傾き、他の車が海に落ちていく。目の前の道路にジワッと泥水がわき出して道路がなくなった。背筋に寒気が走った。SFの世界に入ったようだった。鳥が沈没するのではないかと不安になった。

車を乗り捨てて歩き始めたがまるで底なし沼のように足が抜けない。とりあえず歩いて帰るしかない。夜が明けた神戸大橋

M. SHIMIZU

真野地区スケッチ 3

東尻池町六丁目付近、長田美術という印刷所や東側の長屋が倒壊した。西側の南尻池公園は、被災者のテント村になっている。

は歩く人、自転車、バイクの人々で気味悪い程静かだった。西の方、つまり伊藤さんに自宅の方向は火災の煙で天まで真黒だった。気はあせるが時間がかかった。家にたどり着くまで四時間かかった。

三宮のビルの倒壊、菅原市場の火災を横に見て、真野地区はまだましだった。すると目頭があつくなくなった。

その日の夕刻から親友の炭谷さんと毛布などの物資配給に走りまわった。一人ももれなく渡すために。寒さで倒れる人が出ないように。まるで戦争だった。

◆訓練実行委員会が終了後に発行、回覧した「かわら版」

上池袋地区震災復興まちづくりかわら版 第4号

上池袋地区 震災復興まちづくり訓練かわら版

平成二十二年三月
上池袋地区震災
復興まちづくり
訓練実行委員会

訓練は仕上げ段階！ 三月の報告会で成果発表

上池袋の復興まちづくり計画案(訓練用)と進め方のまとめ

九月のガイダンスから数えて五回目となる「上池袋地区震災復興まちづくり訓練」が二月六日に開催されました。参加者は六十一名（地域十八名、専門家十三名、大学十四名、職員十六名）です。今回は復興までの流れと、区の計画案の説明後に、テーマで自由に協議できるテーブルをお店に見立て、スタンプラリーを楽しみながら訓練のまとめ作業をしました。

上池袋の復興の進め方案

首都大学東京市古助教より、復興の流れの説明と提案がありました。

区は復興本部を設置し、復興の地区を指定します。地域は、復興まちづくり協議会を組織化し、専門家の支援を得ながら、まちづくりの協議を進めます。

さらに、区は復興まちづくり協議会と協働・連携をしながら、地区内に仮設住宅の建設方法や、入居者へのくらしの支援などを始めます。

その他、情報の伝達、コミュニケーションづくり、住まい再建の相談会など、区と連携した取り組みが示されました。

区の復興計画案を提示

区は、震災二か月半後を想定し、一二月の訓練で示した方針案に基づき、「復興街づくり計画案」を提示しました。

「安全便利な快適住宅地、やさしさ溢れる住み続けたいまち上池袋」が復興目標です。

土地区画整理事業で、南北に地区骨格道路（幅員6.5m）（写真①）を配し、4.5m、5mの道路（写真②）でネットワーク化するほか、公園等の集約を図ります。

また、被災者向け復興共同住宅（写真③）の建設と、地域住民が気軽に語らえる場（写真④）の設置など、道路を含めて、区内の実例を参考にした説明がありました。

神戸新聞と読売新聞 （間面版）で本訓練が掲載!!

▲ 神戸新聞の一面(22年1月23日朝刊) 上池袋の訓練でも15年前の阪神・淡路大震災と同じ議論が交わされていたと報じられている。(神戸新聞社提供) 本記事は区のホームページからご覧いただけます。(裏面左下参照)

写真③:復興共同住宅

上池袋2・3丁目復興計画案

写真①: 地区骨格道路

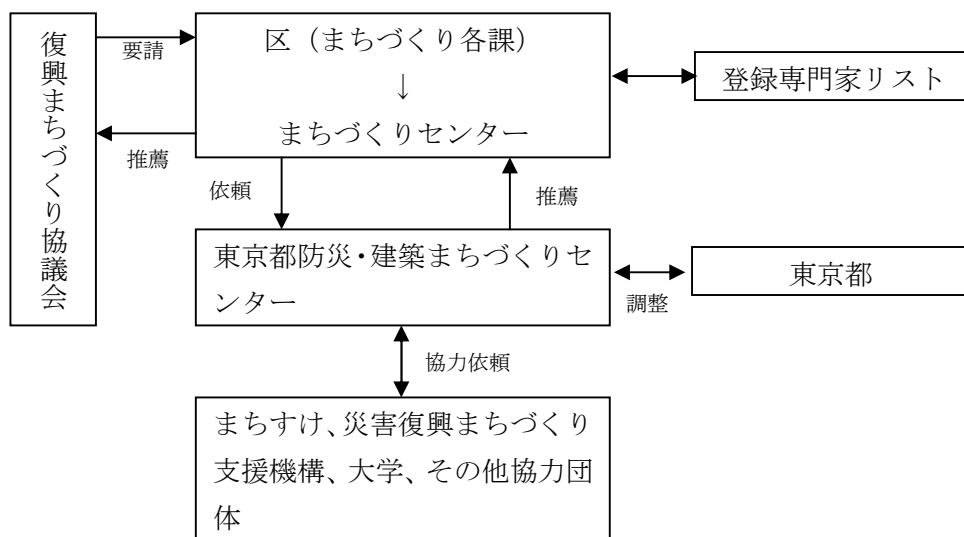
写真④: 語らい広場

写真②: 地区内道路

■東京都によるまちづくり専門家の配分調整【東京都震災復興マニュアル】

非常時の参加型まちづくりを迅速に進めるためには、区市町村において、同時に多くのまちづくり専門家の協力が必要となることから、効率的にまちづくり専門家を動員するために、都において専門家の配分調整を行う。

【専門家派遣の流れ】



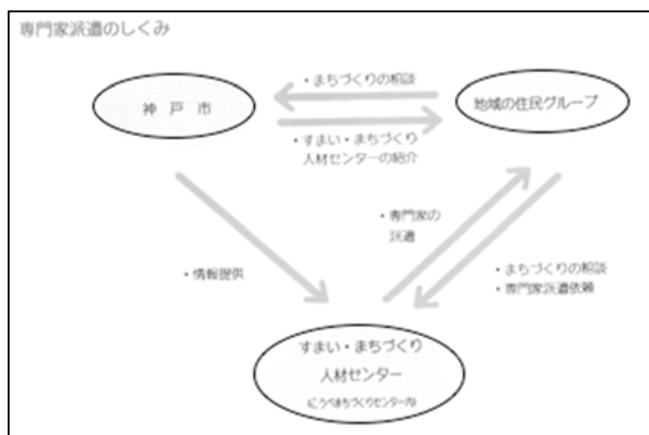
（参考）神戸市の専門家派遣

神戸市では、1995 年阪神・淡路大震災の 2 か月後の 3 月 17 日に、土地区画整理事業や市街地再開発事業に関する都市計画が決定されたが、この段階で様々な軋轢があり、神戸市では「二段階方式」の都市計画方式を選択するとともに

- ①「まちづくり協議会」の組織化
- ②「現地相談所」の設置による地域住民への細やかな対応
- ③「まちづくり専門家」の派遣

の 3 点を基本とした復興まちづくりの事業展開をはかった。

専門家の支援や活動費について震災前には、昭和 52 年「神戸市街づくり助成制度」、昭和 54 年度「神戸市まち・すまいづくりコンサルタント派遣制度」が設けられていた。震災後は「阪神・淡路大震災に伴う神戸市街づくり助成の対象となる団体及び助成の内容の特例に関する要綱」を設け、まちづくり協議会の規模に応じて支援することにした。平成 5 年に（財）神戸市都市整備公社内に「こうべまちづくりセンター」が設立されていたが、平成 7 年 7 月に「すまい・まちづくり人材センター」を発足させ、ここに専門家派遣を一元化した。



■上池袋地区復興まちづくり方針＜訓練用＞ 平成 21 年 10 月

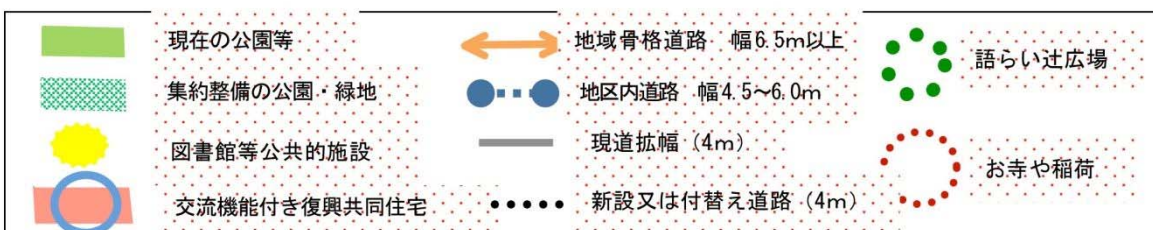
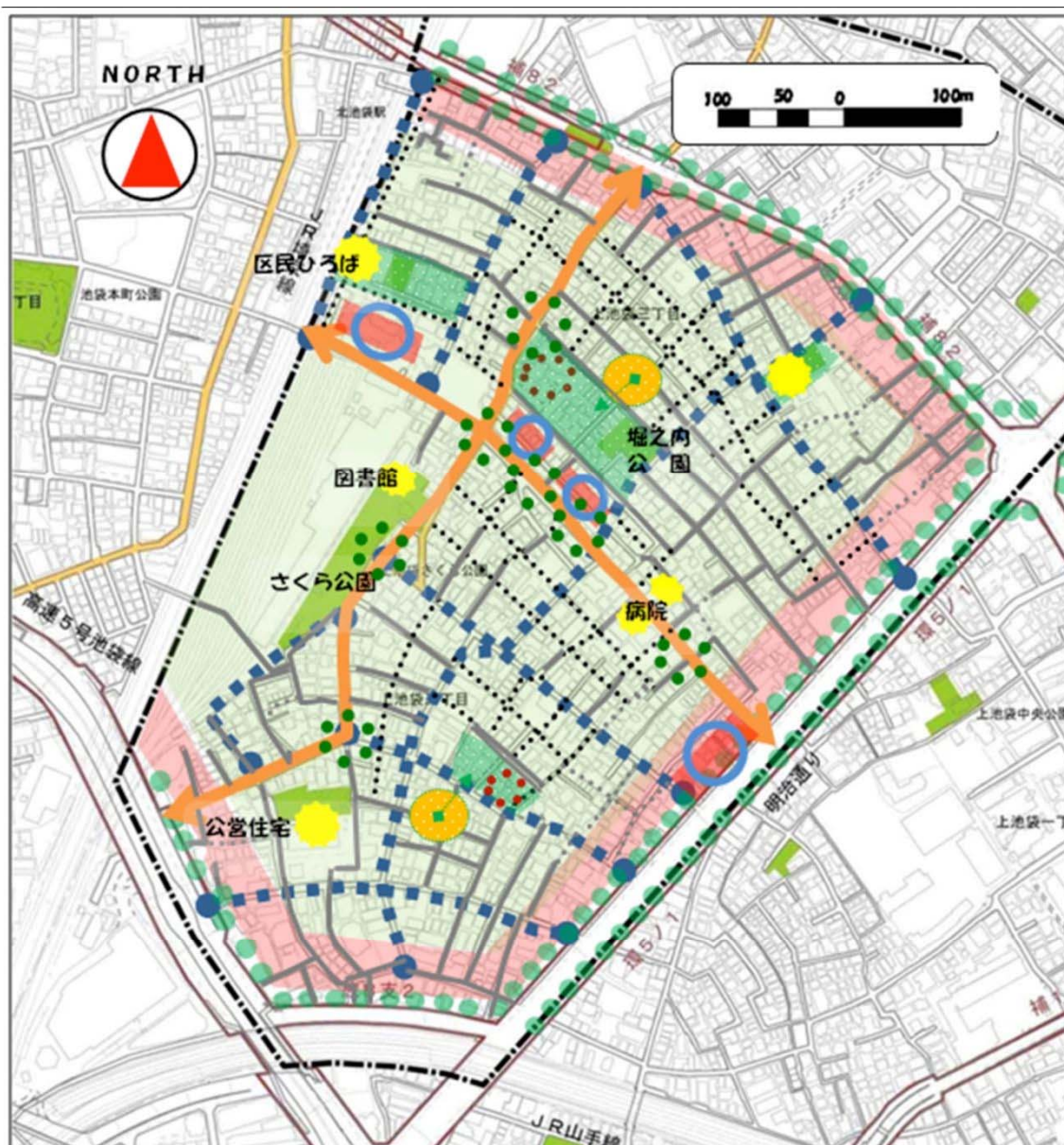
上池袋 2、3 丁目復興まちづくり方針図（案）

基本理念

- ◎この地で再び暮らし続けるためのいち早い復興の実現
- ◎この地のよさの継承と被災前のまちづくりの理想の具現化
- ◎被災者の負担の少ない現実的かつ堅実な計画の提示

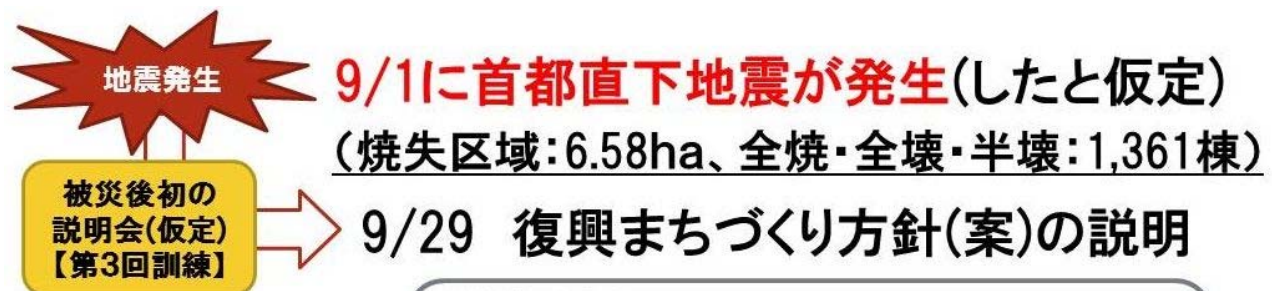
復興目標

『安全便利な快適住宅地、やさしさ溢れる住み続けたいまち上池袋』
～被災に負けない復興都市の先導に～



■復興まちづくり方針案の検討経過と前提条件

〈方針案の検討経過〉



《説明の概要》

- ・被害状況（第2回訓練で示された被害想定を使用）
- ・従前のまちづくり課題
- ・復興まちづくり方針の基本的な考え方
- ・方針案（基本理念、復興目標、土地利用の方針等）

〈方針案策定の前提条件〉

- ①地震発生は、平成24年9月1日 18時と仮定
- ②被害状況は、第2回訓練で示された被害想定（下図参照）
- ③地元では復興まちづくり協議会の組織化に向けた動きが進んでいる
- ④復興のための施設は、被害地区への配置を検討

■池袋本町地区の被害想定（訓練用）〈第2回訓練 平成24年6月〉

豊島区池袋本町地区 震災復興まちづくり訓練 訓練用被害想定図 2012年6月

復興訓練用

■地震と気象の設定

- ・震度6強（計測震度：6.0）／北よりの風 風速3m/s

■火災延焼被害

	延焼時間	被害棟数	焼失面積
池袋本町一丁目	2.5時間	58棟	0.66ha
池袋本町二丁目	2.5時間	82棟	0.82ha
池袋本町三丁目	2.0時間	82棟	0.86ha
池袋本町四丁目	6.0時間	357棟	4.24ha

池袋本町地区の全体面積は63.82ha、建物総数は3,497棟

■火災・揺れによる建物被害

罹災度	棟数	棟数被害率	世帯数	居住人口
全焼	579棟	16.6%	1,556世帯	2,736人
全壊	327棟	9.35%	678世帯	1,156人
半壊	455棟	13.0%	759世帯	1,268人
一部損壊	577棟	16.5%	1,457世帯	2,532人
無被害	1,559棟	44.6%	4,949世帯	8,833人

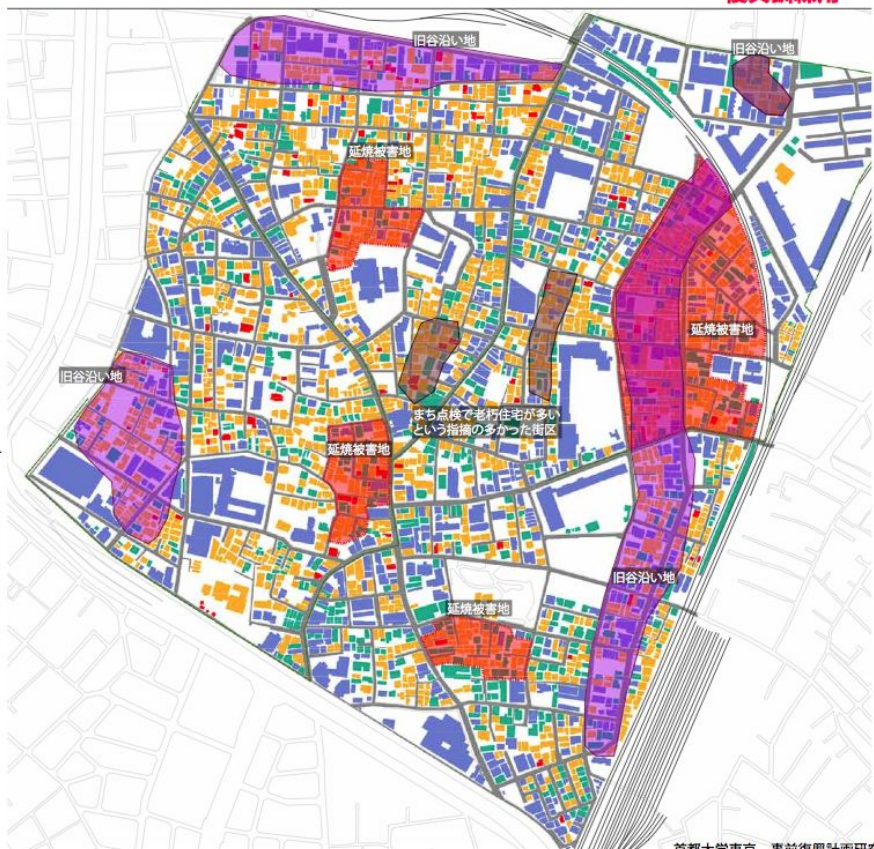
全壊棟数は東京都の算定式。

■池袋本町の建物基本属性（2006年都市計画基礎調査）

	独立住宅	共同住宅	住商併用	その他	合計
木造	73棟	6棟	12棟	12棟	103棟
防火造	1,146棟	371棟	271棟	83棟	1,871棟
非耐火系合計	1,219棟	377棟	283棟	95棟	1,974棟
準耐火造	386棟	214棟	99棟	70棟	769棟
耐火造	241棟	255棟	121棟	137棟	754棟
耐火系合計	627棟	469棟	220棟	207棟	1,523棟
非耐火系比率	66.0%	44.6%	56.3%	31.5%	56.4%
耐火系比率	34.0%	55.4%	43.7%	68.5%	43.6%

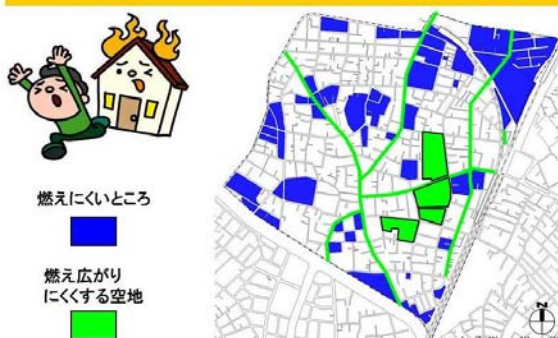
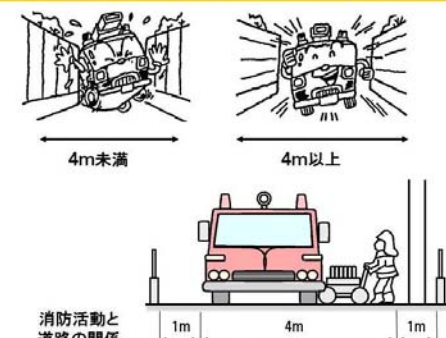
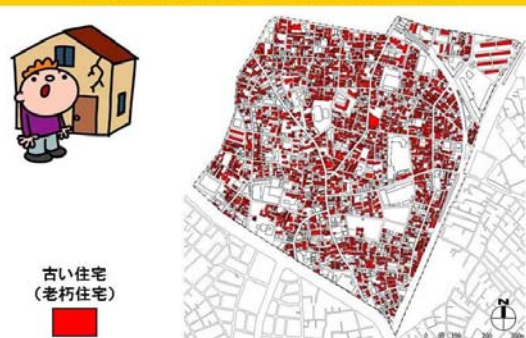
■池袋本町の基本世帯人口特性（2010年国勢調査）

人口：16,525人／世帯数：9,399世帯／65歳以上人口：3,434人（20.8%）
 15未満人口：1,296人（7.8%）、外国人居住者：1,166人
 一戸建て世帯数：2,725世帯 共同住宅世帯数：6,287世帯
 持家世帯：4,266世帯（45%） 単身世帯：5,559世帯

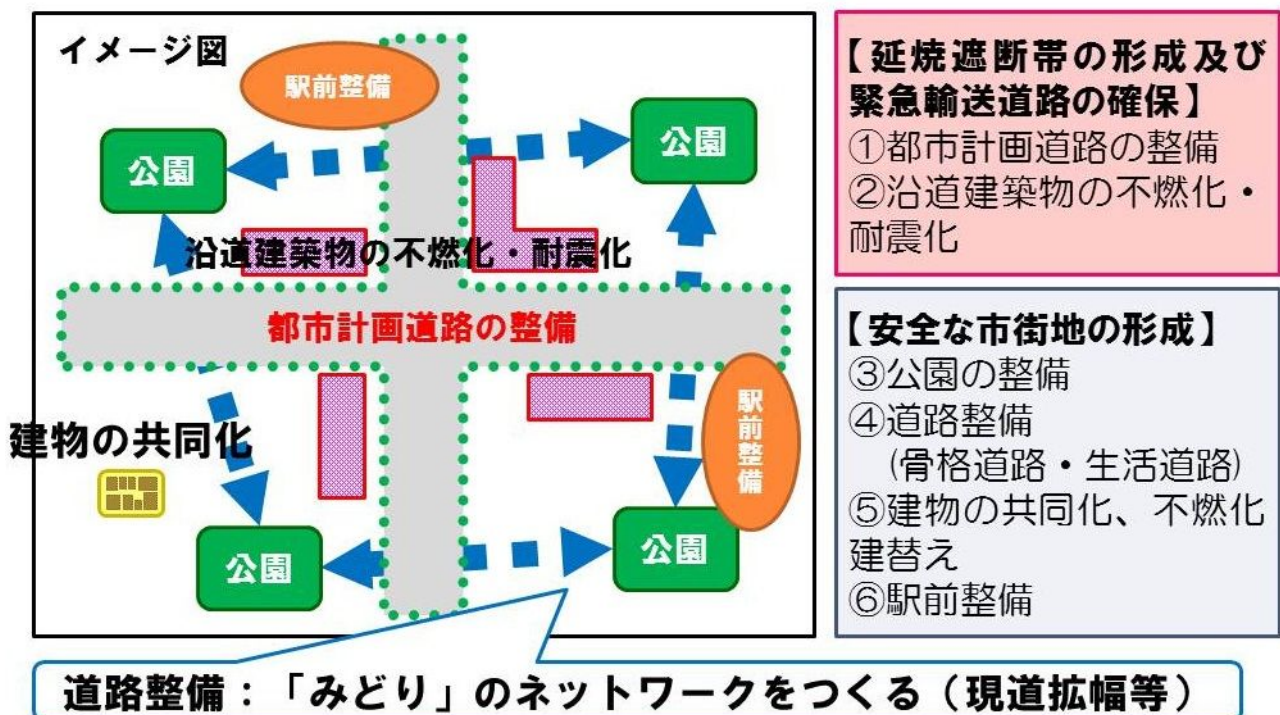


首都大学東京 事前復興計画研究会

■池袋本町地区の従前のまちづくり課題〈第3回訓練 平成24年9月〉

①空地が少ない 火災が燃え広がりやすいと考えられます  燃えにくいところ 燃え広がり にくい空地 そして、池袋本町地区の空地の配置は偏ってます	②道路状況が悪い 避難や消防活動に支障が生じると考えられます  4m未満 4m以上 消防活動と道路の関係 池袋本町地区の住宅の3割以上が、道路状況悪い
③古い住宅が多い 耐震性や防火性に心配があります  古い住宅 (老朽住宅) 池袋本町地区の木造住宅の8割以上が古い住宅	④木造建物が多い 木造建物は燃えやすい  木造建物が多いところ 木造以外の建物が多いところ 木造建物が多いと街が焼失する危険も高い

■復興まちづくり方針の基本的な考え方〈第3回訓練 平成24年9月〉



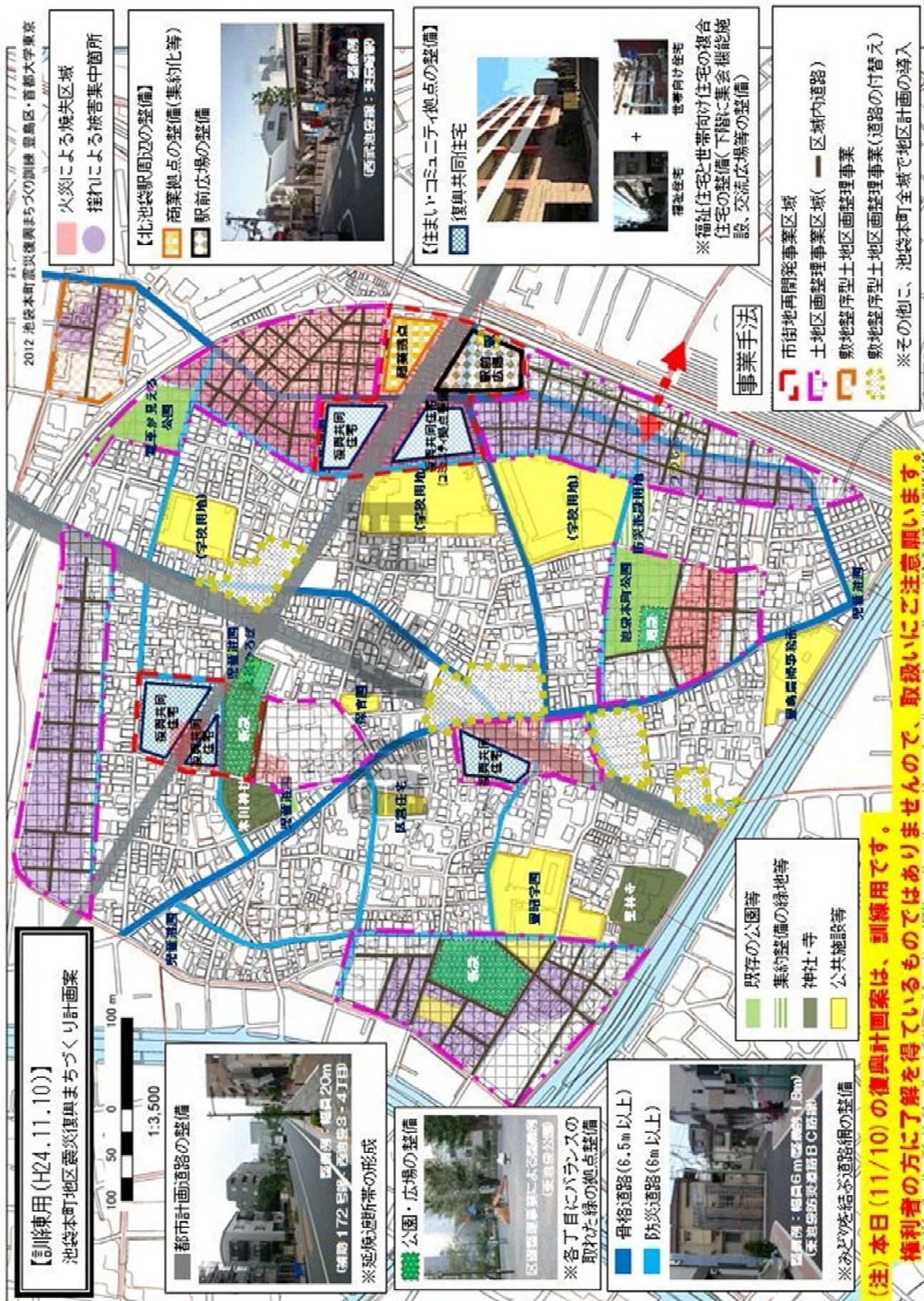


上池袋2・3丁目復興計画（案）



資135

以下概略を示した図であり、別途、計画書が付く。（省略）



～阪神淡路大震災における神戸市長田区久二塚地区の取り組み～

久二塚地区は、早期に働く場所と住む場所を確保するため、市街地再開発事業の都市計画決定を受けて、本来行政が行なう事業用の仮設店舗や仮設住宅を協議会が代わって建設するなど、行政と協働しながら独自の活動を行なった。

1 地区の概況

- 縦横に商店街が行き交う住商混在地区
- 面積約 3.2ha、人口約 1,000 人、世帯数約 380 世帯、商店数約 240 店、権利者数約 570 人

2 被害状況

- 倒壊焼失面積 19,110 m² (59%)、倒壊焼失件数 232 件 (62%)、倒壊焼失店数 158 店 (66%)

3 復興の歩み

- 地下鉄整備に伴い 3 町が個別にまちづくりの話し合いをもっていたが、震災を契機に新たに 3 町合同の「久二塚地区震災復興まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）を発足
- 協議会は、震災から約 2 か月で 90% 以上の住民及び権利者の避難先を確認し、建物解体の同意や仮設建築物等の建設のために必要な権利関係資料の作成を実施
- 協議会は、倒壊建物の解体・撤去作業を協議会が一括して業者と契約できるように行政と交渉し、行政と協議会、業者の 3 者契約により、192 件の解体撤去を実施
- 協議会は、135 権利者から約 1.1ha の土地を借り上げ、住民との各種交渉、仮設住宅及び仮設店舗の入居や工事等の管理運営等の検討を実施。仮設店舗は、仮設商店街「復興げんき村パラール」（約 80 店舗、約 5,400 m²）として 4 年 5 ヶ月にわたり営業
- 神戸市と財阪神・淡路大震災復興基金は「パラール」の設置にあたり、仮設店舗設置費用の最大 2 分の 1 を助成する「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」により支援を行なった。
- これらの仮設住宅と仮設店舗は、後に市街地再開発事業の事業用仮設建築物として神戸市に引き取られた。



◎主要な事業手法別の適用状況等

(1) 市街地再開発事業

①適用の状況

7 市 30 地区 (うち 6 事業は震災前から実施され震災関連事業とされた)

0.3~20.1ha、平均 2.1ha 事業費の平均は 156.3 億円/ha (従前居住者用住宅を含む)

うち 24 地区が震災復興市街地再開発事業 (採択要件緩和、補助拡大)

- ・被災時に都市計画決定済みが 14 地区、それ以前が 16 地区
- ・16 地区中 14 地区は計画が進行中 (研究会、準備会) であり、あとの 2 地区も行政による調査や計画があった。
- ・神戸市総合計画で副都心と位置づけられている「六甲道周辺」「新長田駅周辺」、西宮市総合計画で都市核に位置づけられている「西宮北口駅北東」には被災面積も大きかったこともあって市街地再開発事業と土地区画整理事業が適用された。
- 市街地再開発 (土地の高度利用等) は従前の計画や構想が重要になる。周辺が被災していれば、広く基盤整備を行うことも考えられる。

②他の事業等の活用

- ・土地区画整理事業 (周辺地区の基盤整備)
- ・住宅市街地総合整備事業 (従前居住者用住宅を建設、管理者負担金の国庫補助、県公社が保留床取得に活用、隣接地で道路整備した事例あり)
- ・密集住宅市街地整備事業 (従前居住者用住宅を建設)
- ・住宅地区改良事業 (従前居住者用住宅を建設)
- ・再開発地区計画 (2 号施設の整備、ペDESTリアンデッキ等)
- ・地区計画 (地区施設の整備)
- ・街並みまちづくり総合支援事業 (高次都市施設、駅前広場の整備の整備)
- ・まちづくり総合支援事業 (周辺地区の公共整備、防災拠点施設の整備)
- ・住宅宅地関連公共施設整備促進事業 (道路管理者負担金導入、区域外公共施設整備)
- ・再開発緊急促進事業 (補助金導入)
- ・特定優良賃貸住宅制度 (県住宅供給公社が保留床取得を行い復興住宅確保)
- ・市の単独補助 (宝塚市生活道路整備要綱---隣接細街路用地の取得整備---を創設)

③その他

- ・事業用仮設住宅、店舗の試みが多かった。二種事業では、地区内の先行買収用地や借地で用地を確保している。
- ・準備組合がデベロッパーから借入等行い、自力で建設。
- ・参加組合員のデベロッパーが建設したものを借り上げる。

(2) 土地区画整理事業

①適用状況

- ・全半壊率が 80~90%の地区や火災があった地区 (新長田鷹取、御菅、築地、松本、芦屋西部) (神前 2 丁目、湊川 1, 2 丁目) と未接道宅地が広がっていた地区 (六甲道西、芦屋中央、森具、森南、西宮北口、富島) に適用された。
- 耕地整理済み地区では 100mメッシュの道路ネットワークができていたが、年月の間に街区内部に未接道宅地や住宅も密集状況が形成されていた。
- ・0.5~87.7ha、平均 19.7ha 事業費の平均は 17.7 億円/ha (従前居住者用住宅を含む)
- ・3 月都市計画決定の 11 地区では、5000 万円控除の震災特例で先行買収が進んだ。
- ・8 月都市計画決定の築地地区では、地域のまともに加えて何とか地区内で住み続けられる住宅も多かった。
- ・以降の 2 地区 (湊川 1, 2 丁目)、神前町北は、密集事業等比較の上で小規模な組合施行を選じた。

②震災特例

- ・制度上の特例
復興共同住宅区→あまり活用されなかった
住宅の給付---減価補償金買収をしてそれを原資に地権者が地区内外で購入
保留地特例---公営住宅等保留地にとれるが、今回はなかった
- ・道路特別会計補助（通常費及び臨時交付金）
採択用件緩和（5ha以上→2ha以上）---すべて5ha以上
都市計画道路幅員（12m以上→6m以上）---積極的に活用された
地方負担分の財源措置
- ・一般会計補助
施行区域要件が被災市街地復興推進地域で指定があれば面積要件はなくなった
補助に国費1/2、仮設住宅等整備費が計上→民間住宅借り上げに使った例もある
- ・その他
公園公管金 地区面積の1%対象外→公園用地内の従前宅地はすべて対象
減価買収 事業認可前でも都市計画決定があれば5000万円控除
課税特例等

③他の事業等の併用活用

- ・住宅市街地総合整備事業（従前居住者用住宅を建設、市街地住宅整備---共同化補助、公共施設整備、集会施設等）
- ・密集住宅市街地整備事業（従前居住者用住宅を建設---森具、地区集会所等、共同化補助（湊川））
- ・住宅地区改良事業（移転補償費軽減、借家人救済のための従前居住者用住宅を建設）
- ・再開発地区計画（2号施設の整備、ペデストリアンデッキ等）
- ・地区計画（地区施設の整備）
- ・まちづくり総合支援事業（土地区画整理事業の移転補償、道路築造等、公園・集会所・地域案内板の整備）
- ・優良建築物等整備事業（共同化補助）
- ・地区計画（神戸市の地区のほとんど、森具、西宮北口北東地区）
- ・神戸市インナーシティ長屋街区改善制度（道路斜線や建ぺい率緩和が可能）
- ・復興土地区画整理事業等融資利子補給（復興基金制度） 清算金借入5年間3%補給
- ・被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業等融資利子補給制度（復興基金制度）---事業地内住宅等建設への利子補給

④その他

- ・家屋評価・補償に伴い公費解体との関係で問題があった。
- ・減価補償金を活用した先買いによる減歩率低減で減歩率緩和がなされた。小規模宅地の減歩緩和について、基準は市によって異なっていた。
- ・仮設住宅については、応急仮設住宅、公営住宅、自力仮設、都市計画法53条の活用、事業用仮設住宅（建設、借り上げ）、仮設店舗（震災特例で可能になった）

（3）住宅地区改良事業

①適用状況

- ・3市町8地区、地区面積は0.8~4.5ha、平均2.7ha 事業費の平均は、密集と組み合わせた5地区も含んで13地区で43.3億円/ha
- ・地震により壊滅的打撃を受けた地区で、借家率も高く老朽木造住宅が密集した地区で、早期復興のため活用、その他、従前居住者用住宅の早期建設の目的で合併施行した。

②震災特例

- ・仮設住宅等除却費---実績無し

③他の事業との併合

- ・第一種市街地再開発事業---地権者 3 名で不動産経営継続を目的に実施（昭和通り・西大物町）
- ・土地区画整理事業---都市基盤の整備も合わせて行う（築地地区）
- ・密集住宅市街地整備事業（従前居住者用住宅や地区集会所の整備、住宅地区会両事業のフォロー、段階的道路整備、住民主導の計画策定に対抗（戸の内東園田）
- ・まちづくり総合支援事業（区画整理事業のフォロー、公園及び生活基盤施設の整備）
- ・地区計画（事業完了後の土地利用担保）（築地）

④その他

- ・事業用仮設住宅として、入居予定者の他への一時入居、持ちや居住者が従前居住者用住宅で仮住まい、民間借り上げなどがあつた。
- ・1 地区 5.2ha～59.6ha、平均 20.1ha
事業費の平均は、密集と組み合わせた 2 地区も含んで 17 地区で 0.8 億円/ha
- ・住宅市街地整備総合支援事業
- ・仮設店舗設置がスムーズな入居につながった例、確保等に苦労した例があつた。
- ・自力再建者への代替地、存置型再建、中低層にして街並みとの調和を図った例がある。
一面整備に伴う従前居住者用住宅建設や災害復興公営住宅建設に活用可能性がある。

（４）密集住宅市街地総合整備促進事業

①適用状況

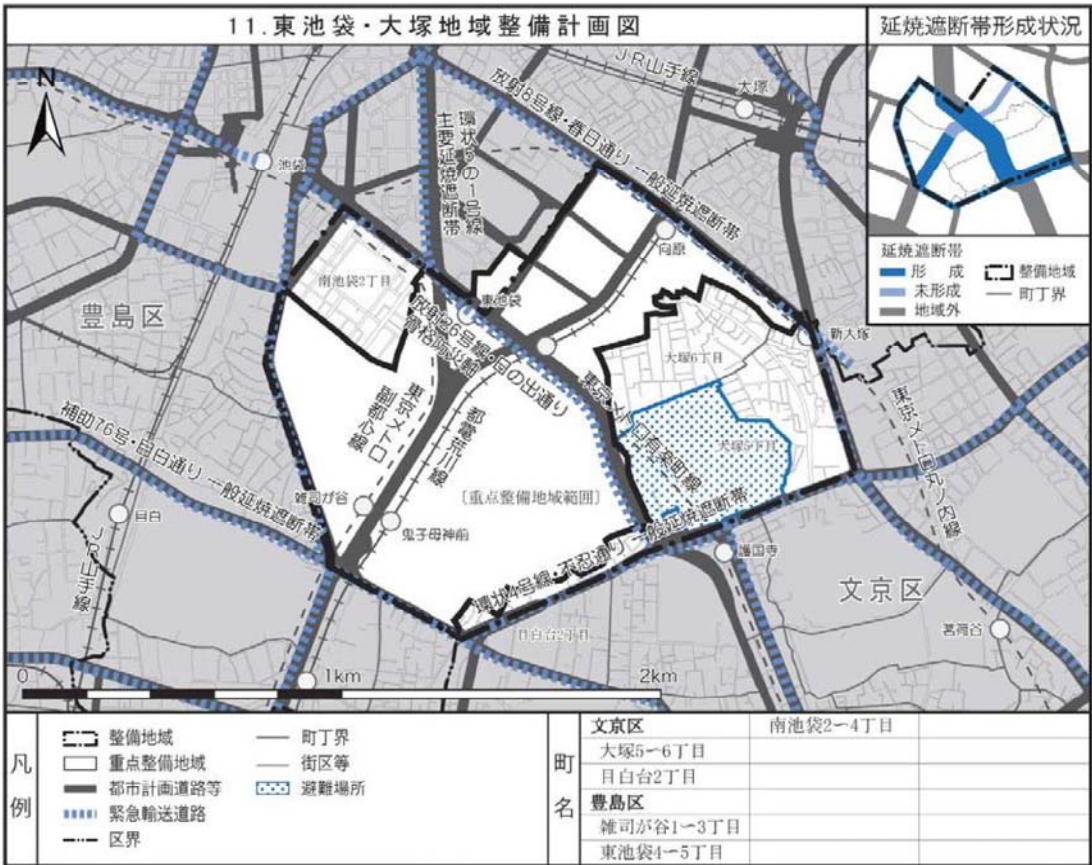
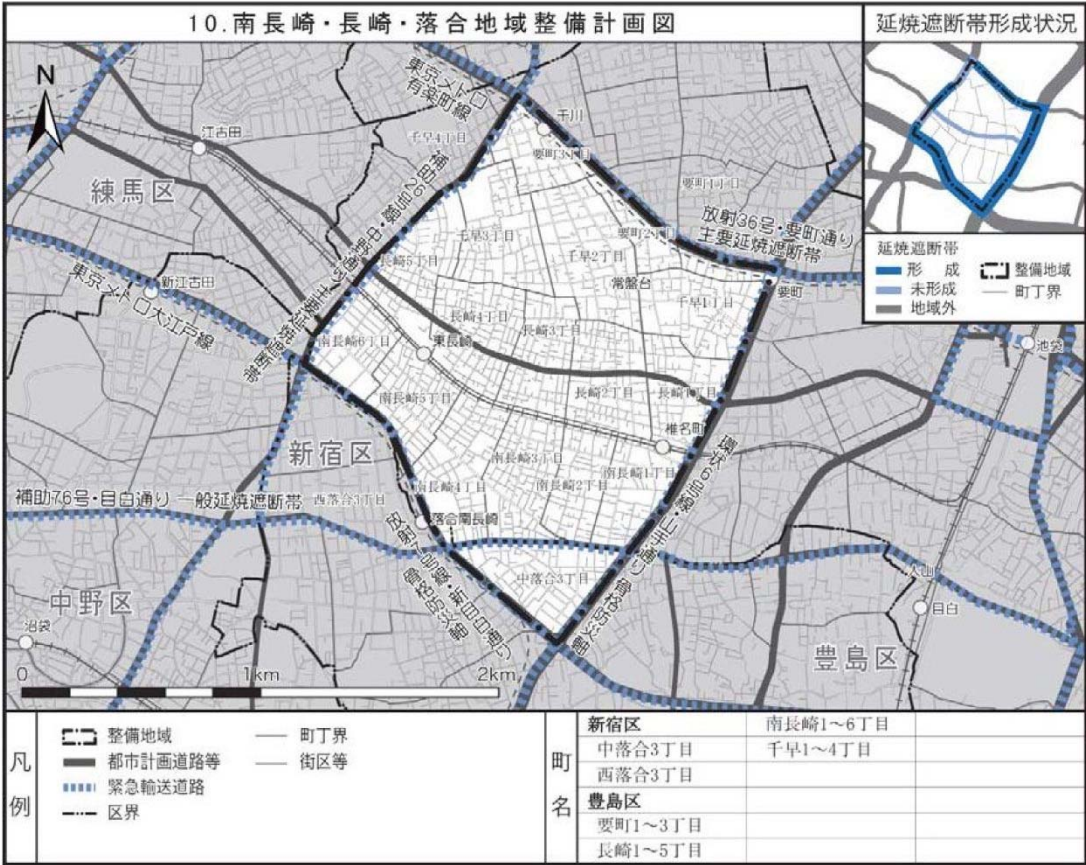
- ・9 市町 20 地区に適用、震災復興を機に、生活道路の確保、道路公園の整備など居住環境整備改善の側面が強かつた。
- ・1 地区 5.2ha～59.6ha、平均 20.1ha、事業費の平均は、密集と組み合わせた 2 地区も含んで 17 地区で 0.8 億円/ha

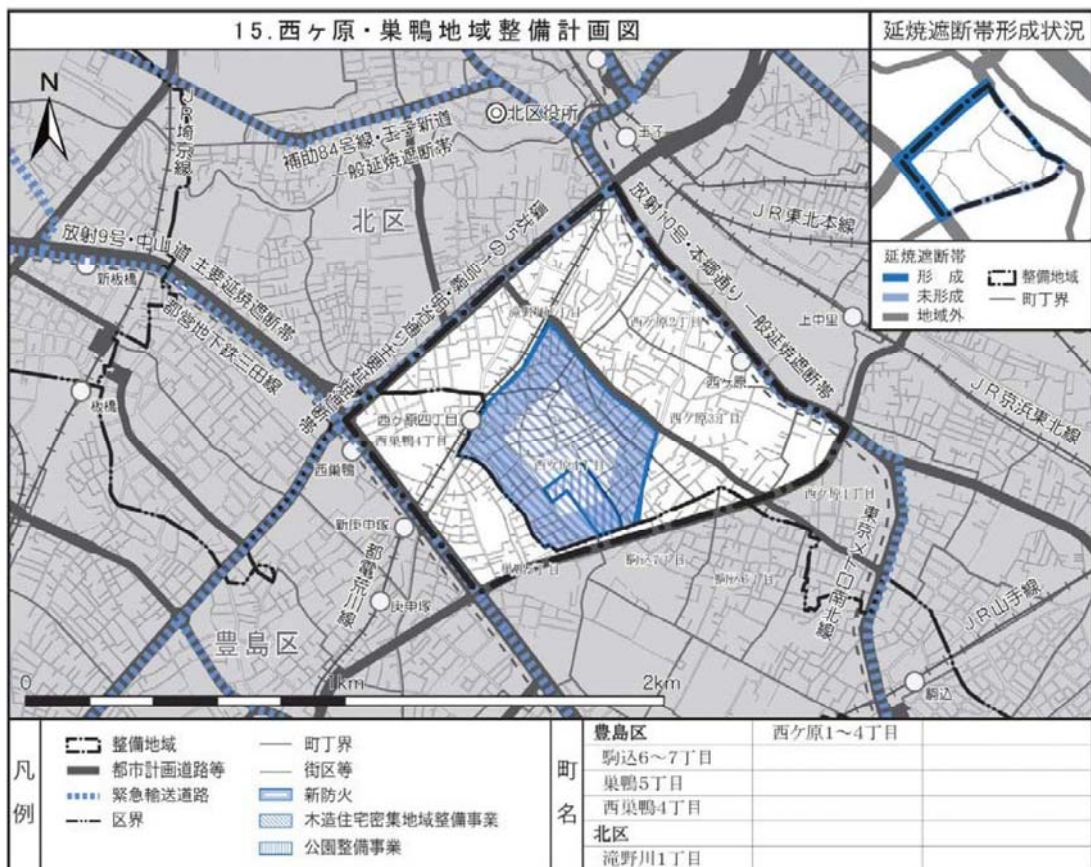
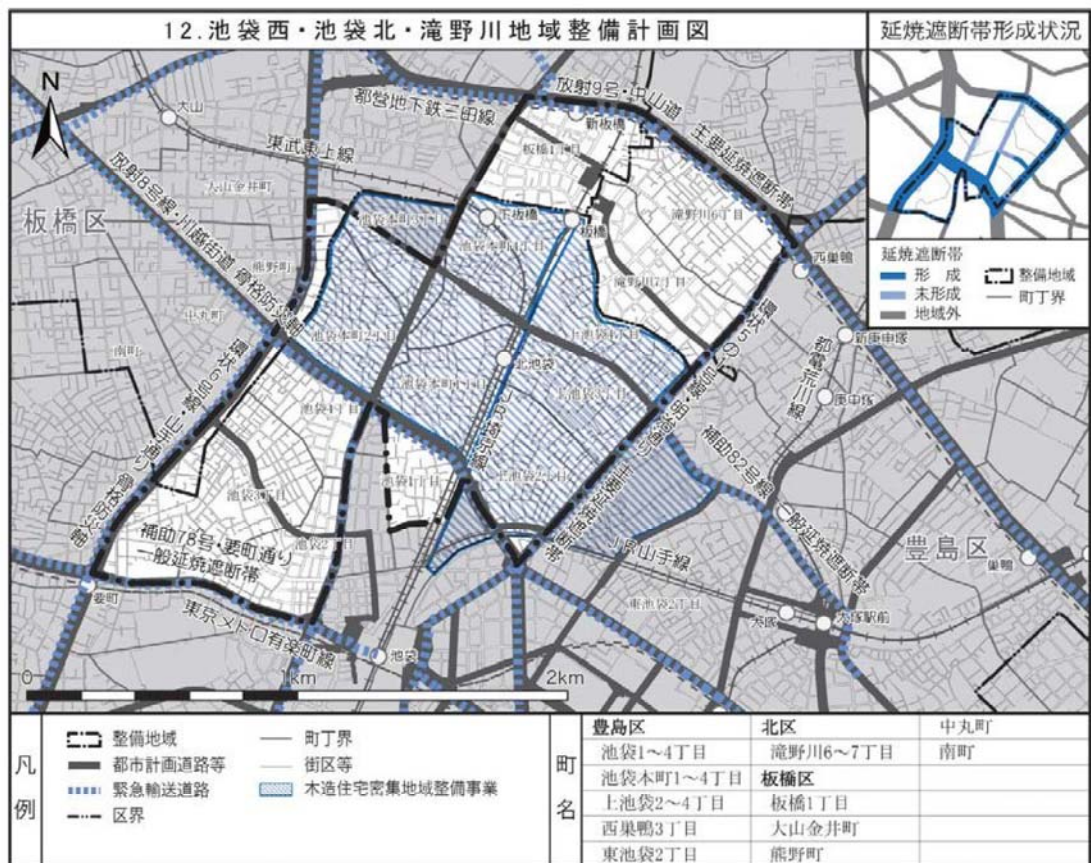
②震災特例

- ・老朽建築物等除却にかかる補助
国費 1/3 以内→1/2 以内：利用されなかつた。
- ・借り上げ型コミュニティ住宅共同施設整備に係る補助率
国費 1/3 以内→2/5 以内：利用されなかつた。
- ・建て替え促進日に係る補助
国費 1/3 以内→1/3 以内（ただし共同建て替えの除却、計画、共同施設は 2/5）
共同化が行われた 2 箇所を活用。
- ・仮設住宅棟整備---仮設住宅棟の除却や補修に補助や活用例はない。
- ・課税特例---復興事業のための譲渡所得特別控除 2,000 万円の特例は、代替地確保に効果があつた。

③他の事業等

- ・土地区画整理事業---都市基盤の整備／現位置原則で同意により位置変更ができるので共同再建希望の敷地を集約化できた。（湊川東部）
- ・住宅地区改良事業---改良事業の地区指定で建築制限を行い、従前居住者用住宅を建設した。（ＪＲ西宮駅北）
- ・住宅市街地総合整備事業（共同化、公園の整備等）
- ・地区計画---良好な住環境担保のため高さ、用途などを規制した。（川面）
- ・漁村集落環境整備事業---仮屋
- ・特定目的借り上げ公共賃貸住宅制度---保留床を公団が取得し市が借り上げることで事業計画が安定。（長田東部）
- ・公団グループ分譲住宅制度---密集事業の国費を投入し公団が事業推進を行う。
- ・グリーンオアシス緊急整備事業-小規模な公園用地の確保。（神前）





震災前にあらかじめ「事前復興ビジョン」を定めておくと、震災時の状況に即してそれを参考に都市復興基本計画等を円滑に策定できる。区民や関係機関等に広く周知しておくことが重要である。

◆『事前復興ビジョン』の策定に関する検討

(1)『事前復興ビジョン』の考え方

一定の被害を想定して策定する『事前復興ビジョン』（事前に示す都市復興の方針・計画）は、実際の被害に即して策定する「復興ビジョン」とは必ずしも一致しない。

被災後唐突に復興ビジョンを策定・公表してしまうと混乱を招く可能性が高いことから、適正かつ円滑な復興事業等を進めるためにも、区民等に対して従前から『事前復興ビジョン』の考え方や方針を提示しておくことが望ましい。こうした観点から、本区の災害の特性や現行の街づくりの方向性等を踏まえ、『事前復興ビジョン』を策定するための方針を提起した。

- | | |
|----------|----------------------------|
| (基本方針 1) | 震災前の都市づくりビジョンを引き継ぐ |
| (基本方針 2) | 震災前の都市づくりの課題を解決する |
| (基本方針 3) | 震災の教訓を受け止め、次の時代の安全と活力を創り出す |

(2)『事前復興ビジョン』に反映させるべき上位計画など

以下の計画を引き継ぐとともに、被害の想定を考慮して『事前復興ビジョン』に盛り込んでいく。

- ① 東京都震災復興グランドデザイン（平成 13 年 5 月）
- ② 東京都防災都市づくり推進計画（平成 16 年 3 月）
- ③ 豊島区みどりと広場の基本計画（平成 13 年 3 月）
- ④ 豊島区都市計画マスタープラン（平成 12 年 3 月、平成 16 年一部修正）
- ⑤ 豊島区住宅マスタープラン（平成 21 年 3 月）
- ⑥ 豊島区基本構想（平成 15 年 3 月）
- ⑦ 豊島区基本計画（平成 18 年 3 月）
- ⑧ 池袋副都心再生プラン（平成 16 年 4 月）
- ⑨ 池袋副都心グランドビジョン 2008（平成 20 年 6 月）
- ⑩ 特定地区の整備計画（被害が甚大な場合、整備計画や適用事業は再検討が必要）

(3) 本区の『事前復興ビジョン』に関する検討

復興まちづくりは地域との協働連携により進めるため、あらかじめ都市復興の基本的な方向を区民と共有しておくことが望ましい。以下では被害状況に応じた復興の方向性と都市施設や地区施設等の復興の方針案についての考え方を整理した。

- ◆ 重点復興地区（街区単位以上の焼失等）、復興促進地区では、面的整備も含む市街地の復興に取り組む。
あわせて面的整備を行う区域内の都市施設の整備を行う。
- ◆ 震災前から都市施設や市街地整備事業の動向がある地区では、復興誘導地区でも実現を図る。
- ◆ 復興誘導地区は、住まいの復興や街区単位の不燃化・共同化・敷地整序を基本とする。都市施設の計画があり、整備環境が整わない場合は、合意形成や予定地の確保にとどめる。ただし、復興過程で、地域から要請がある場合は、実現に向けた積極的な検討を行う。
- ◆ 復興市街地の目標整備水準を以下とする。
 - ①道路：500m 間隔で幅員 6.5m 以上の道路を配置する。
 - ②公園：25ha に 1 か所の防災拠点（学校等）又は防災公園（概ね 5,000 m²以上）を確保する。
 - ③敷地：幅員 4m 以上の道路に接するようにしすみ切りを確保する。ブロック塀等の高さを制限する。

①都市レベルの復興整備方針（案）

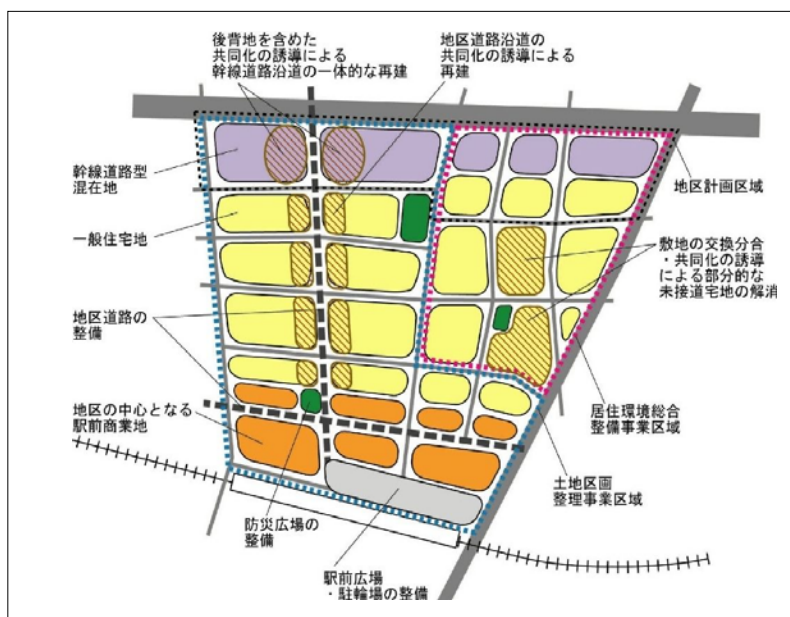
7. 都市計画道路	・都市計画道路の新規路線は計画しない。 ・事業中の区間は被害の有無によらず事業を推進する。 ・第3次事業化計画路線は、整備に向けた動きを強化する。 ・未着手の都市計画道路の区間で、中被害地区以上の路線は整備の可否を判断する。なお、整備手法は地区の状況に即して判断する。一般地区では着手しない。
4. 都市計画公園	・面的整備を行う地区は、オープンスペース（概ね5,000㎡以上）を生み出す。 ・震災後大規模施設等の用地で取得できる地区は、積極的にオープンスペースの確保に努める。
ウ. 鉄道立体化等	・震災時点で、事業化への動きがあれば促進する。
エ. 駅前の整備	・駅周辺の面的整備及び復興事業で前交通広場、駐輪場を確保する。
オ. 地区道路確保	・面的整備を要する地区は、路線新設変更も含め歩道付地区道路整備（概ね500m間隔）する。 ・中被害程度で沿道の建替え更新が予想される地区は、現道を基礎に拡幅用地を確保する。

②地区レベルの復興整備方針（案） ～主な事業手法の適用の場面のイメージ～

7. 面的整備-土地 区画整理事業導 入	・重点復興地区、復興促進地区で、狭あい道路が多く再建築が難しい敷地が多数ある場合、復興土地区画整理事業で、敷地整理と併せて基盤整備を行う。 ・住宅系市街地では地区道路となる道路を除く敷地に面する道路は、幅員4m以上とし、減歩率を抑える。その場合は、建物後退、敷地面積の最低限度等の建築ルールを設け、密集化を防止する。非住宅系市街地では、特性に応じた道路ネットワーク形成を行う。 ・復興土地区画整理事業を導入した地区では、地区内の一角を被災市街地特別措置法に基づく「復興共同住宅区」とし、共同化による被災者の住まい再建を可能にする。
4. 密集系・街並み 誘導系の整備	・復興誘導地区や一般地区では、これまでの整備を継続・強化し、地区施設の整備、建物の共同化や協調建て替え等の部分的な改善や住まいの再建を進める。 ・大被害地区、中被害地区でも、道路基盤が整備済みの地区などでは、部分的な共同化や協調建て替えを進めるほか、建築物の高さや壁面規制など形態・意匠・色彩・垣・柵の制限で街並みを誘導し、良好な住宅地環境が確保できるような復興まちづくりを進める。
ウ. 再開発系・土地 利用転換	・従前から再開発等に取り組んでいる地区は、復興計画に組み込んで事業を継続する。 ・復興過程で再開発等の事業に合意形成が可能ならば、条件整備を促進する。

③その他の事項の復興整備方針（案）

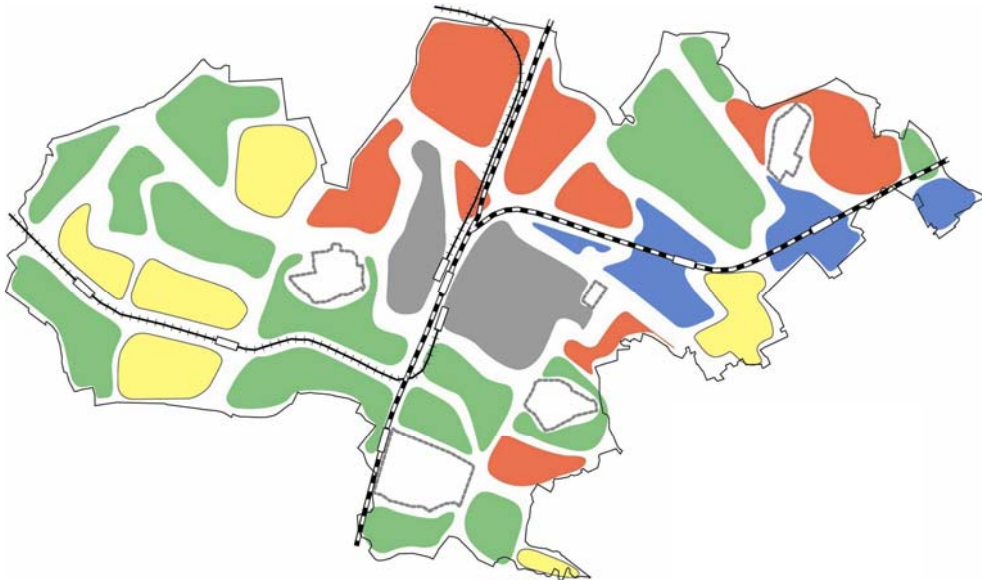
7. 住宅供給・都心 居住の推進	・副都心地区及びその周辺を住宅供給重点地区に設定し、生活環境施設やにぎわいの創出等にも配慮しながら、都心居住を推進する。
4. 樹木・緑化 ・環境貢献推進	・面整備を行う箇所では、緑化義務付けや壁面・屋上緑化を誘導する。 ・復興市街地の全域でかき柵制限（ブロック塀の高さ制限、生垣や緑化フェンス推奨）する。
ウ. 電線等地下化	・面的整備を行う箇所では、電線等の地中化を行う。



《復興方針案による市街地の整備のイメージ》

(4) 区全体の『事前復興ビジョン』のイメージ

「復興まちづくりの単位」と「地区特性に応じた事業手法等」並びに「本区の『事前復興ビジョン』に関する検討」を総合的に考慮し、大被害を想定した地区レベルの『事前復興ビジョン』のイメージを検討した。



《事前復興ビジョンのイメージ図》

土地区画整理事業等の面的な市街地整備により復興を検討すべき地区

- ・ 木造密集市街地では、土地区画整理事業等を導入し、持続的に更新可能な街並み形成を目指す。
- ・ 副都心に隣接する土地利用のポテンシャルが高い地区は、土地区画整理や再開発を軸にした整備を推奨する。

密集市街地の改善系の事業で道路と街並みの総合的な形成を行う地区

- ・ 小規模な敷地が密集しているが、道路が格子状に形成されている地区では、既存の道路網を基礎に壁面線の指定や拡幅事業で地区道路を確保する。また、敷地の共同化・協調建替えや街区内の敷地整序を行う。
- ・ 未整備の都市計画道路がある場合、沿道型の土地区画整理事業を適用する。
大きい敷地や不接道敷地が少ない地区では、部分的な道路や公園整備と戸建ての再建で復興を行う。

誘導型の街並み形成で復興を進める地区

- ・ 良好な街並みの形成ため、地区計画等を導入し、そのルールのもとでの復興を図る。

個別不燃化再建を主体に、可能な箇所共同化・ミニ再開発による復興

- ・ JR駅周辺では、街区単位の共同化や協調建て替えを組み合わせた復興を図る。また、商業・業務系用途の機能強化、駅を中心とする文化教育の拠点形成のため、市街地再開発事業を検討する。

副都心プロジェクトの積極的展開により復興に貢献すべき地区

- ・ 池袋副都心地区では小被害の可能性が高いが、地域の活力の強化や都心居住の推進など復興に寄与するプロジェクトは、市街地再開発事業を積極的に復興計画に組み入れることが望まれる。

上池袋の震災復興まちづくり訓練は、ガイダンス・報告会を含めて 6 回実施した。訓練の目的は、「自らのまちで地震被害が発生したら復興をどう進めるか」について、「事前復興」の重要性に立脚して、復興過程を模擬体験し、震災復興の手順を理解し、方針を検討することを目的とする。

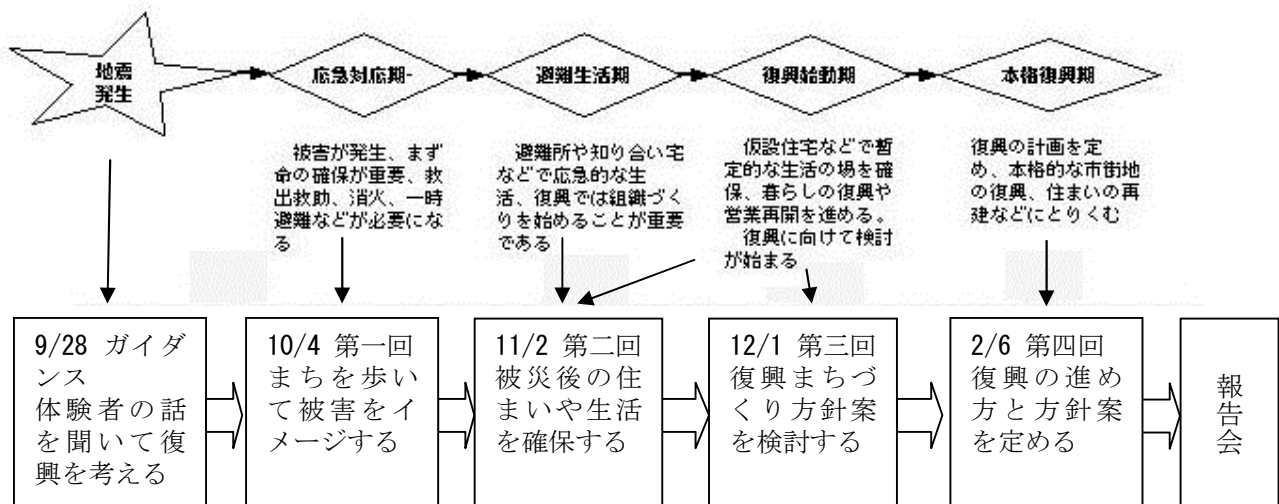


図 1 訓練の流れ

会場は上池袋コミュニティセンター多目的ホール（上池袋 2-5-1 7 階）、土日午後（ガイダンスは平日夜）に実施した。

（１）ガイダンス テーマ「復興体験者の話から復興を考える」

日時：平成 21 年 9 月 28 日（月）午後 7 時～9 時

参加：計 97 名（地区住民 34 名、消防団 10 名、支援専門家 20 名、職員 14 名、大学チーム 19 名）

次第

- ・あいさつ・講師紹介／資料確認
- ・震災復興まちづくり訓練の意義と目的
（首都大学東京 教授 中林一樹）
- （１）講演「震災復興まちづくりの現場から」
（田中保三 元・御蔵通り五六七丁目協議会会長）
- （２）「震災復興で大事なこと」～田中さんへの質問等
を通して震災復興で大事なことを話そう～



(2) 第1回訓練 テーマ「まちを歩いて被害をイメージする」

日時：平成21年10月4日（日）午後1時半～4時

参加：計82名（地区住民24名、消防団9名、支援専門家19名、職員15名、大学チーム15名）
次第

- 1 あいさつ（5分）
- 2 まち点検の進め方と事前の話し合い（15分）
- 3 訓練1：まち歩き・点検（60分）
- 4 訓練2：図上演習～点検結果のまとめ（30分）
- 5 発表と講評（20分）
- 6 復興何でも相談会（20分）
- 7 その他（アンケート／次回の案内）



(3) 第2回訓練 テーマ「被災後の住まいや生活を確保する」

日時：平成21年11月21日（土）午後1時半～4時

参加：計78名（地区住民30名、消防団6名、支援専門家11名、職員16名、大学15名）
次第

- 1 あいさつ／前回の報告と今回の進め方
- 2 上池袋地区の震災被害想定＜訓練用＞の発表
（首都大学東京 助教 市古太郎）
- 3 ＜訓練1＞「復興問題トレーニング」
（地域別6グループ）
- 4 ＜訓練2＞「仮の住まい方針検討&デザインゲーム」
（テーマ別6グループ）
- 5 各班からの報告・講評



(4) 第3回訓練 テーマ「復興まちづくり方針案を検討する」

日時：平成21年12月19日（土）午後1時半～4時

参加：計74名（地区住民22名、消防団5名、支援専門家20名、職員15名、大学12名）
次第

- 1 学習会（10分）「我が国の都市復興と教訓」
（首都大学東京 特任教授 吉川仁）
- 2 訓練1：「復興まちづくりの目標をつくろう」
- 3 「上池袋の復興まちづくり方針案（訓練用たたき台）」
模擬説明会
- 4 訓練2：「上池袋の復興の計画と進め方を考えよう
（意見書づくり）」
- 5 発表と講評



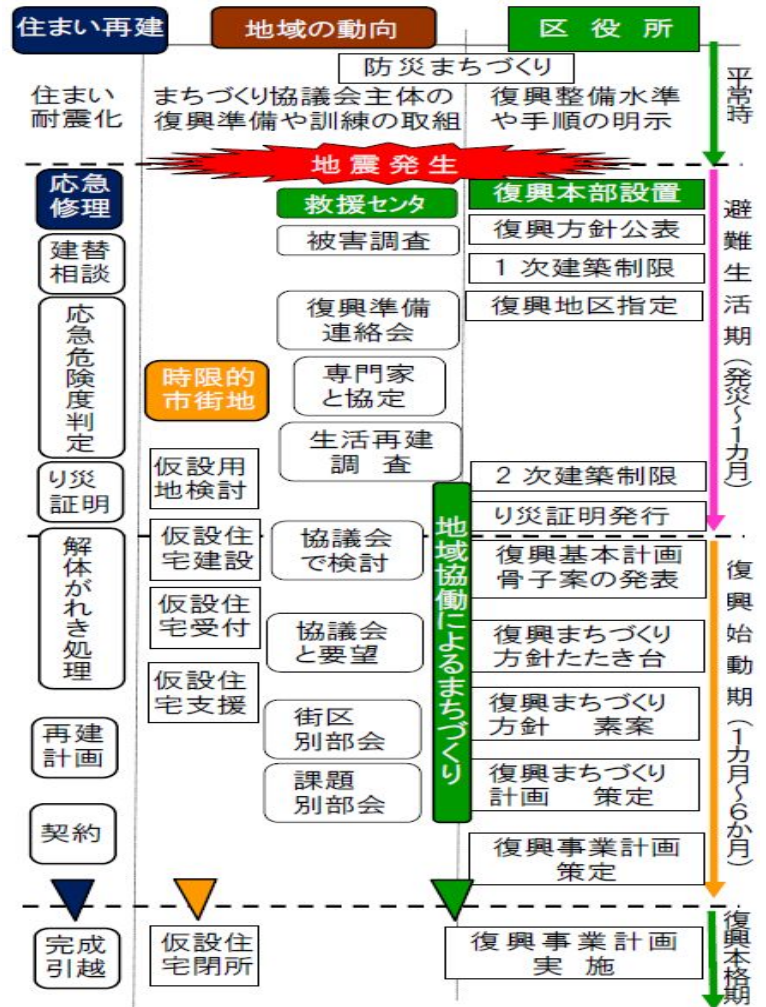
(5) 第4回訓練 テーマ「上池袋地区の復興手順と復興まちづくり計画案を検討する」

日時：平成22年2月6日（土）午後1時半～4時

参加：計82名（地区住民18名、消防団5名、支援専門家18名、職員24名、大学17名）

次第

- 1 復興手順と復興計画案の説明会
- 2 訓練1：復興商店街巡り
- 3 訓練2：まとめづくり
- 4 なんでも相談会
- 5 発表・講評



(6) 訓練報告会 テーマ「地域と行政が協働して上池袋の復興まちづくりを進める」

日時：平成22年3月13日（土）午後1時半～4時

参加：計73名（地区住民25名、消防団5名、支援専門家15名、職員16名、大学12名）

次第（敬称略）

開会あいさつ

ビデオレター（高野区長）

第一部 震災復興まちづくり訓練の経過と報告（45分）

- (1) VTRで復興まちづくり訓練を振り返る（首都大学東京 助教 市古太郎）
- (2) 上池袋復興まちづくり訓練の成果～事前復興ビジョンと復興手順（都市計画課）
- (3) 震災復興まちづくり訓練の意義と成果（首都大学東京 教授 中林一樹）

-----休憩(10分)-----

第二部 復興に備える（80分）

ミニシンポジウム「上池袋の災害に強いまちづくりと震災復興への備えを考えよう」

コーディネーター 中林 一樹

池袋本町地区の震災復興まちづくり訓練は、ガイダンス・報告会を含めて計 6 回実施。

訓練では、地域の方、専門家、行政が一緒になって「被災後のまちをどのように復興していくか」について、復興過程を模擬体験し、復興の手順や方針等を事前に検討しました。

◆池袋本町地区震災復興まちづくり訓練の実施スケジュール



※会場は、豊島清掃事務所（池袋本町 1-7-3）で実施。

（１）ガイダンス テーマ「復興体験者の話を聞いて復興を考える」

日時：平成 24 年 5 月 15 日（火）午後 7 時～9 時

参加：計 80 名（住民 44 名、池袋消防署 1 名、支援専門家 8 名、区職員 17 名、首都大学東京 10 名）

中林先生の講演に続き、神戸市長田区の河合節二氏による「震災復興まちづくりの現場から」として阪神・淡路大震災の復興体験談をうかがいました。

次第

- ・あいさつ
- ・講師紹介／資料確認
- （１）震災復興まちづくり訓練の意義と目的
（首都大学東京名誉教授 中林一樹）
- （２）講演「震災復興まちづくりの現場から」
（野田北ふるさとネット事務局長 河合節二）
- （３）「震災復興まちづくり訓練の内容について」
（首都大学東京准教授 市古太郎）



河合氏の講演

（２）第１回訓練 テーマ「まちを歩いて被害をイメージする」

日時：平成 24 年 5 月 26 日（土）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

参加：計 83 名（住民 45 名、池袋消防署 2 名、支援専門家 11 名、区職員 13 名、首都大学東京 12 名）

震災後何が起きるかを学習したあと、町会単位に 8 グループに分かれ、実際にまちを歩いて、災害の時の危険性や復興に役立つ資源を確認し、模造紙にまとめて発表しました。

次第

・あいさつ

- 1 学習会：都市直下の地震と地域協働復興の手順
（首都大学東京准教授 市古太郎）
- 2 訓練 1：まち歩き・点検
（１）グループごとにまち点検の準備
（２）準備ができたところからまち点検を開始
- 3 訓練 2：図上演習～点検結果のまとめ
（１）まとめワーク
（２）発表と講評



グループに分かれてまち点検

（３）第２回訓練 テーマ「被災後の住まいや生活を確保する」

日時：平成 24 年 6 月 23 日（土）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

参加：計 89 名（住民 46 名、池袋消防署 2 名、支援専門家 14 名、区職員 15 名、首都大学東京 12 名）

首都大学東京から訓練用の被害想定を発表し、続いて、「復興問題トレーニング」、地図や模型を使って「仮住まい」の場所や生活の留意点を話し合いました。

次第

・あいさつ／前回の報告と今回の進め方

- 1 学習会：豊島区の都市復興の標準的な進め方（区）
- 2 池袋本町地区の震災被害想定〈訓練用〉の発表
（首都大学東京准教授 市古太郎）
- 3 訓練 1：復興の進め方と課題を考える「復興問題トレーニング」
- 4 訓練 2：「仮の住まいデザインゲームと暮らしの確保を考える」
- 5 各班からの報告・講評



模型を使って時限的市街地の検討

（４）第３回訓練 テーマ「復興まちづくり方針案を検討する」

日時：平成 24 年 9 月 29 日（土）午後 1 時 30 分～4 時 30 分

参加：計 82 名（住民 37 名、池袋消防署 4 名、支援専門家 14 名、区職員 13 名、首都大学東京 14 名）

みんなで復興目標を話し合った後、震災後 1 ヶ月の設定で、区から「復興まちづくり方針案」模擬説明会を行いました。また、専門家の方々による「復興何でも相談会」も開催しました。

次第

・あいさつ／前回の訓練結果の報告

1 訓練1：グループワーク1

「復興まちづくりの目標をつくろう」

2 説明会：「池袋本町の復興まちづくり方針案

（訓練用たたき台）」模擬説明会（区）

3 訓練2：グループワーク2「池袋本町の復興の計画

と進め方を考えよう（意見書づくり）」

4 発表・講評

5 震災復興模擬相談会



グループワークの状況

（5）第4回訓練 テーマ「復興手順と復興まちづくり計画案を検討する」

日時：平成24年11月10日（土）午後1時30分～4時30分

参加：計84名（住民39名、池袋消防署2名、支援専門家14名、区職員15名、首都大学東京14名）

首都大学東京から復興の手順案を発表し、区から震災後2ヶ月の設定で「復興まちづくり計画案」の説明を行い、その後、課題別のテーブルを回って話し合うグループ作業を行いました。

次第

・あいさつ／前回の訓練結果の報告

1 説明会

（1）「池袋本町地区の復興体制と復興手順（案）」

（首都大学東京准教授 市古太郎）

（2）「池袋本町の復興まちづくり基本計画案（訓練

用・改訂版）」模擬説明会（区）

2 訓練1：復興商店街に買い物に行こう

「復興の進め方と計画をオーダーする」

3 訓練2：まとめづくり

4 報告・講評



グループワークの状況

（6）訓練報告会 テーマ「みんなで話し合ったまちの復興」

日時：平成24年12月15日（土）午後1時30分～4時30分

参加：計83名（住民41名、池袋消防署1名、支援専門家10名、区職員17名、首都大学東京14名）

中林先生の講演の後、区から「豊島区の復興対策」の報告、首都大学東京から「池袋本町の復興まちづくりの手順（案）」を発表しました。後半はミニシンポジウムで課題を確認しました。

第一部 講演会「首都直下の地震と事前復興の重要性～現在の復興を取り巻く状況と展望」

（首都大学東京名誉教授 中林一樹）

第二部 震災復興まちづくり訓練経過と報告

（1）豊島区の復興対策について（区）

（2）池袋本町地区の復興の進め方 ～訓練の成果と今後の課題

（首都大学東京准教授 市古太郎）

第三部 ミニシンポジウム「池袋本町の災害に強いまちづくりと震災復興への備えを考えよう」

（コーディネーター：首都大学東京准教授 市古太郎）

1 住宅の被害状況の把握 詳細手順

- ①住宅課は、被災後 1 週間以内に実施・完了する家屋被害概況調査の調査票、家屋被害台帳電子データ、被害概況を落とし込んだ地図図面を災害対策本部または都市計画課から入手する。
- ②入手した被害概況データをもとに、仮設住宅の必要戸数の概算を行っておく。具体的には、仮設住宅へは全壊・全焼世帯しか入居できないため、被害概況データのうち「大被害地区」のデータに注目し、全壊戸数を想定しておく。
- ③1 か月以内に、より詳細な被害情報が示されている家屋被害状況調査、及び被災前後の住宅・生活状況、今後の生活再建意向が示されている被災者生活実態調査の調査票やデータ等入手し、仮設住宅の必要戸数を確定する。
仮設住宅の必要戸数の計算は、家屋被害状況調査項目にある「全壊・全焼」戸数の合計、被災者生活実態調査項目にある「世帯構成」、「被災後の現状」等から算出する。
- ④上記③の作業と並行して、「半壊・半焼」世帯数を把握する。計算方法は、全焼・全壊が半壊・半焼戸数となる以外は③と同様。ここで得られた戸数は、応急修理必要戸数として把握しておく。
- ⑤上記③の作業で算出した「応急仮設住宅の全体必要量」を都に報告する。報告は、防災課の災害情報システム（D I S 端末）を使用する。

※上記手順を行うにあたって、留意すべき点

- ・各種被害情報が職員間で共有できるようなデータベースの構築を進めておく。
- ・都市復興分野での住居等の被害調査は「棟数」が必要項目となるが、住宅復興分野では「戸数」が必要となる。一般的に棟数と戸数では 1.8 倍の差が出るとされているが、事前に土地利用現況調査等で、棟数と戸数の把握を定期的に行っておく。
- ・区として、応急的な住宅の供給ビジョンを明確にしておく。（被災度別に、一時提供住宅中心にするのか、または仮設住宅中心にするのか等）

◆仮設住宅必要量概算シート（東京都震災復興マニュアルより）

☆ 応急住宅必要量概算シート ＜案＞

[] ←区市町村名を入れる

I 家屋被害概況調査結果

○ 家屋被害概況調査による被害棟数 … (a)

II 木造全壊・焼失世帯数の算出

○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率 … (b)

○ 当該区市町村の住宅系建物の木造建物棟数比率 … (c)

○ 被害想定による当該区市町村の木造全壊比率 … (d)

○ 当該区市町村の木造建物 1 棟あたりの平均住宅数 … (e)

※ 木造全壊・焼失世帯数 = (a) × (b) × (c) × (d) × (e)
= … (f)

III 非木造大破・焼失世帯数の算出

○ 当該区市町村の住宅系建物棟数比率 … (b)

○ 当該区市町村の住宅系建物の非木造建物棟数比率 … (g)

○ 被害想定による当該区市町村のRC造の大破比率 … (h)

○ 当該区市町村の非木造建物 1 棟あたりの平均住宅数 … (i)

※ 非木造大破・焼失世帯数 = (a) × (b) × (g) × (h) × (i)
= … (j)

IV 全壊（大破）・焼失世帯数の算出

※ 全壊（大破）・焼失世帯数
= 木造全壊・焼失世帯数 (f) + 非木造大破・焼失世帯数 (j)
= … (k)

V 応急住宅必要数の算出

※ 応急住宅必要数 = 全壊（大破）・焼失世帯数 × 0.3
= 戸

1 被災度区分判定の実施にあたって留意すべき点

- ・被災度区分判定は、高度に専門性が高いことから業者への委託などによる対応も検討する。
- ・応急危険度判定と被災度区分判定は目的が異なることから、同時判定及び同時点の兼務は不適切。
⇒応急危険度判定は緊急的な二次被害防止のための判定、被災度区分判定は復旧等に向けた建物の建替え・補修の判別
- ・民間住宅の被災度区分判定実施の有無を検討すること。

2 【参考】東京都の被災度区分判定調査班の編成等案

都市整備局被災度区分判定調査班の編成等案

（調査班の設置）

住宅復興対策を迅速かつ計画的・効果的に実施するため、「震災建築物の被災度区分判定基準及び復旧技術指針（国土交通省住宅局建築指導課監修）」を標準とした被災度区分判定基準に基づき、公営住宅等における被災度区分判定を実施するための被災度区分判定調査班を設置する。

（調査班の構成）

調査班は、都市整備局都営住宅経営部が主幹となり、都職員、都住宅供給公社職員、専門家等により構成する。

（対象となる住宅）

都営住宅等、特定優良賃貸住宅（都・公社施行型）、公社賃貸住宅とする。

（調査班の業務）

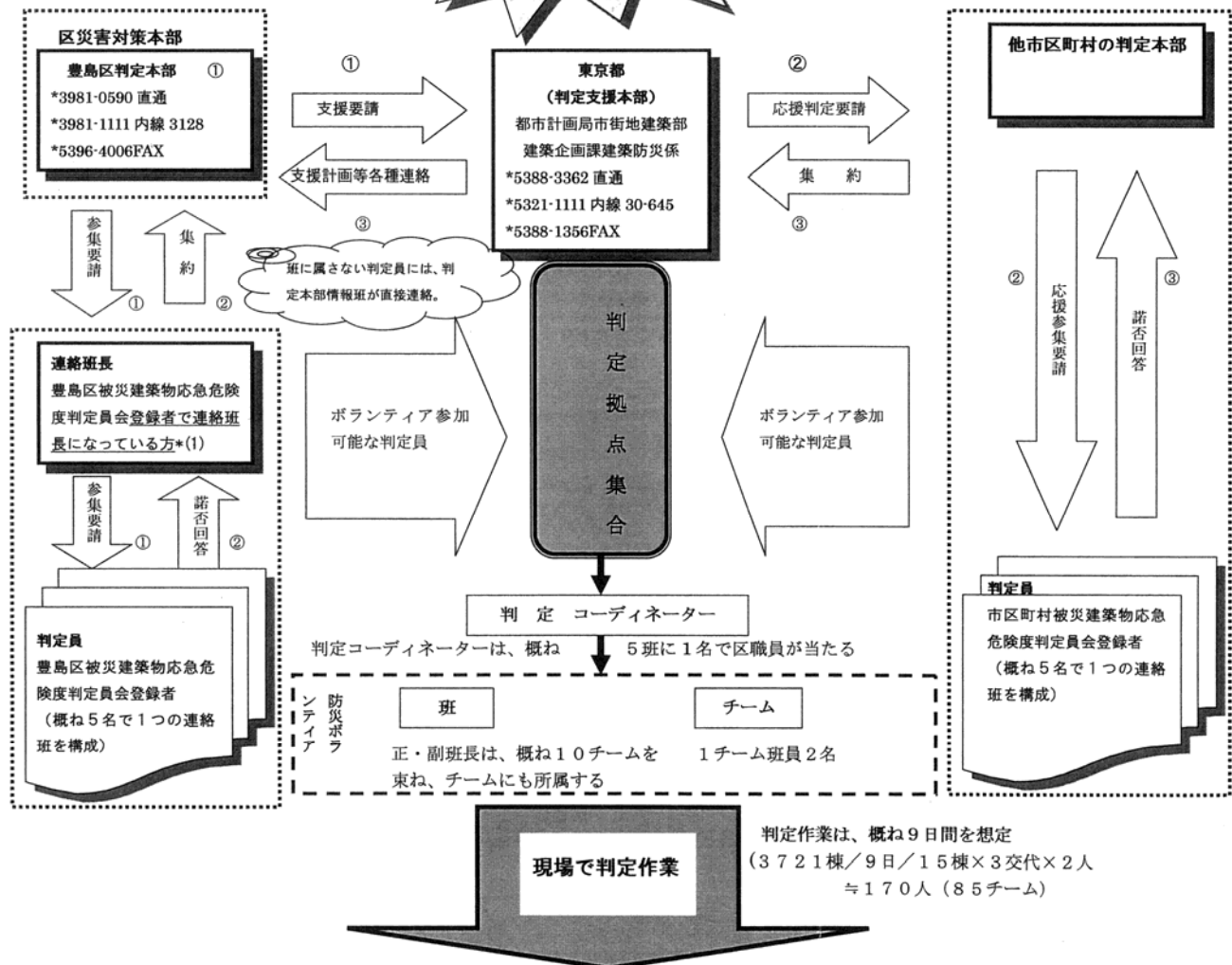
- 1 被災度区分判定基準に基づき、対象となる住宅の被災度判定を実施する。
- 2 被災度区分判定の結果を東京都に報告する。

豊島区被災建築物応急危険度判定員連絡フロー

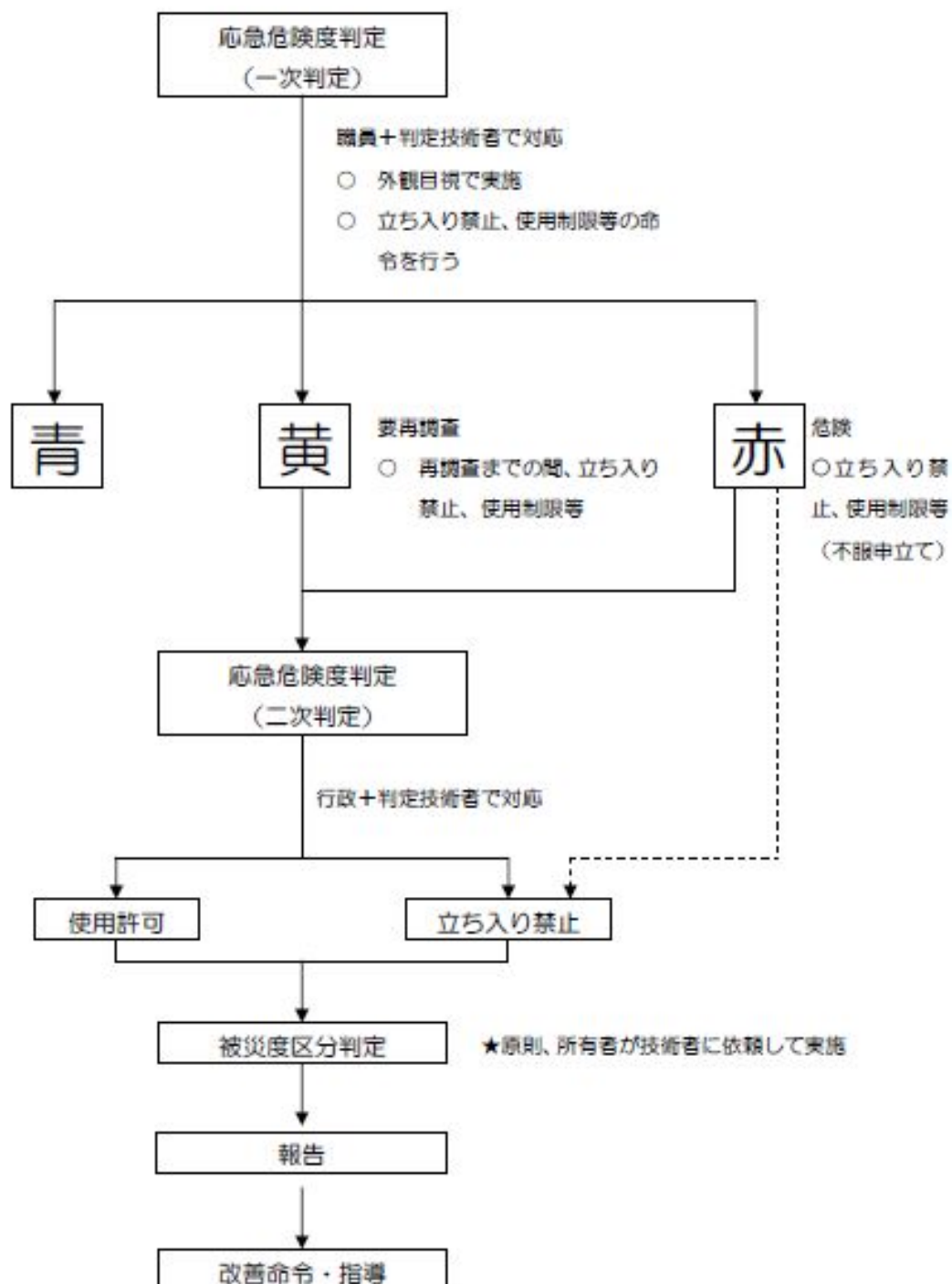
注) ○の中の数字は、何日目を表す
(状況に応じて、若干変わる可能性あり)

豊島区で地震発生

(電話、FAX番号は、状況により変わることがあります。)



応急危険度判定業務の流れ



【参考】東京都の応急修理基準

被災住宅応急修理基準

第 1 修理の実施

- （１）修理箇所は屋根、台所、トイレ、居室、給排水設備等の破損箇所を必要最小限の修理をすることにより、日常生活を営めることができるようになる。
- （２）被災住宅の構造（木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造）は、問わない。
- （３）電気設備の修理は、電気が直接火災原因とならないことを確認後に実施する。
- （４）修理に伴う解体、撤去、運搬を含む。

第 2 修理の限度額

1 世帯当たりの経費は、国の定める基準とする。

第 3 修理内容

修理箇所	被害の状況	修理内容
屋根	屋根の破損による雨漏り	ビニールシート、又は、トタン板張り
台所 トイレ 居室	天井の落下等	下地調査のうえ、ベニヤ板又は不燃ボード張り
外壁の破損	トタン板、耐水ベニヤ又は耐水ボード張り	
内壁の破損	下地調査のうえ、ベニヤ板張り 壁割れ及び隙間箇所はコーキング詰め	
床の破損	床組等不離陸調整のうえ、合板敷き。ただし畳は補修しない	
建具の破損	建具及び建具回りの調整・補修、ガラスの割れは入れ替え 外部の扉の鍵は調整又は取替え	
給排水設備	水漏れ、蛇口の破損	漏水の修理、蛇口の取替え
電気	電灯の破損	電灯の取替え、コンセントの復旧

（出典）東京都住宅局「被災住宅に係る応急修理の実施について」平成 12 年 3 月 29 日

【参考】応急修理の募集案内（東京都）

応 急 修 理 の 募 集 案 内

今回の〇〇〇〇〇〇災害により住宅が半焼又は半壊の被害を受けたために、そのままでは、居住することが困難であり、屋根、台所、トイレ、居室、給排水設備等の破損箇所を必要最小限の修理を行うことにより、日常生活を営むことが可能となる場合に、自らの資力では修理することが困難な方を対象に、〇〇〇が応急的に修理を行うものです。

1 次の方が対象となります。

- (1) 住宅が半焼又は半壊の被害を受け、日常生活を営むことができない状態にあること
- (2) 経済的理由により自ら修理ができない方で、次に該当する方

ア 生活保護法による被保護者及び要保護者

イ 都民税・区市町村民税の非課税世帯

ウ 都民税・区市町村民税の課税状況が均等割のみの世帯

エ 災害により主たる取得者が失業又は離職したため、上記のいずれかに該当することになる世帯

- (3) 次に該当する場合は、ご注意願います

ア すでに修理したものは、対象となりません。

イ 公営住宅、公社・公団住宅は対象となりません。

ウ 借家は原則として対象とならないが、家主（法人を除く）が災害により自らの資力では修理ができないために、修理をしなければ借家人が日常生活を営むことができない場合に、家主の同意が得られれば対象となります。

2 実施の方法

申込者の被害状況を現地調査のうえ、修理の内容を判定し、〇〇〇が派遣する業者が修理を行います。

3 申込期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 申込方法

別紙の申込書に必要書類の写しを添付のうえ、郵送または下記の申込み場所にご持参下さい。

- ・必要添付書類 ・罹災証明書
- ・失業の場合は、離職票（雇用保険受給資格者証）

5 申込場所

〇〇〇〇〇〇〇〇〇において受付します。

問合せ先 〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（出典）東京都（住宅局）「被災住宅に係る応急修理の実施について」平成12年3月29日

【参考】応急修理申込書（東京都）

整理番号第 号

災害にかかった住宅の応急修理申込書

申 込 書	フリガナ 氏名		生年 月日	明・大・昭・平 年 月 日（ 歳）
	住所	〒 TEL		
	仮住まい・避難場所などの場合の連絡先 TEL			

私は、今回の〇〇〇〇〇災害により被災したため、災害救助法第 23 条第 6 号の応急修理を受けたいので、申し込みします。なお、申し込みの記載内容が事実と相違するときは、申し込みを取り消されても異議ありません。

平成 年 月 日

区市町村長 〇〇〇〇殿

世帯の状況		氏名	続柄	性別	生年月日	区分	職業（年収額円）
	1						（ ）
	2						（ ）
	3						（ ）
	4						（ ）
	5						（ ）
	6						（ ）

※区分欄は、応急修理の募集案内の 1 の（2）のア、イ、ウ、エのいずれかを記入してください。

被災の状況

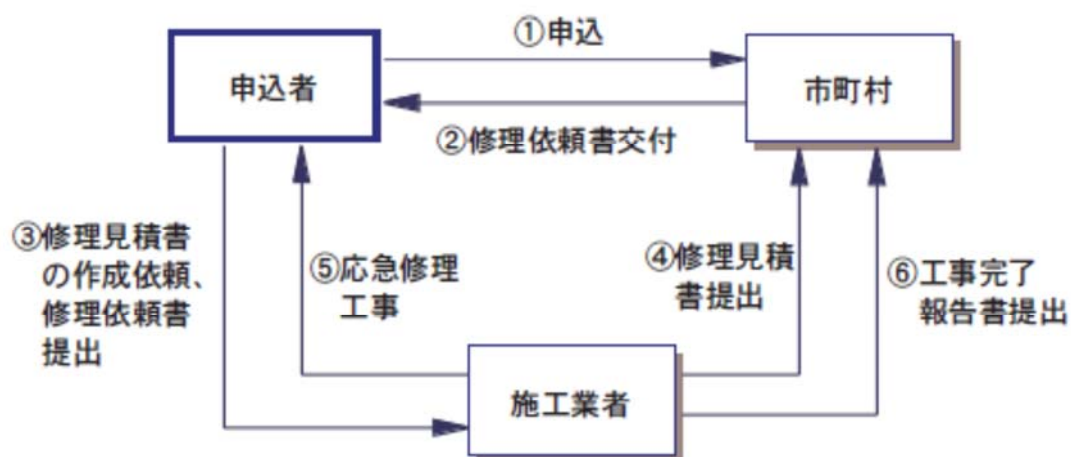
【参考】応急修理手続きの簡素化（平成16年新潟県中越地震：新潟県）

○対象世帯要件の緩和

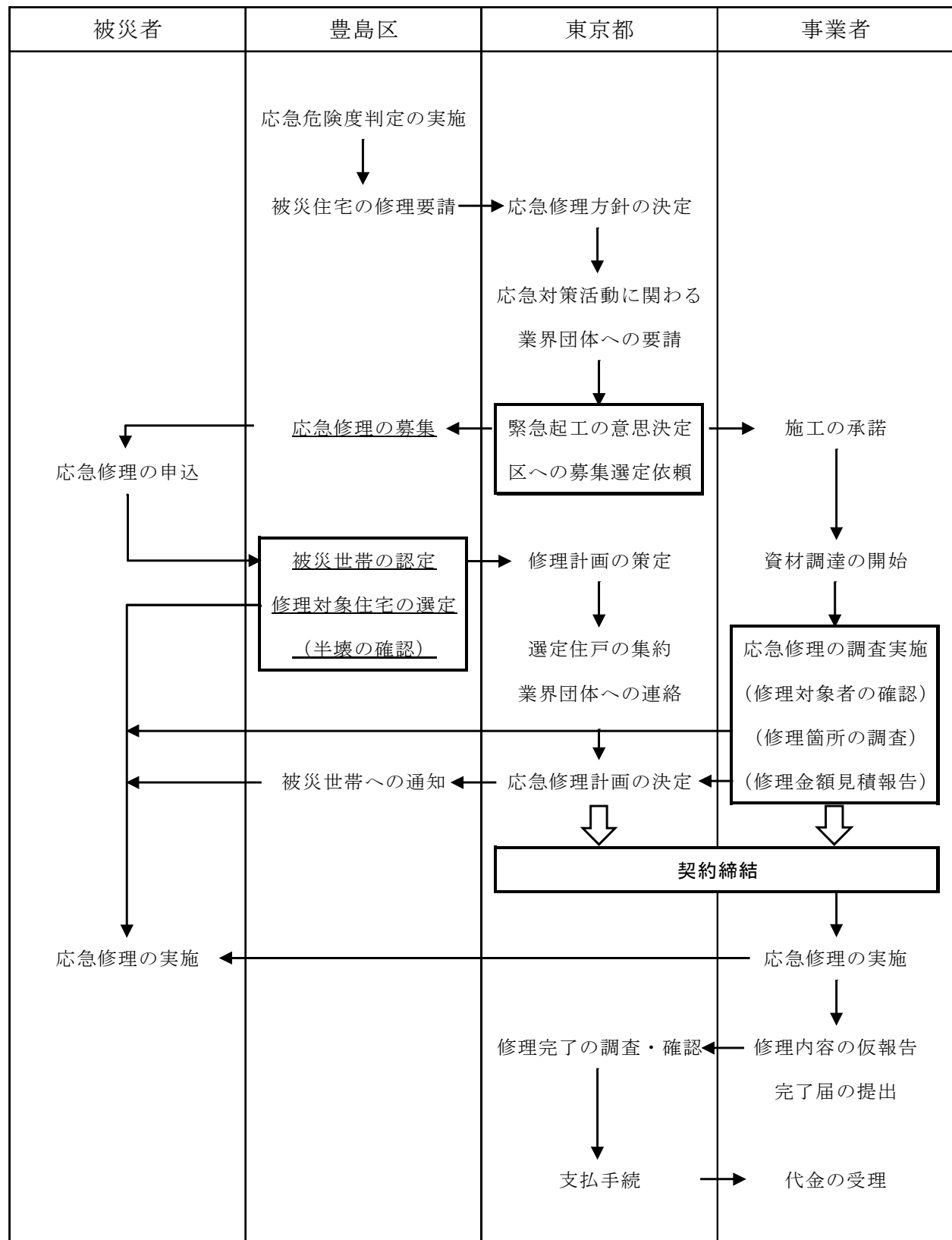
- ・被災者生活再建支援法と同様の収入・年齢要件を適用。

○手続きの簡素化

- ・通常は、市町村と業者が見積もり、契約、実施を行うが、今回は住民と業者が見積もりなどのやりとりを実施し、本格修理分の金額を業者から市町村、県に請求する形で実施した。
- ・被災者生活再建支援法及び県独自支援金との関連から、手続きの簡素化が図られた。なお、この手続きは、厚生労働省も加わって作成された。
- ・被災者が二度手間とならないように、本格修理と併せて応急修理が実施できるよう措置された。



応急処理 都区分担



参考：都復興マニュアル施策編

1 一時提供住宅を提供するにあたっての留意点

- ・民間賃貸住宅は、公営住宅や仮設住宅に比べて居住環境が良好であるため、不公平感を生じさせないよう、新築を避ける等の配慮を十分に行うこと。
- ・半壊の空き家については、区が借り上げをし、応急修理で補修を行うなどして、一時提供住宅として提供するなど、柔軟な対応を行うこと。
- ・借り上げる住宅について、公営、民間のほかに、企業所有の社宅・保養地、区防災寮についても視野に入れて検討すること。
- ・民間賃貸住宅の借り上げの賃料は、都・区どちらの負担とするか事前に協議を行っておくこと。また、光熱水費、共益費、敷金、礼金、仲介料、保険料なども、行政と被災者の負担を明確にしておくこと。
- ・一時提供住宅（民間賃貸住宅等）の契約方法や入居の選定条件、物件の選定条件（間取り、築年数等）もあらかじめ検討しておくこと。

【参考】一時提供住宅（都内）リストフォーマット（東京都震災復興マニュアルより）

豊島区											
住宅 番号	所在地	住宅の 名称等	区分	全戸数	空き家 戸数	間取等	階 ／ 階 高	E V 有無	家賃・ 室番号 等	その他 一時提供 の条件等	管理者 ・ 連絡先 等
1			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特有賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
						他					
2			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特有賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
						他					
3			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特有賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
						他					
4			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特有賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
						他					
5			☐ 都営 ☐ 区市営 ☐ 特有賃 ☐ 公社 ☐ 公団 ☐ 民間			1DK					
						2DK					
						3DK					
						4DK					
						1K					
						2K					
						他					

１ 応急仮設住宅を建設するにあたっての留意点（練馬区震災復興マニュアルより）

- ・ 応急仮設住宅の建設用地の利用にあたっては、原則として①区有地、②都有地・国有地、③企業等の民有地の順に選定する。都・国有地の利用にあたっては、事前に協議を行うこと。
- ・ 民有地の借り上げについては、固定資産税の免除等を都に要請するほか、それと同等の措置を講ずることを前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。このため、個人所有者との交渉を避け、企業との交渉を中心に行うこと。ただし、期間延長については有償の問題が発生する場合もあるため、協議の際は注意すること。
- ・ 応急仮設住宅の設営期間は長期にわたることから、教育施設への設営は避けることが望ましい。やむを得ず設営する場合は、教育活動にできる限り支障を与えないようにすること。
- ・ J Aとの協定により、生産緑地の使用が認められているが、返却時に原状回復しなければならないため、仮設用地には適さないことに留意しておくこと。

【参考】応急的な住宅供給の概要（文京区震災復興マニュアルより）

1 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設時期及び戸数、建物の形式、業者発注は都が決定、実施する。工事監督は都が行うが、困難な場合は区に委任される場合がある。

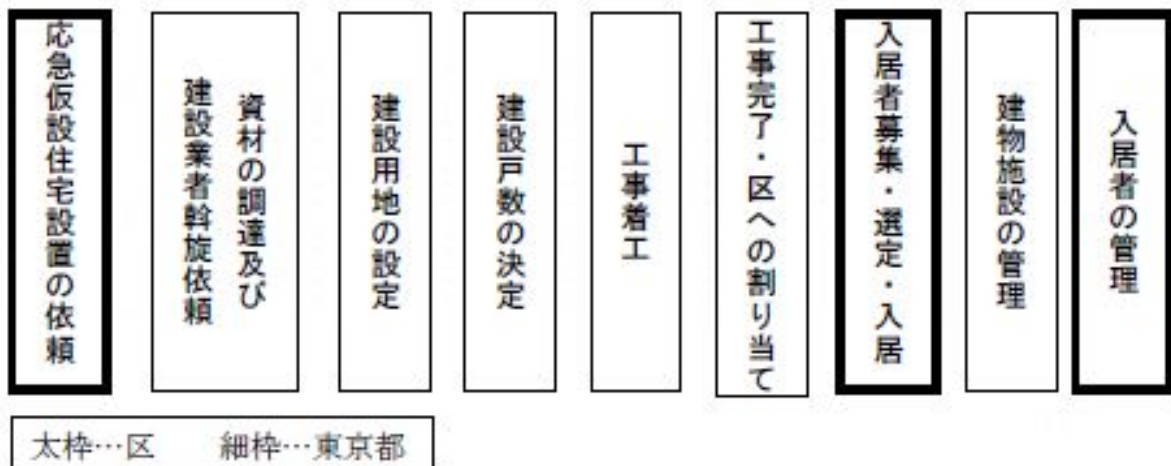
- (1) 設置・供用戸数 区域の全焼・全壊及び流出世帯の合計数の3割以内とする。この上限で押さえることが困難な場合は、災害救助法適用区市町村全体の3割以内で融通し合うものとし、設置戸数の引き上げが必要な場合には、都が厚生労働大臣に申請する。供用戸数は、都が決定する。
 - (2) 期間 着工は発災の日から20日以内とし、供与の期間は2年以内とする。
 - (3) 建物の形式等（原則）
 - ①平屋建て・2階建てのプレハブ（軽量鉄骨、木質系プレハブ、木造又はユニット）
 - ②必要に応じて高齢者や身障者世帯に適した設備・構造とする。
 - ③1戸当たりの床面積は26.4㎡を標準とし、世帯人数に応じた規模の供給に努める。
- (※) 建設工事と資材確保は、社団法人東京建設業協会及び社団法人プレハブ建築協会が斡旋する業者に委託する。

2 仮設住宅以外の住宅の供与

都は、住宅に困窮する被災者のために、仮設住宅以外の住宅を確保する。

- ①公共住宅の確保として、都営住宅、公団、公社及び他の地方公共団体に空き家の提供を求める。入居基準は、仮設住宅入居の基準、及び管理主体の定める基準とする。
- ②公共住宅の確保で間に合わない場合は、借り上げ又は斡旋により民間賃貸住宅を確保し、提供に努める。

3 応急仮設住宅建設の流れ（都、区の役割分担）



【参考】建設可能用地リストフォーマット（事前調査用）（東京都震災復興マニュアルより）

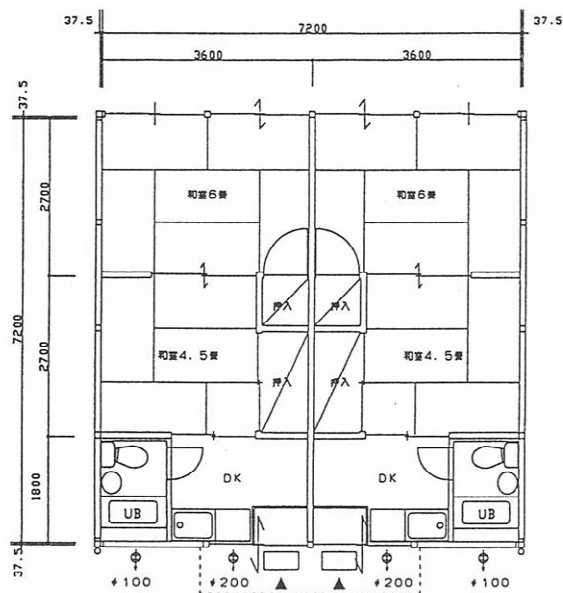
豊島区													
用地 番号	用地の 名称等	所在地	区分	敷地 面積	有効 面積	道路	給水	排水	電気	電話	ガス	大規模 造成	調査 分担
1			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
2			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
3			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
4			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
5			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
6			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
7			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
8			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
9			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										
10			☐ 国有 ☐ 都有 ☐ 区有 ☐ 民有										

1 応急仮設住宅の基準（災害救助法施行規則）

- ① 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないものを収容するものとする。
- ② 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,342,000円以内とする。
- ③ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は(三)にかかわらず別に定めるところによる。
- ④ 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置できるものとする。この場合において、応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。
- ⑤ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができるものとする。
- ⑥ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置するものとする。
- ⑦ 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項による期間内(最高2年以内)とする。

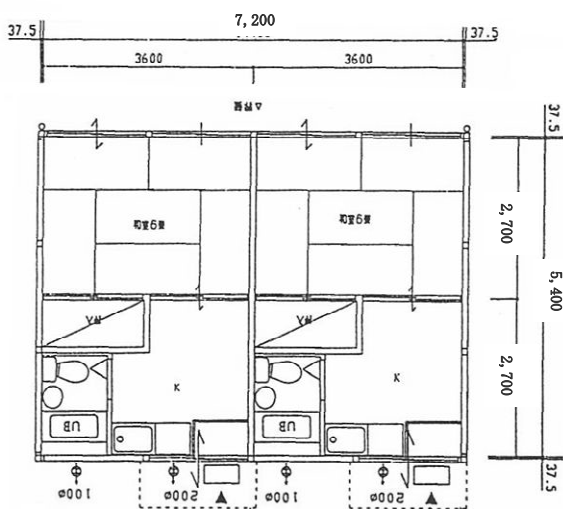
【参考】 応急仮設住宅のタイプ等

〔Aタイプ 8坪・2K〕



応急仮設住宅の標準プラン

〔単身者用タイプ 6坪・1K〕



応急仮設住宅



応急仮設住宅の内観



集会施設



高齢者障害者向け地域型
応急仮設住宅（2階建て）

1 東京都の入居者選定基準（東京都震災復興マニュアルより）

応急仮設住宅・一時提供住宅入居者選定基準（案）

本基準は、東京都地域防災計画（震災編）第 16 章に規定する応急仮設住宅及び一時提供住宅（以下「応急住宅」という。）の入居者選定基準を定め、迅速かつ的確な危機管理に資することを目的とする。

1 入居者の資格

次の各号のすべてに該当する者とする。

- 一 住宅が全焼、全壊又は流失した者
- 二 居住する住家がない者
- 三 自らの資力では住家を確保できない者

2 入居者の選定

（1）応急住宅の入居者は、次の各号に規定する優先順位により選定する者とする。ただし、必要に応じ、募集戸数の一定割合については、これによらないものとすることができる。

- 一 第 1 順位 高齢者（65 歳以上）のみの世帯、障害者（中度以上）のいる世帯、乳幼児（3 歳未満）のいる母子世帯
- 二 第 2 順位 高齢者（65 歳以上）のいる世帯、乳幼児（3 歳未満）のいる世帯、母子世帯（子どもが 18 歳未満）、多子世帯（子どもが 18 歳未満）、妊婦のいる世帯
- 三 第 4 順位 病弱な者のいる世帯、特に配慮を要する世帯
- 四 第 5 順位 前 1 号から 3 号に規定する世帯以外の世帯

（2）応急住宅の戸数が使用申込者の数に満たないときは、前項の各号に掲げる者を各号に規定する優先順位に従い、抽選により入居者を決定するものとする。

（3）応急仮設住宅の建設用地が不足する地域において、概ね 10 戸以上の応急仮設住宅の建設が可能な用地を個人または共同で提供した土地所有者に対しては、原則として、応急仮設住宅への優先的な入居を認めるものとする。

2 地域内の時限的市街地の入居の考え方案（×は災害救助法の基準外）

×時限的市街地の用地提供者

×被災者の支援及び復興まちづくりに関わる事業関係者

- ・地域から離れることで大きい生活阻害が生じる被災者（事業、医療福祉、学校等）
- ・高齢者、障害者及びそれらのケアを担う被災者

【参考】東京都の入居者名簿案（東京都震災復興マニュアルより）

入居者名簿（案）

調査日	年 月 日	住宅名		部屋番号																																																	
世帯主氏名		性別	☐ 男 ☐ 女	年齢	歳																																																
従前居住地																																																					
入居月日	年 月 日～																																																				
入居資格	ア 罹災証明書 ☐ 全壊・全焼 ☐ 半壊・半焼 イ 選定基準 ☐ 優先入居 ☐ 一般入居																																																				
世帯年収	ア 被災前の世帯収入 1 か月約 円 イ 現在の世帯収入 1 か月約 円																																																				
家族構成	<table border="1"> <thead> <tr> <th>続柄</th> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>年齢</th> <th>職業</th> <th>収入</th> <th>障害の有無</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>☐男 ☐女</td> <td>歳</td> <td></td> <td></td> <td>☐有 ☐無</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考			☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無				☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無	
続柄	氏名	性別	年齢	職業	収入	障害の有無	備考																																														
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																															
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																															
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																															
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																															
		☐ 男 ☐ 女	歳			☐ 有 ☐ 無																																															
特記事項																																																					

【参考】阪神・淡路大震災で兵庫県が実施した入居者調査の概要

「仮設住宅入居実態調査」の概要

本調査は、兵庫県が、平成8年2月～3月、仮設住宅48,300戸のうち空き家5,612戸を除く42,688戸を対象に実施した。調査方法は、県が委嘱した調査員による訪問・聞き取り調査で、有効回答数は37,176世帯（有効回答率87.1%）である。

設問は、以下のとおり、今後の住宅希望や健康に関するものが中心である。

1 入居者（世帯）属性と従前住居について

- ・入居者の年齢、世帯の家計収入、主な収入源、以前住んでいた借家の家賃等

2 今後の住宅希望等について

- ・恒久住宅の希望：公的借家、民間借家、持ち家（公的借家を望む世帯対象）
- ・り災証明書の種類
- ・住宅希望地を選ぶ理由：被災前に居住、今の場所に近い、通勤に便利
- ・恒久住宅の希望地（第1希望～第3希望）
- ・間取りの希望
- ・気心の知れた数世帯と一緒に居住できる共同住宅への入居の希望
- ・同じ仮設の入居者がまとまって移転できる公的住宅の希望

3 入居者の健康等の実態について

- ・入居者の健康：健康、不安あり、治療中
- ・医療機関の利用
- ・病名
- ・医療機関の場所：被災前の居住地、現在の居住地
- ・精神的不安の有無
- ・保健・医療・福祉サービスの受給状況
- ・保健・医療・福祉サービスの希望

4 その他

- ・身体障害者（車いす対応）の住宅への希望

【参考】阪神・淡路大震災での仮設住宅への支援（神戸市「阪神・淡路大震災神戸復興誌」より）

1 ふれあいセンター

50戸の1箇所、仮設プレファブ平屋建て、復興基金や市補助金で、ボランティア団体等が、センター管理・心身の増進、高齢者の生きがい創造、ふれあい交流、生活情報提供に関連する事業を行う。

2 民生委員・児童委員と地域見回り活動・ふれあい推進活動

民生委員等による要援護者実態調査をもとに、在宅65歳以上の一人暮らし・寝たきり・身体が弱い高齢者や在宅の身体障害者について生活状況把握等を行う。地域の民生委員協議会や隣接民生委員によって大規模仮設での見守り活動を行う。また、仮設住宅入居者の中から「ふれあい推進員」を任命し、福祉団体と入居者のパイプ役等をつとめてもらった。

3 仮設住宅における友愛訪問活動

社会福祉協議会の支援のもとで、自治会とタイアップしてボランティアが訪問活動を行う。

- ・市民部（生活再建担当）：仮設住宅の居住実態調査（生活支援アドバイザーの訪問等）恒久的住宅への移転促進、個別相談会実施
- ・福祉部：民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会と連携した見守り活動、高齢者障害者等要援護世帯への個別支援
- ・保健部：個人を対象とした見守り（問題を有する人への対応、アルコールカウンセリング、保健婦・管理栄養士の訪問等）、地域・集団に関する事業（仮設住宅入居者健康調査・健康診断の実施、健康教育、閉じこもり防止のゲーム歩こう会等、医師会等と連携したふれあい健康講座、コミュニティづくりのためのイベント・バザー、野菜市場、焼き芋、野点等）
- ・こころのケアセンター：個別的対応と地域等への対応

【参考】東京都の専管組織設置案

専管組織の設置等案

（設置）

東京都住宅復興計画の策定を迅速かつ円滑に進めるため、都市整備局に住宅復興計画の策定に係る専管組織を設置する。

（名称）

専管組織は、住宅復興計画策定班と称する。

（構成）

専管組織は、住宅政策担当部長を長とし、東京都震災復興本部設置後における住宅復興計画班に所属する職員および長が指名する職員で構成する。

（業務）

専管組織の業務は、次のとおりとする。

- 1 住宅復興計画策定に係る事項
- 2 住宅復興計画委員会の運営に係る事項

（コンサルタントの確保）

専管組織は、その業務の実施に当たって、コンサルタントと契約をすることができる。コンサルタントの選考に当たっては、防災及び住宅計画、都市計画等住宅復興計画の策定に係る分野に関して専門知識及び実績を有する者を選考の対象とする。

（設置期間）

専管組織の設置期間は、住宅復興計画を策定することとなった日から住宅復興計画の策定が完了するまでとする。

【参考】東京都の住宅復興計画のフレーム案

東京都住宅復興計画のフレーム案

I 住宅復興計画の基本的な考え方

1 目標

- 応急住宅対策の実施による避難所生活の早期解消
- 公的支援による被災者の自力再建の促進
- 公的支援等による恒久的な住宅の確保
- 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

2 役割

- 東京都復興総合計画の特定分野計画
- 応急住宅対策を含む住宅復興に向けた施策の方向性等を示す

3 計画期間

- 5カ年

II 施策

1 応急的な住宅の整備等

- (1) 被災住宅の応急修理
- (2) 一時提供住宅の供給
- (3) 応急仮設住宅の供給

2 自力再建への支援

- (1) マンション等の再建
- (2) 住宅資産活用等による住宅再建
- (3) 民間住宅の供給促進
- (4) 民間賃貸住宅への入居支援
- (5) 住まい・まちづくり推進体制
- (6) 情報提供及び住宅相談

3 公的住宅の供給

- (1) 公営住宅
- (2) 公社・機構住宅

4 安全で快適な福祉のまちづくりの推進

- (1) 安全で快適な住宅・住環境の整備
- (2) 福祉のまちづくりの推進
- (3) がれき等の処分及び発生の抑制等
- (4) その他

被災者のための各種支援事業

制度の名称	生活再建支援制度（居住安定支援制度）																																																														
支援の種類	給付																																																														
支援の内容	●災害により住宅が全壊または大規模半壊等した世帯に対して、住宅の解体・撤去費、再建のためのローン利子の一部、家賃などの居住関係の経費を対象に支援金を支給します。 ■対象となる経費 ①被災世帯が居住する住宅の建て替えに係る解体・撤去および整地に要する経費（大規模半壊世帯は補修に係る除却・撤去および整地に要する経費が対象になります） ただし、実際に要する費用の70%を超えない範囲になります。 ②被災世帯が居住する住宅の建設・購入に係る以下の借入金関係経費（大規模半壊住宅は、補修に係る借入金関係経費も対象になります） ・ローン利子（借入金の利子で借入利率のうち1%を超え3.5%以下の部分に該当する利率に相当する利子が対象です） ・ローン保証料 ③被災世帯が住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等（月額2万円を超える部分を対象とし発災後2年以内に限りします） ④被災世帯が居住する住宅の立て替えおよび補修に係る以下の諸経費 ・建築確認・完了検査等申請手数料 ・表題登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用 ・仲介手数料 ・水道加入分担金 ■支給限度額 ①住宅が全壊等し、住宅を建設または購入する場合は、200万円を上限支給します。 <table><tr><th rowspan="2">世帯の年収</th><th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th><th rowspan="2">住宅の形態</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr><tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr><tr><td rowspan="2">500万円以下</td><td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td><td>持家</td><td>200万円</td><td>150万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="2">500万円を超え、700万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が45歳以上または要援護世帯</td><td>持家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">700万円を超え、800万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が60歳以上または要援護世帯</td><td>持家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr></table> ②住宅が大規模半壊し、住宅を補修・建設または購入する場合は、100万円を上限支給します。 <table><tr><th rowspan="2">世帯の年収</th><th rowspan="2">世帯主の年齢等の条件</th><th rowspan="2">住宅の形態</th><th colspan="2">支給限度額</th></tr><tr><th>複数世帯</th><th>単数世帯</th></tr><tr><td rowspan="2">500万円以下</td><td rowspan="2">世帯主の年齢は問わない</td><td>持家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>100万円</td><td>75万円</td></tr><tr><td rowspan="2">500万円を超え、700万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が45歳以上または要援護世帯</td><td>持家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td rowspan="2">700万円を超え、800万円以下</td><td rowspan="2">世帯主が60歳以上または要援護世帯</td><td>持家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr><tr><td>借家</td><td>50万円</td><td>37.5万円</td></tr></table>	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円	借家	50万円	37.5万円	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額		複数世帯	単数世帯	500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円	借家	100万円	75万円	500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円	700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円	借家	50万円	37.5万円
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件				住宅の形態	支給限度額																																																									
		複数世帯	単数世帯																																																												
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	200万円	150万円																																																											
		借家	100万円	75万円																																																											
500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																											
		借家	50万円	37.5万円																																																											
700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	100万円	75万円																																																											
		借家	50万円	37.5万円																																																											
世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額																																																												
			複数世帯	単数世帯																																																											
500万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	100万円	75万円																																																											
		借家	100万円	75万円																																																											
500万円を超え、700万円以下	世帯主が45歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																											
		借家	50万円	37.5万円																																																											
700万円を超え、800万円以下	世帯主が60歳以上または要援護世帯	持家	50万円	37.5万円																																																											
		借家	50万円	37.5万円																																																											

内閣府：被災者支援に関する各種制度の概要

支援の内容	③住宅が全壊または大規模半壊し、賃貸住宅（公営住宅を除く）に入居する場合は、50 万円を上限に支給します。ただし、上記の①または②の支給限度額の内数になります。				
	世帯の年収	世帯主の年齢等の条件	住宅の形態	支給限度額	
				複数世帯	単身世帯
	500 万円以下	世帯主の年齢は問わない	持家	50 万円	37.5 万円
			借家	50 万円	37.5 万円
	500 万円を超え、700 万円以下	世帯主が 45 歳以上または要援護世帯	持家	25 万円	18.75 万円
			借家	25 万円	18.75 万円
	700 万円を超え、800 万円以下	世帯主が 60 歳以上または要援護世帯	持家	25 万円	18.75 万円
			借家	25 万円	18.75 万円
	●他都道府県へ移転する場合は、経費の算出にあたり、それぞれの経費に 1／2 を乗じた扱いになります。				
●支援金の対象となる経費は、原則として災害発生後 3 年以内（家賃のみ 2 年以内）に支出される経費が対象です。					
活用できる方	●住宅が全壊等（※）または大規模半壊した世帯で、上の年収、年齢等の条件に該当する世帯が対象です。				
	※住宅が半壊し、やむを得ない事由により解体した場合や、噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期間にわたり住宅が居住不能になった場合を含みます（長期避難世帯）。				
問い合わせ	都道府県、市町村				

制度の名称	災害復興住宅融資（建設）		
支援の種類	融資		
支援の内容	●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、住宅を建設する場合に受けられる融資です。		
	●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅です。		
	●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。		
	構造等	融資限度額	返済期間
	耐火住宅	1,460万円	35年
	準耐火住宅	1,460万円	35年
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年
	特例加算	450万円	—
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。		
	問い合わせ		
	住宅金融公庫		

内閣府：被災者支援に関する各種制度の概要

制度の名称	災害復興住宅融資（新築購入、リ・ユース購入）																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	●住宅金融公庫が指定する災害により被害を受けた住宅の所有者が、新築住宅、リ・ユース住宅を購入する場合に受けられる融資です。 ●融資が受けられるのは、1戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡（マンションの場合40㎡）以上175㎡以下の住宅（リ・ユースプラス住宅は70㎡以上、リ・ユースプラスマンションは50㎡以上の住宅）で、一戸建ての場合は敷地面積が100㎡以上であることが必要です。 また、リ・ユース購入においては、建築年数が原則25年以内（耐火・高性能準耐火）または20年以内（木造・準耐火）の住宅であることが必要となります。 ●この融資は、融資の日から3年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間を延長することができます。																								
	■新築住宅の購入																								
	<table><tr><th>構造等</th><th>融資限度額</th><th>返済期間</th></tr><tr><td>耐火住宅</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr><tr><td>準耐火住宅</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr><tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,460万円</td><td>35年</td></tr><tr><td>木造住宅（一般）</td><td>1,400万円</td><td>25年</td></tr><tr><td>特例加算</td><td>450万円</td><td>—</td></tr><tr><td>土地取得費</td><td>970万円</td><td>—</td></tr></table>			構造等	融資限度額	返済期間	耐火住宅	1,460万円	35年	準耐火住宅	1,460万円	35年	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年	木造住宅（一般）	1,400万円	25年	特例加算	450万円	—	土地取得費	970万円	—	
	構造等	融資限度額	返済期間																						
	耐火住宅	1,460万円	35年																						
	準耐火住宅	1,460万円	35年																						
	木造住宅（耐久性）	1,460万円	35年																						
	木造住宅（一般）	1,400万円	25年																						
	特例加算	450万円	—																						
	土地取得費	970万円	—																						
■中古住宅の購入																									
<table><tr><th rowspan="2">構造等</th><th colspan="2">融資限度額</th></tr><tr><th>リ・ユース</th><th>リ・ユースプラス</th></tr><tr><td>耐火住宅</td><td>1,160万円</td><td>1,460万円</td></tr><tr><td>準耐火住宅</td><td>1,160万円</td><td>1,460万円</td></tr><tr><td>木造住宅（耐久性）</td><td>1,160万円</td><td>1,460万円</td></tr><tr><td>木造住宅（一般）</td><td>950万円</td><td>1,400万円</td></tr><tr><td>特例加算（一般分）</td><td>450万円</td><td>450万円</td></tr><tr><td>土地取得費</td><td>970万円</td><td>970万円</td></tr></table>			構造等	融資限度額		リ・ユース	リ・ユースプラス	耐火住宅	1,160万円	1,460万円	準耐火住宅	1,160万円	1,460万円	木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円	木造住宅（一般）	950万円	1,400万円	特例加算（一般分）	450万円	450万円	土地取得費	970万円	970万円
構造等	融資限度額																								
	リ・ユース	リ・ユースプラス																							
耐火住宅	1,160万円	1,460万円																							
準耐火住宅	1,160万円	1,460万円																							
木造住宅（耐久性）	1,160万円	1,460万円																							
木造住宅（一般）	950万円	1,400万円																							
特例加算（一般分）	450万円	450万円																							
土地取得費	970万円	970万円																							
<table><tr><th>建て方</th><th>種 別</th><th>返済期間</th></tr><tr><td rowspan="2">一戸建て等</td><td>リ・ユース住宅</td><td>20年、25年</td></tr><tr><td>リ・ユースプラス住宅</td><td>25年、30年</td></tr><tr><td rowspan="2">マンション</td><td>リ・ユースマンション</td><td>25年</td></tr><tr><td>リ・ユースプラスマンション</td><td>35年</td></tr></table>			建て方	種 別	返済期間	一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年	リ・ユースプラス住宅	25年、30年	マンション	リ・ユースマンション	25年	リ・ユースプラスマンション	35年										
建て方	種 別	返済期間																							
一戸建て等	リ・ユース住宅	20年、25年																							
	リ・ユースプラス住宅	25年、30年																							
マンション	リ・ユースマンション	25年																							
	リ・ユースプラスマンション	35年																							
※返済期間は、建築年次等によって異なりますので住宅金融公庫にご確認ください。																									
※金利については、住宅金融公庫にご確認ください。																									
活用できる方	●ご自分が居住するために住宅を建設される方であって、住宅に5割以上の被害を受けた旨の「災害復興住宅に関する認定書」の発行を受けた方が対象です。																								
問い合わせ	住宅金融公庫																								

内閣府：被災者支援に関する各種制度の概要

1 社会福祉施設等（保育所等の通所施設を含む。）での受け入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している要援護者の中には、要介護高齢者や障害者等で福祉サービスを利用する必要がある者がおり、今後、これらの者を把握し、受け入れ先を調整した上で施設に入所させる等、必要な福祉サービスを提供することが急務である。

このためには、

ア 避難所等に避難している要介護高齢者や障害者等について、福祉サービスが必要な者及びその需要を把握すること。

イ アで把握した福祉サービスの提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービスをどの程度対応できるか調査すること。

ウ さらにイで対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村、との連携により、福祉サービスの広域的な利用調整を行えるよう体制を整えること。

等が必要である。

また、被災地周辺における施設入所者の需給状況によっては、施設の種別を超えて利用することが適当な場合も考えられる。

については、早急に「ア」の調査を行うとともに、施設入所について幅広く「ウ」の調整を行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、広域的調整体制の下に行うこと。

受け入れる施設においては、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受け入れ先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、受け入れ元と同一の施設種別への調整、避難所及び在宅の者の受け入れについては、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行う、ことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

受け入れ期間については、避難生活の長期化が見込まれる場合には、広域的調整体制の下での再調整も必要であり、特に、種別の異なる施設での受け入れの場合には留意されたい。

また、病弱者の場合には、入院等必要な医療の確保に配慮すること。

ウ 多数の要援護者を受け入れることにより、職員の不足をきたしている施設については、広域的調整体制の下で、他施設から職員の応援派遣を行うこと。

(3) 入所対象外の要援護者について

ア 避難生活が必要となった社会福祉施設等の入所対象外の要援護者に対しては、「社会福祉施設等」、「介護老人保健施設」、又は「旅館及びホテル等」を「福祉避難所」とし、これらの者の受け入れを行っても差し支えない。

イ 「社会・福祉施設等」又は「介護老人保健施設」で入所対象外の要援護者を受け入れる場合には、施設の空きスペース等を「福祉避難所」として提供すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。

また、ボランティアによる支援も併せて検討すること。

※以下略

被災者の健康管理に関して、巡回精神相談チームの業務について、都の「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」で定められている作業方法は以下の通りである。

- (1) 被災精神障害者の継続的医療の確保と避難所等での精神疾患の発症・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行う。
- (2) チーム相互の連携及び一般の救護所・班との連携
 - ・保健所に保健師班等が設置されている場合、積極的な連携を図ること。
 - （連携例）毎朝の合同オリエンテーション→チームごとの打合せ→各々の巡回活動→夕方の各チームごとのミーティング→合同の打合せ
 - （内容）
 - ・相互の情報交換
 - ・専門的助言と協力関係の確立
 - ・スタッフ自身のメンタルヘルス
- (3) 診断、治療及び紹介先を記録し、保管する。
- (4) 避難所での巡回相談の実施
 - ア．ケアの必要な人について、その状態、所在等の状況を把握し、ストレスレベルの低減に努める。
 - イ．心的外傷後ストレス障害（PTSD）に留意して対応する。
 - ウ．治療中の患者については、治療継続に最大限の努力を払う。
- (5) 精神保健福祉センターと情報交換を行い、診療協力医療機関の確保及び入院可能な病院の確保に努める。
- (6) 精神科医療やメンタルヘルスに関する正しい情報を提供する。
- (7) 保健所（巡回精神相談チーム）で使用する向精神薬等の薬品の確保体制を確立するとともに、厳重に保管する。また、状況に応じて、精神科のある病院・診療所の協力を得る。
- (8) 応援職員の受入れについては、精神保健福祉センターと連携の下に行う。
- (9) 避難所の住民同士で語らいの場、自助グループを作るよう援助する。
- (10) 精神障害者社会復帰施設等に関する情報を収集するとともに、運営支援等を図る。
- （下記の内容は、概ね１か月目以降新たに行う業務である。）
- (11) 仮設住宅等における心のケア対策も平行して進める。
- (12) 心的外傷後ストレス障害（PTSD）対策等のパンフレット等を各保健所を通じて避難所に配布するとともに、講演会の開催、ミーティングなどの活動を行い、PTSD等に関する情報の提供を図る。
- (13) 避難住民への周知事項
 - ア．悩みごとなどは巡回精神相談チームを利用する。
 - イ．周囲の人のうち、ケアが必要と思われる人に気付いた場合、巡回精神相談チームに連絡するよう周知する。
 - ウ．避難住民同士の自助グループへの参加を呼び掛ける。
 - エ．保健所が配布するPTSD対策等のパンフレットやミーティングなどで基本的な知識を得る。

水、食品の安全確保に関して、飲料水の安全確保の業務について、都の「災害時における避難所等の衛生管理マニュアル」で定められている作業方法は以下の通りである。

(1) 「防疫検水班」の編成・派遣（特別区）

特別区は、避難所における飲み水の安全を確保するため、「防疫検水班」を編成し派遣する。

(2) 「防疫検水班」の業務（特別区）

ア 飲み水の消毒

避難所の井戸水、プール水等の比較的汚染の少ない水を利用する際には、消毒を実施し、必要に応じてろ過を行う。

イ 消毒効果の確認

消毒の実施後に残留塩素測定器により消毒効果を確認する。

(3) 避難住民への周知事項

飲み水の衛生の確保

ア できるだけ冷暗な場所での保管

イ 清潔な容器の使用

ウ 消毒を実施した飲み水の消毒効果確認後の飲用

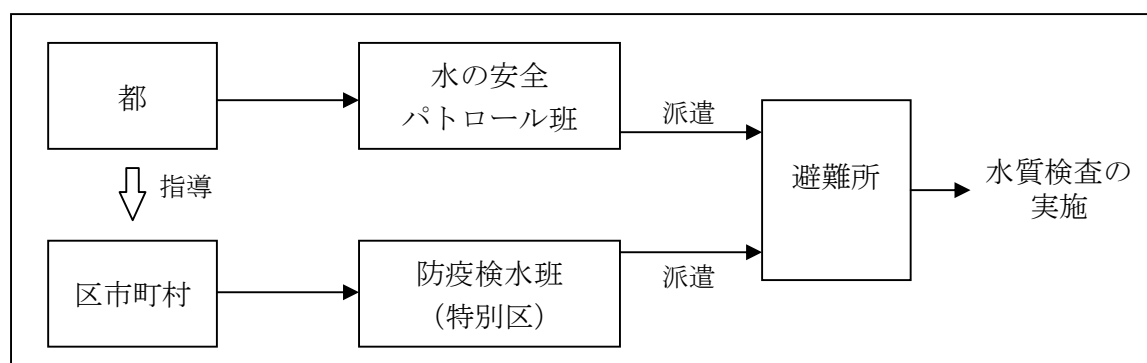


図 飲み水の安全確保の体系図

1 生活福祉資金特例貸付

種別	貸付対象	実施主体等	貸付内容
特例貸付	緊急に資金の融資を受けることが困難な世帯	(1)実施主体 東京都社会福祉協議会 (2)窓口 地区社会福祉協議会	国の通知に基づき、小口の貸付を行う。

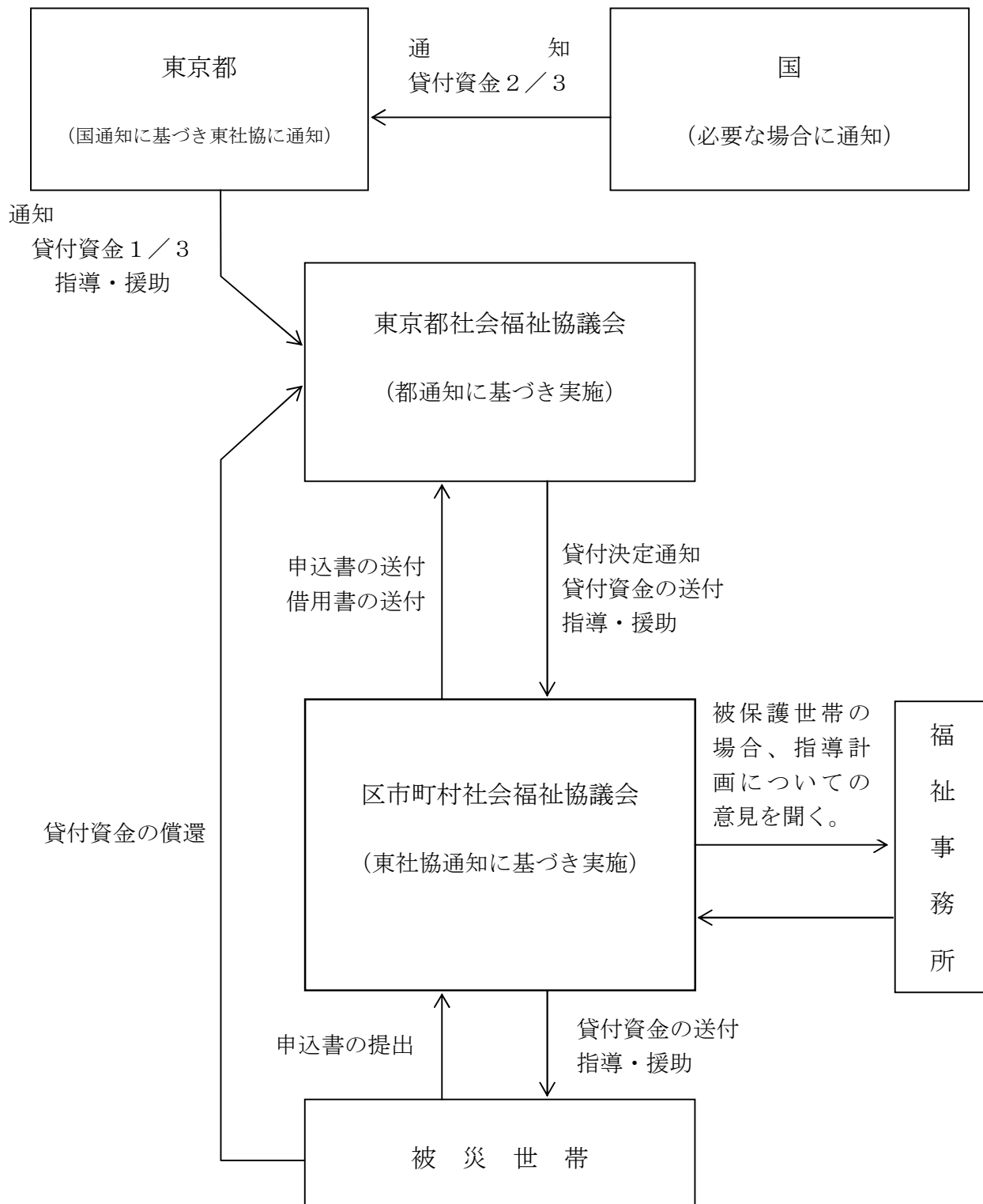
2 災害援護資金の貸付

種別	対象となる災害	根拠法令	区市町村の対応	〔貸付対象〕 その世帯の前年の年間所得が次の額以外の世帯
災害援護資金	東京都において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある災害	災害弔慰金の支給に関する法律	区市町村条例の定めるところにより、自然災害により次に掲げる被害を受けた低所得者に、災害援護資金の貸付けを行う。 (1)世帯主の1か月以上の負傷 (2)住居の家財等の損傷	1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額 (注)住居が滅失した場合は1,270万円
			〔貸付金額〕 ①世帯主の1か月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円(250) ④住居の全壊 250万円(350) ⑤住居の全体が滅失もしくは流出 350万円	150万円 + 150万円 = 300万円 300万円 + 170万円(250) = 470万円(350) 470万円(350) + 250万円(350) = 720万円(350) 250万円 270万円(350) 350万円 (注)被災した住居を建て直す際にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別な事情ある場合は()内の額

3 生活福祉資金（災害援護資金）の貸付

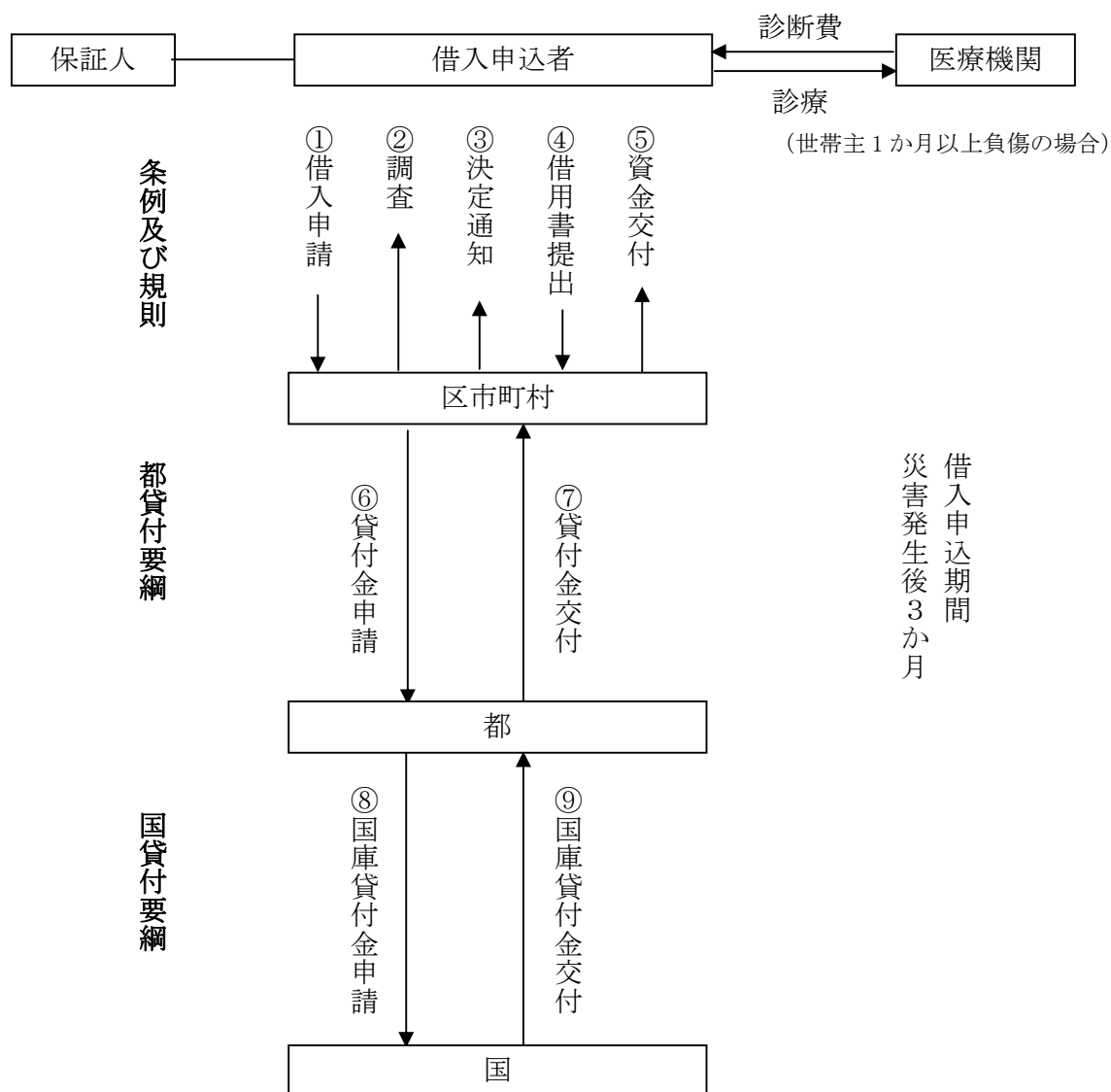
種別	貸付対象	実施主体等	貸付限度額	貸付条件
生活福祉資金（災害援護資金）	低所得者世帯のうち、他から融資を受けることができない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯	①実施主体 東京都社会福祉協議会 ②窓口 地区社会福祉協議会（民生委員）	1世帯 150万円 （被害の状況に応じ住宅資金との重複で350万円）	①据置期間 貸付の日から1年以内 （特別な場合2年以内） ②償還期間 据置期間経過後7年以内 ③貸付利率 年3% （据置期間中は無利子） ④償還方法 年賦、半年賦又は月賦 ⑤保証人 連帯保証人1名 ア原則として借受人と同一区市町村に居住している者 イ生活福祉資金の借受人又は借受申込人となっていない者

生活に必要な資金の貸付（生活福祉資金の貸付）



※（ ）については、緊急災害時の場合

災害援護資金の貸付手続き



「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、貸付対象災害の発生した区市町村は、都貸付金貸付要綱（昭和４９年１０月９日民生局長通知）により、福祉保健局に災害援護資金の貸付を申請する。

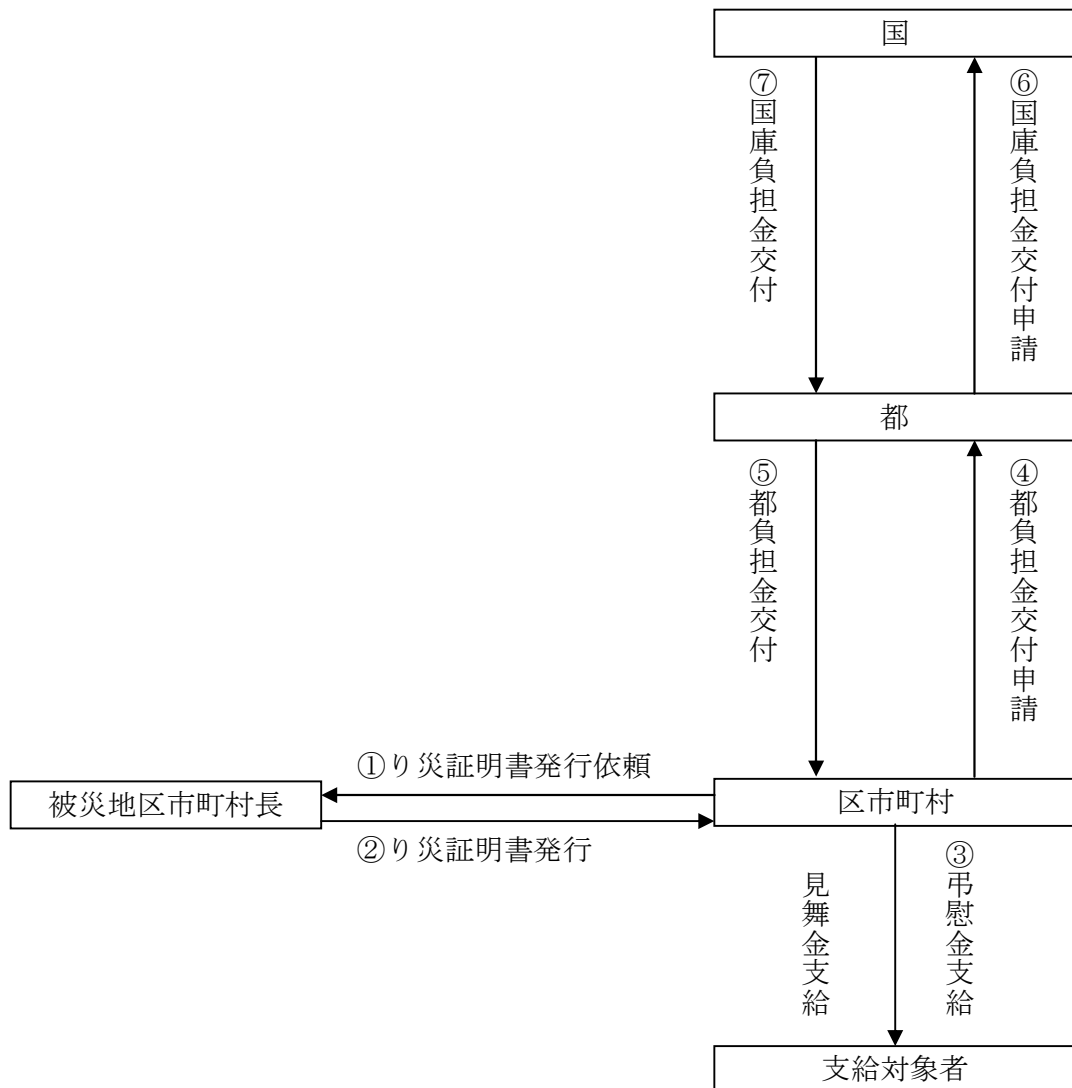
福祉保健局では、予算措置を行い、当該区市町村へ貸し付けるとともに、国庫貸付金の貸付要綱（昭和４９年６月６日社会局長通知）により厚生労働大臣あて貸付申請する。

区市町村からの償還金については福祉保健局が受け入れ、国庫貸付金の受入、返還等は財務局公債課が行う。

災害弔慰金等の支給

種別	対象となる災害	根拠法令	区市町村の対応	支給対象者	支給限度額
災害弔慰金	1. 1つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2. 東京都において住居が5世帯以上滅失した区市町村が3以上ある場合の災害 3. 東京都において災害救助法が適用された区市町村が1以上ある場合の災害	災害弔慰金の支給に関する法律	区市町村条例の定めるところにより、災害弔慰金を支給する。区市町村長は、次に掲げる調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行う。 (1) 死亡者（行方不明者を含む）の氏名、性別、生年月日 (2) 死亡年月日、死亡の状況 (3) 死亡者の遺族に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか、区市町村長が必要と認める事項	死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母	死亡者1人につき主たる生計者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円
障害見舞金	4. 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		区市町村条例の定めるところにより、災害障害見舞金を支給する。区市町村長は、次に掲げる調査を行ったうえ災害障害見舞金の支給を行う。 (1) 障害者の氏名、性別、生年月日 (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日、障害の状況 (3) 障害の種類及び程度に関する事項 (4) 支給の制限に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか区市町村長が必要と認める事項	法別表に掲げる障害がある者	障害者1人につき主たる生計者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円

災害弔慰金、災害障害見舞金の交付手続き

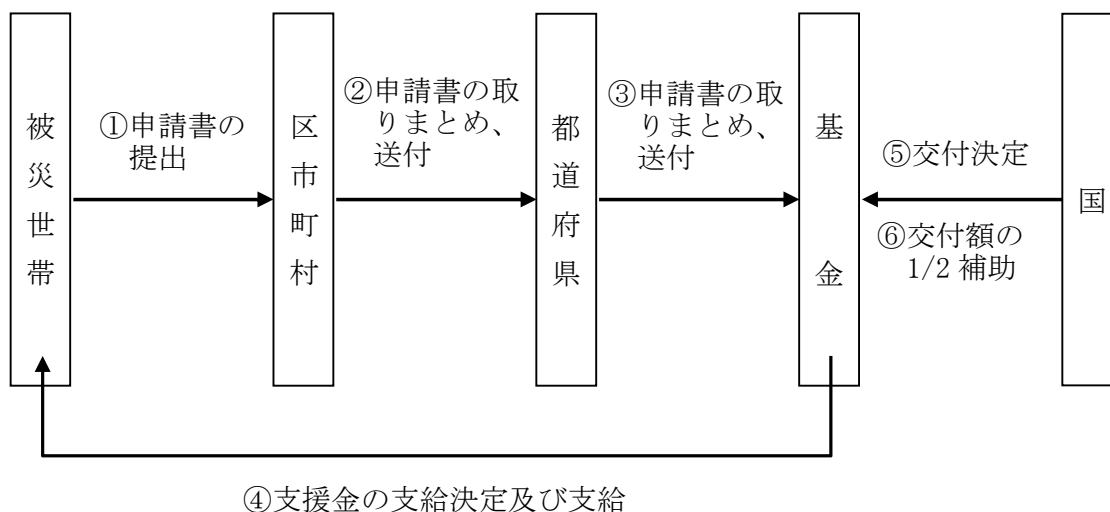


「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、区市町村は、対象者に弔慰金（見舞金）を支給し、都負担金交付要綱（昭和４９年９月１１日民生局長通知）により、福祉保健局へ３／４の額を申請する。

福祉保健局は、区市町村に交付した額の２／３について、国庫負担金交付要綱（昭和４９年４月２７日厚生次官通知）により（厚生労働大臣へ）交付申請する。

別紙 1

被災者生活再建支援金支給事務の手続き



【参考】被災者生活再建支援金の概要

(出典：政府広報「みなさまのための生活再建ハンドブック」、平成 23 年 11 月)

居住する住宅に著しい被害を受けた世帯に
被災者生活再建支援金を支給しています

→1次補正 520億円

→2次補正 3,000億円

災害により居住する住宅が全壊した、など著しい被害を受けた方々に対し、住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」が、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。支給額はその2つの支援金の合計になります。

●1世帯あたりの金額(単身世帯は3／4の額となります)

基礎支援金 全壊など:100万円 大規模半壊:50万円

加算支援金 建設・購入:200万円 補修:100万円 賃借:50万円

※基礎支援金のみを先に申請することも可能です。

※再建方法を変更した場合(賃貸→建替など)、差額分について再申請が可能です。

※郵送で申請することも可能です。

※アパートに賃借して住んでいた場合も含まれます。在留外国人の方にも支援金が支給されます。

※地震や津波ではなく、東電福島第一原子力発電所の事故により避難されている方は本支援金の対象外です。

〈例〉震災で住宅が全壊した後、避難所や賃貸アパートに移り住み、その後新居を建設・購入する場合、支給額は300万円となります。震災で住宅が全壊し、避難所で生活した後、賃貸アパートに移り住んだ場合の支給額は150万円となります。

申請手続きに必要な書類が簡素化されています

- り災証明書は全壊の事実がわかる写真でも結構です
- 住民票の提出が困難な場合、口頭で本人確認などができれば結構です
- 預金通帳の写しは銀行名、支店名、口座番号がわかれば結構です

東日本大震災による被災納税者に対する区民税・都民税の延滞金取扱基準
(平成 23 年 7 月 14 日税務課長決定)

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災で被災した納税者に対する区民税・都民税について、納期限到来後、納付の日までに発生した延滞金については、豊島区特別区税条例施行規則第 29 条第 1 項第 1 号により、全額免除とする。

なお、免除にあたり同条例施行規則第 31 条第 1 項但書以下により、申請書の提出はこれを要さない。

本件免除対象は、下記条件のすべてを満たすものとする。

記

1. 平成 23 年 3 月 11 日以降、平成 24 年 6 月 11 日までに納期限の到来するもの。
2. 平成 23 年 3 月 11 日以前に東日本大震災の被災地に住所または居所があるもの。
3. 対象となる被災地は、平成 23 年 3 月 15 日付「青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県における国税に関する申告期限等を延長する件」(平成 23 年国税庁告示第 8 号)において指定された地域とする。

以上

学用品給与の対象、方法、限度額等について、都の「災害救助法施行細則」の規定は以下のとおり。

救助の対象及び方法	費用の種類及び限度額等	救助の期間
一 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品を喪失し、又は損傷し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。 二 学用品の給与は、被害の実情に応じ次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。 (一) 教科書 (二) 文房具 (三) 通学用品	学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。 一 教科書代 (一) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用しているものを給与するための実費 (二) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 二 文房具及び通学用品 小学校児童一人につき四千百円 中学校生徒一人につき四千四百円 高等学校等生徒一人につき四千八百円	学用品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については、十五日以内とする。

文化財の復旧支援制度について、阪神・淡路大震災で神戸市において実施された対策は以下のとおりである。

阪神・淡路大震災では、神戸市内の国指定・県指定・市指定文化財のうち有形の文化財 249 件のなかで 94 件が被災した。このうち、建造物関係は 80 棟と全体の 85%を占めている。こうした文化財の震災復旧工事に関して、次のような震災特例措置が講じられた。

①国庫補助制度の拡充

国指定文化財については、従来の国庫補助率 50%が 70%～85%に、伝統的建造物についても 50%が 70%に引き上げられた。

②阪神・淡路大震災復興基金による助成

指定文化財については、国・県・市からの補助金を除いた所有者負担の 2 分の 1 が助成された。また、未指定の文化財についても一定の修理助成が行われた。

③モーターボート特別競争収益金を活用した支援

市内の観光地の他、北野町・山本通地区周辺の公的支援を受けていない建造物等の修理に対して助成が行われた。

④（財）文化財保護振興財団による助成

主に、文化財としての指定を受けていない美術工芸品等の修理に対して助成が行われた。

現地調査に関する実施方針

- 現地調査の目的
特に甚大な被害を受けた地域に対する今後の産業復興施策を検討するため、都が直接現地調査を実施する必要があると判断する場合には、当該区市町村とも連携しながら、詳細な被害状況等の把握のための調査を行う。
- 現地調査班の編成
局調査担当を中心に、事業所管各部も含めた体制により編成する。なお、必要に応じて当該区市町村の事業所管部門に対して人員派遣を要請することとする。
- 現地調査における業務内容
 - 1 詳細な被害状況の把握
 - 2 事業再開の妨げとなっている要因の把握 等
- 調査用フォーマット（例）
(別紙 1-1) のとおり

(別紙 1 - 1)

(調査用フォーマット (例))

事業所被害状況調査票(現地調査)

【調査年月日】

【調査員職・氏名】

事業所名 (業種)	
従業員数	
住所	
同所までの交通手段	
建物被害状況 (全壊(焼)・半壊(焼)・ 一部損壊・無被害)	
事業被害状況 (被災前との比較等)	
人身被害状況	
事業再開予定時期	
重要業務継続のための 事業継続計画 (BCP) の 策定状況	
事業再開を妨げている要因	
必要と思われる支援内容 (緊急度)	
その他	

○ 分析班の設置理由

産業復興対策を迅速かつ効果的に実施していくに当たっては、事業所被害概況調査等に基づいた被害・復旧状況の的確な把握がその前提となることから、各種調査結果の整理・分析を専門に行う被害・復旧状況分析班を設置する。

○ 分析班の編成

局調査担当を中心とし、事業所管各部も含めた体制により編成する。

○ 分析班の業務

- 1 事業所被害概況調査、定期的な事業所被害・復旧状況調査等により把握した被害・復旧状況についての整理及び分析を行う。
- 2 分析結果について、他の機関との連絡調整窓口である総務部に対して報告する。

○ 分析用フォーマット（例）

（別紙 2-1）のとおり

(別紙 2 - 1)

(分析用フォーマット (例))

事業所被害・復旧状況分析表

【分析年月日】

【分析者職・氏名】

1 事業所被害状況分析表

		建物被害状況(件)				事業再開予定時期(件)				
		全壊 (焼)	半壊 (焼)	一部 損壊	無被害	1週間 以内	1か月 以内	3か月 以内	3か月 以降	再開 困難
業 種 別	製造業									
	卸売業									
	小売業									
	サービス業									
規 模 別	小規模									
	中小規模									
	中規模									
	大規模									
地 域 別										

2 事業所復旧状況分析表

		事業 再開率 (%)	現在の景況						今後3か月の見通し					
			業況(%)			売上高(震災前同 月比)(%)			業況(%)			売上高(当月 比)(%)		
			良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少	良 い	普 通	悪 い	増 加	同 様	減 少
業 種 別	製造業													
	卸売業													
	小売業													
	サービス業													
規 模 別	小規模													
	中小規模													
	中規模													
	大規模													
地 域 別														

賃貸型仮設共同工場・店舗設置用地候補現地調査シート（案）

用地番号	(調査日) 年 月 日 (調査者)			
地盤状況	☐ 異常なし	☐ 一部亀裂・隆起	☐ 亀裂・隆起	☐ 液状化
道路の被害状況	☐ 異常なし	☐ 一部亀裂・隆起	☐ 亀裂・隆起	☐ 液状化
上水道の被害状況	☐ 異常なし	☐ 一部破損	☐ 破損	
下水道の被害状況	☐ 異常なし	☐ 一部破損	☐ 破損	
電気の被害状況	☐ 異常なし	☐ 一部破損	☐ 破損	
電話の被害状況	☐ 異常なし	☐ 一部破損	☐ 破損	
ガスの被害状況	☐ 異常なし	☐ 一部破損	☐ 破損	
備 考				

～阪神淡路大震災における神戸市長田区久二塚地区の取り組み～

久二塚地区は、早期に働く場所と住む場所を確保するため、市街地再開発事業の都市計画決定を受けて、本来行政が行なう事業用の仮設店舗や仮設住宅を協議会が代わって建設するなど、行政と協働しながら独自の活動を行なった。

- 縦横に商店街が行き交う住商混在地区。
- 面積約 3.2ha、人口約 1,000 人、世帯数約 380 世帯、商店数約 240 店、権利者数約 570 人。
- 倒壊焼失面積 19,110 m² (59%)、倒壊焼失件数 232 件 (62%)、倒壊焼失店数 158 店 (66%)
- 地下鉄整備に伴い 3 町が個別にまちづくりの話し合いをもっていたが、震災を契機に新たに 3 町合同の「久二塚地区震災復興まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)を発足
- 協議会は、震災から約 2 か月で 90%以上の住民及び権利者の避難先を確認し、建物解体の同意や仮設建築物等の建設のために必要な権利関係資料の作成を実施
- 協議会は、倒壊建物の解体・撤去作業を協議会が一括して業者と契約できるように行政と交渉し、行政と協議会、業者の 3 者契約により、192 件の解体撤去を実施
- 協議会は、135 権利者から約 1.1ha の土地を借り上げ、住民との各種交渉、仮設住宅及び仮設店舗の入居や工事等の管理運営等の検討を実施。仮設店舗は、仮設商店街「復興げんき村パラール」(約 80 店舗、約 5,400 m²)として 4 年 5 ヶ月にわたり営業
- 神戸市と阪神・淡路大震災復興基金は「パラール」の設置にあたり、仮設店舗設置費用の最大 2 分の 1 を助成する「商店街・小売市場共同仮設店舗補助制度」により支援を行なった。
- これらの仮設住宅と仮設店舗は、後に市街地再開発事業の事業用仮設建築物として神戸市に引き取られた。

1. 個別の中小企業者に対する制度

震災対策に関する支援制度としては、下記のような融資、保証、補助金、税制、情報提供等があるが、ここでは融資を中心に掲載する。

■中小企業庁の震災対策などに関する平成 24 年度の重点施策

施策名	概要
東日本大震災復興特別貸付※	事業の復旧を支援する融資制度
セーフティネット貸付制度	一時的に資金繰りが厳しい場合の融資
設備資金貸付利率特例	被災地の復旧・復興に向けた設備投資の支援
震災対応型資本金劣後ローン	事業の復旧に取り組む方の支援
小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資）※	小規模事業者向けの融資制度
東日本大震災復興緊急保証※	震災の影響で資金繰りが厳しいことに対する保証の支援
セーフティネット保証制度	取引先の倒産・自然災害などで資金繰りが厳しいことに対する保証の支援
災害関係保証※	震災の影響を直接受け資金繰りが厳しいことに対する保証の支援
被災者雇用開発助成金、事業復興型雇用創出事業による支援※	震災関連の雇用に関する支援策
成長分野等人材育成支援事業	健康・環境分野及び関連するものづくり分野の人材育成支援策
労働保険料等の免除、納付の猶予※	震災により労働保険料等の納付が困難になった場合の支援
標準報酬月額の特例、保険料の免除、納付の猶予※	震災により厚生年金保険料等の納付が困難になった場合の支援
中小企業に適用される税制上の特例措置※	被災者を支援する税制上の措置
施設・設備の復旧・整備に対する補助制度※	事業用施設の復旧・整備を支援する制度
高度化事業※	事業用施設の復旧・整備や電力需給対策への取り組み支援
被災中小企業復興支援リース補助事業	震災によりリース設備が滅失してしまった場合の支援
産業復興相談センター・産業復興機構	二重ローンや事業の復旧・復興についての相談対応
中小企業支援ネットワーク（中小企業支援ネットワーク強化事業）	高度・専門的な経営課題を解決するための支援
軽トラックを活用した中小企業移動販売支援事業	軽トラックを活用して仮設住宅等への移動販売を行うための支援
輸出品の放射線量の検査料への補助制度※	輸出品の放射線量の検査の支援

* 「※」は平成 23 年度の震災対策関連施策

* 中小企業庁「平成 24 年度中小企業施策利用ガイドブック第 2 版」（平成 24 年 5 月）より一部表現等を整理して作成

(1) 震災対策に関連する融資制度

1) 東京都の融資制度

①災害復旧資金融資

- ・対象者 : 平成 23 年東北地方太平洋沖地震等により、り災証明を受けた都内全域の中小企業者
- ・資金使途 : 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 : 一災害につき 8,000 万円
- ・融資期間 : 10 年以内（据置期間 1 年以内を含む。）
- ・融資利率 : 年 1.5%（融資期間に関わらず。）
- ・保証料 : 東京都が全額補助
- ・その他 : 区市町村長等が発行するり災証明が必要

②経営支援融資（東日本復興緊急保証対応型（災害緊急））

- ・対象者 : 東日本大震災に起因して、事業活動に影響を受けている中小企業者等
- ・資金使途 : 運転資金・設備資金
- ・融資限度額 : 2 億 8,000 万円（組合は 4 億 8,000 万円）
- ・融資期間 : 10 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）
- ・融資利率 : 融資期間 3 年以内 1.5%以内
3 年超 5 年以内 1.6%以内
5 年超 7 年以内 1.8%以内
7 年超 2.0%以内
- ・返済方法 : 分割返済（元金据置期間は 2 年以内）。ただし、融資期間が 1 年以内の場合は一括返済とすることが可能。
- ・信用保証 : 保証協会の信用保証が必要。保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の 2 分の 1 を補助。
- ・保証人 : 連帯保証人は以下のとおり。
法人...代表者個人
個人事業主...原則として不要
組合...原則として代表理事
※組合については、組合の実情に応じて、他の理事が連帯保証人に加えられることがある。
- ・その他 : 区市町村長等の発行する証明書または認定書等が必要。
この融資の保証を含めて保証合計残高が 8,000 万円を超える場合は、原則として物的担保が必要。

2) 日本政策金融公庫の融資制度

③災害復旧貸付

- ・対象者 : 指定された災害により被害を被った中小企業者
- ・資金使途 : 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
- ・限度額 : 直接貸付 別枠 1 億 5 千万円
代理貸付 直接貸付の範囲内で別枠 7 千 5 百万円
- ・利率 : 基準利率（平成 25 年 3 月 13 日現在、1.45%（5 年以内）～1.75%（10 年以内））
- ・期間 : 設備資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）
運転資金 10 年以内（うち据置 2 年以内）
- ・保証人 : 保証人（経営責任者の方）が必要。ただし、一定要件を満たす場合に経営責任者の方の個人保証を免除又は猶予する制度あり。

3) 商工組合中央金庫の融資制度

④ 東日本大震災復興特別貸付

利用対象者	貸付限度額・貸付期間・据置期間	貸付金利
① 今般の地震・津波により直接被害を受けた中小企業者等/原発事故に係る警戒区域等(注1)内の中小企業者等	◆貸付限度額 3億円 ◆貸付期間 最大20年(設備)、15年(運転) ◆据置期間 最大5年	◆金利引下げ措置(利子補給)(注5) ・基準金利(注2)から▲0.5% ・貸出後3年間は、1億円まで▲1.4% (※)利子補給を受けるためには罹災証明書等が必要
② 上記①の事業者等と一定以上の取引のある中小企業者等	◆貸付限度額 3億円 ◆貸付期間 最大15年(設備、運転) ◆据置期間 最大3年	◆金利引下げ措置(利子補給)(注5) ・基準金利(注2)から最大▲0.5%(注3) ・貸出後3年間は、3,000万円まで最大▲1.4%(注4) (※)利子補給を受けるためには被害証明書が必要
③ その他の理由により、売上等が減少している中小企業者等(風評被害等による影響を含む)	◆貸付限度額 7億2,000万円 ◆貸付期間 最大15年(設備)、8年(運転) ◆据置期間 最大3年	◆金利引下げ措置(利子補給)(注5) ・期間限定なく、当金庫所定の利率から最大▲0.5%(注3)

注1：警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域

注2：平成24年12月12日現在、貸付期間5年の場合で、1.55%（基準金利は毎月1回改定）

注3：売上等減少で▲0.3%、雇用の維持・拡大で▲0.2%

注4：▲0.9%は自動的に適用。さらに、注3の引下げが可能

注5：金利引下げ分の利子補給金は、後日入金（6か月毎）となります

⑤ 設備利子補給制度

対象	内容
東日本大震災復興特別貸付の利用対象者に該当する中小企業者等が行う設備資金	・貸出後2年間▲0.5% ・上記①～③の利子補給との併用が可能(注1)

注1：他の利子補給制度と併用した場合、実質負担率の下限は0.05%

⑥ 資本的劣後ローン

利用対象者	東日本大震災復興特別貸付の利用対象者に該当する中小企業者等
貸付限度額	1社当たり7億2,000万円(注1)
貸付期間	10年(期限一括返済)
貸付利率	貸付後1年毎に、直近決算の成功度合いに応じて0.4%、3.6%(注1)の2区分の利率が適用される。
担保・保証人	無担保・無保証
その他	・本制度による借入については、金融検査上自己資本とみなすことができる。 ・本制度による借入については、法的倒産手続き開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後する。 ・四半期毎の経営状況のご報告等を含む特約の締結や、当金庫が適切と認める事業計画書の提出が必要となる。 ・期限前弁済は、原則として認められない。

注1：非法定中小企業者については、異なる貸付限度額、利率が適用

⑦ 海外展開支援資金

利用対象者	東日本大震災または円高による被害に対応するために海外展開を必要とする中小企業者等
貸付限度額	1社当たり7億2,000万円(運転資金は2億5,000万円)
貸付期間	最大15年(設備)、7年(運転)
貸付利率	貸出後3年間は、当金庫所定の利率から▲0.5%

⑧中堅企業向け危機対応業務

対象者	震災による被害を受けた方、または震災の影響を受け一時的に業況等が悪化した方
資金使途	既存事業設備の復旧等のために必要な設備資金、震災にかかる運転資金
貸付利率	当金庫所定の利率（売上高等減少、雇用の維持・拡大等の要件により最大 0.5% の利子補給）
貸付期間	設備:20 年以内（据置 3 年以内） 運転:15 年以内（据置 3 年以内）
貸付限度	定めなし（ただし損害担保付貸出については元高 20 億円以内<日本政策投資銀行等との合算>）

⑨中小企業災害復旧資金利子補給制度

対象者	以下の①②いずれかに該当する被災中小企業者等（※） ①東日本大震災の直接被害者のうち、事業所または主要な事業用資産について、「全壊」または「流失」の被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた方 ②東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による災害に関して、原子力災害対策特別措置法の規定により緊急事態応急対策を実施すべき区域内に事業所を有する方
対象貸出	上記対象者の災害復旧資金
期間・金額	当初 3 年間 上限 1 億円（貸出元高で、日本政策金融公庫（中小企業部門・国民事業部門）と合算）
利子補給額	利用者が実質的に負担している支払利息額全額

（※）非法定中小企業の方は対象外。

4) 中小企業基盤整備機構の融資制度

⑩仮設店舗、仮設工場の整備

- ・概要 : 仮施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村へ一括貸与し、市町村が入居者及び入居条件を決定して、中小企業者に貸し出す。賃料は原則無料（水道光熱費は入居者負担）
- ・標準的な施設仕様：
 - 【建物形式】 工場で規格部材を製造し現地で組立てる「システム建築」方式による整備（軽量鉄骨造など、鋼板屋根、組立パネル壁、合板床（耐荷重 290Kg/m 程度）またはコンクリート床）
 - 【区画面積】 店舗・事務所は 50 m²程度／区画、工場は 100 m²程度／区画を想定
- ③設備
 - 電源 : 単相（低圧）電力（必要に応じて三相（動力）電力）
 - 上水・排水 : 1 区画あたり 1 か所の給水口・生活排水口
 - 電話 : 電話回線引込口設置（回線契約は入居者が行う）
 - トイレ : 施設全体で 1 か所の共同水洗トイレ
- ・その他：用地は市町村が用意

⑪高度化事業（震災対策関連）

- ・対象者 : (1) 中小企業等のグループが復興事業計画の認定を受けて施設・設備の復旧整備を行う場合
(2) 中小機構が整備する仮設店舗・仮設工場に入居する中小企業が設備の復旧整備を行う場合
(3) 商工会・商工会議所が施設・設備の復旧整備を行う場合
(4) 事業協同組合等が既往の高度化資金の貸付けを受けた事業用施設の復旧を図る場合、又は新たに高度化事業を実施して復旧を図る場合（災害復旧貸付）

- ・貸付対象：設備資金
- ・限度額：なし
- ・貸付利率：無利子
- ・自己負担：貸付対象経費の1%又は10万円のいずれか低い額
- ・期間：20年以内（うち据置期間5年以内）
- ・担保・保証人：都道府県又は中小企業基盤整備機構の規定により徴求
- ・その他：貸付けに当たっては、事前に事業計画について都道府県及び中小企業基盤整備機構が診断・助言を行う。

(2) 復興を促進するための事業の多角化や創業支援のため制度（現行）

1) 東京都の融資制度（平成24年度の内容）

①産業力強化融資（チャレンジ）

- ・対象者：公的機関の認定・認証・登録等を受けて実施する事業、東京都等の助成金の交付決定を受けた事業、平成24年度において重点的支援を行う事業等
- ・資金使途：運転資金・設備資金
- ・融資限度額：1億円（組合2億円）
- ・融資期間：10年以内（据置期間2年以内を含む。）
- ・融資利率：融資期間3年以内 1.7%以内
3年超5年以内 1.8%以内
5年超7年以内 2.0%以内
7年超 2.2%以内
- ・返済方法：分割返済（元金据置期間は2年以内）。ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることが可能。
- ・信用保証：保証協会の信用保証が必要。保証協会の定めるところによる。
- ・保証人：連帯保証人は以下のとおり。
法人...代表者個人
個人事業者...原則として不要
組合...原則として代表理事
※組合については、組合の実情に応じて、他の理事が連帯保証人に加えられることがある。
- ・その他：この融資の保証を含めて保証合計残高が8,000万円を超える場合は、原則として物的担保が必要。

②創業融資

- ・対象者：次のいずれかに該当する者
 - 1) 現在事業を営んでおらず、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始しようとする具体的な計画があるもの。
 - 2) 現在事業を営んでおらず、自己資金があり、1か月以内に新たに個人で又は2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始しようとする具体的な計画があるもの。
 - 3) 中小企業者又は組合であり、創業した日から5年未満であるもの
 - 4) 創業した日から5年未満の者で、東京都が出資するベンチャー企業向けファンド、又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資するベンチャー企業向けファンドから出資を受けている中小企業者であるもの
 - 5) 分社化しようとする法人

- ・資金使途：運転資金・設備資金
- ・融資限度額：1) 1,000 万円
2) 2,500 万円(ただし、自己資金に 1,000 万円を加えた額の範囲内)
3) 4) 2,500 万円
5) 1,500 万円
- ・融資期間：運転資金 7 年以内(据置期間 1 年以内を含む。)
設備資金 10 年以内(据置期間 1 年以内を含む。)
- ・融資利率：固定金利又は変動金利から選択
【固定金利】融資期間 3 年以内 2.1%以内
3 年超 5 年以内 2.3%以内
5 年超 7 年以内 2.5%以内
7 年超 2.7%以内
【変動金利】短プラ 0.9%以内(短プラとは、金融機関が信用度の高い企業に貸し出す際に適用する短期(1 年以内)の最優遇金利。金融機関ごとに設定。)
- ・返済方法：分割返済(元金据置期間は 1 年以内)
- ・信用保証：保証協会の定めるところによる。
- ・保証人：1) 2) は原則不要
3～5) の連帯保証人は以下のとおり。
法人...代表者個人
個人事業者...原則として不要
組合...原則として代表理事
※組合については、組合の実情に応じて、他の理事が連帯保証人に加えられることがある。
- ・その他：1) 2) は不要、3～5) は原則不要

2) 日本政策金融公庫の融資制度

③女性・若者／シニア起業家支援資金（新企業育成貸付）

- ・対象者：事業開始後おおむね5年以内の女性の方、30歳未満か55歳以上の方
- ・資金使途：新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする資金
- ・融資限度額：7,200万円（うち運転資金4,800万円）
- ・融資期間：設備資金 15年以内（特に必要な場合は20年以内）＜うち据置期間2年以内＞
運転資金及び土地取得金 5年以内（特に必要な場合は7年以内）＜うち据置期間1年以内＞
- ・融資利率：設備資金 0.95～2.55%
運転資金及び土地取得金 1.35～2.35%
- ・東日本大震災関連：東日本大震災の影響による勤務先の倒産、解雇等により離職し、創業する方も対象とする。融資限度額は1,000万円、融資利率が減率される、等。

④新事業育成貸付

- ・対象者 : 高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の 1～3 のすべてに当てはまる方

- 1) 新たな事業を事業化させて7年以内の方
 - 2) 公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性について認定を受けた方
 - 3) 日本政策金融公庫中小企業事業が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方
- ・資金使途：新たに事業を始めるために必要な設備資金及び長期運転資金
 - ・融資限度額：6億円
 - ・融資期間：設備資金 15年以内＜うち据置期間5年以内＞
運転資金 7年以内＜うち据置期間2年以内＞
 - ・融資利率：融資後5年目までは特別利率、6年目以降は基準利率+0.2%。ただし、海外を含めたマーケティングを踏まえた国内外への販路開拓を行う等、一定の要件に該当する場合は、特別利率を適用。
 - ・保証人：経営責任者。ただし、一定の要件を満たす場合は免除又は猶予できる。
- ※他に第二創業を図る事業者を対象とする新事業活動促進資金などがある。

3) 商工組合中央金庫の融資制度

⑤革新のための資金

種別	対象者	資金使途
新事業進出支援 (イノベーション) 21)	創業しようとする、または創業7年以内(再チャレンジ支援は5年以内)の事業者、事業に「新規性」が認められる事業者	創業もしくは創業後の事業の継続・拡大に必要となる設備資金・運転資金、新たな事業を行うために必要となる設備資金・運転資金
海外展開支援 (オーバークローズ) 21)	海外進出を行う、または進出済の中小企業者(海外現地法人を含む)	海外進出に伴い必要となる設備資金・運転資金(海外現地法人への貸付金、出資金)、海外現地法人の必要とする設備資金・運転資金
環境対策支援	・3R(リデュース・リユース・リサイクル)に取り組む事業者 ・廃棄物の適正処理に取り組む事業者 ・大気汚染物質の排出抑制に取り組む事業者 ・水質汚染物質の排出抑制に取り組む事業者 ・RoHS指令やPRTR制度に対応して、特定化学物質の排除や管理体制の整備に取り組む事業者 ・土壌汚染防止に取り組む事業者 ・その他産業公害防止に取り組む事業者 ・省エネルギーに取り組む事業者 ・新エネルギー(天然ガス利用、風力発電など)の利用に取り組む事業者 ・環境配慮型経営に係る第三者認証などを取得した事業者 ・再生可能エネルギー源を用いて発電された電気の売電を行う事業者	左記の取組みに必要となる設備資金・運転資金
女性の社会進出・少子化対策支援	・女性起業家(創業7年以内) ・女性の社会進出促進効果がある事業(家事・育児関連事業、介護・福祉関連事業など)に取り組む事業者 ・女性従業員、男女雇用機会均等、少子化対策などへの配慮を厚く行っている事業者	左記の取組みに必要となる設備資金・運転資金

種別	対象者	資金使途
ものづくり支援	・ 中小ものづくり高度化法に基づく特定ものづくり基盤技術を有する業種に属する事業者 ・ 特定ものづくり基盤技術を有する事業者	技術の高度化への取組みや事業拡大に必要な設備資金・運転資金

⑥創業支援

種別	対象者	資金使途
新事業育成資金	技術的水準が高い又は製品・サービスに特色を有する等の新たな事業を行う中小企業で、当金庫の新事業審査委員会で新規性を認定した中小企業者	新たな事業を行うために必要な設備資金、運転資金

2. 中小企業者のグループ等、個別中小事業者以外に対する制度

下記のような事業用の共同施設の復旧・整備を支援する制度がある。

■中小企業者のグループ等に対する支援策

支援策	支援の概要
中小企業等のグループに対する復旧・復興への補助	グループの復興事業計画の認定を受けた場合、国 1 / 2、県 1 / 4 補助 ○対象者：中小企業等のグループ（大企業も参加可）、組合、商店街 ○グループは復興事業計画を作成し、県に申請 ○地域経済等におけるグループの機能の重要性、被害の大きさを踏まえて、計画を認定した場合に補助 ○震災で被害を受けた施設・設備の復旧経費について、国が 1 / 2、県が 1 / 4 補助
事業協同組合等の共同施設の復旧への補助	事業協同組合等の共同施設の復旧を国 1 / 2、県 1 / 4 補助 ○対象者：事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会 ○補助対象施設：事業協同組合等の共同施設（倉庫、生産施設、加工施設、販売施設、検査施設、共同作業場、原材料置場。付帯設備も含む）
商店街に対する災害復旧への補助	被災したアーケード等の撤去、施設修繕等を国が定額（10 / 10）補助 ○対象者：商店街振興組合等（任意の商店街も対象） ○補助率：定額（10 / 10）補助
商工会、商工会議所の施設復旧への補助	商工会、商工会議所の機能回復に必要な施設の復旧を国が 1 / 2 補助
高度化貸付	組合等による施設・設備の復旧整備に対して無利子貸付 ○対象者：事業協同組合等 ○金利：無利子 ○返済期間：20 年以内 ○据置期間：5 年以内 ○自己資金：貸付対象経費の 1 % 又は 10 万円の自己資金が必要（県の負担額は 1 % 又は 100 万円） ○貸付対象：施設・設備の復旧・整備に要する経費 ※中小企業等のグループ、中小機構の仮施設入居中小企業、商工会・商工会議所も無利子貸付の対象

* 中小企業庁「中小企業向け支援策ガイドブック ver. 03(拡大版)」(平成 23 年 5 月)より作成

文書番号

〇〇年〇〇月〇〇日

各 位

豊島区長 〇〇 〇〇

被災事業所における雇用の維持について（依頼）

今回の震災に伴い、直接的又は間接的に被害を受けられた皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

震災の被害により、営業を停止し、又は縮小せざるを得ない事業主の方も多いかと存じますが、生活の再建に向けて頑張っておられる多くの従業員において経済的基盤である雇用の行く末に不安を感じておられる方も少なくありません。

つきましては、貴団体に所属する事業主の皆さまにおかれまして、でき得る限り雇用の維持に努めていただけるよう、お願い申し上げます。

なお、区といたしましても、都と連携を図りながら、下記のと通りの雇用維持に対する支援策について情報収集に努めております。

厳しい環境の中ご苦勞されているとお察しいたしますが、何とぞよろしくお願いいたします。

記

（雇用維持支援策）

-
-
-

担当：（課名）

（連絡先）

※東京都「震災復興マニュアル」（平成 15 年 3 月）掲載資料をもとに作成

注）以下の制度以外にも、高齢者や障害者等を対象にした制度など、被災に関わらず現行の支援制度がある。

1. 事業主に対する制度

①雇用調整助成金

東日本大震災の影響（事業所倒壊や生産設備の損壊等地震の直接的な影響）により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者の雇用を維持するために休業等をした場合、休業手当等の負担相当額の 2/3（中小企業の場合は 4/5）が助成される（上限 1 人 1 日当たり 7,505 円）。

※避難勧告や警戒区域の指定に伴う避難など法令上の制限を理由とするものは対象外。このような事情により休業し、休業中の賃金が支払われていない場合は雇用保険の特例措置が適用され、労働者が実際に離職していなくても失業手当が支給される。

②被災者雇用開発助成金

以下の方を公共職業安定所等の紹介により 1 年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れる（雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限る）事業主に対して助成金を支給する。

①震災時に被災地域で就業しており、震災により離職を余儀なくされた方

②震災時に被災地域に居住していた方

【助成額】 中小企業 90 万円（短時間労働者は 60 万円）

（大企業 50 万円（短時間労働者は 30 万円））

※短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の 1 週間の所定労働時間と比べて短く、かつ 30 時間未満である方をいう。

※雇い入れ後、6 か月ごとに 2 回に分けて支給。

2. 被災者に対する制度

①雇用保険失業給付

震災による事業所の損壊や福島原子力発電所の影響による警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域に事業所が位置することにより、事業所が休止になり休業を余儀なくされた場合、激甚災害の指定に伴う雇用保険の特例により、賃金を受けることのできない労働者は、離職していなくても、失業給付を受けることができる。

【基本手当の支給を受けることができる日数】

・受給資格に係る離職の日における年齢、雇用保険の被保険者であった期間及び離職の理由などによって決定され、90 日～330 日の間で決められる。

※現行の個別延長給付（原則 60 日分）に加え、災害救助法の適用地域等の事業所に雇用されていた方については、更に延長する特例措置を実施している。

【支給額】

・原則として離職した日の直前の 6 か月に毎月決まって支払われた賃金（賞与等は除く）の合計を 180 で割って算出した金額のおよそ 50～80%（60 歳～64 歳については 45～80%）。基本手当の日額の上限額は次のとおりとなっている。

30 歳未満：6,145 円

30 歳以上 45 歳未満：6,825 円

45 歳以上 60 歳未満：7,505 円

60 歳以上 65 歳未満：6,543 円

「豊島区震災復興マニュアル」本編コラムの参考文献一覧

- 内閣府①：「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」平成9～11年度（内閣府HP）
- 内閣府②：「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査―阪神・淡路大震災 総括・検証 調査シート」（内閣府HP）
- 内閣府③：「地方公共団体における災害復興対策の推進に関する調査事例集」平成21年3月
- 兵庫県①：「阪神・淡路大震災復興誌」1997
- 兵庫県②：「阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告」兵庫県・復興10年委員会 2005年
- 兵庫県③：「甦るまち・住まい」兵庫県都市住宅部 平成9年4月
- 兵庫県④：「復興市街地整備事業とその推進方策に関する調査」平成15年3月
- 神戸市①：「神戸復興誌」平成12年1月
- 神戸市②：「伝承阪神・淡路大震災」神戸防災技術者の会 平成20年1月
- 神戸市③：「復興の総括・検証」平成11年度・平成15年度（神戸市HP）
- 西宮市①：「1995.17 阪神・淡路大震災西宮の記録」平成8年11月
- 芦屋市①：「阪神・淡路大震災芦屋市の記録」平成9年4月
- 阪神①：「市民まちづくりブックレット No.7「震災復興まちづくり5年と今後」阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク
- 建築学会①：「阪神・淡路大震災調査報告書-復興計画」2000年2月
- 中越①：「中越大震災」新潟県 平成19年3月
- 中越②：「新潟県中越地震復旧・復興フォローアップ調査報告書」内閣府 平成20.3
- 中越沖①：「地元要望を踏まえた各省庁の復旧・復興対策の実施状況」関係省庁局長会議 平成19年8月
- 中越沖②：「中越沖地震記録集」柏崎市平成21年3月

各部課の復興業務一覧表

◆豊島区震災復興マニュアル（都市・住宅復興編） 総括表 1－活動別

第1編 総則・体制編	事前復興対策	復興初動体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
	震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月 ～ 2年	2年～	
総則										
第1節震災復興マニュアルの目的等										
1 マニュアルの目的と背景、位置づけ、構成	地域防災計画への記載（防災課）									
第2節震災復興の基本的な考え方										
1 本マニュアルの前提となる被害想定	被害想定 の公開（防災課）									
2 災害対策本部と震災復興本部の関係	条例の制定（防災・都市計画）									
第3節震災復興本部の設置										
1 震災復興本部の設置		復興準備室の設置	本部開設（企防部）						本部解散（企防部）	
2 震災復興本部会議の開催		震災復興本部会議の招集と運営／区民への広報（企画課、防災課、都市計画課）／（広報課）								
3 職員配置		職員人員調査開始（人事課）	応急職員配置の調整・応援要請（人事）	応援職員受け入れ（人事課、各部）→ 職員配置の調整（人事課、各部）						
第4節震災復興マニュアルの更新等										
1 震災復興マニュアルの更新及び職員訓練	マニュアル更新／職員向け訓練（都市計画・防災・各課）									

	事前復興対策	復興初動体制 の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
第1章 復興体制の整備	震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月 ～	2年	2年～
第1節被害状況と復興需要の把握										
1 住家の公的被害認定調査		調査準備 （都市整備部各課、税務部）	現地調査と判定案／台帳／図／報告 （都市計画、税務、都市整備部各課、外部応援）							
2 区有施設の被害状況の把握		被害把握 （災対総務部等） 判定調査の実施 （施設課、各所管課）	応急復旧の実施 （施設課、各所管課）		復旧計画の検討 （企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課）					
3 暮らしの復旧に向けた社会調査			被災者生活実態調査（調査担当） 商店や事業所の被害把握（文化商工部） 児童生徒の状況把握（教育総務部）							
4 被災統計データベースの構築			家屋被害のデータベース化（都市整備部） 区施設、道路、公園利用のデータベース （各所管課・道路管理課・公園緑地課）		データベースの利用と更新 （各課）					
5 生活再建状況の継続的把握			各種支援施策の適用状況把握（各部署、復興本部）	区民生活の再建状況の把握と公表（復興本部） 被災者生活実態フォロー調査（調査担当）						
6 市街地の復興状況の継続的把握		建築動向の把握（建築審査課）			都市復興状況の把握（都市計画課） 生活関連施設の復旧・復興状況の把握（各所管課）					
第2節生活再建支援体制の整備										
1 リ災証明書の発行			発行体制構築（区民部）		リ災証明書の受付と発行（区民部） 再調査の実施と対応（都市整備部）					
2 生活再建相談		避難所相談（各課）	臨時相談（広報課、各課）	被災者総合相談所の開設（復興本部、各課）						
第3節震災復興基本計画の策定										
1 震災復興基本方針の策定		区長発信 （企画課）	震災復興基本方針の検討、決定・公表 （企画課、関係部課）							
2 震災復興基本計画の策定					震災復興基本計画案の検討 （企画課、関係部課）	意見反映 （企画課）	震災復興基本計画の 策定（企画課）	震災復興基本計画の進捗管理と修正（企画課）		
第4節財源確保・復興基金										
1 震災復興のための財政需要の推定		応急復旧財政需要の 算定（財政課他）	復興事業に関する財政需要の算定 （財政課、各部課）	震災復興計画に関する財政規模の算定 （財政課、各部課）						
2 復興基金		基金創設への協議 （財政課）	基金設立に係る予算 措置（財政課）	復興事業の財源に復興基金を活用 （財政課他）						
第5節復旧復興の用地確保と利用調整										
1 用地の確保と利用調整		状況把握 （災対）	調整方針 （災対）	用地需要の集約／用地調整会議の開催／再調整 （災対本部、復興本部）						
第6節がれき処理										
1 がれき処理		発生予測 （災対）	体制整備 （災対）	がれき処理計画の策定 （災対本部）	がれき処理の実施 （災対本部）					
第7節ボランティア										
1 一般ボランティアの受け入れ		窓口開設 （保健福祉）	センター （社協）	ボランティアの派遣／需給調整 （地域防災部、社会福祉協議会）						
2 長期及び専門的ボランティアへの支援			ボランティア支援方針の策定 （復興統括局、保健福祉部）	長期・専門ボランティア実態調査／ボランティア支援／活動交流及び報告 （社会福祉協議会、復興統括局、各課）						
第8節広報活動										
1 広報活動		応急期の災害対策広報（災対本部）	広報臨時号発行（広報課、関係各課）	復興支援に関する広報 （復興本部、広報課）						
2 区外避難者や多言語での情報提供			要援護、外国語 （災対本部、広報課、保健福祉部、文化観光課）	区外避難者への情報提供 （復興本部、広報課、各課）						

第2編 都市・住宅復興編	事前復興対策	復興初動体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
第2章 都市の復興	震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月～	～2年	2年～
第1節被害概況の把握										
1 家屋被害概況の把握		概況把握 (災対)	調査報告 (災対)							
第2節都市復興基本方針の策定と展開										
1 都市復興基本方針の策定		方針案作成 (都市計画課)	都協議／決定公表 (都市計画課)							
2 第1次建築制限の実施		区域案作成 (都市計画課)	区域指定／告示 (都市計画課)	建築制限の実施 (建築指導課、都市計画課)						
3 家屋被害状況調査		調査準備 (都市整備部各課、税務他)	現地調査と判定案／台帳／図／報告 (都市計画、税務、都市整備部各課、外都府県)							
4 時限的市街地の方針案策定			基本方針設定 (都計、関係課)	実現可能性検討 (都計、関係課)	時限的市街地展開 (住宅課、都市計画課)					
5 復興地区区分			復興対策基本図3作成／設定 (都市計画課)		地区区分の決定と告示 (都市計画課)			地区区分の見直し等 (都市計画課)		
6 建築行為の届出					建築行為の届出・許可／情報提供・協議 (都市計画課、建築審査課)					
第3節都市復興基本計画の策定と展開										
1 都市復興基本計画（骨子案）の策定			会議招集／原案作成 (都市計画課)	骨子案作成／公表 (都市計画課)						
2 第2次建築制限の実施					案作成／決定告示 (都市計画課)	建築制限（第二次）の実施 (建築審査課)				
3 復興まちづくり計画の策定					復興まちづくり計画原案作成 (都市計画課、地区担当)	計画案等作成／計画等の作成 (都市計画課、地区担当)				
4 都市復興基本計画の策定					基本計画案の作成 (都市計画課)	区民意見の反映／都市復興基本計画作成 (都市計画課)				
第4節復興事業の推進										
1 復興事業計画の策定							事業計画／合意形成 (地区担当、都市計画課)	事業計画の策定と広報 (都市計画課、地区担当)		
2 区民の復興まちづくり活動支援					区民の復興まちづくり活動支援（地区担当）			事業への参加（地区担当）		

	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開	
第3章 地域協働復興	震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月～	2年～
第1節被害の把握と復興への準備									
1被害の概況を集約し報告		状況集約 (救む)	状況報告 (救む)						
2復興準備会の立ち上げ		準備 (救む)	復興の必要性／準備 会呼びかけ (救む)						
3復興準備会の発足と事前協議			準備会事前協議 (救む) 担当選定 (復興本部)						
第2節復興まちづくり協議会の結成									
1復興まちづくり協議会の発足と認定			会員募集 (準備会)	協議会設立／認定申請 (協議会、地区担当)					
2復興まちづくり協議会の活動方針づくり				意見交換 (協議会)	要望／活動方針 (協議会、地区)				
第3節地域協働復興による時限的市街地の展開									
1時限的市街地の用地さがしと建設			地域入居申 込 (協議会)	用地さがし／建設要請／建設手配 (復興協議会、地区担当、住宅課) 入居方法準備 (復興協議会、地区担当)					
2時限的市街地の運営体制づくり			地域入居支 援 (協議会)	入居者選定／運営・支援 (協議会、地区、保健福祉課) 自力仮設建設への支援 (協議会、住宅課)					
第4節復興まちづくりへの支援									
1復興まちづくり広報の展開			広報準備 (協議会)	広報・HP作成／配布と掲示／区外避難者等への提供 (復興協議会)					
2復興まちづくり事務所の開設			施設確保 (地区担)	運営体制をつくり復興まちづくり活動を展開 (復興協議会、地区担当)					
3支援専門家の派遣				派遣依頼／選任 (協議会、地区担当)	派遣状況把握／強化・修正 (復興協議会、都市計画課、地区担当)				
第5節復興まちづくり計画案の検討									
1復興まちづくり方針説明会の開催			協議会説明 (協賛、協議会)	説明会 (協賛、地区)	意見募集 (協賛、地区)				
2復興まちづくり提案の検討と提出				まちづくり提案検討／意見反映 (復興協議会、地区担当)	提案提出 (協、地区)				
3テーマ別・事業別の検討				部会設置 (協議会)	部会検討／意見反映 (復興協議会、地区担当)	取りまとめ (協、地区担)			
4地域協働による復興まちづくり計画の策定						案・意見反映・策 定・広報 (協賛、地区)			
第6節くらしとコミュニティの復興									
1地域におけるがれき撤去と住まい再建の支援				住宅解体・がれき撤去支援 (協議会、住宅課) 一時的住宅等の案内 (復興協議会、住宅課) 自力での住宅修繕支援 (復興協議会、住宅課)					
2地域におけるくらしと健康の回復				地域医療や福祉の展開 (復興協議会、保健福祉部、池袋保健所) こころのケア (復興協議会、保健福祉部、池袋保健所) 子どものケア (復興協議会、子ども家庭部、教育委員会)					
3商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建				拠点確保／運営 (復興協議会、生活産業課他) イベント展開 (復興協議会、生活産業課、文化デザイン課他) 彫塑祭等 (復興協議会、区民活動推進課)					
第7節復興まちづくり事業の展開									
1復興まちづくり事業の推進						復興事業計画作成 (協議会、まちづくり各課)	復興事業の推進 (協議会、事業担当)		
2復興まちづくり活動の継続							復興まちづくり活動 (協議会、地区担当)		
第8節事前まちづくりと復興への準備									
1事前復興まちづくりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設／住まい他								
2地域コミュニティの活性化	・コミュニティ把握 ・活性化の展開								
3復興への意識啓発と復興まちづくり訓練	・復興の広報啓発 ・復興まちづくり訓練 ・訓練成果反映								

	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
第4章 住宅の復興	震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月 ～ 2年	2年～	
第1節被害状況の把握										
1 住宅の被害状況の把握		被害概況 (災対)	被害状況／実態調査 (災対) 応急修理戸数把握 (災対)	戸数把握 (災対)						
2 区営住宅等の被災度区分判定の実施		実施体制 (災対)	判定実施 (住宅、施設)	集約報告 (住宅課)						
3 応急危険度判定の実施		実施本部 (指導、運営)	招集派遣 (指導、審査)	周知／判定 (指導、審査、道路整備)	集約 (指導)					
第2節応急的な住宅の確保										
1 被災住宅の応急修理			応急修理戸数把握 (指導、審査) 応急修理募集／施工確認 (指導、審査)							
2 一時提供住宅の確保		空家収集 (住宅課)	一時供給可能量の算出 (住宅課)	応急的住宅必要量算出 (住宅課)						
3 応急仮設住宅の確保		用地情報 (公園緑地課、用地・施設各所管課)	応急的住宅必要量算出 (住宅課)	仮設住宅の建設協力 (災対都市整備部、施設課)						
4 応急仮設住宅の建設・撤去					応急仮設住宅の建設 (災対都市整備部、施設課)					応急仮設住宅 撤去 (災対、施設)
5 入居者の募集・選定			入居者募集 (住宅課)	入居者選定／入居手 続き (住宅課)						
6 応急的な住宅の管理					入居者名簿／調査／巡回相談／メンテナンス (住宅課)					
					入居者組織の育成 (住宅課)					
第3節住宅復興計画の策定										
1 住宅復興計画の検討体制		専管組織 (災対)	策定スケジュール／委員会設置 (住宅課、都市計画課)							
2 住宅復興計画の策定と公表			骨子案策定・公表 (住宅課、都市計画課)	緊急整備計画・計画原案策定 (住宅課、都市計画課)	住宅復興計画の策定・公表 (住宅課、都市計画課)					
第4節自力再建への支援										
1 民間住宅に対する修繕及び再建支援					都国が行う住宅再建事業の周知 (建築指導課、都市計画課)					
					区が行う住宅再建事業の募集 (建築指導課、都市計画課)					
2 賃貸住宅入居者に対する生活再建支援								メニュー周知 (住宅課)		
								募集／審査 (住宅課)		
第5節集合住宅再建への支援										
1 分譲マンションの再建		被害分析 (指導、マン)			相談窓口設置／アドバイザー派遣 (マンション担当課)					
					マンション補修・建て替え支援事業募集 (マンション担当課)					
第6節区営住宅										
1 区営住宅の補修・建替え		被災度 (住宅課)	区営住宅の補修・補強工事 (施設課、住宅課)			区営住宅建て替え (施設課、住宅課)				
2 民間住宅の買取り・借上げ				民間住宅の買取・借上げ検討 (住宅課、財産運用課)			入居意向調査 (住宅)			募集・選定 (住宅課)

◆豊島区震災復興マニュアル（都市・住宅復興編） 総括表 2 一部課別（平成 24 年度時点）

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月～	～ 2年	2年～
災害対策本部	112	第 1 章体制/第 1 節被害状況と復興需要の把握/2 区有施設の被害状況の把握		被害把握 (災対総務課等) 判定調査の実施 (施設課、各所管課)	応急復旧の実施 (施設課、各所管課)			復旧計画の検討 (企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課)				
	121	第 1 章体制/第 2 節生活再建支援体制の整備/1 被災証明書の発行			発行体制構築（区民部）		被災証明書の交付と発行（区民部）	再調査の実施と対応（都市整備部）				
	122	第 1 章体制/第 2 節生活再建支援体制の整備/2 生活再建相談		避難所相談（各課）	臨時相談（広報課、各課）				被災者総合相談所の開設（復興本部、各課）			
	151	第 1 章体制/第 5 節復旧復興の用地確保と利用調整/1 用地の確保と利用調整		状況把握（災対）	調整方針（災対）	用地需要の集約/用地調整会議の開催/再調整（災対本部、復興本部）						
	161	第 1 章体制/第 6 節がれき処理/1 がれき処理		発生予測（災対）	体制整備（災対）	がれき処理計画の策定（災対本部）		がれき処理の実施（災対本部）				
	171	第 1 章体制/第 7 節ボランティア/1 一般ボランティアの受け入れ		窓口開設（保健福祉）	センター（社協）	ボランティアの派遣/需給調整（地域防災部、社会福祉協議会）						
	181	第 1 章体制/第 8 節広報活動/1 広報活動		応急期の災害対策広報（災対本部）	広報臨時号発行（広報課、関係各課）			個別具体的な復興情報の発信（復興本部、広報課）				
	182	第 1 章体制/第 8 節広報活動/2 区外避難者や多言語での情報提供			要援護、外国語（災対本部、広報課、保健福祉部、文化観光課）			区外避難者への情報提供（復興本部、広報課、各課）				
	211	第 2 章都市/第 1 節被害概況の把握/1 家屋被害概況の把握		概況把握（災対）	調査報告（災対）							
	411	第 4 章住宅/第 1 節被害状況の把握/1 住宅の被害状況の把握		被害概況（災対）	被害状況/実態調査（災対）	戸数把握（災対）						
	412	第 4 章住宅/第 1 節被害状況の把握/2 区営住宅等の被災区分判定の実施		実施体制（災対）	判定実施（住宅、施設）	集約報告（住宅課）						
	423	第 4 章住宅/第 2 節応急的な住宅の確保/3 応急仮設住宅の確保			用地情報（公園緑地課、用地施設各所管課）	応急的な住宅必要算出（住宅課）	仮設住宅の建設協力（災対都市整備部、施設課）					
	424	第 4 章住宅/第 2 節応急的な住宅の確保/4 応急仮設住宅の建設・撤去					応急仮設住宅の建設（災対都市整備部、施設課）				応急仮設住宅撤去（災対、施設）	
救援センター	431	第 4 章住宅/第 3 節住宅復興計画の策定/1 住宅復興計画の検討体制		専管組織（災対）	策定スケジュール/委員会設置（住宅課、都市計画課）							
	311	第 3 章地域/第 1 節被害の把握と復興への準備/1 被害の概況を集約し報告		状況集約（救む）	状況報告（救む）							
	312	第 3 章地域/第 1 節被害の把握と復興への準備/2 復興準備会の立ち上げ		準備（救む）	復興の必要性/準備金呼びかけ（救む）							
	313	第 3 章地域/第 1 節被害の把握と復興への準備/3 復興準備会の発足と事前協議			準備会事前協議（救む） 担当選定（復興本部）							
復興本部	115	第 1 章体制/第 1 節被害状況と復興需要の把握/5 生活再建状況の継続的把握			各種支援施策の適用状況把握（各所管課、復興本部）		区民生活の再建状況の把握と公表（復興本部）					
							被災者生活実態フォロー調査（調査担当）					
	116	第 1 章体制/第 1 節被害状況と復興需要の把握/6 市街地の復興状況の継続的把握					建築動向の把握（建築審査課） 都市復興状況の把握（都市計画課） 生活関連施設の復旧・復興状況の把握（各所管課）					
	122	第 1 章体制/第 2 節生活再建支援体制の整備/2 生活再建相談		避難所相談（各課）	臨時相談（広報課、各課）			被災者総合相談所の開設（復興本部、各課）				
	151	第 1 章体制/第 5 節復旧復興の用地確保と利用調整/1 用地の確保と利用調整		状況把握（災対）	調整方針（災対）	用地需要の集約/用地調整会議の開催/再調整（災対本部、復興本部）						
	172	第 1 章体制/第 7 節ボランティア/2 長期及び専門的ボランティアへの支援			ボランティア支援方針の策定（復興統括局、保健福祉部）		長期・専門ボランティア実態調査/ボランティア支援/活動交流及び報告（社会福祉協議会、復興統括局、各課）					
	181	第 1 章体制/第 8 節広報活動/1 広報活動		応急期の災害対策広報（災対本部）	広報臨時号発行（広報課、関係各課）			個別具体的な復興情報の発信（復興本部、広報課）				
	182	第 1 章体制/第 8 節広報活動/2 区外避難者や多言語での情報提供			要援護、外国語（災対本部、広報課、保健福祉部、文化観光課）			区外避難者への情報提供（復興本部、広報課、各課）				
	313	第 3 章地域/第 1 節被害の把握と復興への準備/3 復興準備会の発足と事前協議			準備会事前協議（救む） 担当選定（復興本部）							

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月～	～2年	2年～
企画課	031	0総/3 震災復興本部の設置/1 震災復興本部の設置		復興準備 部の設置	本部開設 （全防部）							本部解散 （全防部）
	032	0総/3 震災復興本部の設置/2 震災復興本部会議の開催			震災復興本部会議の招集と運営/区民への広報（企画課、防災課、都市計画課）/（広報課）							
	112	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/2 区有施設の被害状況の把握		被害把握 （災対総務部） 判定調査の実施 （施設課、各所管課）		応急復旧の実施 （施設課、各所管課）	復旧計画の検討 （企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課）					
	131	第1章体制/第3節震災復興基本計画の策定/1 震災復興基本方針の策定		区長発信 （企画課）	震災復興基本方針の検討、決定・公表 （企画課、関係部課）							
	132	第1章体制/第3節震災復興基本計画の策定/2 震災復興基本計画の策定					震災復興基本計画案の検討 （企画課、関係部課）	意見反映 （企画課）	震災復興基本計画の策定 （企画課）	震災復興基本計画の進行管理と修正 （企画課）		
財政課	112	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/2 区有施設の被害状況の把握		被害把握 （災対総務部） 判定調査の実施 （施設課、各所管課）		応急復旧の実施 （施設課、各所管課）	復旧計画の検討 （企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課）					
	141	第1章体制/第4節財源確保・復興基金/1 震災復興のための財政需要の推定		応急復旧財政需要の算定 （財政課）	復興事業に関する財政需要の算定 （財政課、各所管課）		震災復興計画に関する財政規模の算定 （財政課、各所管課）					
	142	第1章体制/第4節財源確保・復興基金/2 復興基金			基金創設への協議 （財政課）	基金設立に係る予算措置 （財政課）	復興事業の財源に復興基金を活用 （財政課他）					
広報課	032	0総/3 震災復興本部の設置/2 震災復興本部会議の開催			震災復興本部会議の招集と運営/区民への広報（企画課、防災課、都市計画課）/（広報課）							
	122	第1章体制/第2節生活再建支援体制の整備/2 生活再建相談		避難所相談 （各課）	臨時相談（広報課、各課）		被災者総合相談所の開設（復興本部、各課）					
	181	第1章体制/第8節広報活動/1 広報活動		応急期の災害対策広報（災対本部）	広報臨時号発行（広報課、関係各課）		個別具体的な復興情報の発信 （復興本部、広報課）					
	182	第1章体制/第8節広報活動/2 区外避難者や多言語での情報提供			要保護、外国語 （災対本部、広報課、保健福祉部、文化観光課）		区外避難者への情報提供 （復興本部、広報課、各課）					
人事課	033	0総/3 震災復興本部の設置/3 職員配置		職員人員調査開始 （人事課）	応急職員配置の調整・応援要請（人事）		応援職員受け入れ（人事課、各課）→ 職員配置の調整（人事課、各課）					
防災課	011	0総/1 震災復興マニュアルの目的等/1 マニュアルの目的と背景、位置づけ、構成	地域防災計画への記載（防災課）									
	021	0総/2 震災復興の基本的な考え方/1 本マニュアルの前提となる被害想定	被害想定公開（防災課）									
	022	0総/2 震災復興の基本的な考え方/2 災害対策本部と震災復興本部の関係	条例の制定（防災・都市計画）									
	031	0総/3 震災復興本部の設置/1 震災復興本部の設置		復興準備 部の設置	本部開設 （全防部）							本部解散 （全防部）
	032	0総/3 震災復興本部の設置/2 震災復興本部会議の開催			震災復興本部会議の招集と運営/区民への広報（企画課、防災課、都市計画課）/（広報課）							
	041	0総/4 震災復興マニュアルの更新等/1 震災復興マニュアルの更新及び職員訓練	マニュアル更新/職員向け訓練（都市計画・防災・各課）									
	381	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/1 事前復興まちづくりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい他									
財産運用課	383	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/3 復興まちづくりの意識啓発と復興まちづくり訓練	・復興の広報啓発 ・復興まちづくり訓練 ・訓練成果反映									
	462	第4章住宅/第6節区営住宅/2 民間住宅の買取り・借上げ			民間住宅の買取り・借上げ検討（住宅課、財産運用課）					入居意向調査（住宅課）	募集、選定（住宅課）	
	施設課	112	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/2 区有施設の被害状況の把握		被害把握 （災対総務部） 判定調査の実施 （施設課、各所管課）		応急復旧の実施 （施設課、各所管課）	復旧計画の検討 （企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課）				
412		第4章住宅/第1節被害状況の把握/2 区営住宅等の被災区分判定の実施		実施体制（災対）	判定実施（住宅、施設）	集約報告（住宅課）						
423		第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/3 応急仮設住宅の確保			用地情報（公園緑地課、用地施設各所管課）	応急的な住宅必要量算出（住宅課）	仮設住宅の建設協力（災対都市整備部、施設課）					
424		第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/4 応急仮設住宅の建設・撤去					応急仮設住宅の建設（災対都市整備部、施設課）				応急仮設住宅撤去（災対、施設）	
461		第4章住宅/第6節区営住宅/1 区営住宅の補修・建替え		被災度（住宅課）	区営住宅の補修・補強工事（施設課、住宅課）		区営住宅建て替え（施設課、住宅課）					
施設計画課	112	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/2 区有施設の被害状況の把握		被害把握 （災対総務部） 判定調査の実施 （施設課、各所管課）		応急復旧の実施 （施設課、各所管課）	復旧計画の検討 （企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課）					

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月～	～2年	2年～
(区民部)	121	第1章体制/第2節生活再建支援体制の整備/1 被災証明書の発行			発行体制構築（区民部）		被災証明書の受付と発行（区民部）	再調査の実施と対応（都市整備部）				
							拠点確保／運営（復興協議会、生活産業課他）	イベント展開（復興協議会、生活産業課、文化デザイン課他）	慰霊祭等（復興協議会、区民活動推進課）			
区民活動推進課	363	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/3 商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建										
税務課	111	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/1 住家の公的被害認定調査		調査準備（都市整備部企画課、税務他）	現地調査と判定案／台帳／図／報告（都市計画課、税務、都市整備部企画課、外部応援）							
				調査準備（都市整備部企画課、税務他）	現地調査と判定案／台帳／図／報告（都市計画課、税務、都市整備部企画課、外部応援）							
(文化商工部)	113	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/3 くらしの復旧に向けた社会調査			被災者生活実態調査（調査担当）							
					商店や事業所の被害把握（文化商工部）							
生活産業課	363	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/3 商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建					拠点確保／運営（復興協議会、生活産業課他）	イベント展開（復興協議会、生活産業課、文化デザイン課他）	慰霊祭等（復興協議会、区民活動推進課）			
文化デザイン課	363	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/3 商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建					拠点確保／運営（復興協議会、生活産業課他）	イベント展開（復興協議会、生活産業課、文化デザイン課他）	慰霊祭等（復興協議会、区民活動推進課）			
文化観光課	182	第1章体制/第8節広報活動/2 区外避難者や多言語での情報提供		要保護、外国語（災対本部、広報課、保健福祉部、文化観光課）			区外避難者への情報提供（復興本部、広報課、各課）					
(保健福祉部)	171	第1章体制/第7節ボランティア/1 一般ボランティアの受け入れ	窓口開設（保健福祉部）	センター（社会）			ボランティアの派遣／需給調整（地域防災課、社会福祉協議会）					
					ボランティア支援方針の策定（復興統括局、保健福祉部）		長期・専門ボランティア実施調査／ボランティア支援／活動交流及び報告（社会福祉協議会、復興統括局、各課）					
	182	第1章体制/第8節広報活動/2 区外避難者や多言語での情報提供		要保護、外国語（災対本部、広報課、保健福祉部、文化観光課）			区外避難者への情報提供（復興本部、広報課、各課）					
	332	第3章地域/第3節地域協働復興による時間的市街地の展開/2 時間的市街地の運営体制づくり			地域入居支援（協議会）		入居者選定／運営・支援（協議会、地所、保健福祉部）	自力仮設建設への支援（協議会、住宅課）				
社会福祉協議会	171	第1章体制/第7節ボランティア/1 一般ボランティアの受け入れ	窓口開設（保健福祉部）	センター（社会）			ボランティアの派遣／需給調整（地域防災課、社会福祉協議会）					
					ボランティア支援方針の策定（復興統括局、保健福祉部）		長期・専門ボランティア実施調査／ボランティア支援／活動交流及び報告（社会福祉協議会、復興統括局、各課）					
	362	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/2 地域におけるくらしと健康の回復			地域医療や福祉の展開（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所）		こころのケア（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所）	子どものケア（復興協議会、子ども家庭部、教育委員会）				
	362	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/2 地域におけるくらしと健康の回復			地域医療や福祉の展開（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所）		こころのケア（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所）	子どものケア（復興協議会、子ども家庭部、教育委員会）				
(都市整備部)	111	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/4 被災統計データベースの構築		調査準備（都市整備部企画課、税務他）	現地調査と判定案／台帳／図／報告（都市計画課、税務、都市整備部企画課、外部応援）							
					家屋被害のデータベース化（都市整備部）							
	121	第1章体制/第2節生活再建支援体制の整備/1 被災証明書の発行			発行体制構築（区民部）		被災証明書の受付と発行（区民部）	再調査の実施と対応（都市整備部）				
	223	第2章都市/第2節都市復興基本方針の策定と展開/3 家屋被害状況調査		調査準備（都市整備部企画課、税務他）	現地調査と判定案／台帳／図／報告（都市計画課、税務、都市整備部企画課、外部応援）							

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月 ～	2年	2年～
都市計画課	022	0総/2 震災復興の基本的な考え方/2 災害対策本部と震災復興本部の関係	条例の制定 (防災・都市計画)									
	031	0総/3 震災復興本部の設置/1 震災復興本部の設置		復興準備 部の設置	本部開設 (全庁部)							本部解散 (全庁部)
	032	0総/3 震災復興本部の設置/2 震災復興本部会議の開催			震災復興本部会議の招集と運営/区民への広報（企画課、防災課、都市計画課）/（広報課）							
	041	0総/4 震災復興マニュアルの更新等/1 震災復興マニュアルの更新及び職員訓練	マニュアル更新/職員 向け訓練（都市計 画・防災・各課）									
	111	第1章体制/第1節被害状況と復興 需要の把握/1 住家の公的被害認定 調査		調査準備 (都市復興部各課、税務、他)	現地調査と判定案/台帳/図/報告 (都市計画課、税務、都市整備部各課、外部応用)							
	112	第1章体制/第1節被害状況と復興 需要の把握/2 区有施設の被害状況 の把握		被害把握 (区有施設等) 判定調査の実施 (施設課、各所管課)	応急復旧の実施 (施設課、各所管課)		復旧計画の検討 (企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課)					
	116	第1章体制/第1節被害状況と復興 需要の把握/6 市街地の復興状況の 継続的把握			建築動向の把握（建築審査課） 都市復興状況の把握（都市計画課） 生活関連施設の復旧・復興状況の把握（各所管課）							
	221	第2章都市/第2節都市復興基本方 針の策定と展開/1 都市復興基本方 針の策定		方針案作成 (都市計画課)	部協議/決定公表 (都市計画課)							
	222	第2章都市/第2節都市復興基本方 針の策定と展開/2 第1次建築制限 の実施		区域案作成 (都市計画課)	区域指定/告示 (都市計画課)	建築制限の実施 (建築指導課、都市計画課)						
	223	第2章都市/第2節都市復興基本方 針の策定と展開/3 家屋被害状況調 査		調査準備 (都市復興部各課、税務、他)	現地調査と判定案/台帳/図/報告 (都市計画課、税務、都市整備部各課、外部応用)							
	224	第2章都市/第2節都市復興基本方 針の策定と展開/4 時限的市街地の 方針案策定			基本方針設定 (都市計画課)	実現可能性検討 (都市計画課)	時限的市街地展開 (住宅課、都市計画課)					
	225	第2章都市/第2節都市復興基本方 針の策定と展開/5 復興地区区分			復興対策基本図3作成/設定 (都市計画課)	地区区分の決定告示 (都市計画課)					地区区分の見直し等 (都市計画課)	
	226	第2章都市/第2節都市復興基本方 針の策定と展開/6 建築行為の届出					建築行為の届出・許可/情報提供・協議 (都市計画課、建築審査課)					
	231	第2章都市/第3節都市復興基本計 画の策定と展開/1 都市復興基本 計画（骨子案）の策定			会議招集/原案作成 (都市計画課)	骨子案作成/公表 (都市計画課)						
	232	第2章都市/第3節都市復興基本計 画の策定と展開/2 第2次建築制 限の実施				案作成/決定告示 (都市計画課)	建築制限（第二次）の実施 (建築審査課)					
	233	第2章都市/第3節都市復興基本計 画の策定と展開/3 復興まちづく り計画の策定				復興まちづくり計画原案作成 (都市計画課、地区担当)	計画案等作成/計画等の作成 (都市計画課、地区担当)					
	234	第2章都市/第3節都市復興基本計 画の策定と展開/4 都市復興基本 計画の策定				基本計画案の作成 (都市計画課)	区民意見の反映/都市復興基本計画作成 (都市計画課)					
	241	第2章都市/第4節復興事業の推進 /1 復興事業計画の策定								事業計画/合意形成 (地区担当、都市計画課)	事業計画の策定と広報 (都市計画課、地区担当)	
	322	第3章地域/第2節復興まちづくり 協議会の結成/2 復興まちづくり 協議会の活動方針づくり			意見交換 (協議会)	要望/活動方針 (協議会、地区)						
	343	第3章地域/第4節復興まちづくり への支援/3 支援専門家の派遣			派遣依頼/選任 (協議会、地区担当)	派遣状況把握/強化・修正 (復興協議会、都市計画課、地区担当)						
	351	第3章地域/第5節復興まちづくり 計画案の検討/1 復興まちづくり方 針説明会の開催			協議会説明 (都市計画課)	説明会 (都市計画課)	意見募集 (都市計画課)					
	352	第3章地域/第5節復興まちづくり 計画案の検討/2 復興まちづくり提 案の検討と提出				まちづくり提案検討/意見反映 (復興協議会、地区担当)	提案提出 (地区、地区)					
	354	第3章地域/第5節復興まちづくり 計画案の検討/4 地域協働による復 興まちづくり計画の策定						案・意見反映・策 定・広報（都市計画課、地区）				
	381	第3章地域/第8節事前まちづくり と復興への準備/1 事前復興まちづ くりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい地									
	383	第3章地域/第8節事前まちづくり と復興への準備/3 復興への意識啓 発と復興まちづくり訓練	・復興の広報啓発 ・復興まちづくり訓練 ・訓練成果反映									
	431	第4章住宅/第3節住宅復興計画の 策定/1 住宅復興計画の検討体制		専門組織 (災対)	策定スケジュール/委員会設置 (住宅課、都市計画課)							
	432	第4章住宅/第3節住宅復興計画の 策定/2 住宅復興計画の策定と公表			骨子案策定・公表 (住宅課、都市計画課)	緊急整備計画・計画原案策定 (住宅課、都市計画課)	住宅復興計画の策定・公表 (住宅課、都市計画課)					
	441	第4章住宅/第4節自力再建への支 援/1 民間住宅に対する修繕及び再 建支援					都庁が行う住宅再建事業の周知（建築指導課、都市計画課） 区が行う住宅再建事業の募集（建築指導課、都市計画課）					
地域まちづ くり課	381	第3章地域/第8節事前まちづくり と復興への準備/1 事前復興まちづ くりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい地									

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後 ～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月～	～2年	2年～
住宅課	224	第2章都市/第2節都市復興基本方針の策定と展開/4 時限的市街地の方針策定			基本方針設定 (都市、関係課)	実現可能性検討 (都市、関係課)	時限的市街地展開 (住宅課、都市計画課)					
	331	第3章地域/第3節地域協働復興による時限的市街地の展開 / 1 時限的市街地の用地さがしと建設				地域入居申込 (協議会)	用地さがし/建設要請/建設手配 (復興協議会、地区担当、住宅課)	入居方法準備 (復興協議会、地区担当)				
	332	第3章地域/第3節地域協働復興による時限的市街地の展開 / 2 時限的市街地の運営体制づくり				地域入居支援 (協議会)	入居者選定/運営・支援 (協議会、地区、申請者等)	自力仮設建設への支援 (協議会、住宅課)				
	361	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/1 地域におけるがれき撤去と住まい再建の支援				住宅解体・がれき撤去支援 (協議会、住宅課、地区担当)	一時的住宅等の案内 (協議会、住宅課、地区担当)	自力での住宅修繕支援 (協議会、住宅課、地区担当)				
	412	第4章住宅/第1節被害状況の把握/2 区営住宅等の被災度区分判定の実施		実施体制 (災対)	判定実施 (住宅、施設)	集約報告 (住宅課)						
	422	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/2 一時提供住宅の確保		空家収集 (住宅課)	一時供給可能量の算出 (住宅課)	応急的住宅必要量算出 (住宅課)						
	423	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/3 応急仮設住宅の確保			用地情報 (公園緑地課、用地施設各所管課)	応急的住宅必要量算出 (住宅課)	仮設住宅の建設協力 (災対都市整備科、施設課)					
	425	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/5 入居者の募集・選定				入居者募集 (住宅課)	入居者選定/入居手続き (住宅課)					
	426	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/6 応急的な住宅の管理					入居者名簿/調査/巡回相談/メンテナンス (住宅課)	入居者組織の育成 (住宅課)				
	431	第4章住宅/第3節住宅復興計画の策定/1 住宅復興計画の検討体制		専管組織 (災対)	策定スケジュール/委員会設置 (住宅課、都市計画課)							
	432	第4章住宅/第3節住宅復興計画の策定/2 住宅復興計画の策定と公表				骨子案策定・公表 (住宅課、都市計画課)	緊急整備計画・計画原案策定 (住宅課、都市計画課)	住宅復興計画の策定・公表 (住宅課、都市計画課)				
	442	第4章住宅/第4節自力再建への支援/2 賃貸住宅入居者に対する生活再建支援								メニュー周知 (住宅課)	募集/審査 (住宅課)	
	461	第4章住宅/第6節区営住宅/1 区営住宅の補修・建替え		被災度 (住宅課)	区営住宅の補修・補強工事 (施設課、住宅課)			区営住宅建て替え (施設課、住宅課)				
	462	第4章住宅/第6節区営住宅/2 民間住宅の買取り・借上げ					民間住宅の買取・借上げ検討 (住宅課、財産運用課)			入居意向調査 (住宅)	募集・選定 (住宅課)	
建築指導課	222	第2章都市/第2節都市復興基本方針の策定と展開/2 第1次建築制限の実施		区域案作成 (都市計画課)	区域指定/告示 (都市計画課)	建築制限の実施 (建築指導課、都市計画課)						
	381	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/1 事前復興まちづくりの展開		・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい地								
	413	第4章住宅/第1節被害状況の把握/3 応急危険度判定の実施		実施本部 (指導、運営)	招集派遣 (指導、審査)	周知/判定 (指導、審査、道路整備)	集約 (指導)					
	421	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/1 被災住宅の応急修理			応急修理戸数把握 (指導課、審査課)	応急修理募集/施工確認 (指導課、審査課)						
	441	第4章住宅/第4節自力再建への支援/1 民間住宅に対する修繕及び再建支援					都庁が行う住宅再建事業の周知 (建築指導課、都市計画課)	区が行う住宅再建事業の募集 (建築指導課、都市計画課)				
建築審査課	116	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/6 市街地の復興状況の継続的把握					建築動向の把握 (建築審査課)	都市復興状況の把握 (都市計画課)	生活関連施設の復旧・復興状況の把握 (各所管課)			
	226	第2章都市/第2節都市復興基本方針の策定と展開/6 建築行為の届出					建築行為の届出・許可/情報提供・協議 (都市計画課、建築審査課)					
	232	第2章都市/第3節都市復興基本計画の策定と展開 / 2 第2次建築制限の実施				案作成/決定告示 (都市計画課)	建築制限（第二次）の実施 (建築審査課)					
	413	第4章住宅/第1節被害状況の把握/3 応急危険度判定の実施		実施本部 (指導、運営)	招集派遣 (指導、審査)	周知/判定 (指導、審査、道路整備)	集約 (指導)					
	421	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/1 被災住宅の応急修理			応急修理戸数把握 (指導課、審査課)	応急修理募集/施工確認 (指導課、審査課)						
マンション担当課	451	第4章住宅/第5節集合住宅再建への支援 / 1 分譲マンションの再建		被害分析 (指導、マン)			相談窓口設置/アドバイザー派遣 (マンション担当課)	マンション補修・建て替え支援事業募集 (マンション担当課)				

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後　～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月　～	2年　2年～	
地区担当	233	第2章都市/第3節都市復興基本計画の策定と展開 / 3 復興まちづくり計画の策定					復興まちづくり計画原案作成 (都市計画課、地区担当)	計画案等作成 / 計画等の作成 (都市計画課、地区担当)				
	241	第2章都市/第4節復興事業の推進 / 1 復興事業計画の策定							事業計画 / 合意形成 (地区担当、都市計画課)	事業計画の策定と広報 (都市計画課、地区担当)		
	242	第2章都市/第4節復興事業の推進 / 2 区民の復興まちづくり活動支援					区民の復興まちづくり活動支援（地区担当）			事業への参加（地区担当）		
	313	第3章地域/第1節被害の把握と復興への準備 / 3 復興準備会の発足と事前協議			準備会事前協議（救世） 担当選定（復興本部）							
	321	第3章地域/第2節復興まちづくり協議会の結成 / 1 復興まちづくり協議会の発足と認定				会員募集 (準備会)	協議会設立 / 認定申請 (協議会、地区担当)					
	322	第3章地域/第2節復興まちづくり協議会の結成 / 2 復興まちづくり協議会の活動方針づくり					意見交換 (協議会)	要望 / 活動方針 (協議会、地担)				
	331	第3章地域/第3節地域協働復興による限時的市街地の展開 / 1 限時的市街地の用地さがしと建設			地域入居申込 (協議会)		用地さがし / 建設要請 / 建設手配（復興協議会、地区担当、住宅課） 入居方法準備（復興協議会、地区担当）					
	332	第3章地域/第3節地域協働復興による限時的市街地の運営体制づくり			地域入居支援 (協議会)		入居者選定 / 運営・支援（協議会、地担、保健福祉課） 自力仮設建設への支援（協議会、住宅課）					
	342	第3章地域/第4節復興まちづくりへの支援 / 2 復興まちづくり事務所の開設			施設確保 (地区担)	運営体制をつくり復興まちづくり活動を展開 (復興協議会、地区担当)						
	343	第3章地域/第4節復興まちづくりへの支援 / 3 支援専門家の派遣				派遣依頼 / 選任 (協議会、地区担当)	派遣状況把握 / 強化・修正 (復興協議会、都市計画課、地区担当)					
	351	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 1 復興まちづくり方針説明会の開催				協議会説明 (都市、協議会)	説明会 (都市、地担)	意見募集 (都市、地担)				
	352	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 2 復興まちづくり提案の検討と提出					まちづくり提案検討 / 意見反映 (復興協議会、地区担当)	提案提出 (地、地担)				
	353	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 3 テーマ別・事業別の検討				部会設置 (協議会)	部会検討 / 意見反映 (復興協議会、地区担当)	取りまとめ (地、地区担)				
	354	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 4 地域協働による復興まちづくり計画の策定						案・意見反映・策定・広報 (都市、地担)				
	361	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興 / 1 地域におけるがれき撤去と住まい再建の支援			住宅解体・がれき撤去支援（協議会、住宅課、地区担） 一時的住宅等の案内（協議会、住宅課、地区担当） 自力での住宅修繕支援（協議会、住宅課、地区担当）							
	372	第3章地域/第7節復興まちづくり事業の展開 / 2 復興まちづくり活動の継続									復興まちづくり活動 (協議会、地区担当)	
	381	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備 / 1 事前復興まちづくりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい地									
復興まちづくり協議会 / 準備会	321	第3章地域/第2節復興まちづくり協議会の結成 / 1 復興まちづくり協議会の発足と認定				会員募集 (準備会)	協議会設立 / 認定申請 (協議会、地区担当)					
	322	第3章地域/第2節復興まちづくり協議会の結成 / 2 復興まちづくり協議会の活動方針づくり					意見交換 (協議会)	要望 / 活動方針 (協議会、地担)				
	331	第3章地域/第3節地域協働復興による限時的市街地の展開 / 1 限時的市街地の用地さがしと建設			地域入居申込 (協議会)		用地さがし / 建設要請 / 建設手配（復興協議会、地区担当、住宅課） 入居方法準備（復興協議会、地区担当）					
	332	第3章地域/第3節地域協働復興による限時的市街地の展開 / 2 限時的市街地の運営体制づくり			地域入居支援 (協議会)		入居者選定 / 運営・支援（協議会、地担、保健福祉課） 自力仮設建設への支援（協議会、住宅課）					
	341	第3章地域/第4節復興まちづくりへの支援 / 1 復興まちづくり広報の展開			広報準備 (協議会)	広報・HP作成 / 配布と掲示 / 区外避難者等への提供 (復興協議会)						
	342	第3章地域/第4節復興まちづくりへの支援 / 2 復興まちづくり事務所の開設			施設確保 (地区担)	運営体制をつくり復興まちづくり活動を展開 (復興協議会、地区担当)						
	343	第3章地域/第4節復興まちづくりへの支援 / 3 支援専門家の派遣				派遣依頼 / 選任 (協議会、地区担当)	派遣状況把握 / 強化・修正 (復興協議会、都市計画課、地区担当)					
	351	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 1 復興まちづくり方針説明会の開催				協議会説明 (都市、協議会)	説明会 (都市、地担)	意見募集 (都市、地担)				
	352	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 2 復興まちづくり提案の検討と提出					まちづくり提案検討 / 意見反映 (復興協議会、地区担当)	提案提出 (地、地担)				
	353	第3章地域/第5節復興まちづくり計画案の検討 / 3 テーマ別・事業別の検討				部会設置 (協議会)	部会検討 / 意見反映 (復興協議会、地区担当)	取りまとめ (地、地区担)				
	361	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興 / 1 地域におけるがれき撤去と住まい再建の支援			住宅解体・がれき撤去支援（協議会、住宅課、地区担） 一時的住宅等の案内（協議会、住宅課、地区担当） 自力での住宅修繕支援（協議会、住宅課、地区担当）							
	362	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興 / 2 地域におけるくらしと健康の回復			地域医療や福祉の展開（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所） こころのケア（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所） 子どものケア（復興協議会、子ども家庭部、教育委員会）							
	363	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興 / 3 商店街等の生活拠点の確保、コミュニティ再建			拠点確保 / 運営（復興協議会、生活産業課他） イベント展開（復興協議会、生活産業課、文化デザイン課他） 憩意客等（復興協議会、区民活動推進課）							
	371	第3章地域/第7節復興まちづくり事業の展開 / 1 復興まちづくり事業の推進							復興事業計画作成 (協議会、まちづくり委員)	復興事業の推進 (協議会、事業担当)		
	372	第3章地域/第7節復興まちづくり事業の展開 / 2 復興まちづくり活動の継続									復興まちづくり活動 (協議会、地区担当)	

組織	章節項	マニュアル項目	事前復興対策	復興初期体制の確立	復興基本方針の作成		復興基本計画の作成			復興事業の展開		
			震災前（日常時）	直後　～1週間	～2週間	～1か月	～2か月	～4か月	～6か月	6か月　～　2年	2年～	
道路管理課	114	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/4被災統計データベースの構築			家屋被害のデータベース化（都市整備部） 区施設、道路、公園利用のデータベース（各所管課・道路管理課・公園緑地課）		データベースの利用と更新（各課）					
	413	第4章住宅/第1節被害状況の把握/3応急危険度判定の実施		実施本部（指導、審査） 招集派遣（指導、審査）	周知/判定（指導、審査、道路整備）	集約（指導）						
道路整備課	381	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/1事前復興まちづくりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい他									
	413	第4章住宅/第1節被害状況の把握/3応急危険度判定の実施		実施本部（指導、審査） 招集派遣（指導、審査）	周知/判定（指導、審査、道路整備）	集約（指導）						
公園緑地課	114	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/4被災統計データベースの構築			家屋被害のデータベース化（都市整備部） 区施設、道路、公園利用のデータベース（各所管課・道路管理課・公園緑地課）		データベースの利用と更新（各課）					
	381	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/1事前復興まちづくりの展開	・防災意識啓発 ・地区まちづくり ・事前復興ビジョン ・施設/住まい他									
	423	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/3応急仮設住宅の確保			用地情報（公園緑地課、道路管理課）	応急的住宅必要量算出（住宅課）	仮設住宅の建設協力（災対都市整備部、施設課）					
教育委員会	113	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/3くらしの復旧に向けた社会調査			被災者生活実態調査（調査担当） 商店や事業所の被害把握（文化商工部） 児童生徒の状況把握（教育総務部）							
	382	第3章地域/第6節くらしとコミュニティの復興/2地域におけるくらしと健康の回復			地域医療や福祉の展開（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所） こころのケア（復興協議会、保健福祉部、池袋保健所） 子どものケア（復興協議会、子ども家庭部、教育委員会）							
（担当課/所管課）	041	0総/4震災復興マニュアルの更新等/1震災復興マニュアルの更新及び職員訓練	マニュアル更新/職員向け訓練（都市計画・防災・各課）									
	112	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/2区有施設の被害状況の把握	被害把握（災害対策部） 判定調査の実施（施設課、各所管課）		応急復旧の実施（施設課、各所管課）		復旧計画の検討（企画課・財政課・施設課・施設計画課・都市計画課・各所管課）					
	113	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/3くらしの復旧に向けた社会調査			被災者生活実態調査（調査担当） 商店や事業所の被害把握（文化商工部） 児童生徒の状況把握（教育総務部）							
	114	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/4被災統計データベースの構築			家屋被害のデータベース化（都市整備部） 区施設、道路、公園利用のデータベース（各所管課・道路管理課・公園緑地課）		データベースの利用と更新（各課）					
	115	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/5生活再建状況の継続的把握			各種支援施策の適用状況把握（各所管課、復興本部）		区民生活の再建状況の把握と公表（復興本部） 被災者生活実態フォロー調査（調査担当）					
	116	第1章体制/第1節被害状況と復興需要の把握/6市街地の復興状況の継続的把握			建築動向の把握（建築審査課） 都市復興状況の把握（都市計画課） 生活関連施設の復旧・復興状況の把握（各所管課）							
	122	第1章体制/第2節生活再建支援体制の整備/2生活再建相談	避難所相談（各課） 臨時相談（広報課、各課）		被災者総合相談所の開設（復興本部、各課）							
	181	第1章体制/第8節広報活動/1広報活動	応急期の災害対策広報（災対本部） 広報臨時号発行（広報課、関係各課）		個別具体的な復興情報の発信（復興本部、広報課）							
	371	第3章地域/第7節復興まちづくり事業の展開/1復興まちづくり事業の推進					復興事業計画作成（協議会、まちづくり各課） 復興事業の推進（協議会、事業担当）					
	382	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/2地域コミュニティの活性化	・コミュニティ把握 ・活性化の展開									
	383	第3章地域/第8節事前まちづくりと復興への準備/3復興への意識啓発と復興まちづくり訓練	・復興の広報啓発 ・復興まちづくり訓練 ・訓練成果反映									
	423	第4章住宅/第2節応急的な住宅の確保/3応急仮設住宅の確保			用地情報（公園緑地課、用地施設各所管課）	応急的住宅必要量算出（住宅課）	仮設住宅の建設協力（災対都市整備部、施設課）					

災害対策本部と震災復興本部の分掌事務の比較表（案）

災害対策本部（平成24年度）					震災復興本部	
部	課及び地域本部	班	分掌事務	復興本部 重複事項	部（局）	分掌事務（案）
災害対策本部	指令情報課 【部長：防災課長】 【補佐：防災計画担当課長】 【補佐：危機管理担当課長】 【補佐：治安対策担当課長】	指令情報班	1 本部の指令、要請及び通報に関すること	-	※復興統括局	1 本部活動の総合統制・庶務・記録に関すること
			2 都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関すること	統括-8		2 本部会議の運営に関すること
			3 各部に対する情報の連絡に関すること	-		3 震災復興事業の総合調整に関すること
			4 本部通信情報の総括に関すること	-		4 被災区市町村との震災復興事業の調整に関すること
		通信班	1 防災行政無線の統制に関すること	-		5 区有施設の復旧・再建の総括に関すること
			2 本部長室の通信事務に関すること	-		6 震災復興に係る施設、用地の総合的な利用調整に関すること
			3 各部情報の収集（着信）に関すること	-		7 災害対策本部業務と震災復興本部業務の総合調整に関すること
		庶務班	1 本部長室の庶務及び他の部との連絡調整に関すること	-		8 東京都及び関係防災機関との連絡調整に関すること
			2 義援金品の受領及び配分計画に関すること	総務-3		9 長期・専門ボランティアの要望の調査、集約及び報告に関すること
			3 部及び課内の連絡調整に関すること	-		10 前各号に掲げるもののほか、震災復興対策の総合調整及び進行管理に関すること
震災復興本部	復興統括課 【部長：総務課長】 【補佐：区議会事務局長】 【補佐：選挙管理委員会事務局長】 【補佐：施設管理部長】 【補佐：新庁舎担当部長】	庶務班	4 部の部、部内他の課及び課内他の班に属しないこと	-	復興統括部 （区議会事務局 監査委員事務局 選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局含む）	1 震災復興事業に係る人事計画に関すること
			5 他の部、部内他の課及び課内他の班に属しないこと	-		2 震災復興事業に係る職員派遣に関する他団体との調整に関すること
		議会班	1 議会との連絡その他渉外事務に関すること	-		3 義援金の募集、配分に関すること
			2 庁舎等の安全管理の統括に関すること	総務-9		4 支拂物資の受け入れ、配分に関すること
		管財班	3 庁舎等の公共施設の応急整備及び営繕への協力に関すること	-		5 生活物資の調達、配分に関すること
			4 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕に関すること	-		6 車両等の調達及び調整に関すること
		調達班	1 災害対策に必要な物資の調達及び工事契約に関すること	総務-5		7 被害情報等の収集及び連絡調整に関すること
			2 災害対策に必要な車両等の調達に関すること	総務-6		8 生活安全・治安対策に関すること
		輸送班	3 災害対策に必要な物品等の検査に関すること	総務-4		9 震災復興事業の実施に係る区議会との調整に関すること
			4 救助物資及び応急資器材の輸送に関すること	-		10 前各号に掲げるもののほか、他の部に属さないこと
震災復興本部	復興統括課 【部長：施設課長】	管理班	1 応急給水活動に関すること	-	復興施設管理部	1 震災復興事業に係る施設及び用地の利用調整に関すること
			2 備蓄倉庫の管理に関すること	-		
		営繕班	1 課内の調整連絡に関すること	-		
			2 課内他の班に属しないこと	-		
		営繕班	3 資器材の調達及び補給に関すること	-		
			4 救護センター等の応急整備及び営繕に関すること	-		
		職員班	1 庁舎等公共施設の応急整備及び営繕に関すること	-		
			2 区営住宅（区管理住宅）等の応急整備及び営繕に関すること	-		
		職員班	1 職員の動員、服務、給与、給食、医療及び被服に関すること	総務-1		1 震災復興基本方針の策定に関すること
			2 職員の参集状況及び職員並びにその家族の被災状況の掌握に関すること	-		2 震災復興計画の策定に関すること
震災復興本部	復興統括課 【部長：施設課長】	管理班	3 災害時における職員の派遣に関すること	総務-2	復興政策経営部	3 震災復興に係る予算の総括に関すること
			4 労働者の調達及び供給に関すること	-		4 震災復興に係る国・都への要望事項のとりまとめに関すること
		職員班	5 部所属職員の動員及び部内指令に関すること	-		5 震災復興に係る広報及び報道機関との調整に関すること
			6 災害の発生等による記録に関すること	-		6 情報提供及び相談体制の整備の総括に関すること
		職員班	7 部内の連絡調整に関すること	-		7 在住外国人等に対する震災復興に係る情報連絡等に関すること
			8 部内の予算、決算及び経理に関すること	-		8 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る企画、調査及び情報管理に関すること
		職員班	9 部内他の課に属しないこと	-		
				-		
		職員班		-		
				-		
震災復興本部	復興統括課 【部長：施設課長】	管理班		-	復興政策経営部	1 震災復興基本方針の策定に関すること
				-		2 震災復興計画の策定に関すること
				-		3 震災復興に係る予算の総括に関すること
				-		4 震災復興に係る国・都への要望事項のとりまとめに関すること
		職員班		-		5 震災復興に係る広報及び報道機関との調整に関すること
				-		6 情報提供及び相談体制の整備の総括に関すること
		職員班		-		7 在住外国人等に対する震災復興に係る情報連絡等に関すること
				-		8 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る企画、調査及び情報管理に関すること
		職員班		-		
				-		

災害対策本部（平成24年度）					震災復興本部	
部	課及び地域本部	班	分掌事務	復興本部 重視事項	部（局）	分掌事務（案）
地域本部	第1地域本部 【本部長：区民課長】 【補佐：男女平等推進センター所長】 （清和小学校）	庶務班	1 救援センター等との連絡調整に関すること	-		
	第2地域本部 【本部長：国民健康保険課長】 【補佐：学習・スポーツ課長】 （明有小学校）		2 所管区域内の被害状況の集約及び報告に関すること	-		
			3 所管区域内の救援センターの運営状況の集約及び報告に関すること	-		
	第3地域本部 【本部長：子ども課長】 【補佐：高齢者医療年金課長】 （池袋第三小学校）		4 救援物資及び応急食料の集積管理に関すること	総務-4		
			5 災害証明書の発行に関すること	区民-1		
	第4地域本部 【本部長：学校施設課長】 【補佐：庁舎建築担当課長】 （旧）高田小学校	救援センター	1 所管区域内の被害状況の調査及び報告に関すること	-		
	第5地域本部 【本部長：文化観光課長】 【補佐：行政経営課長】 （高南小学校）		2 救援センターの設営及び管理運営に関すること	-		
			3 避難場所への避難に伴う避難者及び被災者の避難誘導及び輸送に関すること	-		
	第6地域本部 【本部長：生活福祉課長】 【補佐：環境課長】 （長崎小学校）		4 医療救護活動への協力に関すること	-		
			5 給食及び給水活動に関すること	-		
	第7地域本部 【本部長：庁舎建設課長】 【補佐：西部生活福祉課長】 （椎名町小学校）		6 救援物資の配給に関すること	総務-4		
			7 地域防災組織等との協力に関すること	-		
第8地域本部 【本部長：税務課長】 【補佐：施設計画課長】 （千早小学校）	8 消防活動への協力に関すること	-				
	9 学校への協力に関すること	-				
第9地域本部 【本部長：高齢者福祉課長】 【補佐：介護保険課長】 （高松小学校）	10 ミニ備蓄倉庫及び資器材格納庫の管理に関すること	-				
第10地域本部 【本部長：子育て支援課長】 【補佐：文化デザイン課長】 （駒込小学校）						
第11地域本部 【本部長：生活産業課長】 【補佐：環境政策課長】 （文成小学校）						
第12地域本部 【本部長：学校運営課長】 【補佐：図書館課長】 （巣鴨小学校）						

災害対策本部（平成24年度）			震災復興本部	
部	課及び地域本部	班	分掌事務	復興本部 重複事項
災対清掃環境部 【部長：清掃環境部長】	管理課 【課長：資源管理課長】	管理班	1 し尿処理に関すること 2 災害時排出されるごみに関すること	復興清掃環境部 1 ごみ、し尿及びかきごみの処理に関すること 2 前各号に掲げるもののほか、震災復興事業の実施に係る環境保全及び清掃事業に関すること
	作業課 【課長：豊島清掃事務所長】	作業班	1 災害時排出されるごみ等の迅速処理に関すること	
	車面班	車面班	1 清掃車面の管理運行に関すること	
災対衛生部 【部長：池袋保健所長】 【補佐：健康担当部長】	管理課 【課長：福祉総務課長】	庶務班	1 業務の進捗状況の集約及び報告に関すること 2 本部長室及び他の部との連絡に関すること 3 部所属職員の出勤及び部内指令に関すること 4 部及び課内の連絡調整に関すること 5 部内の予算、決算及び経理に関すること 6 部内他の課に属しないこと	復興保健福祉部 (池袋保健所 含む) 1 医療体制の整備に関すること 2 要援護者に対する支援に関すること 3 保健・衛生対策及び生活環境の整備に関すること 4 生活支援対策に関すること（他の部に属するものを除く） 5 専門ボランティアの受け入れ及び配置に関すること（他の部に属するものを除く） 6 一般ボランティアに関すること 7 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る保健福祉に関すること
	保健計画課 【課長：地域保健課長】	医療連絡班	1 医療対策本部における医師会、歯科医師会及び医療機関との連絡調整に関すること 2 医療救護班の派遣要請及び総合調整に関すること 3 医療機関の状況の集約及び報告に関すること 4 後方医療施設との連絡調整に関すること 5 応援医療救護班の受入れに関すること	
		支援班	1 医療救護及び保健衛生に係る広報に関すること 2 公費健康被害者の救護に関すること	
池袋生活衛生課 【課長：池袋保健所生活衛生課長】		生活衛生班	1 課内の連絡調整に関すること 2 医療機関の状況把握に関すること 3 被災地における負傷又は放し飼い状態の動物の保護に関すること	
		衛生指導班	1 冠水地域及びトイレ等の消毒に関すること 2 食品の衛生状況の点検と救護センター等における食中毒等の二次災害防止指導に関すること 3 飲料水の衛生指導に関すること 4 仮設浴場等の衛生指導に関すること	
		医薬班	1 薬局・薬店、毒物・劇物取扱い業者の調査及び指導に関すること	
池袋健康推進課 【課長：池袋保健所健康推進課長】		保健予防班	1 課内の連絡調整に関すること 2 被災地における伝染病予防に関すること 3 課内他の班に属しないこと	
		医療救護班	1 保健所医療救護所の開設及び運営に関すること 2 傷病者の応急処置、治療及び転送に関すること 3 保健所医療救護所に係る医薬品及び医療資器材の確保に関すること	
		保健活動班	1 救護センター等の巡回健康相談に関すること 2 在宅療養者への巡回健康相談及び療養継続支援に関すること 3 巡回精神保健相談チームの編成及び精神保健相談の実施に関すること 4 乳幼児や在宅療養者への栄養補給の支援に関すること	
長崎健康相談課 【課長：長崎健康相談所長】		保健予防班	1 課内の連絡調整に関すること 2 医療救護所との連絡及び支援に関すること 3 被災地における感染症予防に関すること 4 課内他の班に属しないこと	復興子ども家庭部 1 震災復興に係る青少年の健全な育成に関すること
		医療救護班	1 保健所医療救護所の開設及び運営に関すること 2 傷病者の応急処置、治療及び転送に関すること 3 保健所医療救護所に係る医薬品及び医療資器材の確保に関すること	
		保健活動班	1 救護センター等の巡回健康相談に関すること 2 在宅療養者への巡回健康相談及び療養継続支援に関すること 3 巡回精神保健相談チームの編成及び精神保健相談の実施に関すること 4 乳幼児や在宅療養者への栄養補給の支援に関すること	

災害対策本部（平成24年度）					震災復興本部	
部	課及び地域本部	班	分掌事務	復興本部 重複事項	部（局）	分掌事務（案）
教育部 【部長：教育総務部長】	管理課 【課長：教育総務課長】	庶務班	1 郡、区教育委員会及び教育機関との連絡に関すること	-	復興教育総務部	1 学校教育活動の継続、再開に関すること 2 被災児童・生徒への支援に関すること 3 文化財の復旧・復興支援に関すること 4 前各号に掲げるもののほか、震災復興に係る教育に関すること
			2 被災児童生徒の教科書及び学用品の調達供給に関すること	教育総務-1		
		施設保全班	3 被災児童生徒の給食及び保健衛生に関すること	教育総務-1		
			4 本部長室及び他の部との連絡に関すること	-		
			5 部所属職員の動員及び部内指令に関すること	-		
			6 部及び課内の連絡調整に関すること	-		
			7 部内の予算、決算及び経理に関すること	-		
			8 部内他の課並びに学校班、幼稚園班及び課内他の班に属しないこと	-		
	指導課 【課長：教育指導課長】	指導班	1 小中学校教育施設の安全管理に関すること	教育総務-1		
			2 小中学校教育施設の災害応急復旧計画に関すること	教育総務-1		
出納部 【部長：会計管理室長】	学校班 各小中学校長 幼稚園班 各幼稚園長	指導課 【課長：教育指導課長】	3 教育施設の被害状況の集約及び報告に関すること	-	復興会計部	1 震災復興事業の実施に係る公金の支出及び収入に関すること
			4 教育施設の応急整備及び営繕の協力に関すること	-		
			5 施設利用者の避難誘導に関すること	-		
			6 地域本部への応援に関すること	-		
		学校班	1 応急教育者の確保に関すること	教育総務-1		
			2 応急教育実施の指導に関すること	教育総務-1		
			3 児童生徒の応急指導対策に関すること	教育総務-1		
			4 応急教育教材の対策に関すること	教育総務-1		
	出納課 【課長：会計課長】	庶務班	1 児童、生徒及び園児の避難誘導及び収容保護に関すること	教育総務-2		
			2 児童、生徒及び園児の保護者への引渡しに関すること	教育総務-2		
出納班	用品班	3 児童、生徒及び園児の被災状況調査及び報告に関すること	-			
		4 応急教育計画及び報告に関すること	-			
		5 施設の被災状況の調査及び報告に関すること	-			
		6 施設の保全管理に関すること	-			
		7 救護センターの設置及び管理の協力に関すること	-			
		1 災害対策に必要な収支命令の審査及び執行に関すること	会計-1			
		2 本部長室及び他の部との連絡に関すること	-			
		3 部及び課内の連絡調整に関すること	-			
		4 部内の予算、決算及び経理に関すること	-			
		5 課内他の班に属しないこと	-			
		1 災害対策に必要な現金の出納保管に関すること	会計-1			
		1 災害対策に必要な物品等の出納保管に関すること	会計-1			
各部共通事項					各部共通事項	1 区有施設の復旧・再建に関すること 2 情報提供及び相談体制の整備に関すること 3 地域協働復興に関すること 4 被災者生活実態調査に関すること 5 特命事項に関すること

震災復興マニュアルの課題について

震災復興マニュアルにおける今後の課題は以下のとおりである。

1. 「震災復興マニュアル」を施策体系に位置づける

①地域防災計画への記載

災害対策基本法に基づく「豊島区地域防災計画」及び区の防災対策関連施策に組み込む。特に救援センター運営調整会議の運営要領に、「地域協働復興」の基本的な考え方を記述しておくことが望まれる。

②都市計画マスタープラン等への反映

「都市計画マスタープラン」改定時に、「防災都市づくりの方針」（「防災都市づくり・事前復興の方針」に改称がよい）に、事前復興の方針として「事前復興ビジョンの策定とビジョン案」を記述する。その他、豊島区住宅基本条例に基づく「住宅マスタープラン」等の諸計画に、復興マニュアル及び事前復興ビジョンの考え方を盛り込む。

③豊島区の諸施策への反映

日常的に取り組んでいる行政施策の中に復興マニュアルの考え方を取り込む。特に、セーフコミュニティ、地域会議等の活動について災害時対応とともに復旧復興について意識を啓発する。

2. 震災復興マニュアルのメンテナンス及び訓練

（1）震災復興マニュアルの修正等の定例化

地域防災計画は、法律によって計画策定体制（防災会議等）が定まり年 1 回の修正が定着している。多くの区で、震災復興マニュアルの修正（周知）が十分になされていない背景には、検討体制がないこと、修正の定めがないことが考えられる。

（案）

- ・ 1 月 17 日（「防災とボランティアの日」）を修正日として定めて担当課から報告。
- ・ 担当課を束ねるために「（仮）復興準備連絡会議」のような常設組織を設ける。

（2）震災復興マニュアルに基づく「震災復興訓練」の実施

マニュアルを使って訓練を行うことで、マニュアルの修正、事前復興対策の推進を行う。

①地域協働による「震災復興まちづくり訓練」の展開

災害危険度が高い地区やまちづくり推進地区等で、区民と行政が協働して「震災復興まちづくり訓練」を実施し、当該地区の震災復興手順や事前復興ビジョン案を検討しておく。

- ・ 訓練プログラムは、日数に応じて、救援センター設置から復興計画までの本格訓練（5 回前後のワークショップ）だけでなく、簡便型訓練（1，2 回）でもよい。
- ・ 一度実施した地区でも、災害規模や発生日時、訓練テーマを変えることで、再度の開催は可能である。
- ・ 訓練の成果は、震災復興マニュアルの資料編に「〇〇地区復興手順」「〇〇地区震災復興ビジョン」として収録しておく。

②「職員を主体にした震災復興訓練」の実施

マニュアルに基づいて震災復興を円滑に進めることができるかをテーマにした訓練を、実際の実務として実施しておくことが重要である。特に、本部設営、人員派遣、被災調査、用地確保と調整、計画づくりなどテーマに応じて作業を確認しながら訓練を行い、合わせてマニュアルの修正に役立てる。

訓練等ができない場合でも、研修会の一環として復興を取り上げて復興に関する意識啓発を行う。

3. 「事前復興ビジョン」及び「震災復興マニュアル」の周知

①広報・啓発

復興訓練を行うのが効果的であるが、その他、パンフ・リーフレット作成、講演会開催等を通じて、事前復興ビジョン及び「震災復興マニュアル」の広報、周知に努めることが望まれる。

4. 業務継続計画（地震編）との整理

平成23年度に策定した「豊島区業務継続計画（地震編）」に基づいて、平成24年度には各部局において実施マニュアルを作成した。震災復興マニュアルと重複する業務があるため、位置づけ、考え方等について整理をする必要がある。

5. マニュアル項目で残された課題

「都市・住宅復興編」の中で、特に検討を要する課題は以下のとおり。これらは東京都や各区でも課題になっていることが多い。

（1）基礎自治体が率先して取り組む課題

①応援職員の確保方策

協定自治体だけでなく、都を通じた派遣要請、民間専門家や経験者の活用など幅広い確保方策を検討しておく。その場合の執務・居住環境にも配慮する。

②各種被害調査の調査・集計シートの充実

必要な調査を迅速に行うための手順については再確認するとともに、シートや機材、調査要領等混乱無くできるよう準備しておく。

③震災復興計画検討体制の事前準備

復興にあたって、都市復興・住宅復興・生活及び産業復興など復興に関する基本計画が必要になる。区全体及び各分野の復興計画の策定体制について、事務局だけでなく、学識経験者・議会関係・区民（公募も含む）などの検討組織を事前に想定しておくことは効果的である。

④災害時広報の円滑な発行、配布

特に広報臨時号の円滑な発行、HPのアップなど円滑にできるよう検討しておく。

⑤区外避難者の把握・多言語広報の円滑な発行

区外や居住地外への避難者の把握の方法、メール通信等について検討しておく。多言語広報をスムーズに発行できることを再確認しておく

⑥時限的市街地の確保と運営に関する検討

予想される被害に対して、現在予定されている応急仮設住宅建設用地では不十分である。以下の検討が望まれる。

- ア 応急仮設住宅の用地について、建設～入居～運営のシミュレーション（手配、搬入、建設、付帯工事、共同施設、運営組織等）
- イ その他の公有地等について活用の方針、条件等を整理しておく
- ウ 民有地の活用について検討をしておく（協定、条件、費用等）
（時限的市街地の確保と運営については東京都と調整すべき事項が多々ある）

⑦復興まちづくりへのコンサルタントの派遣、活用

豊島区ではコンサルタント登録派遣制度を持っていないため、外部応援を依頼する場合は、東京都のしくみを活用することが必要になるが、都内全域で被災した場合適切に運用されるか疑問が残る。区内におけるコンサルタントの派遣について、選定や依頼方法等も含めて検討を行っておく。

⑧自力仮設、住まい修繕等への支援方策

被災者が自力で住宅再建を行う場合の支援策、特に、信頼できる業者の案内、工事管理等について、区内業界団体や専門家の協力を得ながら仕組みと支援策をつくっておくことが課題である。

⑨住宅復興・地域協働復興にあたる職員の確保

震災復興業務では、通常の区政と作業量が大きく違う部分が多々あり、特にそのギャップが大きい部門では、どのように職員を確保するか検討を行っておくことが重要である。特に「住宅の復興」については、人での大幅な不足が予想される。どのように人手を確保するか業務内容に合わせて検討しておくことが望まれる。

また、例えば、地域協働復興で復興まちづくりを担当する「地区担当」は、地域住民との信頼関係が重要になり、外部からの短期応援職員では応じられない部分がある。職務に応じて望ましい職員像を検討しておくことが望まれる。

⑩関係機関との協定等の強化

友好都市、専門家等との復興時の協力体制づくりを行っておく（協定強化等）。

⑪救援センターにおける復興業務の明記と訓練

復興の立ち上げ時における救援センター運営調整会議及び職員の役割について、運営マニュアルに明記し、訓練等を行っておく。

（２）広域自治体である東京都と連携して取り組む課題

①用地確保と調整

時限的市街地の形成や一時的リサイクル資材置場など、復旧復興を進めていく上で、様々な用地需要への調整が必要であることが明らかとなった。現在、地域防災計画にリストアップされている用地以外にも、災害時の新規確保策や、「用地調整会議」の運営方法など、しくみを整理しておくことが重要である。

②民間がれき撤去の円滑化

民間がれき（いわゆる震災廃棄物の一部）への対応について、公費解体とならない場合や、資材リサイクル方針など、様々な被害ケースに応じてどう処理するか、東京都と調整し、システム検討が必要である。

③一時提供住宅確保のシミュレーション

復興公営住宅の建設を最小限にするためには、被災者に一時的な住宅を提供することも必要になる。実際にどの程度の可能性があるが、業界団体等と協力して検証しておくことが望まれる。

（３）国・政府に働きかけが必要な課題

①第二次建築制限の内容

第二次建築制限は政令で敷地面積 300 m²以上の規定があり、豊島区では実効性が低い。東京都と調整し、実効性が高い制限内容や指導方法について詰めておくことが重要である。

豊島区震災復興の推進に関する条例

平成25年3月25日

条例第14号

目次

- 第1章 総則（第1条―第5条）
- 第2章 豊島区震災復興本部（第6条―第9条）
- 第3章 被災市街地の復興（第10条―第16条）
- 第4章 地域協働復興（第17条）
- 第5章 雑則（第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、豊島区（以下「区」という。）が大規模な地震等により被害を受けた場合において、区、区民等及び事業者が協働して、被災した市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより、災害に強い活力のある市街地の形成を図り、もって安全・安心な区民生活の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）の例による。

- (1) 区民等 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者、区内の土地又は建物に関し権利を有する者及び区内で働く者又は学ぶ者をいう。
- (2) 事業者 区内で事業活動又は公益的な活動を行う団体及び事業活動を行う場合における個人をいう。
- (3) 建築物等 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第1項に規定する工作物をいう。
- (4) 建築 建築物等を新築、増築、改築、又は移転することをいう。
- (5) 震災復興事業 大規模な地震等により被害を受けた市街地（以下「被災市街地」という。）の復興を図るため、計画的に整備する事業をいう。
- (6) 土地区画整理事業 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第2条第1項に規定する土地区画整理事業をいう。
- (7) 市街地再開発事業 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1号に規定する市街地再開発事業をいう。
- (8) 都市計画事業 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。
- (9) 復興対策 大規模な地震等により被害を受けた区民の生活再建及び安定並びに被災市街地の復興を図ることをいう。

(基本理念)

第3条 区、区民等及び事業者は、震災等による被害からの区民生活の速やかな回復とそれを支えるまちの復興に当たっては、協働して被災の教訓を活かした災害に強いまちづくりに取り組むものとする。

(区の責務)

第4条 区は、被災後速やかに、東京都及び関係する地方公共団体と連携を図りつつ、都市の復興に関する基本的な方針（以下「豊島区都市復興基本方針」という。）を策定し、これを公表するとともに、区民等及び事業者と協働して復興対策その他必要な施策を推進しなければならない。

2 区は、復興対策を迅速かつ計画的に行うため、平常時から職員の行動指針・手順を準備しておかなければならない。

3 区は、震災復興事業が適正かつ円滑に推進されるよう、地域特性に応じた被災後の都市の復興方針・計画の事前検討について、平常時から区民等及び事業者と協働して取り組むとともに、復興に関する意識の啓発に努めなければならない。

(区民等及び事業者の責務)

第5条 区民等は、その日常生活において、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後は、自らの生活の再建に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たっては、その社会的責任を自覚し、災害に強いまちづくりについて理解を深め、被災後の事業活動を通じて市街地の復興に努めるとともに、震災復興事業に協力しなければならない。

第2章 豊島区震災復興本部

(復興本部の設置)

第6条 区長は、豊島区防災対策基本条例（平成25年豊島区条例第6号）第27条第3項の規定に基づき、復興対策を迅速かつ円滑に推進するため必要があると認めるときは、豊島区震災復興本部（以下「復興本部」という。）を設置するものとする。

2 復興本部は、豊島区災害対策本部と連携し、復興対策その他必要な施策を推進する。

(組織)

第7条 復興本部に本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、区長をもって充てる。

3 本部長は、復興本部の事務を統括し、復興本部を代表する。

4 副本部長及び本部員は、本部長が区の職員のうちから指名する者をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 本部員は、本部長の命を受け、復興本部の事務に従事する。

(部)

第8条 本部長は、必要と認めるときは、復興本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、本部長が本部員のうちから指名する者をもって充てる。

3 部に属すべき職員は、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(復興本部の廃止)

第9条 区長は、復興対策が進捗し、復興本部設置の目的が達成されたと認めるときは、復興本部を廃止するものとする。

第3章 被災市街地の復興

(復興対象地区の指定)

第10条 区長は、震災復興事業を行うにあたり、次に掲げる地区を復興対象地区として指定することができる。

- (1) 重点復興地区 震災等により、建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を被り、震災復興のための建築物等の更新（災害に強いまちづくりを促進するため、耐震性及び耐火性の高い建築物等の新築、増築又は改築を行うことをいう。以下同じ。）及び都市基盤施設の整備（以下「都市基盤施設の整備等」という。）を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区
- (2) 復興促進地区 震災等により、相当数の建築物等が倒壊又は焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失又は都市基盤施設の損壊等甚大な被害を被り、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区
- (3) 復興誘導地区 震災等により、建築物等が倒壊又は焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区

2 前項の規定による復興対象地区の指定の基準は、規則で定める。

3 区長は、第1項の規定により復興対象地区を指定した場合は、その旨を告示しなければならない。

(復興対象地区の変更等)

第11条 区長は、震災復興事業の進捗状況を考慮して必要があると認めるときは、前条第1項の規定による指定を変更し、又は廃止することができる。

2 前条第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(都市復興基本計画の策定)

第12条 区長は、被災後速やかに、東京都都市復興基本計画との整合を図りつつ、豊島区都市復興基本方針に基づき、震災復興事業を推進するための計画（以下「豊島区都市復興基本計画」という。）を策定し、これを公表するものとする。

2 区長は、豊島区都市復興基本計画の策定に当たっては、区民等及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(震災復興事業の推進)

第13条 区長は、重点復興地区及び復興促進地区において、豊島区都市復興基本計画に基づき、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的な整備事業の施行、道路、公園等の公共の用に供する施設の整備、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 区長は、復興誘導地区において、豊島区都市復興基本計画に基づき、地区計画等の決定、建築物等の不燃化その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 区長は、震災復興事業の推進に当たっては、区民等及び事業者の意見を聴くとともに、その意見が

十分に反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 区長は、必要に応じ、震災復興事業を行う者に対し、豊島区都市復興基本計画に基づく当該事業の速やかな推進を要請することができる。

（被災市街地復興推進地域の指定）

- 第14条 区は、重点復興地区及び復興促進地区内において、土地の形質の変更又は建築物等の新築、増築若しくは改築を制限する必要がある地域については、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定に基づき、都市計画に被災市街地復興推進地域を定めることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、区は、被災市街地の復興のために特に必要と認められるときは、重点復興地区又は復興促進地区以外においても被災市街地復興推進地域を定めることができる。

（建築行為の届出）

- 第15条 第10条第1項に掲げる復興対象地区（前条の規定により被災市街地復興推進地域を定めた区域を除く。）において、建築物等の建築をしようとする建築主は、規則で定めるところにより、当該建築物等の内容を区長に届け出なければならない。ただし、次の各号に掲げる建築物等については、この限りでない。
- (1) 非常災害により必要な応急措置として建築するもの
 - (2) 国、地方公共団体等が震災復興事業として建築するもの
 - (3) 都市計画事業の施行として建築するもの及び都市計画に適合して建築するもの
 - (4) 自己の居住の用に供する住宅又は自己の業務の用に供する建築物（住宅を除く。）で次に掲げる要件に該当するもの
 - ア 階数が2以下であり、かつ、地階を有しないものであること。
 - イ 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
 - ウ 容易に移転し、又は除却することができるものであること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に震災復興事業の施行に支障がないと認める建築物等
- 2 前項の規定による届出の義務は、第10条第1項の規定により復興対象地区の指定をした日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。

（情報の提供及び協議）

- 第16条 区長は、前条第1項の規定による届出があった場合は、当該届出を行った建築主に対し、災害に強いまちづくりを促進するために、必要に応じて建築物等の耐震性及び耐火性を高めるための情報の提供に努めなければならない。
- 2 区長は、前条第1項の規定による届出に関して、当該届出を行った建築主と災害に強いまちづくりのための協議を行うことができる。

第4章 地域協働復興

（地域協働復興の活動支援）

- 第17条 区長は、地域協働復興（被災後において、区民等が相互に協力し、事業者、ボランティア、区、国及び地方公共団体等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復興まちづくりを進めることをいう。）に関する活動を促進するとともに、当該活動を行う団体に対し、必要な支援を行うよう努めなければならない。

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊島区震災復興の推進に関する条例施行規則

平成25年3月25日

規則第23号

（趣旨）

第1条 この規則は、豊島区震災復興の推進に関する条例（平成25年豊島区条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（事前復興の推進）

第3条 区は、被災に備え、条例第4条第2項に規定する職員の行動指針・手順について、関連計画との整合を図り、継続的かつ定期的に更新、管理することとする。

2 区は、被災に備え、区民等及び事業者と協働し、条例第4条第3項に規定する被災後の都市の復興方針・計画の事前検討に取り組むとともに、地域特性に応じた復興まちづくりに関する施策を展開することとする。

（副本部長）

第4条 条例第7条第4項の規定により副本部長に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、副区長及び教育長とする。

2 条例第7条第5項の規定により、副本部長が本部長の職務を代理する場合は、副区長である副本部長、教育長である副本部長の順序により本部長の職務を代理する。

（本部員）

第5条 条例第7条第4項の規定により本部員に充てるものとして本部長が指名する区の職員は、豊島区組織規則（昭和49年豊島区規則第2号）第8条に規定する部長、豊島区教育委員会事務局処務規則（昭和44年豊島区教育委員会規則第1号）第3条第1項に規定する部長、会計管理室長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、区議会事務局長及び政策経営部企画課長、総務部防災課長、都市整備部都市計画課長の職にある者とする。

2 前項に掲げる者のほか、本部長は、必要があると認めるときは、区職員のうちから本部員を指名することができる。

（部）

第6条 条例第8条第1項に規定する部の名称及び分掌事務は、別に定める。

（復興対象地区の指定の基準）

第7条 条例第10条第2項に規定する復興対象地区の指定の基準は、別表のとおりとする。

2 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる地域、地区又は区域内に復興促進地区が存すると

きは、当該復興促進地区を重点復興地区に指定することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第6項に規定する都市計画施設のうち、道路、公園等の基幹的施設が未整備の区域
- (2) 東京都住宅マスタープラン（東京都住宅基本条例（平成18年東京都条例第165号）第17条に規定する東京都住宅マスタープランをいう。）における重点供給地域
- (3) 豊島区基本構想及び豊島区基本計画に則した計画がある地区
- (4) 豊島区都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項の規定に基づき定める区の都市計画に関する基本的な方針をいう。）に則した計画がある地区
- (5) 豊島区街づくり推進条例（平成15年豊島区条例第15号）第7条第1項に規定する特定地区街づくり計画がある地区
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認める地区

（建築行為の届出）

第8条 条例第15条第1項の規定による建築行為の届出は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する確認の申請をしようとする日から30日前までに、建築行為届出書（別記第1号様式）により行わなければならない。

（地域復興組織の認定）

第9条 区長は、条例第17条に規定する団体のうち、次の各号に掲げる要件を満たす団体を、地域復興組織として認定することができる。

- (1) 地域協働復興に関する活動を目的とすること。
 - (2) 団体の活動を行う区域（以下「地域協働復興区域」という。）が定められていること。
 - (3) 主たる構成員が地域協働復興区域内の住民等（居住者、土地又は建物に関し権利を有する者及び事業活動又は公益的な活動を行う団体等をいう。以下同じ。）であること。
 - (4) 前号に規定する住民等のほか、団体の活動において、地域協働復興区域内に通勤又は通学する者の参加の機会が保障されていること。
 - (5) 名称、目的、代表者その他必要な事項を記載した規約を定めていること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める要件を満たしていること。
- 2 地域復興組織として認定を受けようとする団体は、地域復興組織認定申請書（別記第2号様式）を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定による申請があった場合は、その適否を審査し、地域復興組織として認定することが適当又は不適当と認めたときは、地域復興組織認定・不認定通知書（別記第3号様式）により当該申請をした団体に通知するものとする。
- 4 区長は、前項の認定をしたときは、当該認定を受けた団体の名称、目的、代表者及び地域協働復興区域を公表するものとする。

（地域復興組織の取消し）

第10条 区長は、地域復興組織が前条第1項各号に規定する要件を欠いたときその他区長が引き続き地域復興組織として認定することが適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

- 2 区長は、前項の規定により認定を取り消したときは、地域復興組織認定取消通知書（別記第4号様式）により当該認定を取り消した団体に通知するとともに、当該認定を取り消した団体の名称、目的、代表者、

地域協働復興区域及び当該認定を取り消した理由を公表するものとする。

（地域復興組織の活動等）

第11条 第9条の規定により地域復興組織として認定された団体は、地域協働復興の活動を通して、次の各号に掲げる内容について検討し、区長に提案することができる。

- （1） 地域協働復興区域内に係る豊島区都市復興基本計画の策定に関すること。
- （2） 地域協働復興区域内における震災復興事業の推進に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、地域協働復興に関すること。

2 地域復興組織は、地域協働復興の活動に対して、区長に必要な支援を求めることができる。

（提案の尊重）

第12条 区長は、地域復興組織から前条第1項第1号に掲げる事項に関して提案を受けたときは、当該提案を尊重し、豊島区都市復興基本計画に反映するよう努めるものとする。

（地域復興組織への支援）

第13条 区長は、地域復興組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、専門家の派遣等その他必要な支援を行うよう努めなければならない。

（委任）

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇用語解説◇

解説用語一覧

あ行

- 一時提供住宅
- 応急仮設住宅
- 応急危険度判定
- 応急修理（災害救助法に基づく）
- 応急的な住宅

か行

- 家屋被害概況調査
- 家屋被害状況調査
- 既存不適格建築物
- 救援センター運営調整会議
- 居住安定支援制度（被災者生活再建支援法に基づく）
- 居住環境整備事業（豊島区）
- 区市町村震災復興標準マニュアル
- グループホーム
- 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）
- 建築制限
- 公的被害認定調査
- コーポラティブハウジング
- コレクティブハウジング

さ行

- 災害対策本部
- 市街地再開発事業
- 事業用仮設建築物
- 時限的市街地
- 住宅市街地総合整備事業密集住宅市街地整備型（旧称 密集住宅市街地整備促進事業）
- 自力仮設住宅
- 震災復興基金
- 震災復興ランドデザイン
- 震災復興訓練
- 震災復興計画
- 震災復興方針
- 震災復興本部

た行

- 地域協働復興
- 地域復興組織（復興まちづくり協議会）

- 地域防災計画
- 地区計画
- 東京都震災復興マニュアル（プロセス編）（復興施策編）
- 都市計画マスタープラン
- 都市復興基本計画
- 都市復興基本方針
- 都心共同住宅供給事業
- 土地区画整理事業

は行

- 被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法
- 被災市街地復興推進地域
- 被災市街地復興特別措置法
- 「被災者生活再建支援金」
- 被災者生活再建支援法
- 被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）
- 被災宅地危険度判定調査
- 被災度区分判定調査
- 復興基金
- 復興公営住宅／その他公的住宅
- 復興事業計画
- 復興地区区分
- 復興本部
- 復興まちづくり
- 復興まちづくり協議会
- 復興まちづくり計画

や行

- 優良建築物等整備事業

ら行

- り災証明書

あ行

- 一時提供住宅
公営住宅空き室の一時使用や民間賃貸住宅等を借り上げて、災害救助法の応急仮設住宅として提供する住宅。

○応急仮設住宅

災害救助法に基づき、震災により住家を失い、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に対して供与する住宅のことである。

○応急危険度判定

被災建築物の余震等による倒壊や落下物等から生じる二次災害を防止するため、被害状況を調査し、余震等による危険の程度を判定し、専門的知見を有する「応急危険度判定員」により赤（危険）・黄（要注意）・緑（調査済）のステッカーで表示を行う。

○応急修理（災害救助法に基づく）

災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半焼又は半壊した「自ら修理する資力がない世帯」について、知事が必要と認めるものを対象に実施する居住に必要な最小限（居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことができない部分）の応急修理をいう。近年の災害では要件が緩和される例もある。

○応急的な住宅

応急仮設住宅、一時提供住宅など災害救助法などにより被災者に提供される住宅の総称。

か行

○家屋被害概況調査

被災直後から災害対策本部に集積する情報、被災現地からの概略の被災状況報告等を基に被害の概況を把握する調査。調査結果は、建築制限（建築基準法第 84 条）の区域指定や被災市街地の復興計画検討等の基礎資料となる。

○家屋被害状況調査

災害対策基本法第 53 条により区市町村が都道府県に報告する被害の程度のうち、住家の被害に関する事項（全壊全焼、半壊半焼等区分別の棟数、これらの住家に居住していた者の人員及び世帯数）及び非住家の被害に関する事項（全壊全焼・半壊半焼等区分別の棟数）を把握するための調査をいう。被災地区内の全建物を外観調査で行う。本調査は、都市復興（街区別被害度分布図等の作成等）住宅復興（住宅被害戸数・世帯数調査）、生活復興（り災証明発行のための

一次調査）などとして基礎となる調査である。

○既存不適格建築物

建築基準法や条例の施行、適用の際、現に存在する建築物で、建築後の法改正や都市計画の変更等により現行の規定に適合しなくなった建築物のこと。接道不備や指定容積率・日影オーバーなどが代表的であり、被災して再建しようとする場合、同様なものは再建築できない。法令の弾力的活用や共同化協調化支援などで対応する。

○救援センター運営調整会議

豊島区では、震災時における地域の防災活動の拠点として区立の小中学校等 36 箇所を「救援センター」に指定している。各救援センターでは災害時に、情報の伝達、給食・給水、医療救護などの応急活動を実施し、住居を喪失した被災者に宿泊のための避難所となる。この運営にあたって区・学校・地域防災組織からなる会議を設けている。

○居住安定支援制度（被災者生活再建支援法に基づく）

被災者生活再建支援法は、災害により生活基盤に著しい被害を受け、かつ、経済的理由等によって自立した生活の再建が困難なものに対し、都道府県が拠出した基金から被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めた法律。平成 8 年議員立法で成立した。

住家が全壊した世帯に対し、生活必需品や引越し費用として「被災者生活再建支援金」最高 100 万円支給、平成 16 年 3 月には法の一部が改正され、被災家屋のがれき撤去費用や住宅ローン利子等として最高 200 万円が支給される「居住安定支援制度」が創設された。

○居住環境整備事業（豊島区）

豊島区で行っている、十分な基盤整備がなされずに木造老朽住宅等が密集して立地している地区を対象として、老朽住宅の建て替えの促進と公共施設の総合的な整備を行い、住環境の改善を図ることを目的とする事業。

平成 22 年度段階の事業地区は「東池袋 4 丁目・5 丁目地区」「上池袋地区」「池袋本町地区」の計 3 地区で、国の「住宅市街地総合整備事業」、

東京都の「木造住宅密集地域整備促進事業」等を適用し、用地取得による道路や広場・公園の整備、老朽住宅の建替助成、住民のまちづくり活動の支援等の事業を実施している。

○区市町村震災復興標準マニュアル

東京都が、東京都震災復興マニュアルに即して、区市町村が共通して行うべき復興の手順を示したもの。平成 21 年 3 月に都が定め区市町村に提示した。

○グループホーム

介護が必要な認知症のお年寄りが小人数でスタッフと一般の住宅で共同生活を営みながら、認知症の緩和を促すことを目的とした介護施設のこと。阪神・淡路大震災等の仮設住宅や復興公営住宅の一部に取り入れられた。なお、知的や身体、精神などの障害者の分野においてもグループホームと呼ばれる施設がある。

○激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）

災害のうち、その規模が特に甚大であり国民生活に著しい影響を与えたものに対して、地方公共団体（都道府県・市町村）及び被災者に対する復興支援のために国が通常を超える特別の財政援助または助成を行う事を目的とした法律。昭和 37 年制定。この適用によって様々な施設等の災害復旧やがれき処理に対する自治体の財源負担が軽減される。

○建築制限

市街地が災害にあった場合に計画的な都市復興を推進するため、区域を指定し、その区域内における建築物の建築を制限し、又は禁止すること。

＜第一次建築制限＞建築基準法第 84 条においては、特定行政庁が、災害が発生した日から最大 2 か月の期間について建築制限が実施できる。

＜第二次建築制限＞被災市街地復興特別措置法第 7 条で、都市計画で定めた被災市街地復興推進地域に対して同じく 2 か年の建築制限が実施できる。制限内容は、開発規模などもあるが、自己の居住や業務用で、地階を有しない階数が 2 以下、構造が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造等で容易に移転や除却することができ

る建築物は許可される。

○公的被害認定調査

り災証明書発行のために行政が行う調査で、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「一部損壊」「全焼」「半焼」等に区分される。一次調査（「家屋被害状況調査」参照）の被災者が同意しない場合は、二次調査など再調査が実施される。

○コーポラティブハウジング

住宅を取得したいと考える人たちが集まり、建築計画を立案して建てる集合住宅。阪神・淡路大震災の住宅復興における共同化の一つの手法として取り組まれた。

○コレクティブハウジング

複数の世帯が、ダイニングキッチンや庭などを共用し、相互に交流し、支え合う生活を営むための住宅。戸建住宅群、集合住宅、タウンハウスなどの様々な居住形態をとる。被災高齢者等の住まいのあり方と関連して阪神・淡路大震災以後、急速に関心が高まった。

さ行

○災害対策本部

災害対策基本法第 23 条に基づき、大規模な災害が発生し、また、発生するおそれがあると認めた場合に、災害対策活動の推進を図るために区長が設置する組織。

○市街地再開発事業

市街地の復興に係る事業の一つ。都市再開発法に基づき、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、公共施設の整備、建築物及び建築敷地の整備などを行う事業である。事業地区内の権利者の権利の処分方法の違いによって、第一種市街地再開発事業（権利変換方式）と第二種市街地再開発事業（管理処分方式）とに区分される。

○事業用仮設建築物

小売市場や商店街、地場産業地の復興に際して迅速に事業が再開できる場の確保が重要になる。土地区画整理事業や市街地再開発事業を行う場合、従前あった店舗や住宅用に仮設する建

築物や国等が行う産業施設への支援措置を使って、共同仮設店舗や共同仮設作業所を確保する。

○時限的市街地

被災住民が地域にとどまって復興を円滑に進めることを目的に、できるだけ地域内またはその至近で、仮設の住宅、店舗や事業所を設置し、残存建築物を利用しながら、暫定的につくる市街地。

○住宅市街地総合整備事業密集住宅市街地整備型（旧称 密集住宅市街地整備促進事業）

市街地の復興で活用される手法の一つ。老朽木造住宅が多く、公共施設が不足している密集市街地において、老朽住宅の除却や建替促進、道路・公園などの公共施設整備等住環境整備を総合的に進める事業で、法令に基づかない。

○自力仮設住宅

個人の資力により建設した臨時的な住宅等という。

○震災復興基金

→復興基金の項参照

○震災復興グランドデザイン

東京都が、震災の後、迅速かつ計画的な復興が図れるよう、平成 13 年 5 月に作成した広域復興計画のモデルプラン。

○震災復興訓練

甚大な被害をうけた状況を想定して、参加者が、被災後の復興の進め方を模擬体験する訓練。東京都では行政職員による訓練が平成 9 年から、区部では地域住民と行政が協働しての訓練が平成 15 年から始まった。災害後の時間的経過に即して被害イメージづくり、復興課題検討、時限的市街地、復興ビジョン検討など連続ワークショップとして取り組まれることが多い。

○震災復興計画

多岐にわたる復興対策を迅速かつ総合的効果的に実施していくための計画。基本理念、基本方針や目標、計画期間、対象区域、施策体系、分野別復興計画等で構成される。復興のためのマスタープランである。

○震災復興方針

復興を進める上で基本となる基本理念、復興の目標や基本的方向性などを提起したもの。迅速であることとともに、被災住民が復興の意欲を持ち区民が共感できるものであることが重要である。

○震災復興本部

→復興本部の項参照

た行

○地域協働復興

被災後において区民が相互に協力し、事業者等、ボランティア、区、国及び都などとの協働により、自主的に自らの生活の再建や居住する地域の復興を進めること。

○地域復興組織（復興まちづくり協議会）

地域協働復興を進めるため、区民等が主体的に参画し復興に取り組む住民組織。地域復興組織の中で、市街地の復興にあたり復興提案づくり等の協議を行うものを「復興まちづくり協議会」と称する。条例に基づいて、一定の要件がある団体を区長が「地域復興組織」として認定することで、専門家の派遣・運営費助成等支援が受けられる。

○地域防災計画

災害対策基本法第 40 条に基づき、都道府県や市町村の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。防災施設の新設又は改良、調査研究、教育及び訓練など災害予防、情報の収集・伝達、予警報の発令・伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生等の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項を定めることになっており、近年復興に関する記述も増加している。

○地区計画

市街地の復興に係る手法の一つ。都市計画法に基づき、一定の範囲の地区について、道路、公園等の配置や建築物の用途・形態等についてよりきめ細かい規制・誘導を行う制度。

○東京都震災復興マニュアル（プロセス編）（復興施策編）

阪神・淡路大震災における教訓や検証を踏まえ、東京都が策定した震災復興の手引き書。平成9年都市復興マニュアルから始まり、平成15年3月に、行政担当者向けの復興事務の手引き書である「復興施策編」と、被災者の行動指針となるよう地域力を活かした復興を行うための仕組みを提案した「復興プロセス編」の2冊ができた。

○都市計画マスタープラン

都市計画法第18条の2に基づいて、市区町村が自ら定める「市区町村の都市計画に関する基本的な方針」の別称である。この都市計画マスタープランは、住民の意見を反映させて、都市の将来ビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、整備課題に応じた整備方針、地域の都市生活、経済活動等を支える諸施設の計画等を総合的に定めるものである。課題別計画では「都市防災の方針」を定めている例は多いが、今後「都市復興」についても明記されることが望まれる。

○都市復興基本計画

都市計画や市街地整備に係る分野の復興計画であり、都市復興基本方針の考え方を踏まえて、行政が取り組む具体的な復興施策を体系的に整理したものである。当初は「骨子案」として復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針、市街地の復興方針を作成し、その後、復興まちづくりの動向を踏まえた上で計画案を作成することを想定している。

○都市復興基本方針

被災者の生活再建や市街地の復興など、都市の復興に関する行政の基本的な考え方を区民に提示するものであり、その後、復興のための各種施策を展開するにあたっての指針となる。

○都心共同住宅供給事業

都市及び住宅復興で活用できる事業の一つ。大都市法（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法）に基づき、都心の地域及びその周辺の地域において、一定の要件を備えた共同住宅供給事業に対して補助

等を行うことで良質な中高層共同住宅の供給を促進し、都心居住の回復、推進を図る事業。

○土地区画整理事業

市街地の復興に係る事業の一つ。土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行う、土地の区画形質や公共施設の整備に関する事業である。土地の所有者から土地の一部を提供してもらい（減歩）、道路、公園などの公共施設用地を整備し、宅地の形を整えて交付する（換地）方式をとる。

被災市街地復興推進地域内では「市街地復興土地区画整理事業」として要件緩和等がある。

は行

○被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法

大規模な災害によって区分所有建物が全部滅失した場合に、政令施行の日から3年以内に、敷地共有者等が集会を開き、敷地共有持分等の価格の割合による議決権の4/5以上の多数決で再建できることを定めた法律。また、政令の日から1年を経過した後、復旧又は建替え決議が行われないときに区分所有者が、他の区分所有者に対して建物・敷地に関する権利の買取請求権を行使できる。

なお「区分所有法」、「マンション建替え円滑化法」による再建方法もある。

○被災市街地復興推進地域

被災市街地復興特別措置法第5条において、大規模な災害により建築物の集中的な被害を受けた区域については、緊急かつ健全な復興をすることが必要であること、また、放置しておけば再び災害に対してぜい弱な市街地が形成されるおそれがあることから、都市計画で被災市街地復興推進地域を指定することができるとしている。指定された地域においては、同法第7条により必要最小限以外の建築行為等は制限が適用される。

○被災市街地復興特別措置法

平成7年阪神・淡路大震災を受けて、大規模な災害が発生した市街地の復興に関する都市計画の基本的な制度を確立するため、平成7年2

月に公布施行された。大規模な災害を受けた市街地に対して、発災の日から最長 2 年の建築制限ができる被災市街地復興推進地域の指定が盛り込まれたこと等が挙げられる。

○「被災者生活再建支援金」

→居住安定支援制度の項参照

○被災者生活再建支援法

→居住安定支援制度の項参照

○被災者生活実態調査（兼地域福祉需要調査）

被災者を対象に当面の生活困窮状況を把握し適切な支援策を検討するために区が行う調査で、避難所や応急的な住宅等への聞き取り調査が基本となるが、遠隔地に移動した被災者についても所在地を把握し調査を行う。同時に要援護者を対象に、地域福祉需要調査を、保健所職員、民生委員、ヘルパー等によって実施し、福祉ニーズを把握する。

○被災宅地危険度判定調査

擁壁や法面を含む宅地の余震や降雨による崩壊危険を判定し、結果を表示する調査。専門的知見を持つ判定士が実施する。

○被災度区分判定調査

被災建物の所有者がその建物の長期継続使用の安全性（どの程度の修復・補強が必要か、取壊しが必要か）について判定する調査であり、建築構造に関する専門家により実施する。公共建築物については、建物所有者の責務として実施するとともに、その後の応急・復旧活動の拠点としての使用の可否判断にも役立てる。

○復興基金

公的復興施策を補完し、被災者の救済や自立支援のため、また総合的な復興対策を長期的安定的機動的に進めるために設立される基金。義援金や地方公共団体の出捐金貸付金を財源に、条例又は財団法人として設立される。阪神・淡路大震災（運用財産 8,800 億円）、中越地震（3,000 億円）等で多様な分野での復興を支援した。

○復興公営住宅／その他公的住宅

仮設住宅瑕疵法の段階でも自力で住宅を確保できない被災世帯に対して供給される公営住宅法に基づく住宅（新規整備、民間住宅借り上げ等）で、家賃軽減措置がある。

公的住宅は、民間住宅等を活用して被災者への住宅供給を行うもので、特定優良賃貸住宅（家賃軽減、低利融資等）、再開発系住宅（従前居住者向け）などが該当する。

○復興事業計画

震災復興事業は、震災により重大な被害を受けた市街地の復興を図るため計画的に市街地整備を行う事業。事業毎に事業計画を策定する。土地地区画整理事業、市街地再開発事業では、施行地区、設計の概要、事業施行期間、資金計画等について示す。実施する手法によって異なるが、いずれの事業手法においても、計画策定にあたって地区住民との十分な協議を行う必要がある。

○復興地区区分

被災市街地の復興を被害の程度及び都市基盤整備状況などに応じて計画的に進めるために、区が条例に基づいて復興対象地区を区分したもので、4 区分ある。

①重点復興地区

被災が集中的に発生し、かつ、都市基盤が未整備の地区で、計画的な復興を図るために建築制限を実施し、抜本的な都市改造事業を行う必要がある地区をいう。

②復興促進地区

「重点復興地区」と「復興誘導地区」の中間に位置付けられ、一部地区で抜本的な都市改造事業を実施し、その外では自力再建型の復興を進めることが適切と考えられる地区をいう。

③復興誘導地区

被災が散在的な地区で、主として個々の家屋の更新（自力再建）によって復興を図ることが適切と考えられる地区をいう。

④一般地区

被害がほとんど見られない地区をいう。

○復興本部

対策が多岐にわたる復興計画の策定や各種復興事業を総合的かつ迅速に実施するため、関連

部局の担当で構成する庁内における復興に関する統括、調整組織で、条例に基づいて設置する。復旧・復興に係る各種調査や復興計画の立案、災害対策本部及び国、周辺自治体等との調整などを行い円滑かつ計画的な復興事業を推進する。被災後1週間程度をめどに設置する。

○復興まちづくり

被災市街地において市街地復興を行うにあたって、地区に関連する被災者や地域住民、事業者等の参加を得て、計画の策定や復興事業の推進を図ること。行政と住民が連携・協働して、物的空間的な「街」の整備と生活や産業など「まち」の構築を総合的に進める行為を総称することが多い。

○復興まちづくり協議会

→地域復興組織の項参照

○復興まちづくり計画

「重点復興地区」及び「復興促進地区」に指定された地区ごとに、都市復興の方向性や事業手法を示す計画であり、地区住民と協働して策定する。

や行

○優良建築物等整備事業

都市及び住宅復興で使われる手法の一つ。市街地の環境改善、良好な市街地住宅の供給等の促進を図るもので、法定手続きによらない、国の制度要綱に基づく事業。一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備補助が行われる。

ら行

○り災証明書

被災者に対する税の減免、義援金等の被災者支援にあたって「被災した事実を証明」するもので、区市町村の防災に関する事務の一環（法令上の規定はない）として行われる。東京区部では、火災被害については東京消防庁が、それ以外については区が発行する。

（出典）用語説明を作成するにあたり、以下の報告書を参照した。

- ・東京都「震災復興マニュアル」平成15年3月
- ・東京都「震災復興マニュアル 復興プロセス編」平成15年3月
- ・内閣府「災害復旧・復興施策の手引き」平成17年3月

豊島区震災復興マニュアル

資 料 編

平成 2 5 年 3 月

《編集・発行》豊島区 総務部 防災課
都市整備部 都市計画課

〒170-8422 東京都豊島区東池袋 1-18-1

Tel 03-3981-1111（代表）